

コートジボワール共和国
北部行政機能に係る情報収集・確認調査
中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための
人材育成プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成25年9月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

基盤
JR
13-225

コートジボワール共和国
北部行政機能に係る情報収集・確認調査
中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための
人材育成プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成25年9月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

序 文

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、コートジボワール共和国北部の行政機能の回復状況を把握し、持続的かつ安定した行政サービス提供能力を確立するための課題抽出、及び事業実施に必要な基礎情報を収集し、JICA の支援の方向性を明らかにすることを目的に、2012年11月25日～12月4日までの10日間にわたり、情報収集・確認調査を現地に派遣しました。

同調査の結果も踏まえ、日本国政府はコートジボワール共和国政府の要請に基づき「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」の実施を決定し、JICA がこのプロジェクトを実施することといたしました。

プロジェクトの開始に先立ち、本プロジェクトを円滑かつ効率的に進めるため、2013年5月27日～2013年6月16日までの21日間にわたり、JICA 経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課長 紺屋 健一 を団長とする詳細計画策定調査団を現地に派遣しました。調査団は、技術協力プロジェクトに係る要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、詳細な協力計画を策定し、同内容を本プロジェクトに関するミニッツ（M/M）に取りまとめました。また、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、分析を行いました。

本報告書は、情報収集・確認調査及び詳細計画調査の結果を取りまとめるとともに、引き続き実施を予定しているプロジェクトに資するためのものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 25 年 9 月

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部長 三浦 和紀

目 次

序 文
目 次
地 図
写 真
略語表

第1章 情報収集・確認調査の概要	1
1-1 背景及び目的	1
1-2 日程及び主要面談者	1
1-3 調査団員	4
1-4 調査結果概要	5
1-4-1 地方開発・行政の現状	5
1-4-2 平和構築	7
1-4-3 保健	9
1-4-4 給水	12
第2章 詳細計画策定調査の概要	19
2-1 背景	19
2-2 目的	19
2-3 日程及び主要面談者	20
2-4 調査団員	23
2-5 協議結果	23
2-5-1 プロジェクト実施の目的、留意事項	23
2-5-2 実施体制	25
2-6 団長所感	25
第3章 協力対象地域の概要	29
3-1 中部・北部の概況	29
3-1-1 行政区	29
3-1-2 人口・人口密度	29
3-1-3 貧困率	30
3-2 ベケ (Gbéké) 州の概況	32
3-2-1 自然状況	32
3-2-2 行政区	32
3-2-3 州都 Bouaké	32
3-2-4 民族	32
3-2-5 歴史・内戦の影響	33
3-2-6 人口・人口密度	33

3-2-7	村・町	34
第4章	地方行政	36
4-1	地方行政システムの枠組みと実状	36
4-1-1	地方行政の監督機関	36
4-1-2	地方行政システムの全体構造	36
4-1-3	地方行政制度の歴史	37
4-1-4	地方分散行政	39
4-1-5	地方分権行政	42
4-1-6	地方分散行政と地方分権行政の調整と役割分担	48
4-2	予算・徴税システム	48
4-3	地方開発計画の実態	49
4-4	地方行政サービスの実態と課題	51
4-4-1	地方自治体の職員数	51
4-4-2	地方自治体の組織構成	53
4-4-3	地方自治体の行政サービス	54
4-5	地方行政機関の能力強化の課題	55
4-6	他ドナー、国際機関等の協力概要	56
4-6-1	フランス開発庁（AFD）	56
4-6-2	世界銀行（WB）	57
4-6-3	国連開発計画（UNDP）	57
4-7	本プロジェクトにおける地方行政サービス強化支援の方向性	58
4-7-1	プロジェクト実施体制に係る提案	58
4-7-2	プロジェクト実施上の留意点	58
第5章	地方給水	60
5-1	上位計画	60
5-2	地方給水実施体	62
5-2-1	経済インフラ省（MIE）	62
5-2-2	国家給水委員会（ONEP）	63
5-2-3	地方水利局（DTH）	64
5-2-4	地方行政	65
5-3	地方給水の現状と課題	66
5-3-1	地方給水の現状	66
5-3-2	政府の自己資金によるHV給水施設改修プロジェクト	70
5-3-3	地方給水の課題	71
5-4	ベケ（Gbéké）州における地方給水の現状と課題	73
5-4-1	Gbéké州における地方給水の現状	73
5-4-2	現場視察	73
5-4-3	Gbéké州における地方給水の課題	75

5-5	他ドナー、国際機関、NGO等の動向	77
5-5-1	国連児童基金（UNICEF）	79
5-5-2	欧州共同体（EU）	79
5-5-3	その他	79
5-6	パイロット事業候補の提案	80
5-6-1	パイロット事業の基本方針（案）	80
5-6-2	パイロット事業の内容	81
5-6-3	パイロット事業（ハード面：HV給水施設の改修・建設）のプロセス	84
5-6-4	パイロット事業の留意点	88
第6章	教育	89
6-1	ベケ（Gbéké）州の教育課題・ニーズ	89
6-2	ベケ（Gbéké）州行政機構と現在の取り組み	89
6-2-1	Gbéké州の教育行政機構	89
6-2-2	学校運営の現状	90
6-3	教育分野におけるJICAのパイロット活動案	91
第7章	平和構築	93
7-1	紛争の背景	93
7-2	2002年に勃発した紛争の特徴とそれによるベケ（Gbéké）州への影響	93
7-3	現状	95
7-4	プロジェクト実施上の留意点	97
第8章	協力概要	99
8-1	プロジェクトの概要	99
8-1-1	プロジェクト枠組みの特徴	99
8-1-2	プロジェクトサイト（プロジェクト対象地）	100
8-1-3	プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）	101
8-1-4	協力期間	101
8-2	プロジェクトの内容	101
8-2-1	上位目標	101
8-2-2	プロジェクト目標	101
8-2-3	成果及び活動	101
8-3	投入	103
8-3-1	日本側	103
8-3-2	コートジボワール側	104
8-4	前提条件及び外部条件	104
8-4-1	前提条件	104
8-4-2	外部条件	104

付属資料

1. M/M/R/D (仏語署名版・英語版)	109
2. 議事録	151
3. ベケ州新規給水施設需要サイト情報	209
4. UNICEF 給水プロジェクト・サイト	212
5. 収集資料リスト	216

写

真



ベケ州小学校。雨漏り箇所を避けて机を配置



国家給水委員会（ONEP）との協議



地方水利局（DTH）ブアケ支部



現場踏査：Brobo 市 Akroubangbokro 村
満タンになった盥を頭に載せて帰る。
水汲みは女性の仕事。



現場踏査：Brobo 市 Takikro 村
5 年前に干上がった井戸。
それ以来、村に水源はない。



現場踏査：Sakassou 市 Kahakro 村
住民集会：給水への関心は高い。

略 語 表

略称	正式名称	和名
AFD	Agence Francais de Développement	フランス開発庁
AfDB	(英) African Development Bank (仏) Banque Africaine de Développement (BAD)	アフリカ開発銀行
BNI	Banque Nationale d'Investissement	国家投資銀行
CHU	Centre Hospitalier Universitaire	大学病院
COGES	Comité de Gestion des Etablissements Scolaires Publiques	学校運営委員会
C/P	Counterpart	カウンターパート
CSC	Centre de Santé Communautaire	コミュニティ型保健センター
CSR	Centre de Santé Rural	農村型保健センター
CSU	Centre de Santé Urbains	都市型保健センター
DAAF	Direction des Affaires Administratives et Financières	財務管理部（経済インフラ省）
DDEN	Direction Départementale de l'Education Nationale	県教育局
DDR	Disarmament, Demobilization and Reintegration	武装解除・動員解除・社会復帰
DDS	Direction Départementale de la Santé	県保健局
DGDDL	Direction Générale de la Décentralisation et du Développement Local	地方分権化・地方開発総局
DGIHH	Direction Générale des Infrastructures de l'Hydraulique Humaine	水総局
DHRP	Direction de l'Hydraulique Rurale et Périurbaine	村落・都市周辺部水利局
DREN	Direction Régionale de l'Education Nationale	州教育局
DRENET	Direction Régionale de l'Education Nationale et de l'Enseignement Technique	国民教育・技術教育地方局
DRS	Direction Régionale de la Santé	州保健局
DTH	Directions Territoriales de l'Hydraulique	地方水利局
EU	(英) European Union (仏) Union Européenne	EU（欧州連合）
FAS	Fonds d'Actions Sanitaires	保健活動基金
FCFA	Franc Communauté Financière Africaine	セーファーフラン（通貨単位）
FN	Forces Nouvelles	新勢力
FPI	Front Populaire Ivoirien	イボワール人民戦線党
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
HV	Hydraulique Villageoise	人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設（レベル1）

HVA	Hydraulique Villageoise Améliorée	小規模管路系給水施設（レベル2）
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
IEC	Information, Education et Communication	情報・教育・コミュニケーション
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境調査
IEP	Inspection de l'Enseignement Primaire	初等教育視学官事務所
INFAS	Institut National de Formation des Agents de Santé	保健人材養成校
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
KfW	Kreditanstalt fur Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫
MDGs	(英) Millenium Development Goals (仏) millénaire pour le développement	ミレニアム開発目標
MdS	(仏) Ministère de la Santé (英) Ministry of Health	保健省
MEMIS	(仏) Ministère d'État, Ministère de l'Intérieur et de la Sécurité (英) Ministry of Interior	内務省
MEMPD	(仏) Ministère d'Etat, Ministère du Plan et du Développement (英) Ministry of Plan & Development	計画・開発省
MENET	(仏) Ministère de l'Education Nationale et de l'Enseignement Technique	国民教育・技術教育省
MIE	(仏) Ministère des Infrastructures Economiques	経済インフラ省
NGO	(英) Non Govenmental Organization/ (仏) Organisation non Gouvernementale	非政府組織
O&M	Operation and Maintenance	運営・維持管理
OJT	On-the-Job Training	実地研修
ONEP	Office National de l'Eau Potable	国家給水委員会
ONUCI	Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire	国連コートジボワール活動
PDCI	Parti Démocratique de Côte d'Ivoire	コートジボワール民主党
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PHAM	Programme d'Hydraulique et d'Assainissement pour le Millénaire	—
PNHV	Programme National d'Hydraulique Villageoise	全国村落給水計画

PO	Plan of Operations	活動計画
PRSHV	Programme de Restructuration du Secteur de d'Hydraulique Villageoise	井戸施設再整備計画
PRSP	(英) Poverty Reduction Strategy Paper (仏) Documents de Stratégie pour la Réduction de la Pauvreté (DSRP)	貧困削減戦略ペーパー
PSP	Pharmacie de Santé Publique	公衆衛生医薬品局
RDR	Rassemblement des Républicains	共和連合党
SODECI	Société de Distribution d'Eau de la Côte d'Ivoire	コートジボワール水道供給株式会社
SV	(英) Supervisor (仏) Superviseur	スーパーバイザー
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
ToT	Training of Trainers	トレーナー研修
TWG	Technical Working Group	テクニカルワーキンググループ
UNDP	(英) United Nations Development Programme (仏) Programme des Nations Unies pour le Développement (PNUD)	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	(英) United Nations Children's Fund (仏) Fonds des Nations unies pour l'enfance	国連児童基金
WADB	(英) West African Development Bank (仏) Banque Ouest Africaine de Développement (BOAD)	西アフリカ開発銀行
WASH Program	Water, Sanitation and Hygiene	WASH プログラム (UNICEF の衛生プロジェクト)
WB	(英) World Bank (仏) Banque Mondiale (BM)	世界銀行
WHO	(英) World Health Organization (仏) Organisation Mondiale de la Santé (OMS)	世界保健機関

第1章 情報収集・確認調査の概要

1-1 背景及び目的

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」と記す）は、独立以降、安定的な政権運営の下、カカオ、コーヒー、天然ゴムなどの輸出や運輸交通・貿易により、高い経済発展を遂げ地域の経済大国となったが、90年代後半に始まった政治的混乱は、2002年に内戦に発展し、国が南北に分断される事態となった。北部では、2008年まで地方司令官（コムゾン）が確立した権益・支配構造が存続し、行政サービスは機能不全となり、コートジボワールの構造的な問題であった南北格差が拡大した。

2010年の大統領選挙後内戦化し、最終的には政治的合意ではなく武力による終結となった。その後、一連の民主化プロセスを経て、情勢及び国の経済状況は回復の兆しをみせている。

南北分断時の権益・支配構造の一部は依然として残存し、この構造の解体や国家の行政機能の一元化及び地方行政の機能回復、法と秩序の確立が、北部の安定の鍵を握るといわれている。中長期的にみても、構造的な問題である南北格差の解消は国家の安定にとって重要な課題である。

以上の背景から、北部の行政機能の回復状況を把握し、持続的かつ安定した行政サービス提供能力を確立するための課題抽出及び事業実施に必要な基礎情報を収集し、今後のJICAの北部行政機能強化支援の方向性を明らかにすることを目的に本調査を実施した。

1-2 日程及び主要面談者

主な日程は以下のとおり。

11月25日（日）	アビジャン（Abidjan）到着
11月26日（月）	計画・開発省（MEMPD）、経済インフラ省（MIE）、保健省（MoH）、内務省（MEMIS）など
11月27日（火）	経済インフラ省（道路局）、保健人材養成校（INFAS）、国連コートジボワール活動（ONUCI）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、世界保健機構（WHO）、国連人口基金（UNFPA）など
11月28日（水）	ブアケ（Bouaké）へ移動 県知事表敬、及び県知事事務所 ONUCI Bouaké 事務所
11月29日（木）～ 11月30日（金）	Bouakéにて調査（現場視察、各セクター州/県出先、国際機関、非政府組織（NGO）など
12月1日（土）	Abidjanへ移動、団内協議
12月3日（月）	各省調整委員会
12月4日（火）	MEMPD 協議等 MEMIS 報告 大使館報告

主要面談者については、以下のとおり。

(1) コートジボワール政府

1) 内務省 (Ministère d'État, Ministère de l'Intérieur et de la Sécurité : MEMIS)

Parfait Gohoudrou	General Director, DIL
Luc Houndje	Deputy General Director, DGDDL
Gbala Gnatok	CT, DGDDL
Dogbo Nalonnon	CT, DGDDL
Allali Konan Stelhanos	CE-DG, DGDDL

2) 計画・開発省 (Ministère d'État, Ministère du Plan et du Développement : MEMPD)

Kouame Koukou Lacina	Deputy Cabinet Director, MEMPD
Famoussa Coulibaly	Cabinet Chief, MEMPD
Meite Nogofema	S/D CCS, MEMPD
Essan Kodia Valentin	Regional Development Director, MEMPD/DGATDI
Mongue Emmanuel	Capacity Building Director, MEMPD/DGDCN
Kouadio Kouadio Joachim	National Capacities Identification Director, DGDCN
Kone Mariatou	Technical Advisor for social issues, PNCS, MEMPD
Kouadio J.	MEMPD/DGDCN, DICN
Kouami N'Guessai	PNCS, Assistant
Traore Clah K. Guy	MEMPD/DGDCN, Sub Director
Poho N. Innocent	MEMPD/DGDCN, Sub Director

3) 保健省 (Ministère de la Santé : MdS)

Prof. Amonkou Antoine	Cabinet Director, Cabinet
Dr Kone Mamadou	C.T., Cabinet
Loukou Dia	Director, DRET
Dr Assaole Nidri David	DSCMP, DSCMP/MdS
Konan Kinassi Laurent	S/D PGC, Human Ressources
Prof. Tiahou G. Georges	S/DRS, DFR
Dr Kouadio Kouakou Anatole	Health Programs Monitoring Sub-Director, DSCMP

4) 保健人材養成校 (Institut National de Formation des Agents de Santé, Abidjan : INFAS Abidjan)

Prof. SESS E. Daniel	Director
Konan Kouame Benoit	Sub-Director
Yougoune Bi Zehoua	Sub-Director
KAH Solanage Oule	Secr.Creu Ex and Cor
Ouaibi Martins	Chef Comm
Djama Laurent	CT Training
Aouro Nestor	IT Chief

5) コートジボワール政府協力運営委員会 (Cooperation Committee)

Doin Doh Urie	MEMIS, Director of Administrative Division
Kacou Mossoun Alcide	MIE/ONEP, Service chief
Gba Gonta	MEMIS, Study Director Assistant
N'Guetta Kadjane Pierre	MEMAE, In charge of studies
Eloi Noel Kouassi	MENET Cabinet, In charge of studies
Mongue Emmanuel	MEMPD/DGDCN, DRCN
Dagcoha Clarisse	MIE, In charge of studies
Assaole Nidri David	MSLS/DSCMP, Director of SCMP
Menzan Aaingra Prince FL	MEMAE/AMO, In charge of studies
Djedje Franck Herve	MPMEF, Service chief
Dago Simon	MPMEF, C.E
Creppy Francis	MENET (BEP), Administrative Management
Ackoun Honore	BEP/MEN, Technical Engineer
Gauze Andre Philippe	MEMAE/AMO, S/D ASIE

(2) コートジボワール政府関係者 (Bouaké)

1) Bouaké 県事務所

Coulibaly Adjara Marie	Prefecture (州/県知事)
Djane Lornj	Sous-Prefet (郡知事)
Kouadio Jules	Cabinet Director
Kekemo Daniel	Bouaké General Director 1
Karou Rogatien	Bouaké SG 1
Aboudramane Ouattara	NGO Focal Point
Traore Tiegoue	Bouaké General Director 2
Irie Ya Marius	Coordinator

2) 州経済インフラ局 (道路、水利)

Coulibaly Seydou	DTH, Director
Kouakou K. Jules	Agent DTH, Agent
LOUKOU Marcellin	Agent DTH, Agent
Lhasseni Konake	Economical Infrastructures Regional Direction, Director
Behiblo Oka	SODECI, Technical Responsible

3) Bouaké 中央病院

Toure Vamara	CHU Bouaké, SCRIP
Gala Frederic	SIDMGP

4) 州計画・開発局 [ベケ (Gbéké) 州] Regional Direction of Plan and Development

OYOU Gnangoran Benjamin	MEMPD/DRP
ESSAN Kodja Valentin	MEMPD/DDR
MONGUEE Emmanuel	MEMPD/DGDCN/DRCN

OUATTARA Bassoulamana MEMPD/DR

(3) ドナー関係者

1) 国連コートジボワール活動 (Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire : ONUCI) (Abidjan 事務所) : ONUCI Abidjan

Ndolamb Ngokwey Deputy Special Representative of the Secretary-General

Margarethe Matic Deputy Head Civil Affairs Section

Mituel Corte-Real Coordination and Liaison Officer

2) ONUCI (Bouaké 事務所) : ONUCI Bouaké

Salvator NDABAZERUTSE Public Information Officer (PIO)

SEYDOU Kailou UNPOL

Robert Gaye Child Protection Officer

Mohamed EISSA Human Rights Officer

Pierre Claver Nzeyimana Rule of Law Officer

Kei Tagawa Civil Affairs Officer

Sani Abdoulaye Regional security

Komi M. Afeto Political Affairs, Head of office

Nixon Camilion Rule of Law/Prisons

2) 国際ケア機構 (CARE International Federation) Bouaké 事務所

Coulibaly Losseni Project Manager, CARE

Kouanim Jean-Pierre In charge of program, CARE

Balla M. Sedibe Country Director, CARE

3) セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) Bouaké 事務所

Clement AMANI Area Manager, Center, North and East

Bah KOUASSI Field Manager/Child protection officer

Hassane OUATTARA In charge of protection program

4) ドイツ国際協力公社 (GIZ) Bouaké 事務所

Ableke Michel Financial Advisor

(4) 在コートジボワール日本大使館

胡麻窪 淳志

参事官

1-3 調査団員

調査団員は以下のとおり。

担当事項	氏名	所属	派遣期間
平和構築	土肥 優子	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 経済基盤開発部 平和構築・都市地域開発第二課	11/25-12/6

給水	吉田 克人	JICA ケニア事務所企画調査員	11/24-12/5
保健	安孫子 悠	JICA 人間開発部 保健第二課	11/25-12/1
地方道路	根岸 精一	JICA アフリカ部 アフリカ第四課	11/25-12/10
地方行政/ 調査計画	島田 具子	JICA 経済基盤開発部 平和構築・都市地域開発第一課	11/25-12/6
通訳	ジェバリ・ナシム	日本国際協力センター (JICE)	11/25-12/6

1-4 調査結果概要

1-4-1 地方開発・行政の現状

(1) 地方分権化に係る政策

2012年10月に経済基盤開発部が実施した調査結果のとおり、権限委譲（分散化）及び移譲（分権化）双方を同時に進める移行期の状態にあり、2013年2月23日に実施する地方選挙後、州議会及びコミューン議会に権限移譲を進めるとの説明があった。

権限委譲（分散化）のシステムは以下のとおり。

	行政階層	トップ	配置状況	省庁出先	数	備考
1	ディストリクト (区)	知事 (任命) 国務大臣と同ランク	今後	今後	12 (2 特別区を含む)	2013年2月以降に設置
2	レジオン (州)	州知事 (任命)	○	有	30	
3	デパルトモン (県)	県知事 (任命)	○	有	95	
4	スウプレフェ (郡)	郡知事 (任命)	○	有	497	
5	ビラージュ (村)	村長	○	無	8,000	

権限移譲（分権化）のシステムは以下のとおり。

	自治体階層	配置状況	数
1	レジオン (州)	州議会の議長 (選挙)	31
2	コミューン	市長 (選挙)	197

出典：「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書」より抜粋

ただし実態として州・コミューン議会が開発を先頭に立って進めていくようになるまでには相当の時間がかかるとの意見も複数のドナーや NGO から聞かれた。地方行政機関を対象とする本件では、この動きを注視し、現場での実態を把握しながら柔軟に案件の実施体制を見直せるようにしておく必要がある。

(2) 開発計画策定・行政サービス実施に係る実施体制

行政区分けは上記のとおりだが、セクターによって地方での行政区分けが少しずつ異なっている。内務省 (MEMIS) によれば、将来的には行政区の区分けとセクターごとの地方出先機関の所掌範囲を一致させたいとのことであった。

開発計画については、地方選挙後、州 (Region) レベルの計画を今後策定するとのことであったが、Gbéké 州では既に州開発・計画局が 2002 年以前の計画を更新して提出したとのこと。

予算及び行政サービス監督については、現状では横断的な調整機能はほとんどない。州/県知事が 2~3 カ月に一度セクター担当者を集めて会議を行っている程度。また、州計画・開発局からの聞き取りによれば、開発計画策定のために各セクターの指標を策定しており、そのためセクター間調整を行っているとのことであったが、北部において、現在はほとんど機能していないと思われる。

2002 年までは「地方整備ファンド」という、中央からコミュニティレベルへ直接資金が流れる仕組みがあった。コミュニティが学校や保健センター、給水施設などのニーズに基づいて計画を策定し、一部の資金を負担する (負担率は 10~20%、コミュニティの貧困度によって調整) ことで、中央から資金支援が得られる仕組みで、州計画・開発局が監督・モニタリングや工事の発注・施工監理を各セクターと調整しながら行っていたとのことである。紛争後の復興開発においてはこうした仕組みを活用することで、行政の能力強化につながり、またコミュニティと行政の信頼関係構築を行いながら緊急復興ニーズに対応することができるため、ファンドの再開が望まれる。中央の計画・開発省 (MEMPD) に確認したところ、類似の事業を地方選挙後、州・コミューンの地方自治体を実施させるとのことであり、早期の開始は困難と思われる。

(3) 既存の行政官人材育成プログラムについて

MEMPD が進めている人材育成プログラムについて聞き取りを行った。詳細は以下のとおりであり、資金確保のめどが立っていないプログラムが多いとのことであった。

プログラム	内容	対象	予算	ドナー
開発計画実施のための人材育成	プロジェクト管理、モニタリング・評価、予算確保の方法などの研修	中央・地方の開発計画実施人材	740 百万 FCFA	政府が一部負担。残りはめどが立っていない
経済・ガバナンスの改善	MEMPD の人材の計画策定能力、財務部門の予算計画、予算配分に係る研修	主に計画・開発省人材対象	10 百万 FCFA	African Capacity Building Foundation が支援予定

行政官の社会サービス提供能力向上	住民のニーズ把握や行政官の評価・教育システム構築、全国行政官人材確認調査の実施による再配置など	公務・行政改革省との共同事業	1,515 百万 FCFA	政府が一部負担。残りはめどが立っていない
地方自治体への支援	行政サービス窓口設置、サービス迅速化（ホームページ作成など）、住民サービスマニュアル策定など	地方自治体	430 百万 FCFA	政府が一部負担。残りはめどが立っていない
ディアスポラ（海外へ避難したコートジボワール人）の活用	ディアスポラの帰国支援、投資窓口設置、ディアスポラの能力把握	ディアスポラ	390 百万 FCFA	欧州連合（EU）、スペインが立ち上げについて支援

1-4-2 平和構築

(1) 国全体の状況

1980年代以降の経済危機による貧困層の増加、冷戦後のフランスの政策変更及び国内の民主化に伴う政治環境の変化、初代大統領死去後の権力闘争の激化及び社会的緊張を背景に勃発したコートジボワールの紛争は、二度にわたる和平合意を経て最終的には政治的合意により終結した。しかしながら国家建設のマイルストーンとして注目された選挙結果をめぐって国内は再び内戦状態に陥ったが、最終的には政治的合意ではなく武力によって終結を迎えた。しかも皮肉なことに、ワタラ大統領就任は北部の新勢力（Forces Nouvelles : FN）の武力的支援によるものだったことである。

ワタラ政権樹立から約1年半経過した現在、こうした諸々の背景が影響を与えつつ、新しい国づくりはいくつかの難題に直面している。第一の課題は、バクボ前大統領支持派との関係である。大統領選で敗北したとはいえ45.9%の得票率を得たバクボ前大統領の支持者の声を国政に取り込むことが、国民和解において鍵を握るが、本日に至るまで政治的協議は難航している。イボワール人民戦線（FPI）党はバクボ前政権幹部の釈放を政治参加の条件としているが、国際刑事裁判所（ICC）がバクボ氏の起訴を取り下げる可能性は低い。一方で、バクボ氏ら前政権側幹部に対する司法追及を推し進めるワタラ政権の姿勢に対しては、政治的偏向を指摘する声も上がっている。第二の課題は、与党内の問題である。政治的安定の大前提は、ワタラ大統領と共同歩調をとってきた連立与党、コートジボワール民主党（PDCI 党）と FN の動向であるが、現地関係者の間では最近の与党内の足並みが揃っていない状況が懸念されている。一方で、新政権による国民和解を強く打ち出した国家開発計画の策定、旧反政府勢力による支配構造の解体、紛争の構造的要因のひとつである土地問題解決に向けた取り組みなどは一定の評価を得ているといえる。

(2) 北部地方の状況（正式には中部を含んだ北部）

北部の喫緊の課題は、他の紛争影響地域同様に行政サービスの再構築である。しかしながら北部特有の状況として、都市部、農村部を含めた全域において、約 10 年間弱政府の実効支配が全く及んでいなかったことが挙げられる。2002 年の紛争勃発以降、北部は FN の支配下に置かれたため、住民のみならず、行政、司法、治安関係者を含む公務員が南部へ避難した。その間、旧反政府勢力は、地区ごとに地方司令官（コムゾン）をヘッドとした徴税制度や独自の治安維持体制を構築。公的司法機関は機能停止、教育や保健医療分野では学生らがボランティアとして活動することにより不足した行政サービスの一部を埋めた。2007 年の和平合意を受けて国土分断が解消され行政官が任地に戻り始めたが、2011 年 10 月の大統領就任まではこうした FN による支配構造が存続していたといわれている。これにより、紛争前から存在していた南北の開発格差がより一層拡大した。2012 年 12 月現在の概況は以下のとおり。

1) 比較的安定した域内の政治・治安状況

ワタラ政権の支持基盤が強い北部地域〔北部：ワタラ大統領出身の共和連合（RDR）党、中部：RDR 党と与党連合を組む PDCI 党〕ゆえに、大統領の就任及び政権樹立後は北部域内の政治、治安状況は比較的安定しているといわれ、ワタラ政権樹立後も治安が悪化している西部とは異なる様相を呈している。

現時点での懸案事項は、①FN を支持したにもかかわらず何ら恩恵を受けていないとして現政権に対し不満を抱いている人たちがいること、②共和国軍に統合されなかった FN の戦闘員が、全国で発生している犯罪にかかわっている可能性が高いことである。②に関して、現地では治安セクター改革及び武装解除・動員解除・社会復帰（Disarmament, Demobilization and Reintegration : DDR）が急務とみられており、ONUCI の支援で Bouaké を含む武装解除・動員解除サイトが整備されるなど、DDR 開始に向けて準備が進められている。FN の拠点のひとつであった Bouaké は、Abidjan に続く次のパイロット DDR サイトといわれているが、スケジューリングを含め詳細な計画に関しては未定である。DDR が現地情勢に与えるインパクトが大きいことから、北部の政治・治安の安定のためには迅速な DDR の実施というより、むしろ DDR 対象者の明確な基準設定や戦略的な社会復帰計画策定を確実かつ丁寧に実施することが望ましい。

2) 復興の鍵を握る再構築途上にある国家機能

北部の復興の鍵を握る行政機能はまだ完全には回復していない。昨年 10 月のワタラ大統領の就任後、治安当局（共和国軍、警察）及び行政官の再配置が本格化し、行政機関が業務を再開し始めた。政府の体制と併存していた旧反政府勢力による支配構造もおおむね解消、注目されていた税関・財政業務は新体制に統合され、実効支配体制はほぼ再構築された。行政に関して、Abidjan では政府・国連機関から行政官の再配置はほぼ完了したとの説明を受けたが、今次調査で面談した出先機関のうち保健・教育分野は再配置が進み行政機関も再稼働している。一方、計画・開発局やインフラ局に関しては、2002 年以前の職員数には全く満たない状況である。公務員再配置が完了していない理由として、再配置の内示が出て配置を拒否する人、公務員住宅がないことから復帰できないことなどが挙げられている。事業予算に関しても同様に、保健・教育などの社会サービ

分野は一定程度の予算が中央政府から地方政府に配分されているが、給水や道路などのインフラの新設・維持管理費についてはまだ配分されていない状況である。事務所にしても、出先機関の中には破壊及び略奪の対象となったため事務機器がなかったり、仮事務所を使用したりしている機関もある。地域住民の生活の安定のためには、行政機能及びサービスの回復・改善が急務である。

コートジボワールは中央集権色が強く、州/県行政の首長である知事は中央政府による任命制である。前政権時代は、知事の多くは南部出身が多かったといわれているが、新政権になって比較的バランスが改善された模様である。とはいえ紛争及び選挙後の騒乱の後だけに、地域によっては知事と現地コミュニティとの関係に亀裂が生じている地域もあることに留意が必要である。

3) 深刻な社会・経済状況

政治・治安情勢と比べて深刻な状況にあるといわれているのが、社会・経済状況である。社会・経済状況は、今後の政治的安定を左右しかねないことから現地では重要視されている。

1960年代から存在していた南部との間の開発格差が、国土分断により過去約10年間でより一層拡大した。政府の統計では、2002年から2008年の間で北部・中央北部で貧困率が倍増している。現地関係者が挙げている優先課題は、給水へのアクセス改善（特に村落給水）、保健医療サービスの改善（人材・機材不足）、教育へのアクセス改善（施設不足、教育の質）、道路補修（農村間）、地方電化、である。また、若年層の生計手段の確保も紛争再燃回避の観点から重視されている。紛争勃発後、北部から南部に避難した住民の大半が帰還したとみられており、本格的復興・開発段階にあるが、行政機能は再構築途上にあるものの、行政が取り組むべき課題は山積状態である。

その他の懸案事項として、Bouaké周辺を含めた北部において、乾期になると南下してくる牧畜民の活動により農作物に損害が出るなど、地元農民と在住または周辺諸国出身の牧畜民の間でコンフリクトが頻繁に発生していることが挙げられている。コートジボワール危機の背景にある国籍問題とも密接に関係しているため、拡大回避がクリティカルである。

1-4-3 保健

(1) 地方保健行政の構造

県保健局（Direction Départementale de la Santé : DDS）は、保健区（district sanitaire）を管轄する保健行政機関。その長は、保健区主任医務官（DDS 局長）。DDSには通常、総合病院（Hôpital général）や州病院といった二次医療施設1つと、保健センターなどの一次医療施設が複数存在し、DDS 局長はこれらの保健医療施設を監督する。DDSは業務計画を作成しており、これが現地 NGO などの活動も方向づけている。

(2) 州保健局（DRS）と県保健局（DDS）の役割

コミュニティ住民に裨益するような保健サービスのあり方を考えた場合、県保健局（DDS）を中心とした支援が適当なのかと保健省に問うたところ、DDSの活動を技術的観点から監督・スーパーバイズし成果を把握する立場にある州保健局（Direction Régionale de

la Santé : DRS) の巻き込みも忘れるべきではない、とのコメントがあった。実際多くのパートナーの支援は実施部隊である DDS を中心になされる傾向にある。スーパービジョン体制に関する文書としては、実施要領が既に存在する。DRS 及び DDS が実施すべき活動は、Paquet minimum d'activités として規定されている。

(3) Gbéké 州保健行政

Gbéké 州をカバーし 5 つの保健区 [Bouaké-Sud、Bouaké-Nord-Est、Bouaké-Nord-Ouest、サカソ (Sakassou)、ベオウミ (Béoumi)] を擁する。Sakassou 保健区と Béoumi 保健区はそれぞれの名前を冠した県の区分と合致しているが、Bouaké-Sud と Bouaké-Nord-Est と Bouaké-Nord-Ouest はそれぞれ Bouaké 郡の一部とその周辺の郡及び県を管轄しており、行政区と合致しているわけではない。Bouaké 郡には三次医療保健施設である大学病院 (Centre Hospitalier Universitaire : CHU) Le CHU de Bouaké があるため総合病院や州病院といった二次医療保健施設は存在していないが、都市型保健センター 3 カ所を総合病院に格上げする計画があるとのこと。

(4) 地方保健局及び保健センターの予算

DRS と DDS はそれぞれ、州幹部チームと県幹部チームと共に年間計画を策定するが、DRS 及び DDS の事業費として本省から実際に割り当てられるのは一律年間 800 万 FCFA。DDS 管轄内における医療施設の活動費として実際に割り当てられるのは一律年間 1,700 万 FCFA。いずれも費目が定められており、費目外の出費 (車両購入等) を申請することはできない。ガソリン代は費目に含まれる。また農村型保健センター (Centre de Santé Rural : CSR) には、本省から割り当てられる予算とは別に、センターが所掌する町村の代表によって構成される学校運営委員会 (Comité de Gestion des Etablissements Scolaires Publiques : COGES) が、CSR でのサービス提供によって得られる収入 (主に診療代。1 回 200FCFA) を管理している (年間約 25,000FCFA 程度)。この収入の 15% は CSR の看護師・助産師に「ボーナス」として還元され、75% が施設メンテナンスなどに充当される。残り 10% は保健活動基金 (Fonds d'Actions Sanitaires : FAS) に入金される。なお、医薬品の処方による収入は公衆衛生医薬品局 (Pharmacie de Santé Publique : PSP) が回収する。

(5) 保健センターの機能状況 (一例)

- ① 都市型保健センター (Centre de Santé Urbains : CSU) : 視察した CSU Koko は医師 2 名、看護師 4 名、助産師 8 名、薬剤師 1 名、その他補佐要員 10 名程度の規模。分娩台 3 台、経過観察用ベッド 16 床があり、分娩数は 250~300 件/月。COGES はなく、保健サービス提供による収入等の予算は保健区内の CSU 3 カ所でまとめて管理しているとのこと。車両なし。
- ② 農村型保健センター (CSR) : 視察した CSR Bendekouassikro は、看護師 1 名、付き人 (filles et garçons de salle) 5~6 名程度の規模。分娩台 1 台、経過観察用ベッド 3 床があり、分娩数は 20~30 件/月。受付兼待合室の壁に、診療内容・カバー人口・カバーエリアの地図・提供されたサービスの実績数 (ワクチン、3 回目産前健診 CPN3、施設分娩) が貼り出している。ワクチンを補完する冷蔵庫が設置され、温度チェックも行われている。

る。同行した DDS によればこうした取り組みは特別なことではなく、どこの CSR でも一般的に行われているとのこと。同 CSR は 115 カ村 115,516 人を所掌。なお、CSR によっては助産師が 1 名配置されているところもある。車両なし。施設自体は 2003 年にドイツの姉妹都市の協力により建設され、2006 年に UNICEF により改修、給水塔も設置された。

- ③ コミュニティ型保健センター (Centre de Santé Communautaire : CSC) : CSC はプライベート施設であり、DDS のスーパービジョンは受けるものの、財務は保健行政から独立している。保健サービス提供や外部資金により年間 1 千万～2 千万 FCFA の収入を得ており、そこから活動費・人件費・維持費を賄っている。医薬品は PSP から購入。規模としては二次医療施設並みのところが多い。視察した CSC Kottoakeffikro は、医師 1 名 (臨時)、看護師 1 名 (臨時)、助産師 1 名 (臨時)、薬剤師 1 名、その他補佐要員 4～5 人程度の規模。分娩台 3 台、経過観察用ベッド 5 床があり、分娩数は 50～60 件/月。2005 年にスペイン系 NGO によって創設され、2012 年に欧州連合 (EU) によって改修された。CHU de Bouaké から 2km ほどのところに位置し、地域人口 75,735 人を所掌。救急車 1 台あり。

(6) アウトリーチ活動

助産師・看護師による近接医療や、地域保健要員による啓発・家庭訪問などを行っている。ただし、ほとんどの保健センターはバイクなどを有しておらず移動手段に制約があるため、実施状況は芳しくない模様。保健省地域保健局長によれば、2 つの DDS で近接医療関連のパイロットプロジェクトを実施しているとのこと。

(7) 人材育成の仕組み

1) パラメディカル (看護師・助産師・技師) の初期養成

保健人材養成校 (INFAS) にて行われる。生徒はバカロレア (大学入学資格) 取得後の選別を経て、3 年間の基礎課程を修了すれば看護師・助産師・技師の資格を取得できる。基礎課程は INFAS Abidjan 本校及び分校 (Bouaké, Boisso, Korhogo, Daloa) で開講している。2 年間の専門課程は Abidjan 本校のみで開講している。INFAS の入学試験は本校で統一的行われ、合格者の希望を聞きながらそれぞれの校舎に配置する。卒業試験も全国統一的行われ、卒後の配置は保健省人材局にて決定される。

2) INFAS の教員の養成

通常、教員になるためにはパラメディカルとして一定期間の実務経験を積んだ後、上級技官 (行政・教育専攻) の資格を取得する必要がある。1996 年までは WHO のイニシアティブの下、域内の教員養成校への留学制度が存在した (ダカール、ヤウンデ、ルサカ、ナイジェリア) が、制度が廃止されてからは上級技官の資格をもつ人材の養成が中断している状況。INFAS では初期養成課程 (基礎+専門) の修了者を対象に、大学から教授法の講師を招聘し数週間の「教授法セミナー」を開講することで、このギャップを埋めている。将来的には 2 年間の教員養成課程を開講したいとのこと。

3) パラメディカルの継続教育

INFAS Abidjan の専門課程担当部に、継続教育に係る担当課がある。継続研修の実施そ

のものは、DDS の計画及びそれに基づく本省からの要請に応える形で、アドホックに行われている様子。講師は通常、本省が把握している「国家トレーナーリスト」や「基幹人材リスト *personnel de référence*」のなかから必要に応じて選ばれる。これらのリストには、保健省本省及び地方局の行政官や、医療機関の保健人材、INFAS の教員、大学教員が含まれる。そうした既存の適格なトレーナーが存在しない分野の場合は、保健省人材局を通じた新規トレーナー研修 (ToT) が組織・実施される。

*なお、保健分野についてはその後 JICA 内の検討の結果、プロジェクトの主要コンポーネントからは外すこととなった。

1-4-4 給水

(1) 給水事業概説

1) 給水現況

コートジボワールの給水事情を概観すると、都市給水は 341 都市に整備されていて、村落給水は 20,979 カ所に人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設 (レベル 1) (以下、*Hydraulique Villageoise* の略語 HV で示す)、201 カ所に小規模管路系給水施設 (レベル 2) (以下、*Hydraulique Villageoise Améliorée* の略語 HVA で示す) がある。村落給水が整備された 6,733 村落に水管理委員会が設置されている (全体の約 32%)。また、給水施設を地域レベルで改修に携わっているエリアメカニックは 381 人と報告されている (1995 年)。

都市給水施設は州/県都などの 4,000 人以上の人口をもつ主要都市を対象にしている。基本的に取水工 (表流水) 深井戸 (地下水)、浄水場、送配水施設から成る。これらの施設の運用、維持管理は民間のコートジボワール水道供給株式会社 (*Société de Distribution d'Eau de la Côte d'Ivoire : SODECI*) が政府と 15 年ごとのフル・コンセッション契約で請け負っている。

コートジボワールでの村落給水システムには HV と HVA がある。人口 100 人以上の村落には深井戸給水施設を設置し、1 井当たり 100~600 人の給水人口を基本としている。600 人以上は、400 人増加するごとに 1 井増設する基準があり、HV のなかには、人口増加が著しく必要水量が増大し過剰揚水による施設への負荷や揚水障害がみられる村落もある。

2) 事業実施体制

給水分野の責任機関は経済インフラ省 (*Ministère des Infrastructures Economiques : MIE*) 水総局 (*Direction Générale des Infrastructures de l'Hydraulique Humaine : DGIHH*) で、実施機関は同省傘下の国家給水委員会 (*Office National de l'Eau Potable : ONEP*) である。DGIHH は水資源管理、給水法令、モニタリングなどの業務を実施している。DGIHH 内に組織化されていた都市給水部と村落給水部が 2006 年に ONEP に統合され (実質的には 2009 年より)、都市給水、村落給水業務の計画策定、施設管理、指導、他の関連省庁との調整等、企画・管理業務を担当するようになった。ONEP は全国に配備した 12 支所を傘下に置き、本局から派遣された職員が業務指示、監督を受けている。民間業者も含めたステークホルダー会議は 2009 年 8 月 26~29 日にヤムスクロ (*Yamoussoukro*) で開催されている。

なお、給水分野の組織図及び主要機能は図1-1を参照されたい。Gbéké州 Bouaké 支所は4県（Bouaké、Botro、Beoumi、Sakassou）を管轄し、村落給水（レベル2施設含む）支援活動、都市給水サービスの指導・管理を主要な業務としている。具体的には担当地域でのアニメーション活動、井戸工事の管理、施設のモニタリング、維持管理に係る村落民への指導・監督等である。なお、都市給水に対しては SODECI の活動をトレースするにとどまって、定例報告会すら開催されていない。

DGIHH の経常予算は 5.9～6.4 億 FCFA（1993～96 年）で、うち 4 分の 3 以上は人件費に充当され、支所の維持管理はもとより活動費に充てる予算も手当てされていない。この傾向は現在も継続していて、Bouaké 支所の活動費はこの 3 年余りまったく予算措置されていない。一方、投資予算は 1996 年で約 74 億 FCFA であるが、その財源は外国ドナーからの借款で、必要な内貨分はその都度、国家予算から捻出されることになっている。

DGIHH、ONEP 全体では約 250 名（1996 年）の職員を擁していたが、現在は百数十人にすぎない。Bouaké 支所には 1996 年時点では臨時雇用も含めて約 30 名が在籍していたが、現在は支所長と専門技術者の 2 名にすぎない。なお、元職員の職場復帰は現在まで確認されていない。また、90 年代には各支所に 2～3 台程度の車両が配備され業務に資していたが、政情混乱時に軍に徴用されたり老朽化が進み、現在では利用可能な車両は 1 台しかなく現場出張の燃料費の確保にも事欠くありさまである。このため支所職員の活動に伴う出張手当のほかに車両台数の充実も今後の課題である。

SODECI は 1959 年に創設され、上下水道サービス業務にあたり、資本金は 45 億 FCFA（うち 46%が仏 SAUR 資本）である。その管理給水施設は 732 システム、生産水量は 181,246m³、登録者数 635,775、有収率は約 95%（Dic., 2009）と報告されている。

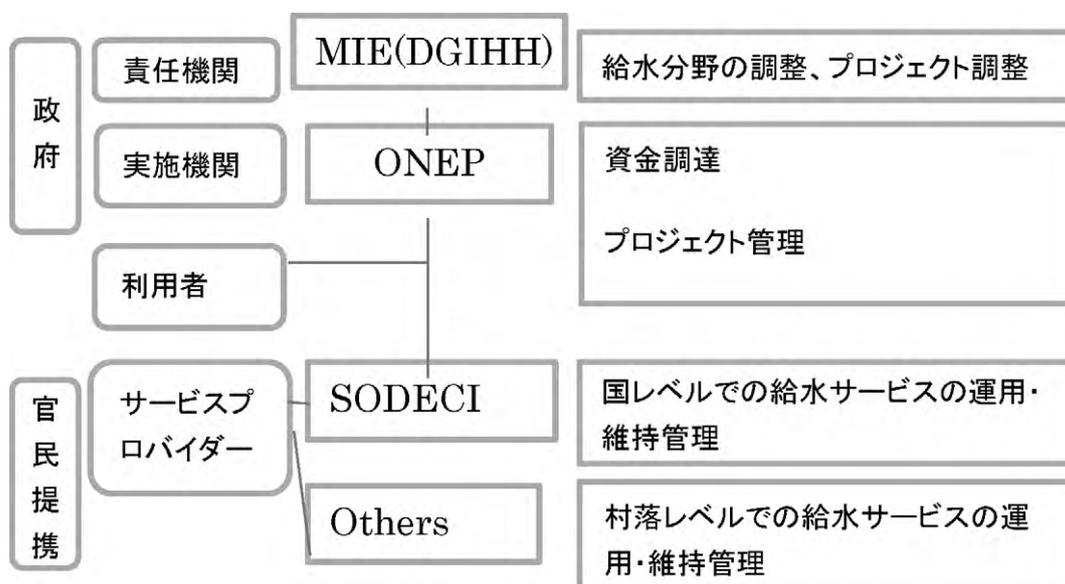


図1-1 給水分野関連図

3) 事業政策及び実施計画

国家開発計画（2013～2015 年）にある給水分野では村落地域での給水アクセスの改善に優先度が置かれ、給水管理部門の改善及び安全で安定的な水へのアクセスの向上が述

べられている。給水計画の中期目標は MDGs/PRSP（ミレニアム開発目標貧困削減戦略ペーパー）にのっとして 2015 年までに給水アクセスを伴わない人口比率を半減することである。この計画予算には 645 億 FCFA が計上されているものの約 56%は外国ドナーからの融資を想定している。給水原単位は村落部で 15l/日/人、都市部で 30l/日/人、大都市部で 50l/日/人、Abidjan で 1,00l/日/人に設定している。水質基準は WHO ガイドラインに準拠している。目標給水率は表 1 - 1 のとおりで、2015 年には都市部で 88%、村落部で 75%を目標値に置いている。

表 1 - 1 2005 年までの計画給水率

(単位：%)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
都市部	76	77.7	79.4	81.1	82.8	84.5	86.2	88
村落部	50	53.6	57.2	60.8	64.4	68.0	71.6	75
全国	61	64.1	67.2	70.3	73.4	76.5	79.6	82.5

出典：PRSP コートジボワール、2009 年 1 月

DGIHH-ONEP では現在、2011～2015 年給水計画のドラフトが作成され、最終チェックを経て近々に発刊される予定である。その詳細は把握できなかったが、計画概要の聞き取りによると給水分野の組織改変に伴い給水施設の運営の効率化、維持管理業務の地方分権化、民営化を一層進めていくことを述べている。技術的には全国レベルでの給水率の向上、水理観測網の整備やデータベースの構築を挙げている。さらに、財務的には、自国資本の増強、民間資本の導入、経営管理、水利費システムの改善などが項目として挙げられている。

村落給水施設は 1974 年に全国村落給水計画（Programme National d'Hydraulique Villageoise : PNHV）が策定され、1975 年より国北部より浅井戸、深井戸の建設が開始された。しかし、乾期には浅井戸での地下水枯渇や水質悪化が現出したため 1985 年以降はすべての水源井戸は機械掘りの深井戸に更新された。また、世銀施設の維持管理を目的に 1987 年より井戸施設再整備計画（Programme de Restructuration du Secteur de d'Hydraulique Villageoise : PRSHV）を実施している。しかし、コートジボワールの村落人口の約 50%はいまだに安全な水を保証されておらず、レベル 1 施設は約 7,000 カ所で新設が必要と算定され、村落給水事情の改善は喫緊の課題である。

(2) Gbéké 州の給水概要

1) 給水現況

a) 都市給水

コートジボワールの都市給水の給水人口は 4,000 人以上と定義されていて、98 主要都市には施設が整備されている。Gbéké 州には 7 都市給水施設があり、表流水（貯水池）、地下水（深井戸）を水源としているが、いずれも給水可能量は必要水量を賄うことができず、裨益人口は都市人口の 20～30%と低いレベルにとどまり、給水原単位も標準数値を下回っている。州内で最も規模の大きな都市給水施設は Bouaké の Loka 給

水施設である。施設は湖水（Loka 湖）を原水として、約 1km 離れた Loka 浄水場まで導水、浄水した後 22.8km 東方の Bouaké に 20,000m³/日送水している。この施設で Bouaké 給水の約 70%の水量を賄っている。システムは 1978 年にフランスの基準の 2 ユニットより構成されている。施設は長年の使用で特に浄水場の経年劣化が著しい。2 年前には EU が No.1 浄水ユニットの小規模改修を行い、現在、世銀が附属施設の改修・新設を実施しているが、支援金額は少なく抜本的な施設リハビリまでは至らない。これらすべての施設の運用、維持管理はほかの都市給水の場合と同様に SODECI が実施している。Loka 浄水場には職員 2 名が配置されていて、熟練した操作が老朽化した施設運用を可能にしている。Bouaké 都市給水には Kan 浄水場もあるが、現在の生産水量では増え続ける水需要量を満足させるには、少なくとも 50%の増産が必要と試算されている。ちなみに市内には 3 基の高架水槽（2×2,000m³、5,000m³）があり、34,000 戸に給水している。そのためには取水量の増加、浄水場の能力向上、送水管の更新・増加等が必要とされている。

b) 村落給水

レベル 1 給水施設は人力ポンプ付き深井戸で人口 100~1,000 人の村落を対象としている。仕様は口径 5 インチ、井戸深度 60~80m、ABI ハンドポンプや仏製ベルニエ足踏みポンプが設置され、水場プラットフォームはコンクリートスラブが打設されている。Gbéké 州には稼働レベル 1 井戸が 1,163 井確認されているが、このうち揚水不可能な井戸が 399 井もあり、稼働率は約 66%と低い値に低迷している。給水施設は国の所有物だが、1985 年からは村落コミュニティの水管理委員会に維持管理を義務づけている。しかし、全国で登録されている 6,733 委員会（1995 年）のうち約 60%の委員会しか稼働しておらず、その活動が消滅／中断している委員会も多い。確認できた問題点は主に資金面での課題が特筆される。つまり、①会計担当者が経理を扱えない、②水利費が計画どおり集金できない。③修理費のプールが少ないためポンプ耐用年数後には更新できない、などの問題がある。また、水利費支払い方法は、村落ごとに従量制、定額制、必要時徴収がとられ、統一されていない。裨益者が支払う水利費は修理技術費、パーツ購入費用などに充当されることになっている。給水施設の維持管理においては軽微な故障は村落在住のポンプ修理人に、規模の大きな故障には地区ごとに配置されているエリアメカニックに依頼することになっている。前者には支払い義務はないが後者の場合の修理費（技術費）は 1 回につき 5,000FCFA を支払い、交通費、パーツ代金は水管理委員会が別途負担することになっている。水管理委員会が水利費をプールしている場合は、修理費支払いも可能であるが、そうでない場合は村落出身者で都市に居住している富裕層に寄付を募ることになる。HV 給水施設の維持管理の問題には、施設修理に必要な純正パーツ販売店が少なく迅速な修理が困難なことが挙げられる。1995 年の集計ではコートジボワール国内に 21 店しかなく、総代理店の SAHER 社は店舗拡大を計画していたが、ここでも不安定な政情から計画が頓挫している。このようにパーツ供給体制の強化も今後の課題である。

一方、HVA 給水施設は人口の多い村落に整備されていて、深井戸、管路施設、高架水槽、公共水栓より成る。給水人口は 1,000~4,000 人規模、商用電力設備完備、井戸揚水可能量が 5m³/時以上、裨益住民が建設費の 10%を負担可能な村落であること、

サービスプロバイダーに給水施設の運用・維持管理を委託することが必須条件になっている。Gbéké州では対象村落65のうち11村落にのみ施設整備され、整備率は約17%である。コートジボワールの施工業者が施設設計、施工しているが、現地視察では施設施工に大きな問題は認識できなかった。なお、この給水施設の施工管理は水利支所があたることになっている。給水施設は小規模ではあるが、きめ細かな配慮がされた仕様となっている。民間企業のサービスプロバイダーが1村落1社で担当していて、視察サイトでは良好な運営、維持・管理状況が確認された。1日2回の給水サービス時間帯を設定しており、時間外は共同水栓への入場はできないシステムになっている。このようなサービスシステムのために地下水資源の賦存量を大きく損なうことなく持続的な給水が可能となっている。

給水施設がまだ整備されていない村落も多くあり、全国で約7,000カ所、Bouaké水利支所管内でも102サイトが挙げられている。これら未整備の村落では、近隣に分布する涸れ川（雨期のみ流水や溜り水のある水系；マリゴ）まで婦女子が毎日長時間に及ぶ取水・運搬を強いられている。また、乾期には河床を掘ってわずかの浅層地下水を取水しているなど、給水事情は劣悪と言わざるを得ない。これらの水利用による弊害は、コレラ、急性下痢、ギニアウオームなどの水因性疾病の要因となるばかりかジェンダーの視点からも早急に改善されるべきである。

2) 給水分野の人材能力

ONEPには水資源、給水分野の専門性を備えた専門家及び技術者が在籍していて、技術・管理レベルには特段の課題は確認できない。国内の主要都市の浄水場等の業務に就いているSODECI職員は大半が長年の経験と技術をもっているうえ、年3回にわたる企業内研修により能力・知見をアップデートしている。一方、村落給水では給水施設の維持・管理はポンプ修理人及びエリアメカニックに拠るところが多い。前者は水利支所が村落住民から選出した修理人が簡易な施設メンテナンスや平易な修理を担当している。一方、エリアメカニックはシリンダー故障や揚水管の破損といった相対的に規模の大きな故障修理に携わる技能者で、半専従者が多い。全国には381人のエリアメカニックが登録されていて、1人当たりの受け持ち平均村落数を単純平均すると55サイトとなる。北部州だけに限ると61人と少なく、受け持ち村落数も1人30サイトで、エリアメカニックの絶対数が不足して、きめ細かなサービスが提供できないため、メカニックの育成及びリフレッシュ研修が不可欠と判断される。また、水利局物理探査班が以前Bouaké支所をベースに全国の地下水探査業務に従事していたが、利用可能な電気探査機が散逸し技術者が育成されていないため業務が持続されていない。

3) 他ドナーの協力

1990年代までは国連児童基金（UNICEF）、フランス開発庁（AFD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、西アフリカ開発銀行（WADB）、世銀、ベルギーなどのドナーが都市給水及び村落分野で支援し、深井戸建設など新規給水施設の建設、既存給水施設のリハビリ及び維持管理に関する啓蒙活動を支援してきた。しかし、政治的不安定を嫌い多くのドナーが撤退あるいは活動休止を余儀なくされ、直近の約10年間は実質的にドナーからの支援は中断されたままである。現在、Bouaké州で活動している給水分野のドナーはUNICEF及び世銀のみである。UNICEFはWASHプログラムなど学校を核として地域の衛生プロ

プロジェクトを推進し、世銀は Loka 浄水場の小規模改修を実施している。

Bouaké 周辺では 2008～2009 年に EU 資金で UNICEF が緊急給水リハビリプロジェクトを実施し、給水施設が整備されていない人口 100 人以上の約 100 村落で HV 給水施設を建設した。いずれも井戸深度 GL60～90m の深井戸にフランス製ベルニエ足踏みポンプが設置されている。ただし、施設のうち水場保護壁、配水溝、浸透枡は裨益者負担で建設されており、その施設の出来栄えにばらつきがある。施設建設に伴って、UNICEF は村落住民の中から村落レベルのポンプ修理人を選出し、技術セミナーで維持管理技術指導を実施している。また、HVA 給水施設の建設も EU 融資、UNICEF 建設により実施している。ただし、これらの給水施設の整備は UNICEF の本来活動の水利用啓蒙・教育環境整備支援と比べると二次的な支援となっている。

4) 給水分野に係る協力の提案と留意点

コートジボワール給水分野の課題を検証すると以下のように整理できる。

都市給水分野の課題として、生産水量の不足、施設全般の経年劣化、施設能力の限界、季節的な原水不足、水質の劣化、限定的な予算額、安価な水利費から利益率の低い水道経営、技術者不足、管理用車両の不足などが挙げられる。給水施設は民間の水道企業体である SODECI が政府との間で 15 年のフル・コンセッション契約で官民連携を締結していて、施設の運用、維持管理はそれなりに実施され利潤も挙げている。SODECI の筆頭株主（46%）は SAUR 社（フランスの水道事業体）であり、これまでの密接な協力関係から 10 年あまり前に締結されたフランスからの融資が再開する可能性も聞かれた。また、Bouaké の Loka 浄水場の改修が EU や世銀により小規模ながら開始されている。SODECI は職員に対しては自ら企業内研修を実施して、キャパシティディベロップメントを自助努力で推進できる施設も能力もある。これらの考察から都市給水分野にわが国の協力支援の必要性は低いものと思料される。

一方、村落給水分野の安全な水へのアクセス率は全国レベルで約 50% と低く課題が多い。この現状にかんがみて国家開発計画でもこの分野の開発に高い優先度を置き、Bouaké 支所でも村落給水に軸足を置いた支援に優先度を置きたい意向を表明している。

HV 給水施設において確認できる課題は、人口が 100 人以上の村落だが給水施設が整備されていないケース、既存施設では人口増加により需要水量の増加に対応できないケース、妥当な施設維持管理に問題があり給水されていないケース（低い稼働率）がある。一方、わが国は 90 年代に給水施設の新設／増設を無償資金協力案件で実施していて、コートジボワール北部、中部での知見、経験の蓄積がある（1992～1994 年の北部給水計画や 1996 年の村落給水計画基本設計調査）。村落給水に対する支援は引き続きこのスキームで対応することが可能と思料される。

今回の調査では、給水施設の維持管理上の問題による給水施設の故障により揚水が不可能になり施設が利用されないまま放棄されている村落も散見された。この原因としては、水管理委員会を軸とした維持管理体制の脆弱性が挙げられる。特に、ポンプのダメージが村落給水施設の持続性を損なっている最も大きな原因と判断できる。ポンプの正常な稼働にあたって、ポンプ修理人やエリアメカニックの果たす役割は極めて重要である。村落ごとにポンプ故障時に対応できるボランティアのポンプ修理人の配置がみられるが、基本的には日常点検レベルの域を出ないものである。ポンプ、シリンダーの修理、

更新のように大がかりな修理の場合はエリアメカニックに依頼するシステムとなっている。特に水利支所が選定し任命したエリアメカニックは全国レベルでも **Bouaké** でも少ない人数で多くの受け持ち村落を抱えサービスの行き届かない村落があることが容易に想像される。また、井戸修理機材（三脚、チェンブロック、レンチなど）や移動車両も十分配備されていないことより、サービスの範囲・内容もおのずと限定的なものとなっている。90年代に世銀のプロジェクトで村落から推薦されたポンプ修理人やエリアメカニックに対して返還ローンで修理・維持管理教育が実施されたが、その後、修理能力のリフレッシュ研修の継続的な実施はなかった。特に直近の10年間はまったく実施されていない。このため、新規メカニックの養成、シニアメカニックに対するリフレッシュ教育の実施を提案する。研修により修理技術を指導した後に検定を実施し、合格者には認定証を授与しその技能を認定するシステムの構築も可能である。最終的には修理機具を供与し能力を最大限生かせる計画を模索することも可能である。なお、これらの研修講師は、エリアメカニックとして長年にわたる豊富な経験をもつ人材、あるいは JICA が仏語圏で実施した類似研修で実績のある講師（例えばセネガル PEPTAC2 プロジェクト）の支援を検討することも検討できる。

村落給水施設のうち HVA 給水施設は EU からの融資で UNICEF が建設したコンパクトだが良好な品質の小規模管路系給水施設で、水利支局が斡旋した民間サービスプロバイダーがその運用・維持管理を担っている。**Gbéké** 州での整備率は約 17% と低いが、このシステムが導入されてから歴史が浅いこともあり、現在のところ計画どおりにシステム運営が進行しているとの情報を得た。裨益村落は経済活動が相対的に活発で、従量制水利費徴収制度を受け入れることに事前に同意しており未払いはない。このように村落レベルでも官民連携による健全な水道経営が進行している。2013 年より 3 年間で EU がコートジボワール西部 3 州でこの種の給水施設の建設と衛生、制度支援コンポーネントから成る PHAM プログラムを 2,500 万ユーロの事業費で実施する情報を入手している。既に他ドナーが支援パターンを確立している分野に改めてわが国の支援協力実施の必要性や妥当性は低いものと思料される。

この 10 年間、コートジボワール中部・北部では、他分野の例にもれず給水分野でも優秀な人材がより安全な地域へと避難する傾向が止まらず、**Bouaké** 水利支所では約 30 人いた職員が今では 2 人と激減したことから、実質的に以前と同様に給水に係る業務を質・量ともにこなすことは不可能に近い。一方、直近に元職員が職場復帰する可能性が低いことから、新規に職員をリクルートし水利支所として本来業務を遂行できる人的体制づくりが喫緊の課題と考えられる。そのためには **DGIHH-ONEP** 予算の手当ては不可欠と考えられ、強く提案するところである。同時に新旧の支所技術職員に対して、村落給水開発計画に係るキャパシティビルディング及びリフレッシュ教育を実施することも提案したい。

*本調査において、案件の方向性についても検討したが、詳細計画策定調査の報告でより詳細に記載されているため、割愛する。

第2章 詳細計画策定調査の概要

2-1 背景

コートジボワールは、2011年4月の内戦終息以降、中部を含む複数の地域において徐々に安定した状況へと回復している。中部・北部地域は、2002年の内戦発生以降、南部と分断され、社会経済構造・司法体制・治安面で甚大な悪影響を受け、過去10年間で貧困率は大きく上昇した（2002年と2008年の貧困率：中北部32%→57%、北部40%→77%、北西部52%→58%、北東部45%→54%）。中部・北部地域では、教育や保健といった基礎的な公共サービスは少しずつ提供されつつあるが、特に基礎的なサービスの再構築、基礎的なインフラの再建、司法体制の再構築、治安の維持という数多くの課題に直面している。

JICAは2012年12月、北部の行政機能の回復状況を把握し、持続的かつ安定した公共サービス提供能力を確立するための課題抽出を目的として、「北部行政機能に係る情報収集・確認調査」を実施した。その調査を通じ、特に中部・北部地域において、地方開発実施体制及び公共サービス提供を担う人材の育成が喫緊かつ中長期的な課題であることが確認され、本プロジェクトが要請されるに至った。

2-2 目的

本詳細計画策定調査は、上記調査結果を受け、本プロジェクトの目標及び達成するための手段、実施体制、パイロット事業の計画を含んだ協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的として実施した。

2-3 日程及び主要面談者

調査日程は以下のとおり。

Date	Membres de la mission								
	総括 M. Konya Kenichi	協力企画 Mme. Shimada Tomoko	平和構築 Mme. Dohi Yuko	地方分権 Mme. Okamoto Junko	給水 M. Sugiya Kenichiro	給水 M. Yoshida Katsuhito	教育 M. Hara Masahiro		
5/27 月						11H50 アビジャン着 (KQ502)			
5/28 火				18H00 アビジャン着 (AF702)				資料準備等	
5/29 水				9H00-9H30 Security Briefing JICACI 10H00: 内務省表敬				11H00: ONEP - M. BERTHE Ibrahima, Directeur Général et ses collaborateurs 15H00: 経済インフラ省・水総局 - Monsieur GOGO Frédérique, Directeur ou Madame ABE, Directeur Central de la Programmation et de la Supervision 16H30: Union Européenne - M. FABIO di Stéphano, Chef de Section Infrastructures	
				10H30: 内務省協議 avec la Direction Générale de la Décentralisation et du Développement Local				09H00: 世銀 - M. CHAHERLI Nabil 15H00: 内務省 16H00: 計画開発省 - M. KOUAKOU Lacina, Directeur de Cabinet Adjoint et Madame Evelyne TALY - Immeuble Sciam - 16ème	
				11H00: 教育省				10H00: 世銀 - M. Madio FALL, Chargé Secteur Eau et Assainissement 14H30: UNICEF - Monsieur KADJO Yao, Chargé Secteur Eau et Assainissement	
5/30 木				09H00: MAP International(NGO) - M. YAO Aubin				11H00: GMHD - Mr. MEITE Lassana, Directeur Général - Adjamé Chateau d'Eau, face Service technique SODECI Adjamé Nord 14H30: SEPHY - Monsieur AGOH Kouamé Albert, Directeur 16H00: IRC(NGO) - M. Louis FALCY, Directeur	
				資料整理等				15:05 アビジャン着 (KP010)	
5/31 金				ブアケに移動				ブアケ調査	
6/1 土				18H00 アビジャン着 (AF702)				アビジャンに移動	
6/2 日				9H00-9H30 Security Briefing JICACI (地図ミッションと合同)				8H30: ONEP - M. IDO Adama, Directeur de l'Hydraulique Rurale et périurbaine	
6/6 木	9H30-10H30 団内協議 10H30-12H00 JICA事務所との協議 (RR)			13H00: 掘削会社 15H30: SAHER社(於・JICA事務所) - M. BOUARIB Lahoucine		15H00: BEP - Monsieur CAMARA, Directeur et Monsieur AKOUN			
	15H00: 内務省 - Direction Générale de la Décentralisation et et du Développement Local			補足調査		20H30 アビジャン発 (KQ521)			
	内務省	17H00 WANEP(NGO) - M. COULIBALY, Coordonnateur Adjoint	内務省						
6/7 金	他団員の調査に合流 (給水、平和構築)			10H00: 掃国研修員 - M. DAGO Lazare Djahi, Conseiller Technique du Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur - DG Décentralisation, 1er étage, porte 102 14H30: ONUCI - M. Denis BOUCHER, OIC (Officer in Charge) du Chef de la Section des Affaires Civiles (Mme KOFFI Claudine)		10H00: 経済インフラ省・水総局 - Monsieur GOGO Frédérique, Directeur - ou Madame ABE, Directeur Central de la Programmation et de la Supervision			
	資料整理等			補足調査					
6/8 土	ブアケに移動								
6/9 日	ブアケ調査(州との協議、プロボ郡/コミュニティ、サカソ県/コミュニティとの協議及び現地視察、NGO、ONUCI等)								
6/10 月	アビジャンに移動								
6/11 火	08H30 - 09H00: 事務所との協議 (ミニッツ方針)			UNDP		補足調査			
6/12 水	10H30 内務省 (ミニッツ協議)			AFD- M. SYLLA, chargé de Mission en charge de l'Eau-Assainissement					
6/13 木	14H00: 事務所報告 16H00: 大使館報告			補足調査 14H00: 事務所報告 16H00: 大使館報告					
	22H20 アビジャン発 (AF703)								
6/14 金				日本着					
6/15 土									
6/16 日									

主要面談者については、以下のとおり。

(1) コートジボワール側

1) 内務省 (MEMIS)

Mr Parfait GOHOUROU Directeur Général, DGDDL (地方分権化・地方開発局 総局長)

Mr Dogbo NAHOUNOU Conseiller, DGDDL (総局長顧問)

Mr DAGO DJAHI LAZARE Conseiller Technique du Ministre (大臣付 技術顧問)

Mr SAIH Evariste Anthony DGDDL (地方分権化・地方開発局長)

2) 計画・開発省 (MEMPD)

Dr GONDO Yake Directeur Général du Développement des Capacités Nationales (国民能力開発総局長)

Mr GUEU Gaston Conseiller Technique (技術顧問)

3) 国民教育・技術教育省 (MENET) 学校管理委員会推進課 (SNAPS-COGES)

Ms EFFET Germane Assistante au Conseiller (顧問付アシスタント)

4) 経済インフラ省 (MIE) 水総局 (DGIHH)

Ms. ABE Thérèse Directeur Central de la Programmation et de la Supervision

5) 国家給水委員会 村落・都市周辺部水利局 (ONEP / DHRP)

Mr. BERTE Ibrahiman Directeur Général

Mr. IDO Adama Director of Rural & Periurban Hydraulics (村落給水局長)

6) ブアケ国民教育・技術教育地方局ブアケ1 (DRENET Bouaké 1)

Dibi N'GORAN 事務局長

7) ブアケ国民教育・技術教育地方局ブアケ2 (DRENET Bouaké 2)

CAMARA Ninhou 事務局長

8) 県計画・開発局 (Direction Départementale Plan & Development)

OUATTARA Bassoulamana

9) ブアケ地方水利局 (DTH Bouaké)

COULIBALY Seydou Directeur (局長)

10) ブアケ県 (Departement de Bouaké)

KONIN Ara Préfet (知事)

11) ブアケ県議会 (Conseil Général de Bouaké)

Mr Jean-Louis KOUASSI 6e Vice-Président / Secrétaire Général (第6副議長／事務局長)

12) ブアケ市役所 (Mairie de Bouaké)

EHU Tanon Secrétaire Général (事務局長)

Asse N'GUESSAN DT (技術部長)

13) ブロボ郡 (Sous-Prefecture de Brobo)

DJANDE Lorg Sous-Préfet (郡知事)

14) ブロボ市役所 (Mairie Brobo)

ATTOGO K. Michel Maire (市長)

- DOU Kimou S.G. (事務局長)
 BROU Yao Yves-Fulgence Directeur Technique (技術部長)
- 15) ブロボ初等教育視学官事務所 (IEP Brobo)
 Kouame YAO Conseiller Pédagogique (教育顧問)
 ALLALI Amani-françois Conseiller COGES
- 16) サカソ県 (Departement de Sakassou)
 Mr KOUAKOU WIKE ANGE TCHIKAYE
 Prefet du Departement du Sakassou (県知事)
- 17) サカソ市役所 (Mairie de la Commune de Sakkasou)
 Mr KOUADIO KOUAME EUGENE
 Maire (市長)
 ETTIEN Tanon Felix Chef service technique (技術部長)
- 18) トゥモディ郡 (Sous-Prefecture de Toumodi)
 Mr TAYORO DOGO BRUNO Sous-Préfet de Toumodi (郡知事)

(2) 国際機関・NGO 等

- 1) フランス開発庁 (AFD)
 Oumar SYLLA Chargé de Projets (プロジェクト担当)
- 2) 国連開発計画 (UNDP)
 Madeleine OKA-BALIMA Conseiller au Programme Gouvernance (ガバナンスプログラムアドバイザー)
 Dr. Joseph S. EZOUA Programme Specialist (専門家プログラム担当)
- 3) コミュニティ保健・開発計画 (NGO) (Programme de Santé Communautaire et de Développement)
 Mr SEKONGO Kafalo Daouda
- 4) ONUCI - DROIT DE L'HOMME / HUMAN RIGHTS
 Mr MOHAMED ISSA RESPONSABLE DE LA SECTION DROIT DE L'HOMME (人権セクション責任者)
- 5) ONUCI - AFFAIRES CIVILES / CIVIL AFFAIRES
 Mr BAILLY SOUMAILA ADMINISTRATEUR - CIVIL AFFAIRES / Civil Affairs Administrator
 Mr LAMBERT OCLOO DOUANIER (税関担当)
- 6) La plateforme de la société civile pour la démocratie (PSCPD) / Platform of Civil Society for Peace and Democracy (NGO)
 Mr DOUNBIA SOUMAILA Coordinateur (コーディネーター)
 Mr KOUAME KOUAME MAXIME
 Chargé des projets (プロジェクト担当)
- 7) ASSOCIATION DES FEMMES DE AHALI (Association of Women Alhali)
 Ms KOUASSI AMOIN LEONTINE
 Présidente (代表)

2-4 調査団員

担当	氏名	所属	担当事項
総括	紺屋 健一	JICA 経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課	調査業務全体の総括、R/D 案協議
教育	原 雅裕	教育シニアアドバイザー	担当分野に関する調査事項の検討、担当分野の現地調査報告書の作成
地方給水 1	吉田 克人	JICA ケニア事務所	担当分野に関する調査事項の検討、PDM/PO 案への協力
平和構築	土肥 優子		担当分野に関する調査事項の検討、担当分野の現地調査報告書の作成 紛争予防配慮の観点からの事前評価
協力企画/ 評価分析	島田 具子	JICA 経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課	調査全体の進捗管理及び企画調整、関係機関等との連絡・調整、現地調査報告書の作成及び取りまとめ、事前評価（案）取りまとめ
地方行政	岡本 純子	オリエンタルコンサルタンツ	担当分野に関する調査、PDM/PO 案への協力、現地調査報告書の作成（対象地域の基礎情報も含む）
地方給水 2	杉谷 健一郎	ユニコインターナショナル	担当分野に関する調査、PDM/PO 案への協力、現地調査報告書の作成（パイロット事業候補の検討も含む）
通訳	小山 朋宏	日本国際協力センター	協議時・インタビュー等の通訳、関連文書の翻訳、現地議事録作成への協力
通訳	大川 京	日本国際協力センター	協議時・インタビュー等の通訳、関連文書の翻訳、現地議事録作成への協力

2-5 協議結果

2-5-1 プロジェクト実施の目的、留意事項

本プロジェクトのねらいは、内戦の影響により約 10 年弱にわたり公共サービスが停止していた中北部地域において、教育・給水といった公共サービス提供能力を回復・改善することにより、住民と行政の信頼関係を構築し、同地域の中長期的な安定を図ることである。ただし、地方公共サービスの実施体制が移行期にあり、地方自治体（地方分権）と政府出先機関（地方分

散)の役割も明確に決まっていない。このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、活動を通じて関係者がお互いに役割を明確に認識していくというプロセスを通じ、個々の関係機関が果たすべき最も重要な役割や最も強化すべき能力は何かということをも明らかにし、能力強化を図ることにより、中部・北部地域における公共サービス改善のあり方を提案していくこととする。

これらを踏まえ、本プロジェクト実施の目的、留意事項について、以下のとおり先方政府と合意した。

① 行政と住民の信頼関係構築の重要性

内戦の影響により約10年にわたり行政サービスが停止していた中北部地域においては、政府と住民の信頼関係を構築することが重要である。本プロジェクトでは、地域全体の公共サービス回復を住民に実感させるための活動を通じて、行政機関と住民の協働の仕組みを確立、強化することをめざす。

② 効果的に機能する地方行政サービス提供の仕組みの構築

住民への公共サービス提供改善のためには、行政機関やサービス実施者による効果的な調整・モニタリングのプロセスや仕組みの構築が重要となる。本プロジェクトでは、パイロット事業実施を通じ、州/県/郡知事、州教育局(Direction Régionale de l'Education Nationale : DREN)や水利局(Directions Territoriales de l'Hydraulique : DTH)に加え、地方分権化により新設された州/コミューン自治体の役割分担や効率的なサービス実施の流れを検討し、より良い公共サービス提供のためのモデルを構築することをめざす。

③ パイロット事業実施サイトの選定基準

パイロット事業実施サイトの選定基準については、プロジェクト実施プロセスの中で慎重に検討する。現時点での主な選定基準は、原則以下のとおりとする。

- －生活水準の低さ
- －紛争影響度の大きさ
- －パイロット事業としての適切性(場所や行政機構など、複数のパターンを選択する)
- －他ドナーとの重複回避

④ パイロット事業実施の対象分野・内容

パイロット事業及び研修の内容は主に以下のセクターとする。

- －小学校の改修や機材の供与
- －井戸の新設及び改修
- －COGES(学校運営委員会)や水管理委員会の機能強化 など

⑤ 中部・北部他地域との公共サービスモデルの共有

プロジェクト実施中に、ベケ(Gbéké)州で構築する公共サービス提供モデルを中部・北部の他のディストリクト(Vallée du Bandama、Denguele、Savanes、Woroba、Zanzan)にて共有する。また、プロジェクト終了後には、本モデルはコートジボワール政府によって、他のディストリクトに活用されることが期待される。

⑥ パイロット事業の契約

内務省(MEMIS)をC/Pとした先行事例(アビジャン紛争影響コミュニティ支援)を参考に、本プロジェクトの中で実施されるパイロット事業については、策定される選定クラ

イテリアに基づいて選定され、パイロット事業の実施監理については、双方が一緒に行うことを確認した。しかしながら、契約業務については、コートジボワールの商習慣を参照しつつ、JICAの調達ガイドラインに沿って締結されることを説明し、了解が得られた。

⑦ プロジェクト関係者の安全確保について

コートジボワール政府に対し、プロジェクト専門家に対して治安情報の提供と安全確保のための対策を講じることを依頼し、合意した。

⑧ プロジェクト早期開始の要請

特にGbéké州では、調査に時間をかけず早く具体的な対象事業を決めてほしいとの強い要請があった。調査団からは、対象事業の選定を関係者で協働で行うプロセス自体が重要であること、また住民に対するプロセスの透明性の重要性について繰り返し説明した。

2-5-2 実施体制

プロジェクトの円滑な実施促進と意思決定メカニズムのため、中央レベルで合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）を、Gbéké州レベルでテクニカルワーキンググループ（Technical Working Group：TWG）を設置する。

<JCC>

構成： 内務省地方分権化総局長（議長）、計画開発省（MEMPD）、経済インフラ省（MIE）及び国家給水委員会（ONEP）村落給水局、国民教育・技術教育省大臣官房及び学校運営委員会（COGES）担当局、JICAコートジボワール事務所、プロジェクト

役割： TWGの報告に基づき、プロジェクトの進捗状況についてモニタリングする。また、プロジェクトの効果発現を促進するための助言を行う。

実施頻度： 年に1~2回程度、中間レビュー・終了時評価時

<TWG>

構成： Gbéké州知事、各県/郡知事、水利局長、州教育局長（2名）、州計画・開発局長、州議長、各コミューン長

役割： プロジェクトの実質的な決定機関として、プロジェクト実施に係る事項の問題解決・協議のためのプラットフォームとして機能させる。

実施頻度： 半年に1~2回程度、プロジェクト実施に係る判断が必要なタイミング

2-6 団長所感

本現地調査においては、昨年12月に行った本案件に係る基礎的な調査の結果を踏まえつつ、案件の目標や実施方法等に係る計画につき相手国側と基本的な合意を得ることを目的とするものであった。本現地調査において、相手国側関係者との間で本案件の実施に向けての更なる協議や現地踏査等を行い、本案件の必要性や事業実施に係る課題等について再確認するとともに、案件実施に向けた基本的な合意を相手国側と得ることができた。

（1）本案件の必要性

① コートジボワールにおいては、政治体制の混乱、内戦などにより、経済が低迷し、特に被害の激しかった北部・中部地域においては、市民の生活にも多大な影響を与えた。本案

件は、半数が貧困層となっている北部・中部地域において喫緊の課題である基礎的生活サービスの拡充を行おうとするものであり、本件の重要性、必要性は大きい。さらに、コートジボワールの安定に向けては、根本的な問題としての南北間格差解消に向けた取り組みの必要性が多方面でいわれている。この問題解決のためには、先般開催されたアフリカ開発会議（TICAD）においても議論された雇用対策などに加え、コートジボワールの基幹産業である農業分野の発展や経済インフラの整備なども必要であると考えられるものの、市民の日常の生活を支える基本的なニーズとしての教育、給水といった公共サービスの確保は喫緊の課題として挙げられると考えられる。他ドナーについても、基本的には同様の認識を有していると考えられ、例えば世銀も中部・北部において都市給水の支援を行っており（本案件は郊外部、農村部を対象とするものであり重複はない）、UNICEFが衛生分野、ドイツ国際協力公社（GIZ）が農業分野の支援を行っている。

② コートジボワールでは、内戦後、2012年には、GDP成長率が9.87%（世銀）と非常に高い水準にまで達し、1人当たりGDPについても、過去最高を記録するなど、復興に向けて兆しがみられる。しかしながら、中部・北部においては、アビジャン（Abidjan）など南部に去った公務員が戻らない、あるいは内戦時の学校等の施設の破壊のために給水や教育をはじめとした公共サービスについても十分回復していない、もしくは復旧のために大きな負荷を市民が負っているなど、市民の生活にも影響を及ぼしている。

③ このような状況については、これまでの事前の調査により確認されていた。しかしながら、事業としての実施のためには、より具体的なニーズを特定し、これを基に対象となる（教育、給水など）分野の絞り込みとそのための具体的なニーズの特定、C/Pの特定、施設改修などのパイロット事業や関係者の研修内容の検討を行うことが必要であり、これらを実地調査において確認を行ったものである。なお、当初は基礎的なサービスとして、保健医療分野についても検討を行っていたが、対象地域が比較的広域であり、ニーズも膨大にあることが改めて確認されたことから、教育と給水に絞り込みを行い、よりインパクトを発現しやすい事業内容とすることとし、これについても先方と合意している。

④ 現地調査の結果、次のように具体的なニーズもあらためて確認され、本案件の必要性が再確認されるとともに、今後の事業の方向性の策定に資する情報を得ることができた。今回、現地踏査可能なブアケ（Bouaké）市（中部地域の中心的な都市）の近郊のブロボ（Brobo）市、及びサカソ（Sakkasou）市において、井戸のない村や、75名を1つの教室に押し込めて授業を行っている学校も視察し、基本的な公共サービスである教育や水などが十分な水準にないことが確認された。女性が水汲み役となり、頭に桶を載せて長い距離を一日に何往復もするなど、開発途上国に典型的な状態がここにおいてもみられている。特にSakkasou市においては、反政府勢力の拠点であったBouaké市へ向けて、内戦時、前線に近く、政府軍の通り道であった。このため被害が著しく、県知事や市長もアビジャンへの退避を余儀なくなれ、市長室も被害を受け、学校の屋根も奪われ、売られるなどの状況が生じ、またその復興もまだ十分でないなどの訴えがなされるなど、復興に向けてのニーズが存在することが確認された。井戸についても一部は干上がり、下痢などの水系疾病の危険性があるなかで川の水を使用している事例があるとの説明がなされた。また、Sakkasou市においては、コートジボワール最大の民族であるバウレ族の間で、近隣のマリ

ンケ族が内戦を仕掛けたなどの意識が高まり、民族間の緊張が高まったことなどの話も聞かれた。また内戦で教員が不在であった期間に就学すべきであった層への教育の協力についても求められた。

- ⑤ 以上のように、平和構築、安定といったマクロな観点に加え、市民にとって必要不可欠な公共サービスの提供という具体的な生活面でのニーズも大きなことが確認されたものとする。他方で、住民が自主的に基礎的なサービスを確保しようとする意識は比較的強いと思われる地域も存在し、学校運営委員会（COGES）を通じて自主的に小学校校舎や教員宿舎を改修する、井戸についても水管理委員会により維持管理が適切になされることもあるなど、比較的高いレベルで運営がなされている村も確認された。また地方分権化の過渡期のなか、国、自治体、関係機関間の名目上の役割と実態は多様であり、今回現地調査を行った地域の中においても、多様なニーズがあることが確認された。加えて、前述のとおり比較的高い能力を有しているケースもあり、一様に底上げするという段階では必ずしもなく、現在の対応状況やニーズを踏まえたきめ細かい対応が求められると考えられる。

（２）本案件実施にあたっての主な課題と方向性

１）さまざまなニーズへのきめ細かい対応

- ・上記のとおり、中部・北部地域全体として貧困層が多い、基礎的サービスが不十分といった問題がみられるものの、村や市ごとに課題は必ずしも一律ではないと考えられ、ニーズに応じたきめ細かい対応が必要と考えられる。
- ・例えば、内戦の影響についても被害の大きさは異なり、COGES への国からの補助金交付も均等ではなく、井戸についても基本的なデータベースが存在せず、偏在している可能性も想定される。市と県が管轄している地域や複数民族が存在する地域と単一民族が存在する地域での違い、地方分権化の進展の違い（市のなかでも 10 倍以上の人口・職員規模の格差も存在）、住民の組織化の状況の違いなどを踏まえて取り組むことが必要である。このような状況のため、通常の地方を対象とする案件以上に単一あるいは少数の方法を適用しにくい案件と考えられ、地域、あるいはセクターにおけるニーズを十分に把握しつつ行うことが重要と考えられる。
- ・内戦の影響で、人口や井戸の賦存状況など基本的な統計が整備・更新されていないなど、ニーズの把握は容易ではないが、基礎的資料の作成は今後、関係者が合理的な判断を持続的に行っていくためには不可欠なものである。本案件においても必要に応じて整備していくことが必要と考えられるものの、事業終了後も予算が必ずしも十分でない状況でも自身で更新できるような仕組みを構築していくことが必要である（例えば、研修参加者に各地の基本的なデータを確認し、収集する仕組みをつくるなど。ただし、地方議員が比較的狭い範囲内で地域の実情を把握するといった対応もあるようであり、現地の習慣にも配慮する必要がある。）。他方で、早期実施が要望されており、実施を通じて把握された課題を踏まえて、次の事業内容も柔軟に変えていくなど、ニーズの適切・正確な把握と早期実施を並行しつつ、双方を実現させるといった対応が必要と考えられる。
- ・また、このようにきめ細かい対応が求められるのと同時に本案件の取り組みの成功事例を他地域に広げ、より大きなインパクトの発現につなげるためには、事例の分析、類型化などが必要である。また他地域のみならず、教育、給水以外の分野にも知見を生かす

ことができるように、分野横断的な行政や住民・住民組織の取り組みの改善への示唆を得ていくことが望ましい。

2) 原則と実態を踏まえた C/P の特定と役割分担

- ・本現地調査において、行政機構が非常に複雑かつ移行の過渡期であることが確認された。州、県、郡、市や中央政府の出先機関と地方政府の役割分担、民間への委託などが複雑に入り交じっており、また制度上の役割と予算措置や人員体制が乖離している状況がみられる。また、学校建設は市が、COGES への補助金は国が行うなど、分権の基本的な考え方も必ずしも理解がしやすい状況ではないが、これらを適切に把握したうえで、望ましい方向性を維持しつつ、現実的に取り組んでいく必要がある。住民も、実際のサービスが確保されることを重視し、制度にとらわれずより安価な方策を模索するなどしている状況もみられ、最終的には住民が適切なサービスを得られることを優先した柔軟な取り組みが必要である。
- ・また、自治体によって本案件への理解が異なる状況もみられており、インフラの整備箇所のみが関心と思われる発言も聞かれたが、対象箇所の選定も協働で行うべきこと、ニーズを踏まえた対応が必要であることを再三申し入れた。
- ・他方で本年から新たな行政機構が施行されるタイミングをとらえて、適切な行政に向けて本案件を通じて望ましい運用のあり方を組み込んでいく好機であるとも考えられ、事業を通じて行政機能の能力の把握（キャパシティ・アセスメント）、望ましい水準の設定とそれを実現するための方策などをアピールしていくことも重要と考えられる。

3) 対象地域における安全確保について

- ・現時点では、本案件の対象地域は外務省により渡航に関する制限がなされており、本現地調査においても、Brobo 市、Sakkasou 市への現地調査時には憲兵隊を同行させる、日中に行動するなど必要な安全対策をとった。この結果、安全上の問題はみられず、円滑に調査を実施することができた。
- ・今後、本格的な事業を実施する際には、定められた安全対策措置にのっとり、パイロットプロジェクトなどについては、現地踏査・滞在が可能な地域にとどめることとし、その他の地域の関係者については、本邦関係者が滞在可能な地域で研修を行うなどの措置をとるが、建設事業などを含み、継続的な人員の配置が不可欠なため渡航措置の緩和なども必要となる。安全確保については最大限留意して、事業内容を検討するが、先方からは早期実施について強い要望があり、また住民の緊急的なニーズにかんがみれば早期に業務開始が求められるものである。

第3章 協力対象地域の概要

3-1 中部・北部の概況

3-1-1 行政区

協力対象地域は、コートジボワールの中部・北部に位置する5つのディストリクトから成る。5つのディストリクトは、12州、41県、188郡の行政区に分けられている¹。(図3-1参照) 地方自治体としては、87のコミューンが存在する。また、2013年6月中に設立が予定されている州自治体は、5つのディストリクト内に12ある²。



図3-1 協力対象地域

3-1-2 人口・人口密度

人口は、1998年にセンサスを実施して以降、データがない。国家統計局は、1998年以前の人口増加率(約3%)を使って人口を推計しており、内戦の影響は考慮していない。よって、現在の人口は把握されていないといえる。

1998年のセンサスに基づいた内務省(MEMIS)の資料によれば、中部・北部全体の人口は、

¹ 州・県の数はMEMIS資料、郡の数は国家統計局資料による。

² コミューン及び県自治体の位置づけは、「4-1 地方行政システムの枠組みと実状」に記載した。

3,464,580 人である。人口密度は、22 人/km²である。全人口のうち、約 50%がコミューンの管轄域内に居住しており、残りの 50%はコミューンの外に居住している。

コートジボワール第二の都市であるブアケ (Bouaké) が位置するベケ (Gbéké) 州は人口 80 万人と、中部・北部の州の中では最も人口規模が大きく、人口密度も 91 人/km²と高い。また、コミューン管轄域内に居住する人口は、78%となっている。(表 3-1 参照)

表 3-1 中部・北部の州別人口・人口密度・コミューン人口 (1998 年センサス)

ディストリクト	州	人口 (人)*1	面積(km ²)*2	人口密度 (人/km ²)	コミューン人口(人)*1	コミューン人口比率
DENGUELE	FOLON	64,540	6,839	9	20,192	31.3%
	KABADOUGOU	157,533	14,197	11	75,413	47.9%
	小計	222,073	21,036	11	95,605	43.1%
SAVANES	BAGOUE	226,330	10,164	22	103,893	45.9%
	PORO	453,006	12,616	36	247,643	54.7%
	TCHOLOGO	249,602	17,254	14	102,302	41.0%
	小計	928,938	40,034	23	453,838	48.9%
VALLEE DU BANDAMA	GBEKE	809,236	8,927	91	632,530	78.2%
	HAMBOL	268,775	19,510	14	143,312	53.3%
	小計	1,078,011	28,437	38	775,842	72.0%
WOROBA	BAFING	139,251	8,791	16	51,895	37.3%
	BERE	206,105	11,017	19	63,306	30.7%
	WORODOUGOU	194,914	11,491	17	87,198	44.7%
	小計	540,270	31,299	17	202,399	37.5%
ZANZAN	BOUNKANI	178,760	21,833	8	48,478	27.1%
	GONTOUGO	516,528	16,316	32	141,033	27.3%
	小計	695,288	38,149	18	189,511	27.3%
合計		3,464,580	158,955	22	1,717,195	49.6%

出典：*1 MEMIS/DGDDL、*2 国家統計局

3-1-3 貧困率

全国の貧困率の推移をみると、1995 年から 1998 年には、36.8%から 33.6%に減少したのに対し、2002 年には 38.4%、2008 年には 48.9%と大きく増加している³ (年平均増加率は、1998～2003 年 3.4%、2003～2008 年 4.1%)。1999 年にクーデターが勃発し、2002 年以降、長期にわたって内戦状態であったことが貧困の増加を招いたといえる。特に、農村部で貧困が顕著である (2002 年 49.0%、2008 年 62.5%)。

協力調査地域の特徴を地域別にみると、コートジボワール北部の中心都市である Bouaké が位置する「中北地域」、及び、北部で Bouaké に次ぐ二番目の都市コロゴ (Korhogo) が位置する「北地域」は、2002 年から 2008 年の貧困率の年平均増加率が、それぞれ 10.1%、11.5%であり、増加が著しい。特に「北地域」では、2008 年には、都市部でも 2 人に 1 人、農村部では 10 人中 8 人以上が貧困となっており、深刻である。住民生活への内戦の影響が大きかった地域ということが推定できる。

一方、「北西地域」は、コートジボワール西部の「中西地域」「西地域」と同様、2002 年に 51.9%と、もともと他地域と比べて貧困率が高く、2008 年には更に 57.9%に増加しているが、増加率

³ Poverty Reduction Strategy Paper 2009

は高くない。貧困率は依然として高く深刻であるが、内戦の影響による貧困の増加は比較的小さかったと考えられる。

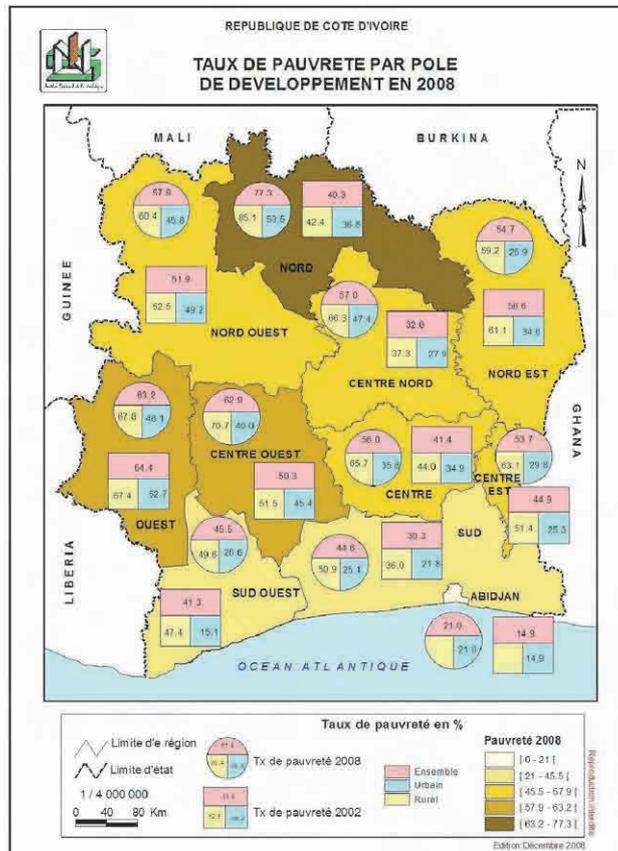
「北東地域」では、都市部、農村部ともに、2002年から2008年の期間、貧困率は減少している。2008年の貧困率は、都市部、農村部ともに、全国平均と近い値となっている。

表3-2 地域別貧困率の推移

地域	首都	2002年貧困率			2008年貧困率			年平均増加率		
		全域	都市部	農村部	全域	都市部	農村部	全域	都市部	農村部
アビジャン市	アビジャン	14.9	14.9	-	21.0	21.0	-	5.9%	5.9%	-
中北地域	ブアケ	32.0	27.9	37.3	57.0	47.4	66.3	10.1%	9.2%	10.1%
中西地域	ダロア	50.3	45.4	51.5	62.9	40.0	70.7	3.8%	-2.1%	5.4%
北東地域	ポンドゥク	56.5	34.6	61.1	54.7	25.9	59.2	-0.5%	-4.7%	-0.5%
北地域	コロゴ	40.3	36.6	42.4	77.3	53.5	85.1	11.5%	6.5%	12.3%
西地域	マン	64.4	52.7	67.4	63.2	48.1	67.8	-0.3%	-1.5%	0.1%
南地域	アビジャン	30.3	21.8	36.0	44.6	25.1	50.9	6.7%	2.4%	5.9%
南西地域	サンペドロ	41.3	15.1	47.4	45.5	26.6	49.6	1.6%	9.9%	0.8%
中央地域	ヤムスクロ	41.4	34.9	44.0	56.0	35.6	65.7	5.2%	0.3%	6.9%
中東地域	アベングル	44.9	25.3	51.4	53.7	29.8	63.1	3.0%	2.8%	3.5%
北西地域	オディエンネ	51.9	49.2	52.5	57.9	45.8	60.4	1.8%	-1.2%	2.4%
全国		38.4	24.5	49.0	48.9	29.5	62.5	4.1%	3.1%	4.1%

注) 太字は、協力対象地域(中部・北部5ディストリクト)

出典: Poverty Reduction Strategy Paper 2009



出典: Poverty Reduction Strategy Paper 2009

図3-2 地域別貧困率の推移

3-2 ベケ (Gbéké) 州の概況

3-2-1 自然状況

Gbéké 州を含むコートジボワール中央部は、丘陵地がその大部分を占める。河川水系としては、同国中央部を北から南南東に流下するバンダマ (Bandama) 川の流域に当たる。

この地域の基盤岩は先カンブリア紀中期の花崗岩類から構成され、一般に風化が厚く、深度数メートルから十数メートルはマサ化が進行し、砂状～礫混じり土砂状になっていることが多い。特に表層数は強風化により粘土状の赤土になっていることが多い。ただし、比較的新鮮な岩体が残丘状として平原の中に独立した半球状の小山を形成していることもある。地下水位は最近、低下傾向にあり、既存井戸の地下水位が深度 80m に達する場合もある。

また、コートジボワール中央部は、熱帯雨林地域に分類され、全般に植生密度の高い森林やプランテーションの耕作地から成る。6～7 月が大雨季、10～11 月が小雨期で、年間降雨日数は 140 日に達する。年間降水量としては、1,900mm ほどあり、涵養量は比較的恵まれている⁴。

3-2-2 行政区

Gbéké 州は、Vallée du Bandama ディストリクトにある 2 つの州のうちのひとつである。Gbéké 州は、ベオウミ (Beoumi) 県、ブアケ (Bouaké) 県、サカソ (Sakassou) 県の 3 県から成っていたが、2011 年に Bouaké 県の一部がボトロ (Boto) 県として分離し、4 県になった。4 県の下には 19 の郡が存在する。

地方自治体としては、8 つのコミューンがある。Beoumi 県、Bouaké 県、Sakassou 県には県自治体があったが、2013 年 6 月に廃止され、新しく Gbéké 州自治体が設立される予定である。

3-2-3 州都 Bouaké

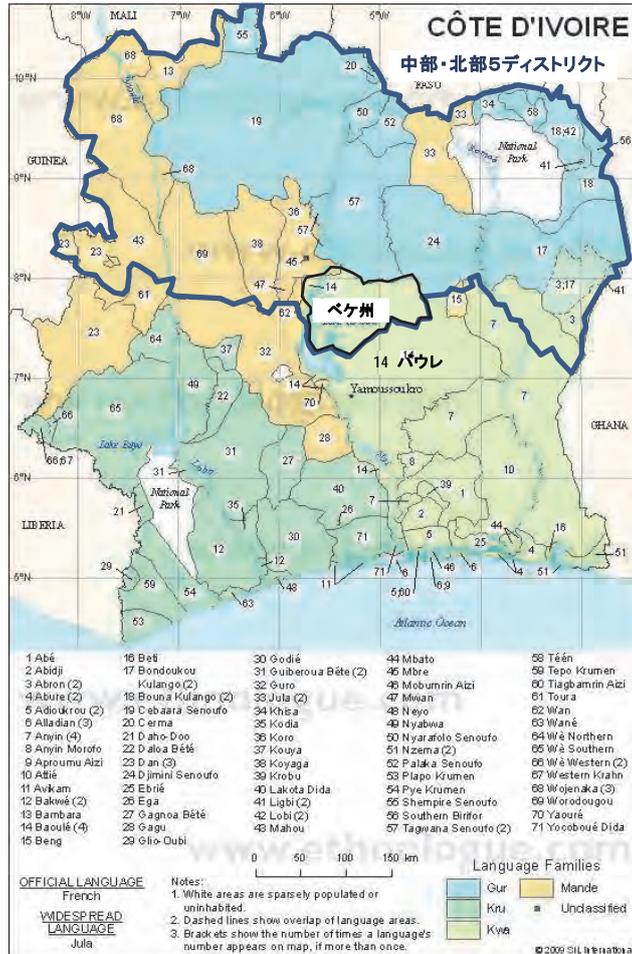
Gbéké 州の州都 Bouaké は、コートジボワールの第二の都市である。港湾都市 Abidjan と内陸のブルキナファソの首都ワガドゥグとを結ぶアビジャン・ニジェール鉄道 (ニジェールまでは延伸していない) の中心都市であり、交通の要衝である。道路による国際輸送ルートの拠点でもある。

3-2-4 民族

コートジボワールには、60 以上の民族がいるといわれているが、そのうち、最大の民族であるアカン系バウレ族 (人口の 15～20%) は、コートジボワールの中部を中心に分布している。Gbéké 州は、バウレ族分布の最北端に位置する。ブアケは、バウレ族の中心都市である。コートジボワール北西部には、マンデ系に属するマリンケ族が居住している。マリンケ族はマリ帝国の子孫である。また、グル語群に属するセヌフォ族は、北部を中心に居住している。北部の都市コロゴは、セヌフォ族の中心都市である。

Gbéké 州には、実際には、バウレ族だけでなく北西部のマリンケ族、北部のセヌフォ族、周辺諸国出身者 (ブルキナファソ、マリ、ニジェール) が混在して居住している。その比率は不明である。

⁴ 「象牙海岸共和国 中部村落給水計画事前調査資料」(JICA、1996 年) より一部抜粋



出典： http://archive.ethnologue.com/16/show_map.asp?name=C1&seq=10

図 3-3 コートジボワールの言語分布

3-2-5 歴史・内戦の影響

コートジボワールでは、1993年にボワニ大統領が死去して以降、政治的に不安定になり、長年にわたり紛争を繰り返してきた。

2002年のクーデター勃発時には、反乱軍が Bouaké でも蜂起し、Bouaké に拠点を置いて中部・北部・西部地域を占拠した。その後、10年に及ぶ内戦中は、反政府勢力が中部・北部を支配し、国が南北に分断された。Bouaké は中部・北部の実質的な首都であった。

内戦中、中部・北部・西部地域では、行政機関、学校、裁判所などの行政官が任務を離れたため、行政サービスは麻痺した。また、輸送ルートが分断されたため、農業・商業など、中部・北部・西部地域のみならず、マリ、ブルキナファソなど周辺諸国を含む地域の経済活動にも打撃を与えた。

3-2-6 人口・人口密度

Gbéké州の人口は81万人(1998年センサス)、人口密度は91人/km²である。州都である Bouaké が位置する Bouaké 県の人口は55万人で、州の全人口の68%を占める。Bouaké 県の人口密度は161人/km²と他県と比べて高く、Bouaké 県人口のうち、コミューン管轄域内に居住する人口は93%に達する。Bouaké コミューンには都市から10kmの範囲の農村部も含まれるため、

Bouaké コミューン的全人口が都市人口ではないが、大部分は都市に居住していると考えられる。

表 3-3 Gbéké 州の県別人口・人口密度・コミューン人口 (1998 年センサス)

州	県	人口 (人)*1	面積 (km ²)*2	人口密度 (人/km ²)	コミューン	コミューン人口(人)*1	コミューン人口比率
GBÉKÉ	BEOUMI	119,328 (15%)	2,541	47	BEOUMI	38,620	39%
					BODOKRO	8,210	
	BOTRO	57,671 (7%)	1,262	46	BOTRO	17,634	58%
					DIABO	16,093	
	BOUAKÉ	552,564 (68%)	3,430	161	BOUAKÉ	490,349	93%
					BROBO	12,565	
					DJEBONOUA	13,368	
	SAKASSOU	79,673 (10%)	1,694	47	SAKASSOU	35,691	45%
	合 計	809,236 (100%)	8,927	91	-	632,530	78%

出典：*1 MEMIS/DGDDL、*2 国家統計局

3-2-7 村・町

行政の最小単位は村である。村は、地方分散行政の末端に位置づけられている。(4-1-4 参照)。村には伝統的な村長がおり、村を代表する機能をもっている。都市部には、村ではなく町という単位があり、村長は存在しない。

例えば、Gbéké 州 Sakassou 県には 133 の村があり、Sakassou の中心部には町が 1 つある。そのうち 54 の村及び Sakassou 町がコミューン内に位置している。

コミューン内に位置する村、もしくは、町の数と、1 村・町当たりの平均人口を表 3-4 に示す。コミューンが中心部の町を含んでいることを考慮すると、農村部の 1 村当たりの人口は更に少なくなると考えられる。

Sakassou 県で入手した 2011 年の村別人口によると、133 の村のうち、半数以上 (71 村) が 500 人以下の村である。(表 3-5 参照)

表 3-4 Gbéké 州コミューンの集落の数、及び、1 集落当たりの平均人口

州	県	コミューン	コミューン人口(人)*1	村・町の数*1	1村・町当たりの平均人口
GBÉKÉ	BEOUMI	BEOUMI	38,620	22	1,755
		BODOKRO	8,210	19	432
	BOTRO	BOTRO	17,634	22	802
		DIABO	16,093	23	700
	BOUAKÉ	BOUAKÉ	490,349	70	除外
		BROBO	12,565	22	571
		DJEBONOUA	13,368	40	334
	SAKASSOU	SAKASSOU	35,691	55	649
	合 計	-	632,530	273	-

出典：*1 MEMIS/DGDDL

表 3 - 5 Sakassou 県の人口規模別村数

人口規模	集落数
5,000 人以上	3
1,000~4,999 人	23
500~1,000 人	36
500 人未満	71
合計	133

出典：Sakassou 県

第4章 地方行政

4-1 地方行政システムの枠組みと実状

4-1-1 地方行政の監督機関

地方分権を管轄しているのは、内務省（MEMIS）地方分権化・地方開発総局（DGDDL）である。主な役割は以下のとおりである。

- ・地方自治体に対する国の監督を組織し、執行する。
- ・地方自治体への技術的・財政的支援を調整する。
- ・地方自治体の能力強化を図る。
- ・地方行政サービスの一般検査により、地方自治体の検査・監督をする。
- ・地方分権のモニタリング・評価を行う。
- ・地方自治体が行う計画作成、地域開発に対し、支援・監督する。
- ・自治体間の協力を支援する。

DGDDLは、以下の5つの部で構成されている。

- ・行政監督部： 訴訟、紛争の仲裁、行政の適法性の確認等
- ・経済財務部： 地方自治体の予算策定と執行の監督
- ・地方自治体人事部： 地方自治体の人事
- ・自治体間協力部： 自治体間の協力への支援・監督
- ・地方開発部： 調査実施、開発計画策定の支援・監督

4-1-2 地方行政システムの全体構造

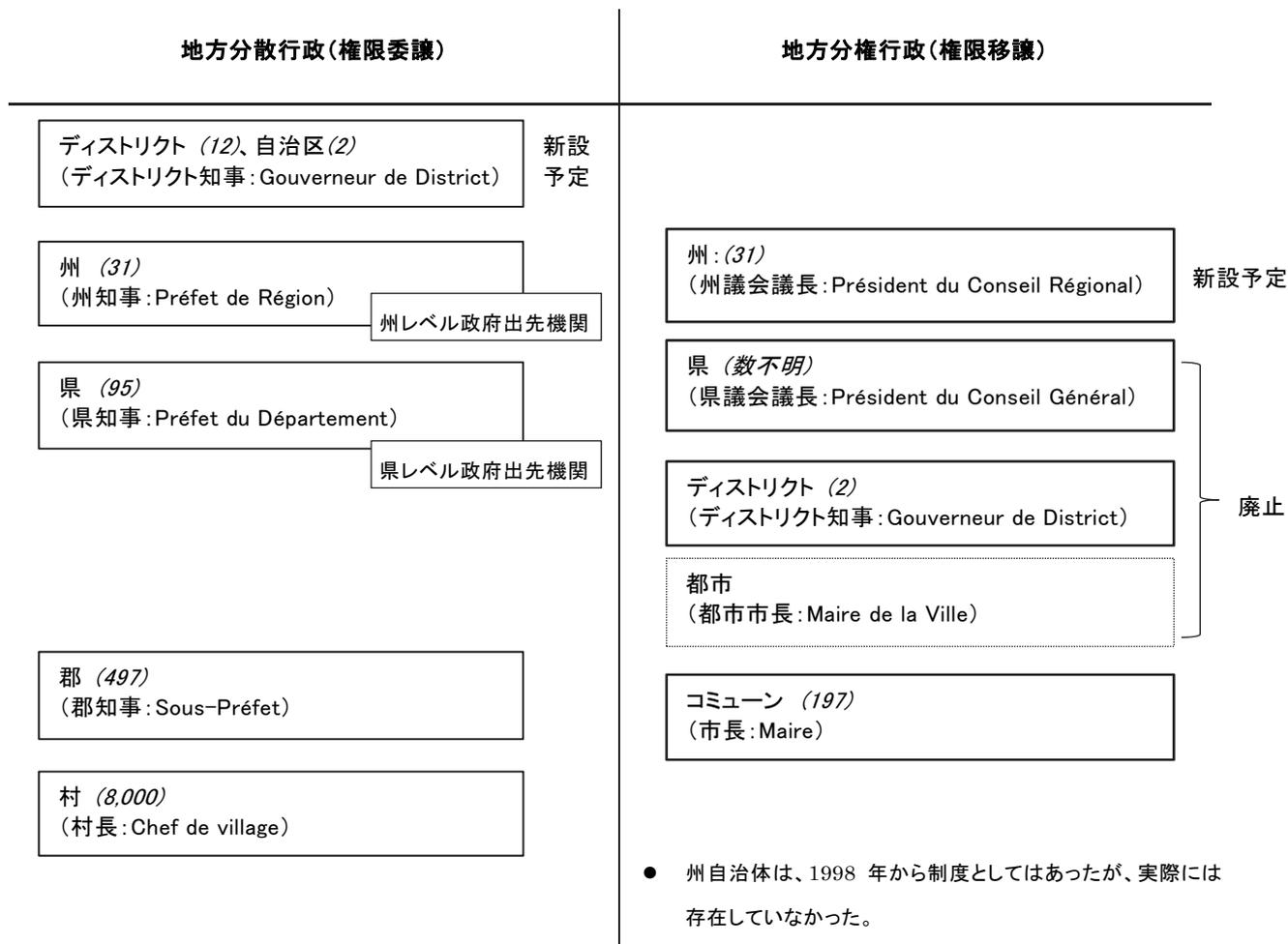
コートジボワールの地方行政は、中央政府出先機関への権限委譲（分散化）、及び、地方自治体への権限移譲（分権化）の2つのシステムで構成されている。これらは、フランスの地方行政制度を基につくられたものである。

地方分散行政では、州（Region）・県（Department）・郡（Sub-Prefecture）レベルに、大統領に任命されたMEMIS下の知事が配置されている。また、最下部に位置する村には伝統的な村長がいる。州/県レベル、もしくは、その下のレベルに、各省庁の出先機関が設置されている⁵。2011年に制定された「国の地方行政の全般的組織の方針に係るオルドナンス第2011-262号」では、州の上にディストリクトを設置することが決められている。調査時点では、ディストリクトはまだなかったが、近いうちに設置されるとの情報があった。

地方分権先の行政機関である地方自治体は、県、ディストリクト〔アビジャン（Abidjan）、ヤムスクロ（Yamoussoukro）〕、コミューンが存在する。上記の2011年のオルドナンスにより、県自治体及びディストリクト自治体を廃止し、州自治体を設置することが決められている。

図4-1にコートジボワールの地方行政システムの全体構造を示す。

⁵ 中央の出先機関の管轄エリアは、州/県/郡の境界とは必ずしも一致しない場合もある。例えば、教育省は、州レベルに2つの出先機関〔州教育局（DREN）1及び2〕を設置し、その下に10の視学官事務所がある。教育省の県の出先機関は廃止している。



注 1: 括弧内の斜体数字は、個数

注 2: 2011 年 9 月 28 日付オルドナンス第 2011-262 号に従い、2013 年 4 月に地方選挙が実施された。これにより、県自治体、及び、ディストリクト自治体は廃止され、州自治体の新設される予定である。地方自治は、州・コミューンの 2 層体制に整理される。

出典: 2011 年 9 月 28 日付オルドナンス第 2011-262 号を基に調査団が作成

図 4-1 コートジボワールの地方行政システムの全体構造

4-1-3 地方行政制度の歴史

コートジボワールの地方行政制度は、フランスでの地方分権制度はフランス植民地時代から存在し、1960 年の独立後も議論がされてきたが、大きな動きとして始まったのは 1980 年のコミューンの制度化である。1980 年に制定された「コミューンの組織に係る法律第 80-1180 号」では、コミューンが地方自治体として明確に位置づけられ、コミューンの組織構成、権限、機能などが規定された。1980 年には 37 のコミューンが存在したが、5 年後の 1985 年には 98 のコミューンが新たに設立され (合計 136)、1995 年には更に 61 のコミューンが設立され、現在に至っている (合計 197)。

コミューン以外の地方自治体としては、1995 年に都市 (Ville) が、1998 年には州が法律により設置されたが、選挙は行われず、実態としては存在していなかった。

2001 年には、新たに地方行政制度が制定され、地方行政の全体構造が法律により規定された

(国の地方行政の全般的組織の方針に係る法律第 2001-476 号)。地方分権先の行政機関である地方自治体は、州、ディストリクト、県、都市、コミューンの 5 つの階層に定められ、これにより、ディストリクト、県が新たに地方自治体として加わった。また、Abidjan 及び Yamoussoukro は地方分権行政のディストリクトの地位に格上げされた。地方分散行政の行政機関としては、州、県、郡、村の 4 つの階層が規定され、役割りが明記された。

2002 年 7 月には、地方選挙が行われ、新しく 56 の県自治体が誕生した。しかし、その 2 カ月後には内戦が勃発し、内戦中、県自治体はほとんど機能していなかった。

2011 年の内戦終結後、「国の地方行政の全般的組織の方針に係るオルドナンス第 2011-262 号」により、地方行政制度が改正された。地方分散行政のレベルとして、新たに州の上にディストリクトが設置され、大統領の指名によるディストリクト知事が配置されることになった。これにより、地方分散行政は、ディストリクト、州、県、郡、村の 5 つのレベルで構成されることになった。

地方分権行政としての地方自治体は、ディストリクト、県、都市が廃止され、州・コミューンの 2 つのレベルに整理された。

表 4-1 に、地方分散・地方分権にかかわる主な法律を整理した。

表 4-1 地方分散・地方分権にかかわる主な法律

	法令	主な内容
1	コートジボワール国における完全なコミューンの制度に係る法律 第 78-07 号(1978 年 1 月 9 日)	Abidjan、Bouaké 以外に 26 のコミューンの設立
2	コミューンの組織に係る法律 第 80-1180 号(1980 年 10 月 17 日)、及び法律 第 85-578 号(1985 年 7 月 29 日)、法律 第 95-608 号・法律 第 95-611 号(1995 年 8 月 3 日)、法律 第 98-485 号(1998 年 9 月 4 日)による改正	コミューンの創設、議会の権限・機能、執行機関の構成・権利・機能、コミューンの職員、公有地・公共財産、コミューンのサービス、司法上の行為と責任
3	98 の新たなコミューン設立に係る法律 第 85-1085 号(1985 年 10 月 17 日)	新たに 98 のコミューンの設立
4	都市(Ville)に特定の制度を規定する法律 第 95-609 号(1995 年 8 月 3 日)	新しい地方自治体としての都市(Ville)に関する規定。議会、執行機関、都市を構成するコミューン
5	州自治体の組織に係る法律 第 98-485 号(1998 年 9 月 4 日)	州自治体の創設、権限、組織、議会及び経済社会委員会、州議会議長及び執行部、州行政、州の職員、公有地・公共財産、州のサービス、司法上の行為と責任
6	国の地方行政の全般的組織の方針に係る法律第 2001-476 号(2001 年 8 月 9 日)	地方分散先(州、県、郡、村)に係る規定、及び、地方分権先(州、県、ディストリクト、都市、コミューン)に係る規定
7	県自治体の組織に係る法律 第 2001-477 号(2001 年 8 月 9 日)	県自治体の創設、権限、組織、議会及び経済社会委員会、県議会議長および執行部、県行政、県の職員、公有地・公共財産、県のサービス、司法上の行為と責任
8	アビジャンディストリクトに係る法律 第 2001-478 号(2001 年 8 月 9 日)	Abidjan ディストリクトの権限、議会の構成・機能、執行部及び知事(Gouverneur du District)の機能・権限、諮問委員会、ディストリクトのサービス、ディストリクトを構成するコミューン
9	地方自治体の職員規程に係る法律 第 2002-04 号(2002 年 1 月 3 日)	国家公務員、地方自治体による公務員雇用、職員の共通規定
10	ヤムスクロディストリクトに係る法律 第 2002-44 号(2002 年 1 月 21 日)	Yamoussoukro ディストリクトの権限、議会の構成・機能、執行部及び知事(Gouverneur du District)の機能・権限、諮問委員会、ディストリクトのサービス、ディストリクトを構成するコミューン

11	国から地方自治体への管轄権の委譲及び配分に関する法律 第 2003-208 号(2003 年 7 月 7 日)、2007 年 10 月 4 日付オールドナンス 2007-586 号により改正	地方自治体(州、県、ディストリクト、都市、コミューン)に委譲する管轄権の規定 オールドナンス 2007-586 号により、廃棄物管理に係る管轄権を廃止
12	地方自治体の財政、税、及び、土地に係る法律 第 2003-489 号(2003 年 12 月 26 日)	予算の策定、予算の変更、予算の執行、予算の執行管理、会計、会計担当官、支出と収入、税金・手数料、国庫補助金、外国援助、ローン、地方自治体に属する税金の項目、土地の管理
13	国の地方行政の全般的組織の方針に係るオールドナンス第 2011-262 号(2011 年 9 月 28 日付)	地方分散先(ディストリクト、州、県、郡、村)に係る規定、及び、地方分権先(州、コミューン)に係る規定。地方分散先としてのディストリクトを新しく設置し、地方分権先の県、ディストリクト、都市を廃止した。
15	ディストリクト自治体、及び、州自治体の組織に係る命令(Décret)第 2011-263 号(2011 年 9 月 28 日)	Abidjan、Yamoussoukro の 2 つの自治区、12 のディストリクト、及び 30 の州の設置
14	地方自治体の組織に係る法律 第 2012-1128 号(2012 年 12 月 13 日)	地方自治体の創設、議会の責任・運営、執行部の構成・規則・責任、地方自治体行政、地方自治体の職員、地方自治体のサービス、司法上の行為と責任、州自治体に関する規定(組織、議会、常任委員会、執行部、州社会経済委員会、州自治体会議、州自治体連合)、コミューンに関する規定(組織、議会、常任委員会、執行部、市町村長、コミューン会議、コミューン連合)

出典：La Décentralisation Ivoirienne, Partie législative Volume 1、及び、収集した法令を基に調査団が作成

4-1-4 地方分散行政

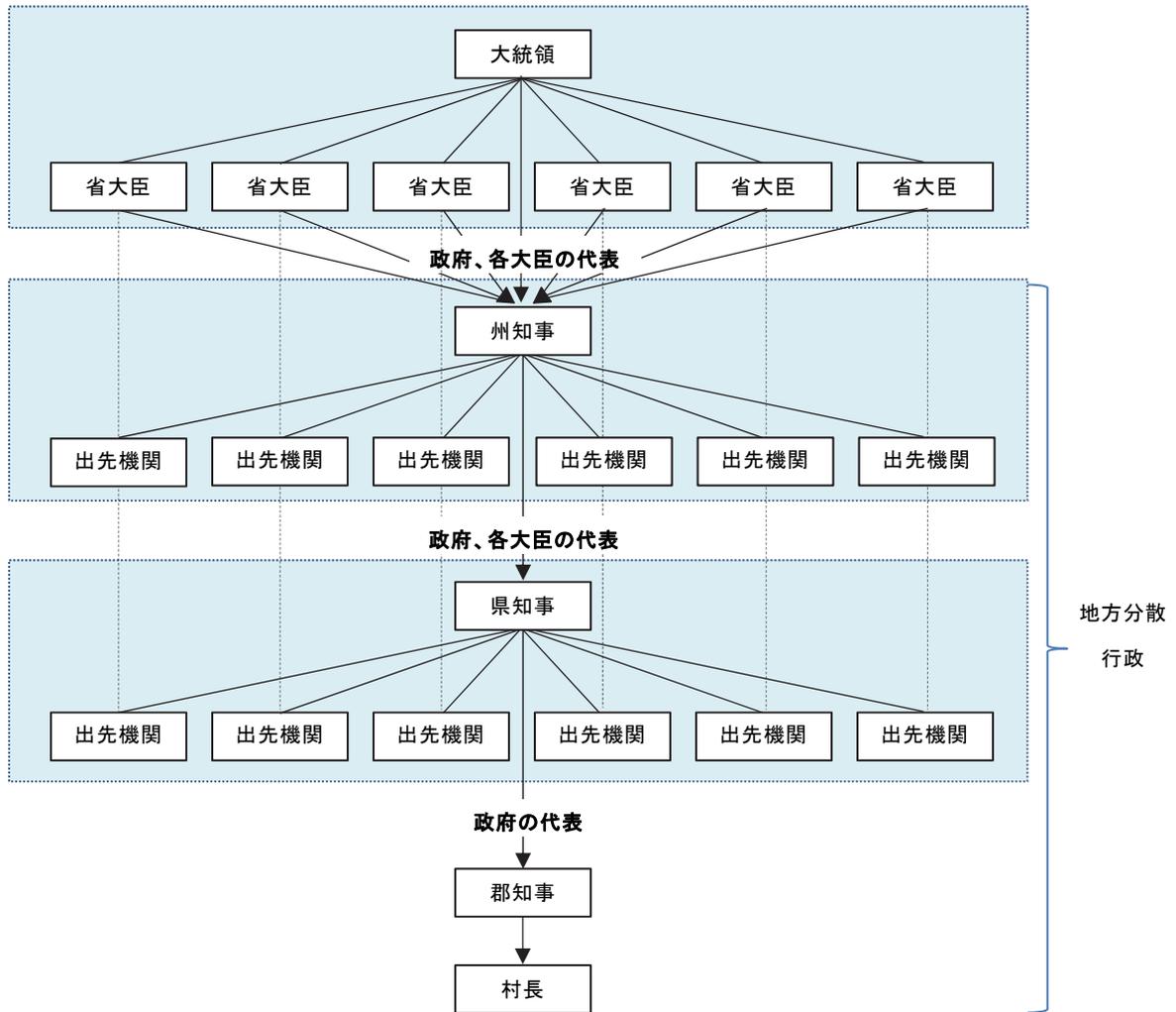
地方分散行政は、現状では、州、県、郡、村の 4 つのレベルから成っている⁶。

州知事は、MEMIS が指名し、大統領が任命する。州知事は、政府の代理人であり、中央省庁の各大臣の代表者でもある。州レベルには、中央省庁の出先機関があり、州知事の監督の下に置かれている。州知事は、行政所在地である県の知事を兼任している。

県知事は、州知事と同様に、MEMIS が指名し、大統領が任命する。県知事は、政府の代理人であり、中央省庁の各大臣の代表者でもある。よって、県レベルの中央政府出先機関を調整し、監督する。県知事は、地方自治体(県、コミューン)の監督も行っている。

郡知事は、郡における国の代表者であり、県知事を補佐する役割を担っている。また、郡知事は、郡内の村長の活動を管理する(図 4-2 参照)。

⁶ 州の上にディストリクトを設置することが予定されている。



出典：関連する法律に基づき、調査団が作成

図 4 - 2 地方分散行政の体制

表 4 - 2 に、「国の地方行政の全般的組織の方針に係るオールドナンス第 2011-262 号」に示された地方分散行政機関の知事の責務を整理した。

表 4 - 2 地方分散行政機関の知事の責務

レベル	知事の位置づけ・責務
ディストリクト	<ul style="list-style-type: none"> ディストリクト知事は、ディストリクトに利するよう国が着手する大規模な開発プロジェクトを実施し、区にインパクトをもたらすあらゆる社会・経済プログラムの監督及び評価を行う。
州	<ul style="list-style-type: none"> 州知事は、州の行政をつかさどる。また、州の行政所在地である県の知事の職務についても委任を受ける。 州知事は、政府の代理人であり、各大臣の直接の代表者である。 州知事は、州の開発及び行政全般の任務を担う。州知事は、経済的、社会的、文化的な性質のあらゆる情報を収集し、活用する。また、県知事の活動、州の部局、及び、州に介入する国の出先機関全般の指揮、計画策定、推進、調整及び管理を行う。 これらの部局の長は、州知事の権限下に設置される。 州レベルでは、大臣の権力及び権限は各大臣の直接の代表者としての州知事に委任される。

	<ul style="list-style-type: none"> 州知事は、州の全般行政に固有の部局及び州レベルで介入する各省の出先機関の部局から構成される、州の部局を有する。これらの部局は、州局として組織される。
県	<ul style="list-style-type: none"> 県知事は、県の行政をつかさどる。 県知事は、政府の代理人であり、各大臣の直接の代表者である。 県知事は、県の部局、及び、県に介入する国の出先危機感の全般的な活動を率い、推進し、調整し、監督する。 これらの部局の正規職員は、知事の権限下に置かれる。 県知事は、県内の秩序、治安、平静及び公衆衛生の責任を負う。ただし、同じ分野で、各々の行政区の範囲内で、市長が負う責任の適用を妨げない。 県知事は、法規及び中央の行政権のガイドラインに従い、機動隊を保有する。 県の開発のモニタリングの責任者であるとともに、地方自治体の開発と国の開発を調整する。 法規に従い、管轄当局から与えられる委任事項の制限内で、地方自治体の統治及び管理を行う。 地方自治体の行政機関は、序列に基づき県知事に従属する。 1人もしくは複数の県事務局長または郡知事が県知事を補佐する。 県知事は、州の全般行政に固有の部局及び県レベルで介入する国の部局を有する。これらの部局は、同じ省の部局全体を結集した県の局として組織される。
郡	<ul style="list-style-type: none"> 郡知事が、郡の行政をつかさどる。 郡知事は、郡における国の代表者である。郡知事は、知事の権限下で行動する。 郡知事は、郡の領域にある村の長の活動を管理し、監督する。 郡知事は、自らが従属する県の知事と直接連絡を取る。郡知事は、自らの領域の総務及び技術部局の職員の活動を調整し、管理する。 郡知事は、知事に対し郡の利益を代表し、自らの決定を知事に報告する。 郡知事は郡議会を招集し、議長を務め、審議結果を知事に伝える。 郡知事は、自らの行政区の領域全体において治安維持の責任を負う。ただし、市長が負う責任の適用を妨げない。郡知事は、自らの行政区に駐在する機動隊の支援を要請することができるが、その際は直ちに知事に報告しなければならない。
村	<ul style="list-style-type: none"> 村長は、村議会の補佐を受け、村の行政をつかさどる。

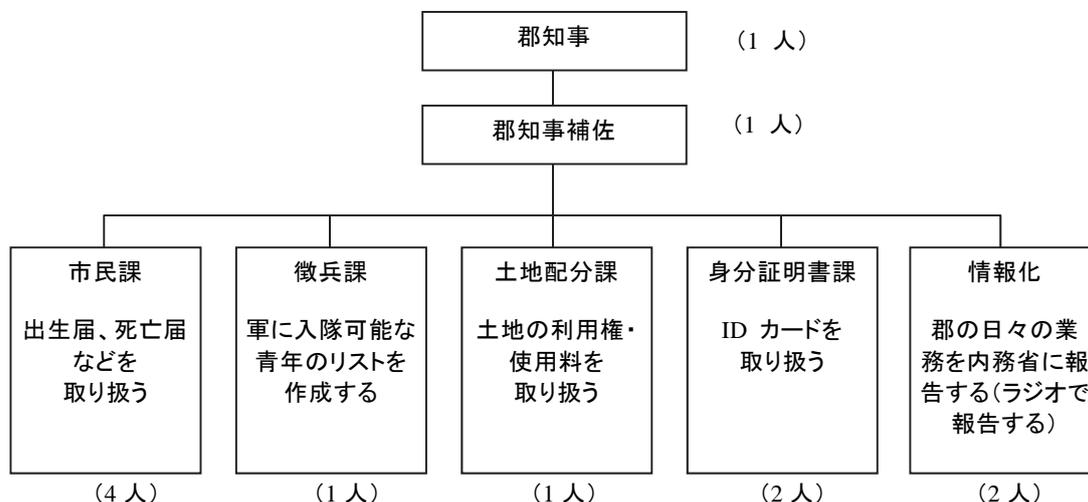
出典：国の地方行政の全般的組織の方針に係るオルドナンス第 2011-262 号

郡は、コミューンの管轄エリアの外の地域では、住民に最も近い役所であり、出生届、死亡届の手続き、身分証明書の発給などを行っている。なお、コミューンの範囲内では、これらのサービスはコミューンが行っている。

ベケ (Gbéké) 州ブアケ (Bouaké) 県プロボ (Brobo) 郡の組織図を図 4-3 に示す。郡知事の下に補佐が 1 人おり、その下に 5 つの課がある。職員の数、郡知事以外に、郡知事補佐を含めて 11 人である。職員は、採用試験に合格した公務員である。

オルドナンス第 2011-262 号では、郡知事は郡議会を招集し、議長を務め、審議結果を知事に伝えると記載されている。また、村長の活動を管理・監督するとも記載されている。このことから、コミューン外の地域においては、村からの直接的な開発ニーズの把握や、開発計画の策定プロセスにおいて、実際には郡がどのように関与しているのかということが問いとしてあるが、Brobo 郡でのヒヤリングでは、郡議会の招集を行っているという情報は得られなかった。また、地方自治体 (県) の開発計画の策定プロセスにはかかわらないとの説明であった。Brobo

郡は、県の開発計画案を策定した後、県知事に提出し、県レベルでの協議が行われる際に、意見を述べるという関与の仕方をしている。また、県知事や中央政府出先機関が行うニーズ調査に協力している。他の郡における実情は不明である。



出典：郡知事からのヒヤリングを基に調査団が作成

図 4-3 Brobo 郡の組織図

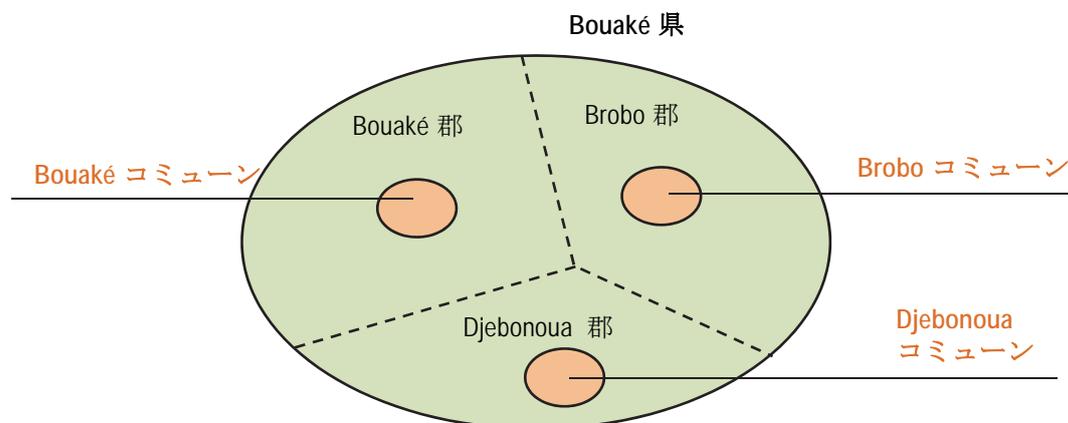


図 4-4 県、郡、コミューンの位置関係 (Bouaké 県の概念図)

4-1-5 地方分権行政

先に述べたように、地方分権の行政機関である地方自治体は、県、ディストリクト、コミューンが存在する (2013 年 6 月時点)。

(1) 新地方自治体制 (州・コミューン) の開始

2013 年 4 月 21 日、地方選挙 (州、コミューン) が実施された。MEMIS によれば、6 月中には、選挙で選ばれた新しい議会による州自治体及びコミューンが機能し始め、MEMIS から派遣する職員も配属されるという目算である。州自治体が正式に設置された後は、県レベルの地方自治体は廃止となる。

新しい州自治体、コミューンの最初の仕事は、既存の 3 カ年計画 (州の場合は、県の既

存計画)の見直しと改正、及び、2014年の年次予算策定である。州自治体の職員は、基本的には県自治体の職員を雇用し、必要に応じて新規職員を雇用する。2014年1月からは、新しい自治体による地方行政が完全に開始する予定である。

(2) 地方自治体の管轄エリア

今後、コミュニティ内の地域はコミュニティの管轄エリア、コミュニティの外の地域は州自治体の管轄エリアとなる。州自治体が設置されるまでは、コミュニティの外は、県自治体の管轄であった。例えば、教育施設の建設の場合、コミュニティ内の小学校はコミュニティの責任範囲、コミュニティ外の小学校は州自治体の責任範囲、となる。中学校以上は州の管轄であるため、コミュニティ内/外にかかわらず、州の責任となっている(州自治体が設置されるまでは、県自治体の責任範囲)。

コミュニティの範囲は、市街地から10kmの範囲と決められている。よって、コミュニティの範囲は、中心市街地だけでなく、周辺の村も含む。また、一口にコミュニティといっても、都市的特徴の強いコミュニティと、農村的特徴の強いコミュニティがあり、人口規模もさまざまである。管轄エリア内で必要とされる行政サービスも、コミュニティによって異なっている。

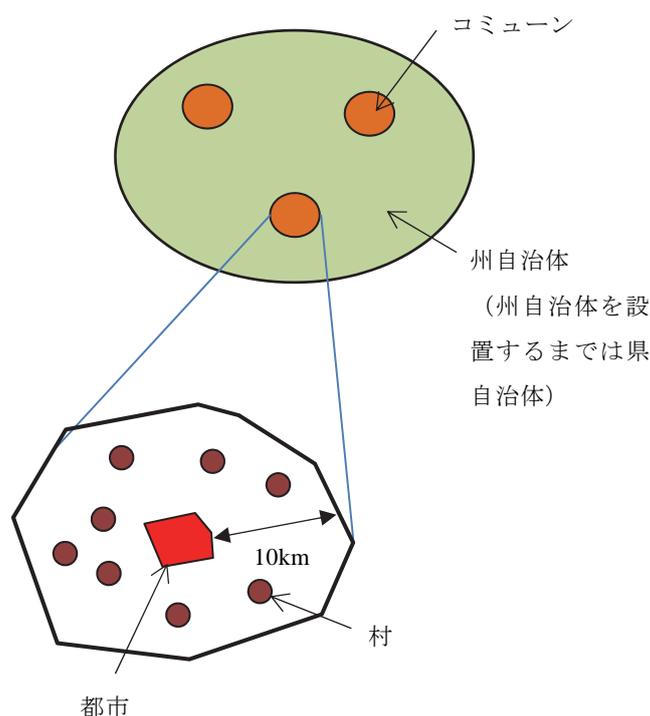


図4-5 コミュニティと県自治体の管轄エリア

(3) 地方自治体の役割

地方自治体の役割は、「国から地方自治体への管轄権の委譲及び配分に関する法律 第2003-208号」に定められている。

同法律によれば、コミュニティに権限移譲された分野は、以下のとおりである。

- ・管轄地域の整備
- ・開発計画
- ・都市計画及び居住環境
- ・交通路及びその他の交通網
- ・輸送手段
- ・保健、公衆衛生及びその質の管理
- ・環境保護及び天然資源の管理
- ・市民の安全及び保護
- ・教育、学術研究、職業訓練及び専門技術教育
- ・社会・文化活動及び人間生活の向上
- ・スポーツ及びレジャー
- ・経済発展及び雇用促進
- ・観光産業の振興
- ・情報伝達
- ・水道、下水設備及び電気の敷設
- ・家庭、青少年、女性、子ども、障害者、及び第三世代の生活環境の向上

上記の分野ごとに定められた州自治体、コミューンの管轄権の詳細を表4-3に示す。2003年にこれらの管轄権が規定されて以降、10年近くに及ぶ内戦で地方自治体サービスが継続していなかったことや、内戦終結後の緊急・復興支援が中央政府主体で行われてきたことにより、地方自治体の行政能力は脆弱化した。そのため、表4-3に示す地方自治体の責務を十分に遂行できる体制にはなっていないのが現状である。

表 4-3 地方自治体の管轄権

	分野	州の管轄権	コミューンの管轄権
1	管轄地域の整備	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の開発政策の方針に則した、州の管轄地域の整備基本計画の策定及び実施 b) 州を構成する地方自治体の開発事業の統括 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発政策の方針に則した、コミューンの管轄地域の整備基本計画の策定及び実施 b) コミューンを構成する地区または村落の開発事業の統括及び実施
2	開発計画	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の開発プランに則した、州の開発プランの策定及び実施 b) 州内各地の開発プランの統括 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発政策に則した、コミューンの開発プランの策定及び実施 b) コミューンを構成する地区または村落の開発プランの統括及び実施
3	都市計画及び居住環境	<ul style="list-style-type: none"> a) 州に属する都市及びコミューン、ディストリクト、県の都市開発基本計画の策定の一環として、参考意見の表明 b) 州に属する地方自治体の都市計画、居住環境及び地形工事関連事業の支援並びに統括 c) 州に属する各県の社会住宅の建設及び下水設備基本計画の調整 	<ul style="list-style-type: none"> a) コミューンが属する県の意見に基づき、コミューンの都市開発基本計画及び付随的都市計画の策定及び実施 b) 都市計画に関する現行の法規定に則した分譲計画の策定及び実施 c) 管理保護区及びコミューンの行政財産の分類変更の提案 d) コミューン内での各種工事現場の設置許可 e) 社会住宅の建設 f) 居住用家屋及び建物の建設許可の提案、指示及び交付 g) ディストリクトの境界外に位置するコミューンに対する一時的譲渡の授権書及び決定書の交付
4	交通路及びその他の交通網	<ul style="list-style-type: none"> a) 州に属する地方自治体の交通路及びその他の交通網開発プランの具体化に向けた支援 b) 州にかかわりのある交通路及びその他の交通網の敷設、管理及び保全 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、コミューンの交通路及びその他の交通網開発プランの策定及び実施 b) コミューンにかかわりのある交通路及びその他の交通網並びに農村道の敷設、管理及び保全
5	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> a) 州にかかわりのある輸送の許可証の交付 b) 州内の港及び波止場の管理 c) 州にかかわりのある沿岸、海岸、潟水路、河川の保全及び整備政策(潟及び河川のインフラの建設並びに管理: 潟の船着き場、棧橋、ヨットハーバー、海水浴場) 	<ul style="list-style-type: none"> a) コミューンの境界内における輸送の許可証の交付 b) 小型輸送船の接岸用インフラの設置及び管理
6	保健、公衆衛生及びその質の管理	<ul style="list-style-type: none"> a) 保健、公衆衛生及びその質の管理に関する国家プランに則した、州のプランの策定及び実施 b) 国の医療機関配置図の将来を見通した策定に対する参考意見の表明 c) 州立病院の建設、運営及び維持 d) 公衆衛生に関する州の予防措置の採択 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、保健、公衆衛生及びその質の管理に関するコミューンの開発プログラムの策定及び実施 b) 保健センター、医療研修センター及び公衆衛生・食糧供給施設の建設、運営及び維持 c) 保健及び公衆衛生・食糧供給に関するコミューンの予防措置の採択 d) 医療機関配置図の将来を見通した策定に対する意見の表明

	分野	州の管轄権	コミューンの管轄権
7	環境保護及び天然資源の管理	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の政策に則した、環境保護及び天然資源の管理のための州の活動計画の策定、実施並びに調査 b) 州にかかわりある森林、保護地区、公園、自然景勝地の管理、保護及び保全 c) 州にかかわりのある森林、自然公園、保護地区の造成及び管理 d) 県、国または他国の管轄下にある河川を除く陸水系の管理 e) 山火事及びその他の災害の州の予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、環境保護及び天然資源の管理のためのコミューンの活動計画の策定、実施並びに調査 b) コミューンにかかわりのある森林、保護地区、公園、自然景勝地の管理、保護及び保全 c) コミューンにかかわりのある森林、自然公園、保護地区の造成及び管理 d) 都市、ディストリクト、県、州、国または他国の管轄下にある河川を除く陸水系の管理 e) 海水浴場の衛生及び遊泳者の安全を担う派出所の設置並びに岸から 100m までの遊泳区域の標識の設置 f) 山火事及びその他の災害のコミューンの予防対策
8	市民の安全及び保護	<ul style="list-style-type: none"> a) 州に属する地方自治体における国の安全政策に対する参考意見の表明 b) 国家プランに則した、市民の保護に関する州のプランの策定、実施及び調査 c) 州の市民保護センターの設置及び運営 d) 州管区の警察官、国家憲兵隊、消防士の活動の支援 e) 州の警視庁、軍管区憲兵隊、消防署を収容する施設の建設、整備及び維持 	<ul style="list-style-type: none"> a) コミューンにおける国の安全政策に対する参考意見の表明 b) 国の安全政策に則した、非行及び市民の保護に関するコミューンのプランの策定、実施及び調査 c) コミューンの管轄地域で公務を遂行する警察官及び国家憲兵隊の活動の支援及び援助 d) 法規定に則したコミューンの警察の創設及び組織 e) コミューンの管轄地域で公務を遂行する警察署、国家憲兵隊小隊を収容する施設の建設、整備及び保全
9	教育、学術研究、職業訓練及び専門技術教育	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の学校配置地図に則した、州の教育及び職業訓練計画の策定、実施及び調査 b) 州立大学及び高等専門学校建設及び運営 c) 州に属する地方自治体における識字推進活動の援助 d) 学術研究及び技術革新の援助 	<ul style="list-style-type: none"> a) 国家プログラムに則した、コミューンの教育レベルの向上及び職業訓練計画の策定、実施及び調査 b) 学校配置地図に則した、小学校、幼稚園、保育所、子供の遊び場、女性教育センター及び実習センターの建設並びに運営 c) 国の活動プランに則した、識字推進活動
10	社会・文化活動及び人間生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> a) 国家プランに則した、社会・文化活動及び人間性向上のための州のプランの策定及び実施 b) 社会・文化及び人間性向上のための州立センターの創設、整備及び運営 c) 州に属する地方自治体が推進する貧困対策事業の援助 d) 疾病、特にエイズの広範な流行に対する州の予防活動の支援及び援助 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、社会・文化活動及び人間性向上のためのコミューンのプランの策定及び実施 b) コミューンの社会・文化及び人間性向上のためのセンターの設置、整備及び管理 c) 困窮者及び弱者の支援 d) 疾病、特にエイズの広範な流行に対する予防活動の支援及び援助
11	スポーツ及びレジャー	<ul style="list-style-type: none"> a) 国家プランに則した、スポーツ及びレジャー分野の州の活動プランの策定及び実施 b) 州のスポーツ及びレジャー用インフラの設置、整備及び運営 c) 州レベルでのスポーツ及びレジャーの奨励 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、スポーツ及びレジャー分野のコミューンの活動プランの策定及び実施 b) コミューンのスポーツ及びレジャー用施設の設置、整備、維持及び運営 c) コミューンレベルでのスポーツ及びレジャーの奨励

	分野	州の管轄権	コミューンの管轄権
12	経済発展及び雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の開発プランに則した、経済発展及び雇用促進に関する州のプランの策定及び実施 b) 農業、商業、工業、手工業及びその他の各種サービス業の促進のための州の奨励策の採択及び実施 c) 企業の発展に役立つ情報の収集及び普及 d) 法規定に則して州内に設立された民間企業へ資本参加 e) 州の手工業センターの設立及び運営 f) 雇用の促進及び創出 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、コミューンの経済発展及び雇用促進プランの策定及び実施 b) 農業、商業、工業、手工業及びその他の各種サービス業の促進のためのコミューンの奨励策の採択及び実施 c) 企業の発展に役立つ情報の収集及び普及 d) 法規定に則してコミューン内に設立された民間企業へ資本参加 e) 貧困対策活動の促進 f) コミューンにかかわりのある市場、卸売市場及び定期市の設置、管理及び運営
13	観光産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の開発プランに則した、州の観光産業振興プランの策定及び実施 b) 州にかかわりのある観光産業振興事業の支援 c) 州にかかわりのある観光地及び観光産業振興のための施設の創設、整備及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、コミューンの観光産業振興プランの策定及び実施 b) コミューンの観光産業振興事業の支援及び援助 c) コミューンレベルでの観光地及び観光産業振興のための施設の創設、整備及び管理
14	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> a) 国の開発プランに則した、州の情報伝達技術開発プランの策定及び実施 b) 州の管轄地域内の通信インフラの整備開発：新聞・雑誌、ラジオ、テレビ及び電気通信 c) 市民の意識喚起、情報提供、教育及び娯楽に関する州のプログラムの策定 d) 州レベルでの新情報技術の促進 e) 州にかかわりのある記録文書の収集、保存及び伝達 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、コミューンの情報伝達技術開発プランの策定及び実施 b) コミューンの管轄地域における通信インフラ分野の設備設置：新聞・雑誌、ラジオ、テレビ及び電気通信 c) 市民の意識喚起、情報提供、教育及び娯楽に関するコミューンのプログラムの策定 d) コミューンにかかわりのある記録文書の収集、保存及び伝達 e) コミューンレベルでの新情報技術の促進
15	水道、下水設備及び電気の敷設	<ul style="list-style-type: none"> a) 国家プランに則した、州の水道、下水設備及び電気の敷設プランの策定、支援並びに実施に向けた援助 b) 県及びディストリクトの水道、下水設備及び電気の敷設関連事業の支援並びに援助 	<ul style="list-style-type: none"> a) 都市、ディストリクトもしくは県の開発プランに則した、コミューンの水道、下水設備及び電気の敷設プランの策定及び実施 b) 水道、下水設備及び電気の敷設関連インフラの設置及び拡張
16	家庭、青少年、女性、子供、障害者、及び第三世代の生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> a) 国家プランに則した、青少年、家庭、女性、子供、障害者及び第三世代の生活環境の向上に関する州のプランの策定、支援並びに実施に向けた援助 b) 州レベルでの青少年、家庭、女性、子供、障害者及び第三世代の生活環境の向上及び社会活動の具体化に向けた支援及び援助 	<ul style="list-style-type: none"> a) コミューンレベルでの家庭、青少年、女性、子供、障害者及び第三世代の生活環境の向上及び社会活動の具体化 b) 市民の意識喚起、情報提供、教育

出典：国から地方自治体への管轄権の委譲及び配分に関する法律第 2003-208 号（2003 年 7 月 7 日）、2007 年 10 月 4 日付オールドナンス 2007-586 号

4-1-6 地方分散行政と地方分権行政の調整と役割分担

州/県レベルの地方行政を統括しているのは、それぞれのレベルの知事（Préfet）である。知事は、管轄地域内の地方行政にかかわるすべての行政機関（中央からの出先機関を含む）を調整する役割を果たしている。なお、州知事は行政所在地の県の県知事を兼任している。郡レベルには郡知事（Sous-Préfet）がおり、郡の行政を管理するとともに、県知事の補佐的な役割を担っている。

中央政府の出先機関は州知事・県知事の監督下であり、中央への報告は、公式には州知事・知事のラインを通して行われる。また、地方自治体（現時点では、県及びコミューン）も、州知事・県知事の監督下にある（直接的には、県知事の監督下）。

現在は、県知事による県レベルの調整が中心に行われている。県知事を委員長とし、中央省庁出先機関、県自治体、コミューン、郡知事が参加する調整委員会が開催されている。村長の代表者も会議に参加する。県知事は県の決定事項を州知事に報告し、州知事は国に報告する。また、国の政策や決定は、知事を通して地方に伝達される。

州自治体が設置された後は、州知事による、州レベルの調整・意思決定が中心になる。県レベルの調整が、今後、継続して行われていくのかは不明である。

中央政府出先機関（分散化）と地方自治体（分権化）の役割分担については、基本的には、地方自治体が建設事業などについての開発の主体であり、住民のニーズを踏まえてこれらの計画を策定し、事業の優先づけをし、事業を実施し、施設・機材等の維持管理を行う。中央政府出先機関は行政サービスの監督、及び、技術的支援をするという位置づけである。地方自治体は、3カ年計画を策定し、年次予算を策定する。

しかしながら、実際には、地方自治体への権限移譲は進んでおらず、行政能力（人材、技術、予算）が不足している。内戦後の緊急プログラム（地方・都市給水施設のリハビリ・新設、保健・教育施設のリハビリ・資機材購入等）は国直轄で行われるなど、明確な役割分担の下に行政サービスが提供されているのではなく、中央政府出先機関と地方自治体が並行してサービスを提供しているというのが現状である。

教育セクターでは、地方自治体が、小学校建設・リハビリを行い、国民教育・技術教育省（以下、「教育省」と記す）の出先機関である州教育局（DREN）が、技術的サポート（スクールマッピングなど）、学校運営の監理〔学校運営委員会（COGES）への補助金交付などを含む〕、教育の質の管理を行っている。教師の派遣については、中央が管轄している。緊急プログラムで国直轄の小学校リハビリが実施されている。

給水セクターでは、地方自治体は、ポンプのリハビリを行っているのみで、新しい井戸の建設はしていない。中央政府の出先機関である地方水利局（DTH）は、井戸の建設及びリハビリをしている。

4-2 予算・徴税システム

地方行政への予算の配分は、地方分散行政と地方分権行政の2つの仕組みを通じて行われる。地方分散行政では、中央省庁の施策に基づき予算化がされ、地方レベルで活動を実施する。一方、地方分権先である地方自治体（コミューン及び県自治体）は、内務省（MEMIS）を通して予算が承認され、承認された予算に基づき、政府交付金を受け取る。地方自治体は、地方税などの自主財源ももっている。

コミューンの年次予算策定のプロセスは以下のとおりである。

- ・市長が予算案を策定
- ・執行部（市長及び副市長で構成）で予算案を協議
- ・市議会で協議し、承認（各セクターの中央政府出先機関が情報提供など技術的支援をする）
- ・市長は県知事に予算を提出。県知事が開催する委員会で、市長が予算の内容を説明し、政府出先機関、郡知事などの関係者と協議する。
- ・予算が 150 百万 FCFA 以下の場合、県知事が承認する。
- ・予算が 150 百万 FCFA を超える場合は、州知事を通じて、MEMIS に予算を提出
- ・中央レベルで、MEMIS、財務省、計画・開発省（MEMPD）、その他省庁の委員会で協議し、承認する。
- ・県自治体の 3 カ年計画、年次予算策定も、コミューンと同様のプロセスである。

現地調査で入手した地方自治体の年次予算を比較したものを表 4-4 に示した。ブアケ（Bouaké）コミューンは、歳入予算の 86% を自主財源で賄っているのに対し、ブロボ（Brobo）コミューン、サカソ（Sakassou）コミューンは半分以上を政府交付金で賄っており、Sakassou 県は 100% 近くを政府交付金で賄っている。

また、Bouaké コミューンは、予算の 80% 以上を経常予算に充てているのに対し、Brobo コミューン、Sakassou コミューンは経常予算の比率は 60% 台であり、Sakassou 県は開発予算に 67% を充てている。

地方自治体の自主財源は、市場の店舗からの徴税、市場の賃貸料、手数料、土地使用料などである。税金や手数料の項目や税率についても、毎年度、各自治体が案を作成し、国の承認を得ることが必要となる。

表 4-4 地方自治体の年次予算の比較

（単位：千 FCFA）

	Bouaké コミューン		Brobo コミューン		Sakassou コミューン		Sakassou 県	
	2012 年		2013 年		2013 年		2012 年	
経常予算	1,590,480	83%	44,320	60%	69,262	68%	144,798	33%
開発予算	318,372	17%	30,000	40%	32,000	32%	293,500	67%
合計予算	1,908,852	100%	74,320	100%	101,262	100%	438,298	100%
交付金	289,150	14%	58,889	79%	60,000	59%	426,298	97%
自主財源	1,796,421	86%	15,431	21%	41,262	41%	12,000	3%
歳入合計	2,085,571	100%	74,320	100%	101,262	100%	438,298	100%

出典：各コミューン、県自治体

4-3 地方開発計画の実態

県自治体、及び、コミューンは、毎年、3 カ年計画を策定している。3 カ年計画は、前年度に作成した予算を見直して、更新する。

計画策定のプロセスは、予算策定プロセスと同様である。まず、県議会議長、もしくは、市長が計画案を策定し、議会で協議する。議会での承認後、3 カ年計画は県知事に提出され、中央政

府出先機関、郡知事などの関係者が出席する県レベルの委員会で協議される。委員会で承認された計画は、MEMIS に提出され、関係省庁が出席する中央レベルの委員会で協議され、承認される。

3カ年計画は、規定の様式に従って作成されており、3カ年で実施するプロジェクトのリストと費用が記載されている。

開発ニーズは、中央政府出先機関が把握している情報、村から直接自治体に挙げられてくる要請、議員がもつ情報、自治体の独自の調査など、さまざまな方法で把握されている。例えば、小学校のリハビリ・建設ニーズについては、教育省の出先機関である州教育局（DREN）がスクールマッピングを作成しているため、DREN からの情報提供がされているが、同時に、全学校の現状調査を実施している自治体もある。給水施設については、リハビリの要請が村から来たら対応するという自治体もあれば、リハビリが必要な給水ポンプのリストを作成し、優先づけをしている自治体もある。

しかしながら、ニーズに対して地方自治体がもつ予算規模は非常に小さく、限られたプロジェクトしか実施できない。プロジェクトの優先づけがどのようにされているかは、明確ではない。3カ年計画は、予算に係るプロジェクトリストと費用が記述されているだけであり、基礎データ、現状、課題を整理し、まとめて記述したものはない。

3カ年計画以外に、独自に調査を実施し、開発計画を策定している地方自治体もある。例えば、Sakassou 県では、Sakassou 県内を南北東西の4つの地域に分け、現況や開発ニーズに関する調査を実施し、2010年から2020年の10カ年開発計画を策定している。

また、Bouaké 県では、2012年に現況調査を実施している。調査は、ミレニアム開発目標（MDGs）に対して、社会インフラ整備の現状を調べるものであり、調査費用は、3,000万 FCFAであった。この調査結果を基に、プロジェクトの実施計画を作成している。

本調査で現地調査を実施した地方自治体（3 コミューン・2 県）の3 年計画の内容を表4-5 に示す。分野ごとの費用の割合を比較すると、Brobo コミューンはごみ処理施設、Bouaké 県は電化事業、Sakassou 県は医療施設と、自治体によって優先分野に違いがみられる。

表4-5 地方自治体の3 年計画の内容

(単位：千 FCFA)

地方自治体	Bouaké コミューン		Brobo コミューン		Sakassou コミューン		Bouaké 県		Sakassou 県	
対象年	2012-2014		2013-2015		2013-2015		2013-2015		2013-2015	
道路・都市開発	0	0%	15,000	17%	32,000	17%	152,066	12%	20,000	2%
教育施設	0	0%	0	0%	44,500	24%	172,858	14%	63,000	6%
医療施設	0	0%	0	0%	39,000	21%	247,757	20%	488,223	49%
市庁舎・多目的施設等	258,817	48%	10,000	11%	16,500	9%	29,000	2%	1,000	0%
車両・重機	0	0%	25,000	28%	0	0%	0	0%	0	0%
市場・屠畜場・工芸センター等	229,000	42%	0	0%	44,700	24%	0	0%	110,000	11%
ごみ処理施設	0	0%	40,000	44%	12,500	7%	0	0%	0	0%
給水施設	52,500	10%	0	0%	0	0%	112,462	9%	26,200	3%
電化	0	0%	0	0%	0	0%	509,857	42%	280,000	28%
合計	540,317	100%	90,000	100%	189,200	100%	1,224,000	100%	988,423	100%

出典：各コミュニティ、県自治体

4-4 地方行政サービスの実態と課題

4-4-1 地方自治体の職員数

(1) 全国の職員数

地方自治体の職員には、内務省（MEMIS）から派遣されている国家公務員、及び、各地方自治体に雇用されている地方公務員がいる。

地方自治体に派遣されている国家公務員の数は、合計で726人、うち、コミュニティが531人、県自治体及びディストリクト自治体が195人である⁷。

これらの国家公務員は、地方自治体の幹部ポストに配置される。具体的には、以下のポストに配置されている。

<ディストリクト自治体・県自治体⁸>

- ・ディストリクト事務局長
- ・県事務局長
- ・財政部長
- ・技術部長
- ・社会文化サービス・人材推進部長

⁷ MEMIS/DGDDL 資料による、2011年12月31日時点の人数。

⁸ ディストリクト自治体は、地方分散行政の仕組みの中で新たに設置されるディストリクトとは別の組織（図4-1参照）。ディストリクト自治体、県自治体は、廃止の予定。

< コミューン >

- ・ 事務局長
- ・ 行政部長
- ・ 財政部長
- ・ 技術部長
- ・ 社会文化サービス・人材推進部長

各地方自治体で雇用されている公務員の数は、合計で 13,220 人、うち、コミューンが 10,472 人、ディストリクトが 1,481 人、県自治体が 1,267 人である。

地方自治体の職員数の合計は、13,946 人である。

(2) ベケ (Gbéké) 州の地方自治体職員の数

2013 年 4 月の地方選挙で選出された、Gbéké 州内のコミューン・州自治体の議員数、及び、コミューン・県自治体の職員数を表 4-6、表 4-7 に示した。

ブアケ (Bouaké) コミューンの職員数 618 人は、他のコミューンに比べて圧倒的に多いが、その他のコミューン・県職員は、1 自治体当たり 10 人から 20 人台である。

現地でのコミューンへのヒヤリングによると、Bouaké コミューンの職員数は、618 人であるが、正式には 1,200 人の人事ポストがあり、予算が足りないため雇用していないということであった。同様に、Bouaké 県は、組織上は 98 のポストがあるが、職員数は 22 人であり、1 人の職員が複数のポストを兼任することにより人件費を抑え、投資予算を確保しているということであった。

これらの職員数は、内務省から派遣されている国家公務員を含んでいる。Bouaké コミューンに派遣されている職員数は 18 人、サカソ (Sakassou) コミューン、プロボ (Brobo) コミューンは、それぞれ 5 人、6 人である。内戦中は、MEMIS から派遣されている職員以外には給料が支払われなかったため、職員数は少なかったが、内戦終了後は、職員が戻ってきており、内戦前と同程度の職員数に戻っている。

表 4-6 Gbéké 州コミューンの議員・副市長・職員の数

県	コミューン	人口	議員(人)	副市長(人)	コミューン職員数
BEOUMI	BEOUMI	38,620	31	4	31
	BODOKRO	8,210	25	2	14
BOTRO	BOTRO	17,634	29	3	15
	DIABO	16,093	29	3	28
BOUAKÉ	BOUAKÉ	490,349	50	6	721 (618)
	BROBO	12,565	29	3	22 (21)
	DJEBONOUA	13,368	29	3	19
SAKASSOU	SAKASSOU	35,691	31	4	26 (28)

注) 括弧内の数字は、コミューンでのヒヤリングにより得た職員数

出典: MEMIS/DGDDL

表 4-7 Gbéké 州の議員・副州議会議長の数、及び県自治体職員の数

	人口	議員(人)	副州議会議長(人)	県自治体職員数
Gbéké 州合計	809,236	44	5	-
内訳 BEOUMI	119,328	7	-	(10)
BOTRO	57,671	3	-	-
BOUAKÉ	552,564	30	-	(22)
SAKASSOU	79,673	4	-	(27)

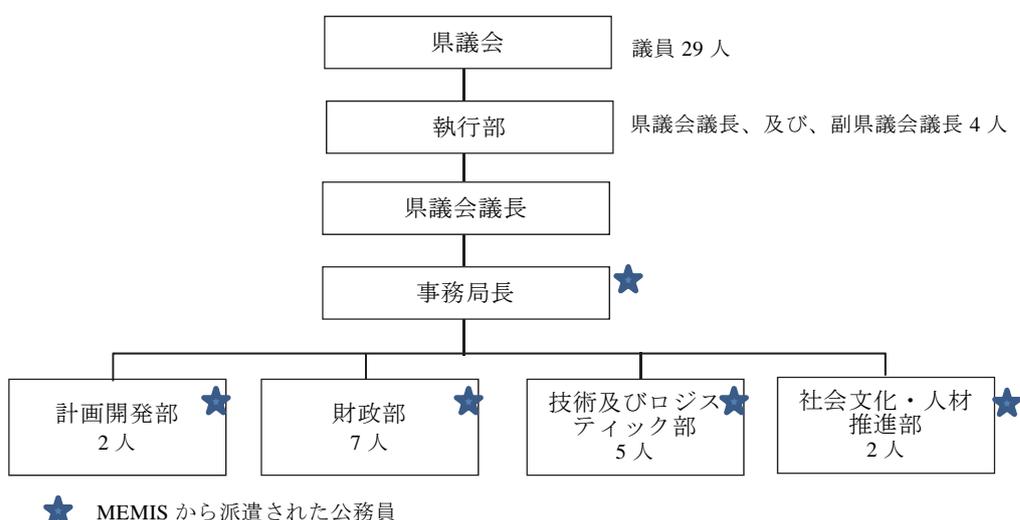
注) 括弧内の数字は、廃止予定の県自治体の職員数。Bouaké 県自治体でのヒヤリングによる。

出典：MEMIS/DGDDL

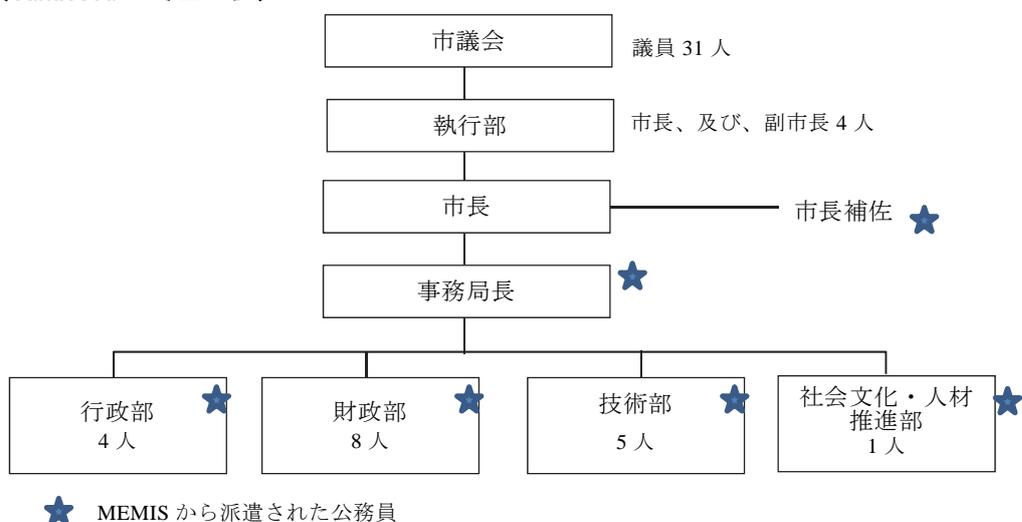
4-4-2 地方自治体の組織構成

地方自治体の組織構成は、県自治体、コミューンともに、ほぼ同じような組織構成になっている。Sakassou コミューン、及び、Sakassou 県の組織図を例として図 4-6 に示した。

<Sakassou 県>



<Sakassou コミューン>



出典：Sakassou 県、Sakassou コミューンでのヒヤリングを基に調査団が作成

図 4-6 地方自治体の組織図 (例)

4-4-3 地方自治体の行政サービス

地方自治体の行政サービスは、自治体の規模や能力によって異なっているが、3つのコミュニティ、及び2つの県自治体で実施したヒヤリング調査によれば、自治体が実施している主な業務は、清掃・ごみ収集、道路整備、教育施設・市庁舎などの公共施設の建設、給水施設のリハビリであった。都市部が中心となる **Bouaké** コミュニティでは、これらに都市開発が主な業務として加わっている。また、**Bouaké** 県では、起業支援、職業訓練奨学金の支給、職業斡旋、農業研修など雇用促進・生計向上に係る事業にも力を入れていた。

教育・給水分野の業務を実施しているのは地方自治体の技術部である。教育施設の設計、事業費積算、建設工事の監督を行っている。給水施設は、どの自治体も建設はしておらず、リハビリのみを行っている。**Bouaké** コミュニティでは職員自身が給水施設の修理をしているが、他の自治体では、地元のエリアメカニックに修理を依頼するのが一般的であった。**Brobo** コミュニティでは、エリアメカニックと協力して、水管理委員会の研修を実施している。

Bouaké コミュニティには、技術部職員が135人おり、技術部の下に6つの課がある。各課には、技術スタッフが配属されている。一方、**Brobo** コミュニティ、**Sakassou** コミュニティでは、技術的な仕事ができる職員は、**MEMIS** から派遣されている部長及び補佐（**Brobo** は技術・調査課長、**Sakassou** は副部長）の2人のみである。職員数の規模から考えると、他の自治体でも同様の状況であると考えられる。

3つのコミュニティでのヒヤリングでは、教育施設の建設や給水施設のリハビリの実施に関して、職員の技術的な問題はないとのことであった。エリアメカニックの数・技術、水管理委員会の運営についても、大きな問題は認識されていなかった。

問題点としては、技術職員が少ない、予算が足りないなど、人材面、財政面での制約があるため、ニーズに対して自治体で実施できる業務が限られているということが共通して挙げられた。また、コンピュータがないために作業が非効率であるという意見もあった。

職員は、コミュニティ内の全村を訪問して現況を把握することができないため、村から上がってくる報告や要請に基づいて情報を収集し、必要に応じて現場を確認している。コミュニティと各村、もしくは、県自治体と各村の情報共有がどの程度されているかによって、情報に偏りがあることが考えられる。また、議員からの情報提供がどのようにされているかによっても、情報や意思決定に偏りが出てくる可能性がある。特に、県自治体は管轄地域が広いため、客観的な情報の把握が困難である。

中央政府の出先機関は、比較的客観的な情報を把握していると考えられるが、地方自治体が業務実施にあたって出先機関と連携することはあまりないと見受けられた。出先機関とは、県レベルの委員会でも年次予算や3カ年計画の協議をする際に、調整がされているという程度である。

表 4-8 コミューンのエデュケーション・給水分野の業務内容に関するヒヤリング結果

	Bouaké コミューン	Brobo コミューン	Sakassou コミューン
技術部 職員数	135 人	16 人(日雇い職員 11 人含む)	7 人
技術部 構成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・清掃課 ・公園課 ・インフラ課 ・機材課 ・調査・戦略課 ・土地課 	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 1 人 ・オフィス維持管理課 1 人 ・道路・環境課 2 人+日雇い職員 10 人 ・技術・調査課 1 人+日雇い職員 1 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・部長：1 人 ・副部長：1 人 ・作業員：4 人 ・運転手：1 人 ほかに 12 カ月契約の職員(国の雇用支援基金による)：31 人
教育・給 水分野 の業務 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・戦略課は、コミュニティの全事業の 3 カ年投資計画を作成する。 ・小学校建設は、調査・戦略課が担当している。 ・施設建設の担当者は、3 人いる。建物の設計、見積り、入札、工事の監督をする。 ・2011 年～2012 年に、2 つの小学校のリハビリをした。 ・村落給水担当者は、1 人。給水担当者は、自分でポンプの修理をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校建設を行っている。 ・設計、見積、工事の管理などの技術的な仕事はすべて、技術部長がひとりで実施する。 ・ポンプの修理は、技術部長と、技術・調査課長が担当している。フェンスの設置、パーツの取り換え、塗装などを行っている。 ・修理はエリアメカニックに依頼する。 ・コミュニティとエリアメカニックが協力して、水管理委員会の運営に関する研修をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な仕事は、部長と副部長のふたりで行う。 ・事業の 3 カ年投資計画を作成する。 ・小学校建設を行っている。2013 年は、小学校 (3 教室) を建設中。 ・施設の設計、工事の管理を行う。 ・村落給水施設の建設は、コミュニティの仕事ではあるが、やっていない。ポンプの修理をしている。 ・村長から「ポンプが故障した」と連絡が入ったら、エリアメカニックと一緒に現場に行き、修理の費用を見積もる。 ・2011 年、故障しているポンプのリストを作成した。 ・2011 年、小学校の現状調査をし、新設、もしくは、リハビリの事業費を見積もった。

4-5 地方行政機関の能力強化の課題

地方自治体の能力強化を管轄しているのは、内務省 (MEMIS) 地方分権化・地方開発総局 (DGDDL) である。1990 年代、世銀の支援により、地方自治体の職員及び議員を対象とした能力強化プログラムを開始した。プログラムは、1990 年代の終わりまで実施していたが、その後、継続されていない。

地方自治体の研修を実施している研修機関としては、地方自治大学がある。2004 年に国連開発計画 (UNDP) と世銀の支援で設立された民間の研修機関で、通信教育を提供している。研修は有料である。

現在、DGDDL は、2013 年 4 月の地方選挙で選ばれた州・コミュニティの議員、及び職員を対象とした、全国規模の研修の実施を計画している。州自治体は、新たに設置される自治体であり、早急に研修を実施する必要がある。州自治体の職員は、廃止する県自治体の職員を配置し、過去の経験を生かすという方針が決まっているが、県自治体自体、2002 年に設立した直後に内戦が始まり、実質は機能していなかった期間が長い。職員は研修や業務実施による能力向上の機会がなかったため、能力は不足している。

DGDDL は、研修実施のための資金を探すと同時に、優先順位を決めて最も重要な研修から実施していくことを検討している。特に重要な研修対象者は、コミュニティ、及び、州の首長・議員、MEMIS からコミュニティ・州に派遣する事務局長、財務部長、技術部長、及び、州知事であると

考えている。研修の項目として重要だとしているのは、3カ年計画の策定の方法（必要な情報、優先づけの方法）、プロジェクトの管理（技術）、財務、アドミニストレーション（職員管理、法律、規則）である。

上記の研修計画に加え、DGDDL は、地方自治体の人材育成機関の設立を検討している。フィージビリティ調査（F/S）の準備を進めており、フランス開発庁（AFD）が支援を申し出ている。施設建設、研修カリキュラム作成、研修実施などの資金提供者は決まっていない。

州、コミューンの2つのレベルによる地方自治体の体制が新たに開始するにあたり、研修の必要性は高い。地方自治体の職員や議員のみならず、地方分散側の行政機関への研修も必要である。特に、州レベルで地方行政を調整し、地方自治体を監督する州知事の役割が大きくなることから、州知事の研修が重要である。

地方自治体の役割や位置づけは、関係者間でまだ共通の認識がされておらず、地方分権化の今後の展開についても見解が分かれる。そのような状況の中、地方自治体に関する基礎的な理解や、過去の方法を引き継ぐ形での基本業務の実施方法について研修を実施し、関係者の共通の理解を築くことは、地方自治の能力強化の第一歩であると思われる。

しかしながら、制度面で規定された地方自治体の役割が果たせるようになるには、人材面、財政面での地方分権化が必要であり、今後、どのくらいの速度で、どの程度の地方分権が進められていくのかは不明である。地方自治体がめざすべき、現実的な将来像が明確になっていない。

条件が不確定な中、地方自治体の能力強化を図ることは容易ではないが、現地調査をした限りにおいては、地方自治体の技術職員の意欲や意識は高いと見受けられた。

地方自治体の職員、もしくは、議員が地方自治について理解し、地方行政サービスの提供者としての意識・意欲を保ち、限られたリソースを工夫して活用し、外部リソースも活用しながら、より良い行政サービスを提供していく工夫ができるような能力の向上が望まれる。また、住民との信頼関係の構築や住民組織との連携に関する能力向上も必要である。

将来的には、基礎情報の収集・管理、開発計画策定、事業実施などにおける業務実施方法の改善、会計や税徴収など財政管理能力の改善などの業務改革が必要となってくるとと思われる。

4-6 他ドナー、国際機関等の協力概要

ヒヤリング調査した限りにおいて、援助機関が、道路、教育施設、給水施設などのインフラ整備事業を通して、間接的に地方自治体の能力強化に貢献しているというケースはあるが、地方自治体を直接の対象としてプロジェクトを実施しているというケースはみられなかった。フランス開発庁（AFD）、世銀、国連開発計画（UNDP）の地方行政への取り組み方針について、以下に示す。

4-6-1 フランス開発庁（AFD）

AFD は、地方分権については、内務省（MEMIS）が行う地方自治体職員の研修センターのフィージビリティ調査（F/S）に対して、10億 FCFA の支援をする予定である。

また、地方自治体の金融機関からの借入と監査の仕組みについても支援することを予定しているが、詳細が決まっておらず、現在、支援内容を検討している。

地方自治体職員の研修センターの建設や、研修プログラムの作成・実施に対して、今後、具体的にどのような支援をするかは、F/S 実施後に検討するとしている。

直接的に地方自治体への支援をするのではなく、中央政府（MEMIS）に対して、地方自治体の能力強化という枠組みで支援していくという方針をもっている。

4-6-2 世界銀行

世銀は1989年から約10年にわたり、地方自治体の能力強化を支援してきた。1989年から1994年に「地方自治体開発プロジェクト」（Municipal Development Project : MDP）、1995年から2001年には「地方自治体支援プログラム」（Municipalities Support Program : PACOM）を実施している。しかしながら、現在は、地方分権に直接的にかかわるプロジェクトは実施していない。

世銀は、今後は、地方自治体を対象としたガバナンス分野のプロジェクトを実施していきたいと考えている。対象セクターは、給水、衛生、交通であり、地方自治体が行う都市開発を支援する。地域は北部・中部・西部であるが、具体的な対象地域はまだ決めていない。プロジェクト開始は2014年7月以降になる予定である。

4-6-3 国連開発計画（UNDP）

UNDPは、ガバナンス分野の支援に力を入れており、ガバナンスプログラム（2009～2013年）を実施している。ガバナンスプログラムでは、汚職対策、地方分権・地方行政、ジェンダー、行政改革、司法、議会、セキュリティ、社会的結束を取り扱っている。

地方行政については、ガバナンスの強化と市民参加を支援しており、地方分権行政と地方分散行政の両方の能力強化をねらっている。具体的には、地方レベルにおける計画策定プロセスの改善を支援するとともに、農業、小規模ビジネス、教育、保健、インフラ開発などを含む地方開発プロジェクトを実施している。対象地域は、南部、中部、北部である。

コートジボワール南部のLoh Djiboua州Hire郡で実施した例では、郡レベルの地方開発計画（2012～2015年）を、ステアリングコミッティと開発コミッティの2つの組織の下で策定している。ステアリングコミッティは、州知事、県知事、郡知事、コミューン市長、女性代表、青年代表で構成されている。開発コミッティは、Hire郡開発相互組織事務局メンバー⁹、村長、青年組織、協同組合、商業組合、市民組織、NGO等がメンバーになっており、南部・中部・北部で農業、小規模ビジネス、教育、保健、インフラ開発などを含む地方開発プロジェクトを実施している。地方行政制度の改正直後の2012年に計画が策定されており、今後、この手法がどのように展開されていくかは不明であるが、参加型の地方開発計画策定の事例としては貴重である。

2013年にガバナンスプログラムが終了することから、2014年以降のプログラムを作成中である。

今後は、開発計画と地方行政について、以下の3つの項目に対する支援をとしている。

- ・効率的、公正かつ透明な資金調達のシステムづくり
- ・より健全な行政管理のための地方分権化
- ・社会的結束強化、治安確保、紛争管理と予防のためのメカニズムの改善に貢献する地方議員の能力強化

⁹ Hire郡開発相互組織の構成・機能は不明。

4-7 本プロジェクトにおける地方行政サービス強化支援の方向性

4-7-1 プロジェクト実施体制に係る提案

本プロジェクトではプロジェクト終了後も継続して地方行政サービスを提供していけるような体制を構築していくということを勘案し、プロジェクト実施体制は、コートジボワールの地方行政の枠組みに合わせて構築することを提案する。すなわち、知事を中心とし、中央政府出先機関（分散化）と地方自治体（分権化）を調整し、意思決定するという体制である。

地方レベルでは、州知事を委員長とし、県知事、郡知事、関連セクターの中央政府出先機関〔州教育局（DREN）、地方水利局（DTH）、計画・開発局〕、州自治体、コミューンで構成するテクニカルワーキンググループ（TWG）を設置し、調整及び意思決定を行う。中央レベルでは、内務省（MEMIS）を委員長とし、関係省庁〔計画・開発省（MEMPD）、経済インフラ省（MIE）、教育省〕で構成する合同調整委員会（JCC）を設置する。

4-7-2 プロジェクト実施上の留意点

現時点では、地方自治体（地方分権）と中央政府出先機関（地方分散）の役割は、関係者の間で共通の認識がされておらず、セクターによっても、事業によっても、役割分担は異なっている。また、行政側と住民側の責任分担も明確には決まっていない¹⁰。各セクターで大まかな役割分担は認識されているものの、実際には、分権化システムと分散化システムが並行して行政サービスを提供する役割を果たしており、加えて住民組織が自主的にサービスを確保しているというのが現状である。

（1）個々の関係機関の能力強化

より良い公共サービスを提供していくために、それぞれの関係機関がどのような役割を担っていくべきか、その役割を担うためにはどのような能力を強化しなくてはいけないかということは、現時点で明確に見極めることはできない。特に、県自治体が廃止され新しく州自治体が設置されるという移行期にあり、過去の内戦期間が長期にわたり内戦後は緊急プログラムが例外的な方法で実施されていることから、現時点では、現状の課題を分析し地方行政の将来像を設定するということが困難である。

本プロジェクトでは、活動を通して関係者が共通の体験をし、協議し、関係を構築していく中で、お互いに関係機関の役割を明確に認識していくというプロセスが考えられる。このプロセスを通じて、予算や人材などの制約がある中で、教育・給水のサービス改善に対し、個々の関係機関が果たすべき最も重要な役割は何か、最も強化すべき能力は何かということを明らかにし、能力強化を図っていく。

（2）関係機関の連携体制の構築

現在においても、将来においても、地方自治体、もしくは、中央政府出先機関が単独で、より良い地方サービスを提供できるようになるということは考えにくく、今後も、地方分

¹⁰ 住民が自主的に学校のリハビリを行ったり、水管理委員会が料金を収集して給水施設の維持管理を行ったりする一方、現大統領は選挙の公約として教育や地方給水の無料化を掲げており、一部で給水の無料化が実施されている。このことは住民の参加意欲の低下を招いている。学校運営委員会（COGES）への補助金も一部の学校へのみ交付されており、仕組みが統一されていない。また、地方自治体はこれまで十分に機能してこなかったため、住民にその役割が理解されていない。

権と地方分散の両方のシステムがうまく連携し合いながらサービスを改善していくというのが、現実的な方向であると考えられる。プロジェクト実施においては、活動を通して、関係機関がうまく連携する仕組み、うまく調整する仕組みをつくっていく必要がある。

(3) 住民との役割分担

行政側だけでなく、住民側も、州自治体・コミュニンの役割や良い統治について理解し、行政と住民が協働して地域の開発を推進していけるような信頼関係を築いていくことが重要であると考えられる。学校運営委員会（COGES）や水管理委員会の活動を通して、住民自身が地域の生活環境改善に大きく貢献できることを実感し、住民自らが開発に参加しようという意欲を引き出していくことが望まれる。

(4) 中央レベル（MEMIS）への提言

MEMIS は、全国の地方自治体職員に対する研修プログラムを実施することを計画している。また、地方自治体の職員を対象とした研修機関の設置を検討中である。地方行政、地方自治に関するドナー支援は、まだあまり実施されておらず、本プロジェクトの成果は、中央で実施する研修プログラム実施において活用されることが望ましいと考えられる。

第5章 地方給水

5-1 上位計画

国家開発計画（2013～2015年）にある給水分野では村落給水の改善に優先度が置かれ、給水管理部門の改善及び安全で安定的な給水アクセスの向上が述べられている。給水計画の中期目標はミレニアム開発目標貧困削減戦略ペーパー（MDGs/PRSP）にのっとって2015年までに給水アクセスを伴わない人口比率を半減させることである。この計画予算には6,450億FCFAが計上されているものの約56%は国際機関やドナーからの資金援助を想定している。給水原単位は村落部で151/日/人、都市部で301/日/人、大都市部で501/日/人、アビジャン（Abidjan）で1,001/日/人に設定している。水質基準はWHOガイドラインに準拠している。目標給水率は表5-1のとおりで、2015年には都市部で88%、村落部で75%を目標値に置いている。

表5-1 2015年までの計画給水率

（単位：％）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
都市部	76	77.7	79.4	81.1	82.8	84.5	86.2	88
村落部	50	53.2	57.2	60.8	64.4	68.0	71.6	75
全国	61	64.1	67.3	70.3	73.4	76.5	79.6	82.5

出典：PRSP コートジボワール、2009年

一方、これらの国家計画に沿って、国家給水委員会（ONEP）が2011年に「国家給水セクター戦略計画2012～2015年」（“Plan Strategique 2012-2015 du Secteur de l’Eau Potable en Côte d’Ivoire”；以下、「セクター戦略計画」と記す）を策定した。現在、コートジボワールのすべての給水計画は、このセクター戦略計画を基に実施されている。

第一に、このセクター戦略計画で挙げられている主な投資計画としては表5-2の7点がある。

表5-2 セクター戦略計画で挙げられている投資計画（2012～2015年）

計画	内容
1. 給水の開発調査	・ 330億FCFAの予算（230億FCFA：都市給水、100億FCFA：村落給水）
2. 給水施設の改修	・ 村落給水：9,000基のHV（レベル1の人力ポンプ付き深井戸）及び25のHVA（レベル2の小規模管路系給水施設）の改修 ・ 都市給水：23都市の浄水場及び配管網の改修
3. 給水施設の強化	・ 村落給水：MDGsの目標達成のために6,300基のHV給水施設の新設 ・ 都市給水：109都市の浄水場キャパシティの拡張
4. 施設の開発	・ 村落給水：4,200井の新規井戸の掘削と950基のHVA給水施設の新設 ・ 都市給水：70都市の水道システムの建設

5. 技術者のキャパシティ・ビルディング	・包括的な情報・教育・コミュニケーション（IEC）により、給水技術者の育成と能力強化
6. 公的機関の水道料金の支払促進	・450億FCFAにのぼる公的機関による水道料金未回収分の支払い促進
7. 組織フレームワークにおける資金の流れのリフォーム	・ONEPが総合的に給水施設に対する投資のマネジメントを管轄する。 ・村落給水：ONEPが管轄する。 ・都市給水：経済インフラ省（MIE）がコートジボワール水道供給株式会社（SODECI）を通じて管轄する。

出典：“Plan Strategique 2012-2015 du Secteur de l’Eau Potable en Côte d’Ivoire”より調査団が作成

第二に、今後の具体的戦略としては下記の6点が挙げられている。

- ① ONEP に対して 1,313 億 FCFA の予算措置を行い、このうち 450 億 FCFA を公的機関の支払遅延問題の対策に使用
- ② 地方自治体が戦略計画のパートナーとなるべき
- ③ 地方水利局（DTH）の強化
- ④ 入札プロセスの簡略化
- ⑤ 支払プロセスの簡略化
- ⑥ 給水プロジェクトに対して合計 6,200 億 FCFA の投資

また、上記の具体的戦略⑥の投資に関して、セクター戦略計画では、表5-3のとおり、都市部及び村落部への給水という区分で提案されている。

表5-3 セクター戦略計画で挙げられている投資金額

（単位：百万FCFA）

都市部への投資金額(2011-2015)

	2011	2012	2013	2014	2015	合計
改修	12,178	13,481	10,779	22,412	4,350	63,200
拡張	33,482	69,307	55,690	97,116	4,052	259,647
新規	2,368	4,329	7,221	18,645	5,595	38,158
合計	48,028	87,117	73,690	138,173	13,997	361,005

村落部への投資金額(2011-2015)

	2012	2013	2014	2015	合計
改修	2,987	2,918	35	7,359	13,299
拡張	4,233	4,242	4,242	3,755	16,472
新規	44,774	39,889	42,277	102,454	229,394
合計	51,994	47,049	46,554	113,568	259,165

出典：“Plan Strategique 2012-2015 du Secteur de l’Eau Potable en Côte d’Ivoire”

このほか、計画概要の聞き取りによると ONEP は給水分野の組織改変に伴い給水施設の運営の効率化、維持管理業務の地方分権化、民営化を一層進めていくことを表明している。技術的には全国レベルでの給水率の向上、水文観測網の整備やデータベースの構築を挙げている。さらに財務的には自国資本の増強、民間資本の導入、経営管理、水道料金システムの改善などが項目として挙げられている。

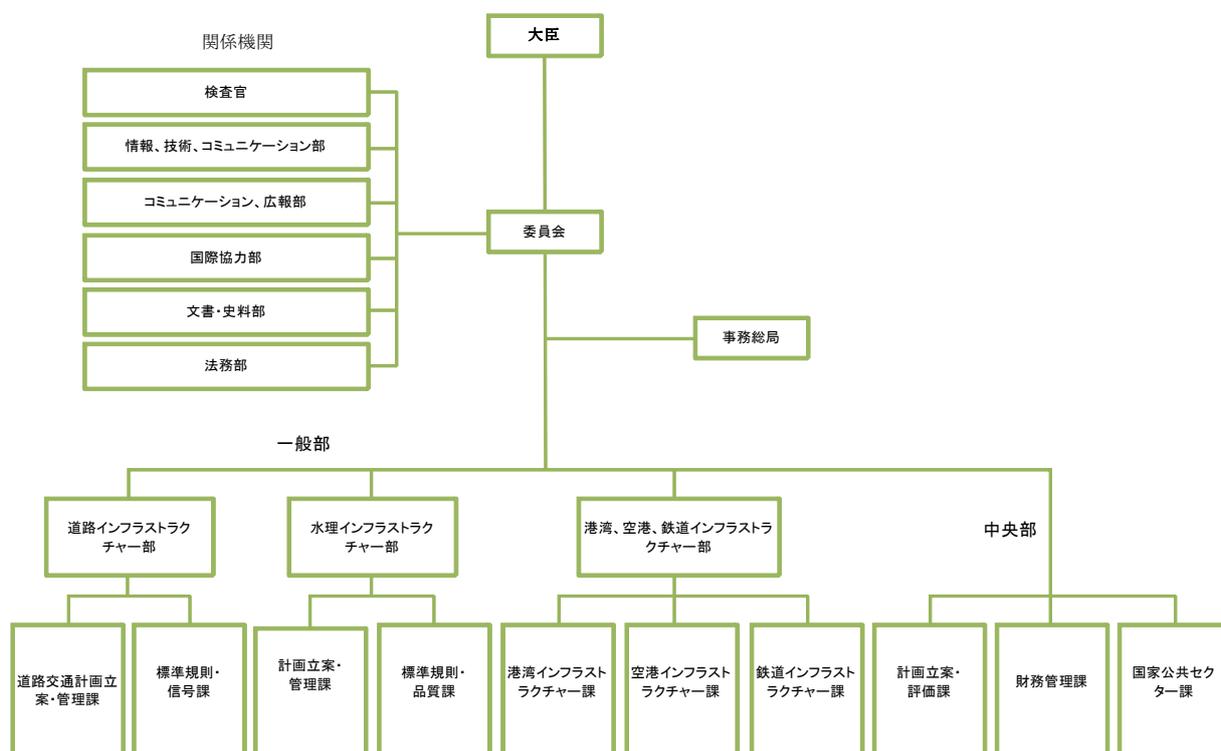
また、村落給水施設は、1974年に全国村落給水計画（PNHV）が策定され、1975年より国土の北部より浅井戸、深井戸の建設が開始された。ちなみに、ONEPによると、PNHVは現在でも地方給水の開発指標とされている。しかし、乾期には浅井戸での地下水枯渇や水質汚染が現出したため、1985年以降はすべての水源井戸は機械掘りの深井戸に更新された。また、1987年に策定された井戸施設再整備計画（PRSHV）により、都市給水は民間委託、そして村落給水はコミュニティ主体で運営していく方針が公表された。なお、それ以前の運営主体については、都市給水はコートジボワール電力公社（Energie et Electricité Côte d'Ivoire）が管轄していた。村落給水に関しては、PNHV以前からコミュニティ主体の運営であったが、これらの計画で改めてルールや指標が制定され制度化された。

5-2 地方給水実施体

5-2-1 経済インフラ省（MIE）

コートジボワールにおける給水分野の責任機関はMIEである。2011年に発布された大統領令（Décret no. 211-392 du 16 novembre 2011 portant organisation du Ministère des Infrastructures Economiques）により、正式に給水計画の構築給水や実施、そして施設の維持運営管理を管轄することになった。また、MIEでは給水のほかに、道路、鉄道、空港、港湾などの主要なインフラ施設の運営や維持管理をすべて管轄している。

図5-1にMIEの組織図を示す。



出典：Décret no. 211-392 du 16 novembre 2011 portant organisation du Ministère des Infrastructures Economiques

図5-1 経済インフラ省（MIE）組織図

5-2-2 国家給水委員会 (ONEP)

MIE の傘下には、主に給水分野のポリシーなどを策定する水総局 (DGIHH) と、施設建設やその運営を管轄している実施機関の国家給水委員会 (ONEP) があるが、本調査の C/P となり、今後のプロジェクト実施において中央政府側の C/P となるのは ONEP である。

DGIHH 内に組織化されていた都市給水部と村落給水部が 2006 年 8 月 23 日付の法令 (Décret No. 2006-274) により、国営企業という形で ONEP に統合され (実質的には 2009 年より)、都市給水、村落給水業務の計画策定、施設管理、指導、及び他関連省庁との調整などの企画・管理業務を担当することになった。

ONEP のパンフレットによると、ONEP 設立の目的は、国民の飲料水へのアクセスと、水道セクターにおける資産の管理について、国及び地方分権化された地方自治体へのサポートを提供することとなっている。

また、ONEP の使命としては、下記の 13 項目が明示されている。

- ① 給水に関する需要・供給の計画策定
- ② 給水インフラの建設、拡張、強化及び更新に係る投資事業における施設施工管理
- ③ 国及び地方自治体の固定資産・財産のマネジメント。公共財産としての給水施設に関し、管理委託先の使用状況に対するモニタリング
- ④ 給水に関する公共サービス委託契約について、その設計、作成、検査、フォローアップ調査の実施
- ⑤ 給水セクターにおける投資について、その経理や財務管理
- ⑥ 同セクターにおいて、国有または私有の公共財産のレンタル・貸与により生じる賃借料 (主に税徴収、課金、収用によるもの) の管理
- ⑦ 水生産に活用し得る水資源の管理、保護、及び監視
- ⑧ コンセッション契約または利用許可の告知、及び、水に関する法テキスト類の告知
- ⑨ 適切な水道料金設定について、国及び地方自治体への提案
- ⑩ 給水セクターにおいて、諸事業者による規則・協定の遵守のモニタリング
- ⑪ 利用者からのクレーム対応、及び、公共サービスにおける義務としてのユーザーの利益保護
- ⑫ 事業者間、もしくは事業者と利用者間のトラブルの仲裁
- ⑬ 権限に関する調整、及び、事業委託先または独立生産事業者を技術・財政・運営面でスーパーバイズ

現在、ONEP の職員数は 113 名で、6 つの部門 (Direction) から成り、職員はすべてアビジャン (Abidjan) の本部または支部に勤務しており、地方に支局はない。ONEP は、組織上は国営企業という存在で、MIE の組織外にある形をとっており、ある程度の独立性を保っている。ただし、総裁等の要職は MIE が指名する。

資本金は 150 百万 FCFA で、主な財源としては、

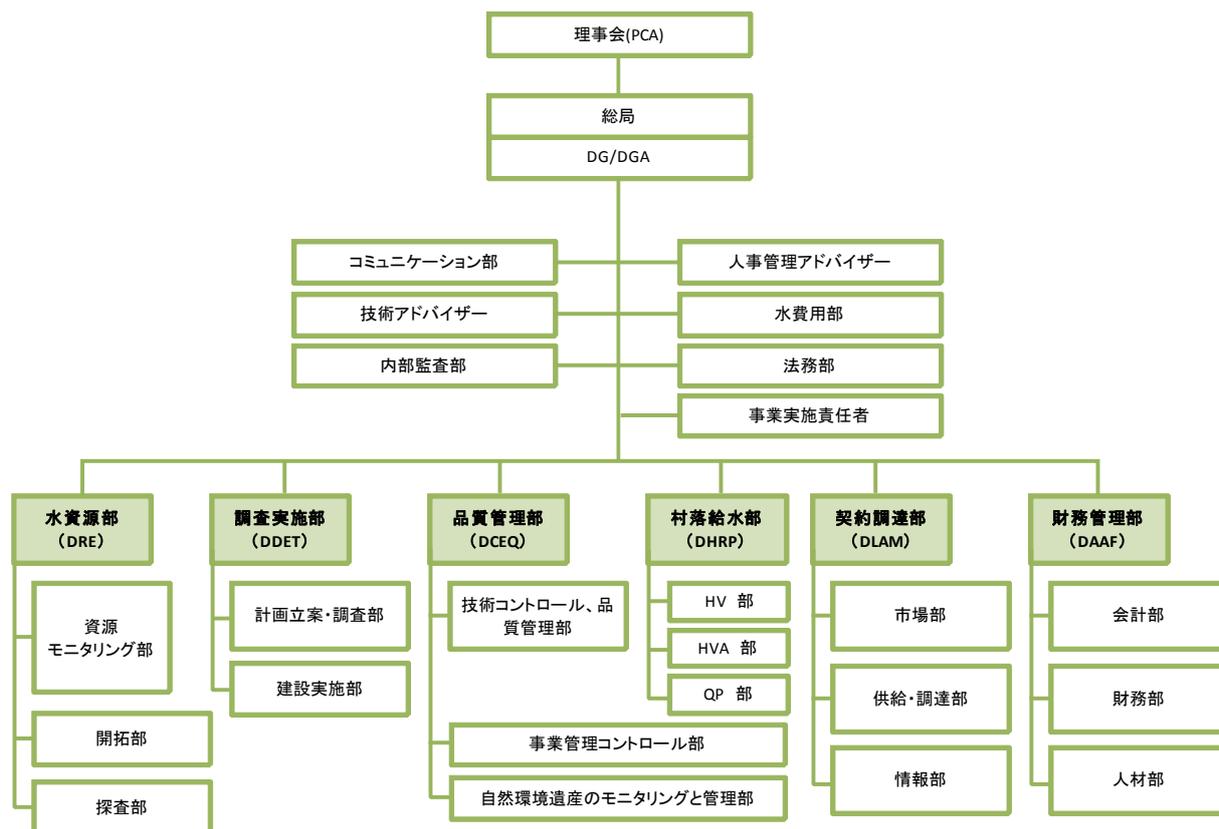
- ① 飲料水開発基金 (Fonds de Développement de l'Eau Potable)
- ② 国家水基金 (Fonds National de l'Eau)
- ③ MIE からの補助金

がある。①、②は共に水道料金の一部が国家投資銀行 (Banque Nationale d'Investissement : BNI)

により徴収され、財務省、MIE を通じて ONEP に分配される。①は主に負債の返済に、②は建設資金などに使用される。ちなみに、民間資金は一切入っていない。

また、首都 Abidjan や地方部の主要都市などの都市給水に関しては、民間水道会社のコートジボワール水道供給株式会社 (SODECI)¹¹が ONEP とコンセッション契約に基づいて水道事業を運営している。したがって、ONEP は SODECI の各施設における運営維持管理をスーパーバイズする役目を負う。

地方給水に関しては、次項 5-2-3 に後述する。また、ONEP の組織図を図 5-2 に示す。



出典：ONEP

図 5-2 国家給水委員会 (ONEP) 組織図

5-2-3 地方水利局 (DTH)

4-2-2 で述べたとおり、ONEP には地方給水も管轄する義務があるものの、ONEP は地方に支局をもっておらず、実際には、MIE の直轄機関で地方における同省の出先機関である DTH が ONEP から依頼を受けてプロジェクトを実施することが多い。

DTH は、ONEP が国営企業として MIE の組織外に位置しているため、ONEP とは組織上、直接的なつながりはない。ONEP が DTH に地方での業務を依頼する際は、MIE 内の財務管理部 (Direction des Affaires Administratives et Financières : DAAF) を通じて、契約という形ではなく、Convention (協定) という形で、双方の条件を明確にする。

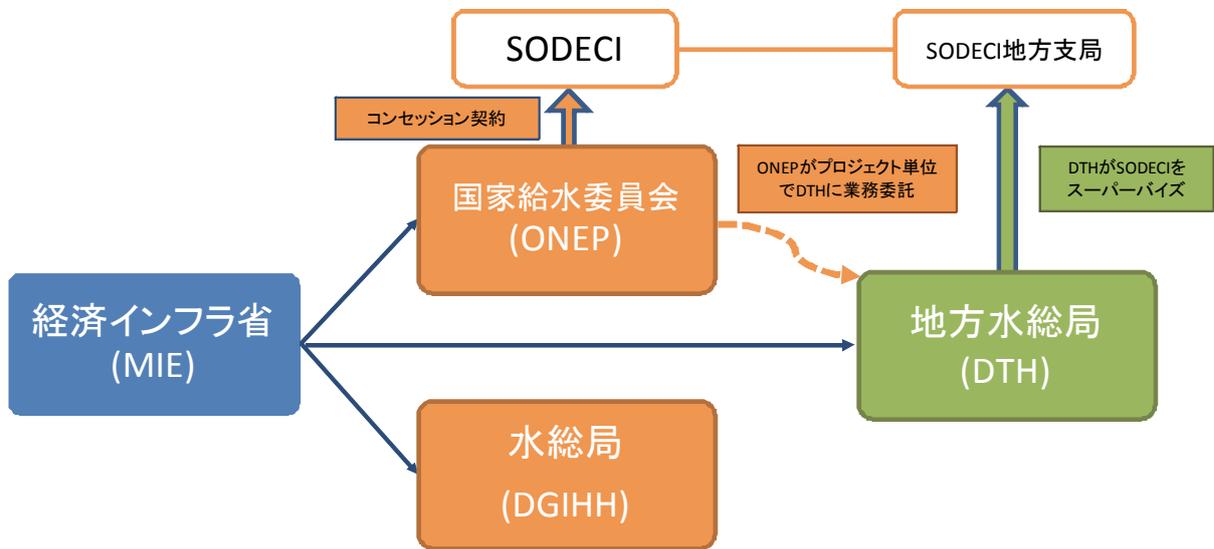
¹¹ SODECI は 1959 年に創設され、上下水道サービス業務にあたり、資本金は 45 億 FCFA (うち 46%が仏 SAUR 資本) である。その管理対象の給水施設は 732 カ所、生産水量は 181,246m³、登録者数 635,775、有収率は約 95%と報告されている (出典：SODECI 資料、2009 年 12 月)

DTHには全国に12の支所があり、MIEから派遣された職員が業務指示や監督を行っている。基本的には、村落給水に関しては、給水施設建設前の測量や調査、そして、設計、施工などの業務を業者に委託し、そのスーパーバイズを行う。そして、施設稼働後の運営維持管理の指導、その後のモニタリングなどすべての活動を管轄する。

また、前述のとおり、ONEPの依頼により、地方部の都市給水を運営維持管理しているSODECI支局に対しては、会計監査を含めた全般的なスーパーバイザーとしての役割を果たしている。

ただし、現状では各DTHには、それだけの業務をこなすための人材や予算が圧倒的に不足している。MIE側も、DTHの組織強化はセクター戦略計画でも重要項目のひとつとして挙げており、早期の改善が望まれる。

MIE、ONEP、そしてDTHの水道関連諸機関の関係図を図5-3に示す。



出典：調査団

図5-3 地方給水関連組織関係図

5-2-4 地方行政

コートジボワールの国策として地方分権が進むなかで、MIEとしては、地方給水においても将来的には地方分権を進め、市（コミューン）などの地方行政が地方給水を管轄すべきという方向性を明示している。実際、本調査において、ONEPより、今後のプロジェクト実施にはコミューンをコートジボワール側のC/Pに含めてほしい旨の要請があった。

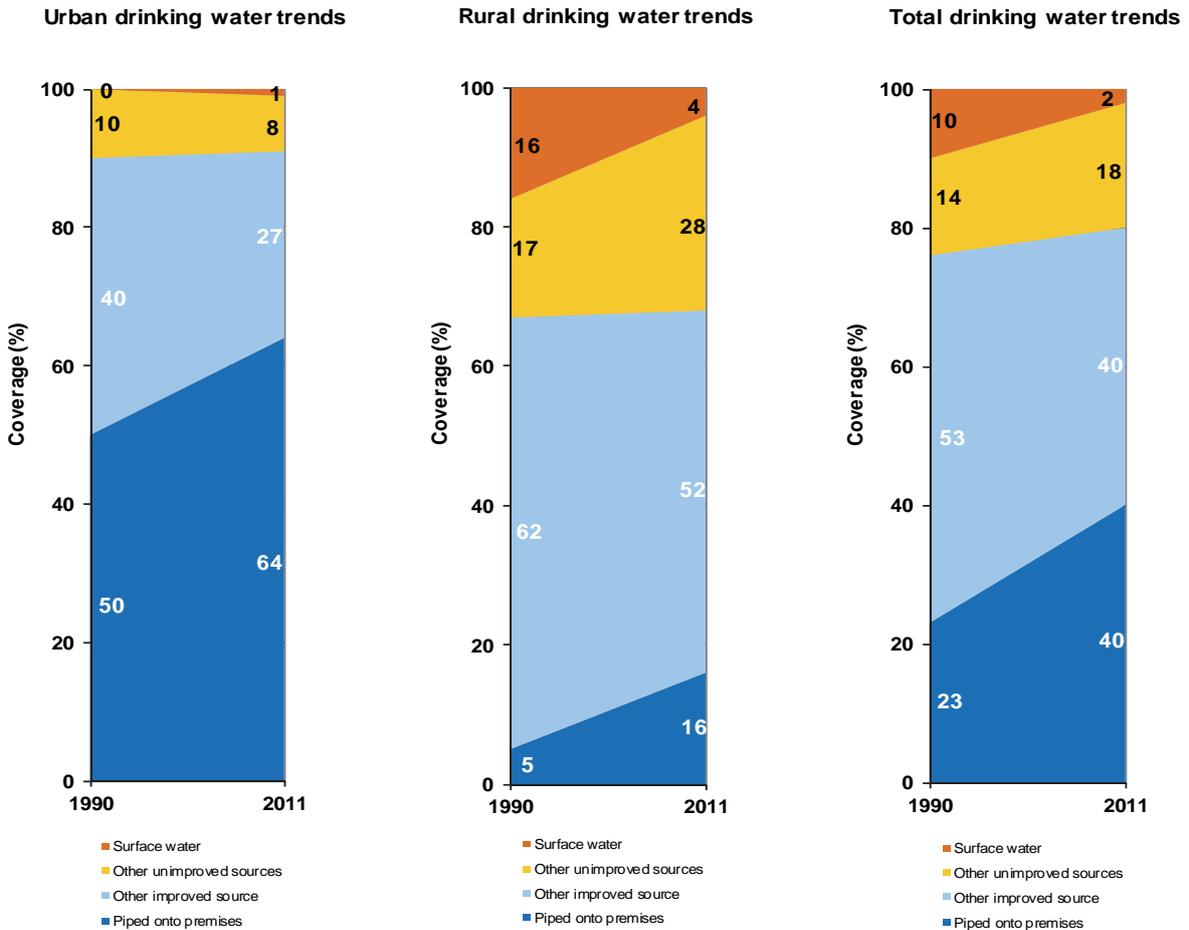
一方、コミューンなどの地方行政側にとっても、地方条例などで、給水の開発や維持管理は管轄事項のひとつとなっており、実際、コミューンによっては、改修の必要なHV給水施設のサイト情報や、既に小規模な修理を行っている所もあった。しかし、全般的には、地方行政には予算、人材、そして給水事業運営の経験もなく、HV給水施設の簡単な補修程度しかできる能力はない。本調査での現場視察においても、住民のコミューンに対する評価は低く、施設の修理や新設の要請をしてもコミューン側からは何の反応もないという批判がいくつかの村落で聞かれた。

今後のプロジェクト実施に際しては、コミューンをはじめとする地方行政の責任範囲を法律や条例で明確にしたうえで、コミューン側の積極的な参加を促すことが肝要である。

5-3 地方給水の現状と課題

5-3-1 地方給水の現状

2013年にWHOとUNICEFが共同で実施したモニタリング結果によると、コートジボワールにおける都市部の安全な水へのアクセス率は都市部で91%、村落部で68%と、20%以上の格差がある。



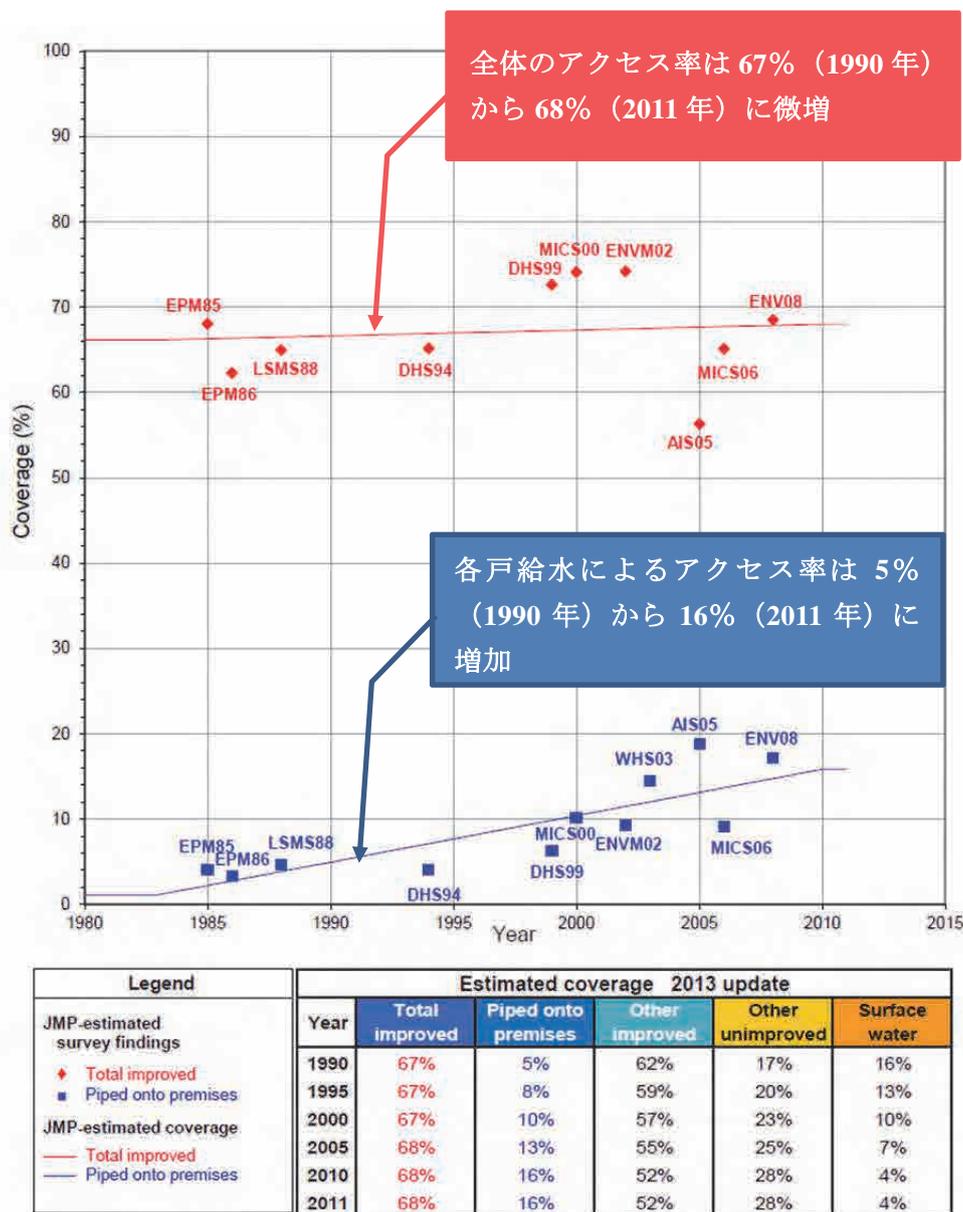
出典：WHO/UNICEF: Joint Monitoring Program for Water Supply and Sanitation, 2013

図5-4 都市給水と村落給水の安全な水のアクセス率の比較（水源別）

特に図5-4のとおり、村落給水は都市給水に比べて、私有地または家屋への各戸給水（Piped onto premises）の給水率が極めて低く、また、表流水などを未処理（Surface water と Other unimproved sources）で使用していることがうかがえる。

また、図5-5は同モニタリング結果の中で、5年ごとの変化を示したものである。この結果では、各戸給水は増えている（1990年5%⇒2011年16%）ものの、おそらくはHV給水施設

などの公共施設（Other improved）を通じての給水は減少した（1990年 62%⇒2011年 52%）ため、総計すると安全な水へのアクセス率は 67%から 68%に微増しただけである。しかしながら、村落部住民の大部分が HV 給水施設を使用していることから推察すれば、村落給水の状況は悪化していると考えてもよい。やはりこの原因は、二度の紛争により公的サービスが停止し HV 給水施設などの公共施設に対して適切な運営維持管理ができなかったことや、水管理委員会の不適切な運営などが、大きな影響を与えていると考えられる。



出典：WHO/UNICEF: Joint Monitoring Program for Water Supply and Sanitation, 2013

図 5-5 都市給水と村落給水の安全な水のアクセス率の推移

コートジボワールの給水事情を概観すると、都市給水は 341 都市に整備されていて、村落給水は 20,979 カ所に人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設（HV=レベル 1）、201 カ所に小規模管路系給水施設（HVA=レベル 2）がある。村落給水が整備された 6,733 村落に水管理委員会が設置されている（全体の約 32%）。また、給水施設を地域レベルで改修に携わっているエリ

アメカニック¹²は 381 人と報告されている。¹³

なお、水管理委員会については、前述の全国村落給水計画（PNHV）や井戸施設再整備計画（PRSHV）などで、村落給水が開始される際に、その設立が義務づけられている。国家給水委員会（ONEP）によると、現在でも、HV 給水施設を村落に譲渡する際には、水管理委員会の設立を条件とし、同委員会が施設の適切な維持運営管理を実施するという協定を交わすことになっている。また、同委員会の幹部構成に関しては、特に定められたものはないが、現地調査で訪問した村落では、会長、副会長、秘書、会計、補佐役などを含めた 4～5 名体制の所が多く、それらのメンバー選出については、住民総会で決定される。

以下に、HV / HVA 給水施設の状況について詳細に説明する。

（1）人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設（HV）

レベル 1 人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設（HV）は人口 100～1,000 人の村落を対象としている¹⁴。仕様は口径 5 インチ、井戸深度 60～80m、ABI ハンドポンプや仏製ベルニエ足踏みポンプが設置され、水場プラットフォームはコンクリートスラブが打設されている。給水施設は国の所有物だが、1985 年からは村落コミュニティが主体となり、住民の代表である水管理委員会に維持管理を義務づけている。しかし、全国で登録されている 6,733 委員会のうち約 60%の委員会しか稼動しておらず、その活動が消滅、または中断しているケースも存在する。



足踏み型 HV（Attiakro 村/Sakassou 市）



ABI ハンドポンプ（N' Gbandobo 村/Sakassou 市）

ONEP や地方水利局（DTH）などの地方給水関係者に聞き取りを行った限りでは、水管理委員会の課題は下記のとおり、経理面、特に水道料金の徴集に関することに問題が集中している。

- ① 会計担当者が経理を扱えない
- ② 水利費が計画どおり集金できない
- ③ 修理費のプールが少ないためポンプ耐用年数後には更新できない

¹² エリアメカニックは、DTH で HV / HVA 給水施設の維持管理に関する研修を受け、認定・登録されたポンプの修理人である。各 DTH では緊急時にも対応できるようにエリアメカニックのリストが作成されている。

¹³ 出典：ONEP より入手した資料（2001 年）

¹⁴ DTH の基準としては、HV 1 基に対して最大 500 人のユーザーという基準がある。

水利費の支払い方法は、村落ごとに従量制、定額制、必要時徴収などが採用され、統一されていない。また、現大統領が選挙時の公約のひとつとして、村落給水の水利費の無料化を掲げたこともあり、無料の所もある。基本的には、水利費は各集落の住民総会で決定されるため、料金設定も集落により異なる¹⁵。

裨益者が支払う水利費は修理技術費、パーツ購入費用などに充当されることになっている。給水施設の維持管理に関しては、軽微な故障は村落在住のポンプ修理人に、規模の大きな故障には地区ごとに配置されているエリアメカニックに依頼することになっている。前者には支払い義務はないが、後者の場合の修理費（技術費）は1回につき5,000FCFA程度を支払い、出張旅費、パーツ代金は水管理委員会が別途負担することになっている。水管理委員会が徴収した水利費をプールしている場合は、修理費支払いも可能であるが、そうでない場合は村落出身者で都市に居住している富裕層に寄付を募ったり、コミュニケーションに支援を求めることになる。

HV 給水施設の維持管理の問題として、施設修理に必要な純正パーツ販売店が少なく迅速な修理が困難なことが挙げられた時期もあった。しかし、フランスのHVメーカーで、コートジボワールのHV市場の60%のシェアをもつSAHER社によると、この2、3年で、スペアパーツのサプライチェーンは急速に復興しており、現在は全国に30の支店をもち、緊急事態にも即対応が可能ということである。

(2) 小規模管路系給水施設 (HVA)

HVA 給水施設は相対的に人口の多い村落に整備されていて、深井戸、管路施設、高架水槽、共同水栓より成る。



HVA 給水施設の一例 (Golikro 村/Sakassou 市、左：高架水槽、右：共同水栓)

給水人口は1,000～4,000人規模、商用電力設備完備、井戸揚水可能量が $5\text{m}^3/\text{時}$ 以上、裨益住民が建設費の10%を負担可能な村落であること、サービスプロバイダーに給水施設の運用・維持管理を委託すること、が必須条件になっている。

HVA 給水施設は地場のコンサルタントや施工業者が施設設計、施工しているが、現地視察で見ると、施設施工に大きな問題は認識できなかった。なお、この給水施設の施

¹⁵ 現地調査で聴取した限りでは、たらい（約30リットル）1杯分で10～25FCFAであった。

工管理は DTH が管轄することになっている。給水施設は小規模ではあるが、きめ細かな配慮が施された仕様となっている。

運営維持管理に関しては、民間企業のサービスプロバイダーが 1 給水施設を 1 社で担当しており、サービスプロバイダーには水道会社、建設業者、管財商社などが入札を経て契約するケースがほとんどである。

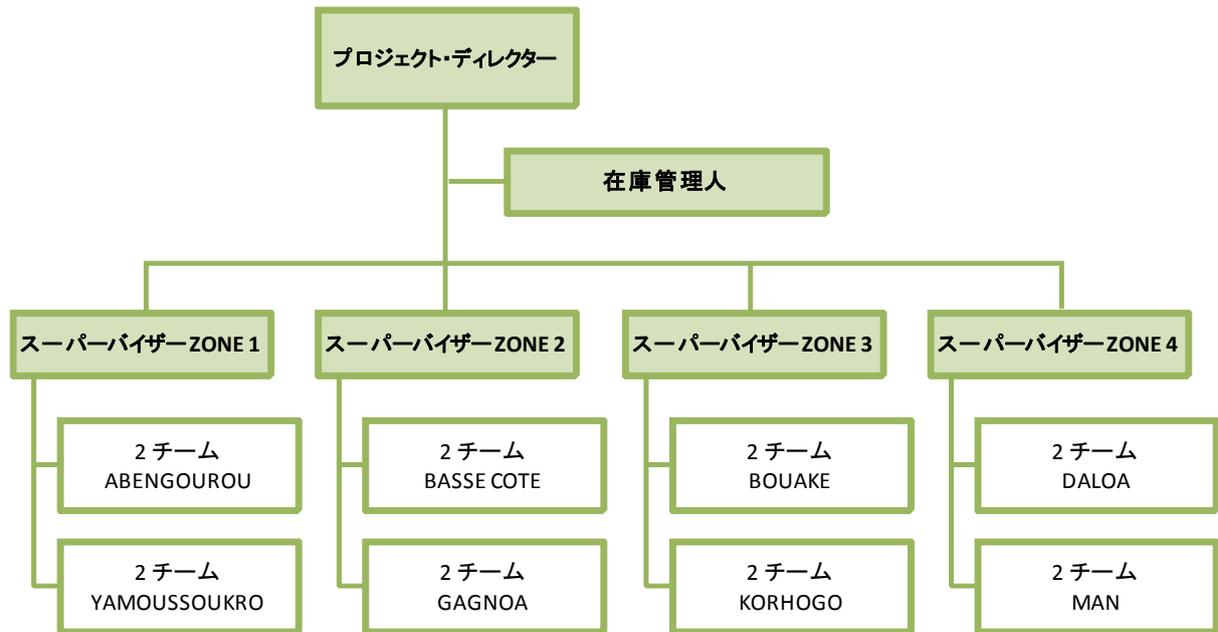
5-3-2 政府の自己資金による HV 給水施設改修プロジェクト

セクター戦略計画によると、コートジボワール全国で約 16,665 の HV が存在し¹⁶、そのうち、紛争の影響で修理の必要な HV 給水施設は 8,000 基と推計している。ONEP によると、現在までに 8,000 基のうち、2,500 基を大統領令による Emergency Project で、500 基をコーヒーとココナッツ産業組合が資金を負担し、改修されたとしている。したがって、残りの 5,000 基の HV 給水施設改修プロジェクトがコートジボワール政府の自己資金により、ONEP より委託を請けたコートジボワール水道供給株式会社 (SODECI) が契約者となり現在進行している。

同プロジェクトの全体的な予算は不明であるが、契約期間は 2012 年の 8 月から、2013 年の 12 月までである。コートジボワール水道供給株式会社 (SODECI) のプロジェクト・ディレクターによると、改修予定の 5,000 基のうち、現在まで 3,700 基が改修されたとのことである。

都市給水を対象としてきた SODECI 自体には村落給水にノウハウがないため、DTH の経験者を社内に設立したプロジェクト・チームに加えてプロジェクトを実施している。具体的には、図 5-6 のとおり、DTH から引き抜かれたプロジェクト・ディレクターの下、4 人のスーパーバイザーが全国 4 つの地域に配置されている。各スーパーバイザーは 2 つの Direction (国の行政区分とは異なる SODECI 独自の地域区分) を担当しており、また Direction ごとに 2 つのプロジェクト・チーム (2 名で構成) が改修活動に従事している。

¹⁶ 既出の ONEP の資料では、20,979 という数字が出ていたが、コートジボワールの場合、紛争の影響もあり、データや情報が公式に更新されておらず、各機関が独自の計算方法で推計しているため資料により異なることが多い。本報告書では多少の誤差であればデータの数字をそのまま使用する。



出典：SODECI

図 5 - 6 HV 給水施設改修プロジェクト組織図

この HV 給水施設改修プロジェクトの業務プロセスとしては下記のとおりである。

- ① 選抜されたエリアメカニックが、担当地域を周り、各村落の HV 給水施設の状態をプロジェクト・チームに報告する。
- ② プロジェクト・チームは情報からプロジェクト実施の可否を判断し、アビジャン (Abidjan) の本部へサイト状況を報告し、スペアパーツ等の支給を要請する。
- ③ プロジェクト・チームは支給されたスペアパーツをエリアメカニックに渡し、修理を要請する。

したがって、同プロジェクトでは、全国で合計 100 名のエリアメカニックを採用した。エリアメカニックの選抜に関しては DTH が保有する情報を基に、優秀な人材を選出した。また選ばれたエリアメカニックにはバイクを支給している。したがって、単純にすべての HV 給水施設の数とエリアメカニックの人数からすると、1 人のエリアメカニックが約 170 基の HV 給水施設の状態を確認したことになる。なお、同プロジェクトにおいて、DTH からの協力はエリアメカニックの情報を提供したのみで、ほとんどかわりはない。

同プロジェクトの結果は、今後の JICA 案件のサイト選定時にも、サイトの重複を避けるためにも貴重な資料となるが、今回は SODECI にて集計中ということで入手できなかった。また、国際機関や他ドナーの担当者によると、同プロジェクトの進捗状況は予算不足のため予定どおり進捗していないという意見が多数を占め、今後、同プロジェクトの成果を検証する必要がある。

5 - 3 - 3 地方給水の課題

地方給水全体にわたる課題は、下記のとおり、人材と施設に集約される。

(1) 地方給水分野の人材能力

ONEPには水資源、給水分野の専門性を備えた専門家及び技術者が在籍していて、技術・管理レベルには特段の課題は確認できない。C/PとしてのONEPに対する国際機関や他ドナーの評価も高い。そして、国内の主要都市の取水施設や浄水場などの業務に就いているSODECI職員は大半が長年の経験と技術をもっているうえ、年3回にわたる企業内研修により能力、知見をアップデートしている。

一方、村落給水では、DTHが紛争以前のような業務能力がなく、給水施設の維持・管理はポンプ修理人及びエリアメカニックに拠るところが多い。ポンプ修理人はDTHが村落住民から選出した者で、簡易な施設メンテナンスや修理を担当している。一方、エリアメカニックは、シリンダー故障や揚水管の破損など相対的に規模の大きな故障修理に携わる技能者で、半専従者が多く、エリアメカニックの大半は農業と兼業している。

全国には381人のエリアメカニックがDTHに登録されており、1人当たりの受け持ち平均村落数を単純平均すると55サイトとなる。中・北部州だけに限ると61人と少なく、受け持ち村落数も30サイト/人で、エリアメカニックの絶対数が不足している。したがって、担当の村落すべてにきめ細かなサービスが提供できないためメカニックの育成及びリフレッシュ研修が不可欠と判断される。また、DTHブアケ(Bouaké)支所にはかつて物理探査班が存在していたが、過去にDTHが所有していた利用可能な電気探査機が逸散し技術者が育成されていないため業務も持続されておらず、現在は民間業者に頼らざるを得ない状況である。

また、5-2-4で述べたように、コミューンなどの地方行政側も、これまで給水施設に関する業務がほとんど皆無であるため、これから給水部門を設立し、人材確保を開始する状態である。

いずれにせよ、コートジボワールの地方給水では特にユーザーに近い末端の人材育成が急務とされている。

(2) 給水施設と維持運営管理能力の不足

5-3-1で検証したように、村落給水分野の安全な水へのアクセス率は全国レベルで68%と都市給水と比較すると低い。給水施設がまだ整備されていない村落も多くあり、ONEPによると全国で更に約7,000カ所に及ぶ新規HV給水施設の建設を必要としている。これら未整備の村落では、近隣に分布する涸れ川（雨期のみ流水や溜り水のある水系：マリゴー）まで婦女子が毎日長時間かかる取水・運搬を強いられている。また、乾期には、河床を掘ってわずかの浸透地下水を取水しているなど、給水事情は劣悪といわざるを得ない。これらの水利用による弊害は、コレラ、急性下痢症、ギニアウォームなどの水因性疾病の要因となるばかりかジェンダーの視点からも早急に改善されるべきである。

特にHV給水施設において確認できる問題点としては、給水施設が整備されていないことや、既存施設では人口増加により需要水量の増加に対応できない、また、施設の運営維持管理のパフォーマンスが低く給水がなされていない（＝低い稼働率）、などが挙げられる。

基本的には運営維持管理に関する問題は、各村落の水管理委員会を軸とした管理体制の脆弱性に起因することが大きいですが、本来なら水管理委員会を指導・モニタリングすべき立

場にある DTH やコミューンの人材や予算不足という問題にもつながっている。

5-4 ベケ (Gbéké) 州における地方給水の現状と課題

5-4-1 Gbéké 州における地方給水の現状

Gbéké 州の地方給水は、現状では、DTH が中心となり、給水プロジェクトを全面的に管轄している。既述のとおり、コミューンや Préfet などの地方行政にも地方給水の開発を管轄する責務はあるが、今回の現場視察ではほとんどその存在を知ることはなかった。また、各組織の役割分担は明確ではない。

一般的な状況としては、4-3-1 に示したコートジボワール全体の地方給水の現状とさほど変わらないが、同様に人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設 (HV) 及び小規模管路系給水施設 (HVA) に分けて説明する。

(1) 人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設 (HV)

ONEP より入手した資料 (2011 年) によると、Gbéké 州では HV が 1,163 基確認されているが、このうち揚水不可能な井戸は 399 基あり、稼働率は 66% と低い。この理由としては、主に施設の老朽化や故障により HV 給水施設の使用が困難になったことや、地下水位の低下または地下水脈の変化などにより井戸が枯れてしまったことが挙げられる。また、村落に水源自体がない所も散見され、住民たち (特に女性) は数キロも離れた河川へ水を汲みに行くことを余儀なくされている。

ただし、幸いなことに Gbéké 州の HV 給水施設は紛争の被害に遭っていない所も多く、施設が稼働している村落は、水管理委員会の組織運営及び施設運用が良好、かつ、換金作物を市場で売ることによる現金収入があるため、料金徴収も問題なく行われている所が多かった。しかし、逆にもともと給水施設や水源をもたない村落は紛争で行政サービスがなかったために放置されており、両者間の給水サービス格差は大きく開いている。

(2) 小規模管路系給水施設 (HVA)

村落給水施設のうち HVA 給水施設は、EU からの融資で UNICEF が建設したコンパクトで良好な品質の小規模管路系給水施設で、DTH が斡旋した民間のサービスプロバイダーがサービス契約またはマネジメント契約に近い形態で、その運営維持管理を担っている。Gbéké 州での整備率は約 17% と低いが、この HVA 給水施設が導入されてから歴史が浅いこともあり、現在のところ計画どおりにシステム運営が進行しているとの情報を得た。裨益村落は経済活動が相対的に活発で、従量制水利費徴収制度を受け入れることに事前に同意しており未払いはない。村落レベルでも官民連携による健全な水道経営が進行している。

5-4-2 現場視察

本調査では表 5-4 に記す 11 カ所の村落を現場視察した。いずれも DTH が選んだ今後のパイロット事業の候補地となる村落である。

表 5 - 4 現場踏査サイト詳細

	村落名	市	場所	施設	給水委員会の有無
1	ATTIAKRO	サカソ	北緯7度25分57.6、西経5度24分54.7	ベルニエ足踏みポンプ	有
2	KAHAKRO	サカソ	北緯7度25分54.3、西経5度13分54.3	ベルニエ足踏みポンプ	有
3	KPANIGOKRO	サカソ	北緯7度25分16.7、西経5度13分3	ベルニエ足踏みポンプ	有
4	N' GBANDOBO	サカソ	北緯7度29分10.4、西経5度17分6.5	ABIハンドポンプ	有
5	MAHOUNOU KOUAKURO	サカソ	北緯7度30分48.7、西経5度17分16.3	ベルニエ足踏みポンプ	有
6	TAKIKRO	プロボ	北緯7度42分17.1、西経4度43分35.4	井戸が枯れた	無
7	BANGANSSOU	プロボ	北緯7度39分22.3、西経4度49分47.1	村落内に水源なし	無
8	AKROUBANGBOKRO	プロボ	北緯7度39分55.3、西経4度49分38.9	ABIハンドポンプ	有
9	PINDIKRO	プロボ	北緯7度37分50.6、西経4度46分51	ABIハンドポンプ	有
10	N' DOUMOU KOUASSIKRO	プロボ	北緯7度38分50.3、西経4度46分27.4	村落内に水源なし	無
11	SOUKWAMEKRO	プロボ	北緯7度40分0.6、西経4度45分46	ABIハンドポンプ	有

出典：調査団

11カ所中、もともと水源がなかった、あるいは枯渇してなくなった村落は3カ所で、それ以外のHV給水施設を有する村落は下記のとおり、概して類似した給水施設、利水状況、運営、維持管理などがみられる。

- ① HV給水施設は1980年代後半に、欧州開発資金や政府自己資金で建設されたものが多い。基本的には、良好に維持管理されており、一部改修されたHV給水施設もあったが、現在は問題なく使用されている。
- ② 水管理委員会は、①で指摘したように、紛争中の行政サービスが滞った時でも、施設の運営維持管理を続けた実績もあり、その組織運営は適切といえる。水利費は、たらい1杯(30リットル)当たり10FCFAを徴収している。各家庭持ち回りで取水サイトで集金し、水利費は水管理委員会の会計係に渡す¹⁷。各水管理委員会の関係者によると、水利費はどこも低いという認識であったが、住民総会で最終決定されるため値上げすることは難しいという意見がほとんどであった。
- ③ 各村落の水管理委員会が異口同音に指摘する主な問題点は、限定的な揚水可能水量である。Akroubangbokro村を除き、どの村落も揚水可能な井戸は1つしかなく、500人以上で共有しており、政府の村落給水基準、給水原単位からの算定及び取水効率などから判断して、村落当たりの井戸数は不足している。不足水量は近隣の河川や湖沼などから取水しているが、乾期にはそれらも枯れることがあるので、取水が困難になる。一方、水質を問題視する村落はほとんどなかった。Kpanigokro村とN'Gbandobo村では、子どもに下痢症状がみられるとのことであるが、それ以外の村落訪問では水因性疾病はほとんど確認できなかった。
- ④ ③に加え、井戸が1つしかないことから、共有する世帯数が多すぎて、取水に時間がかかり、すべての世帯で取水できない状況が各村落でみられる。すべてのHV給水施設では管理上、稼働時間を定めており、その時間帯以外は鎖、鍵を設置して使用できないようにしている。しかし、地方で水を運ぶのに使われるたらい1つをHV給水施設で満タンにするには女性の力では5分以上かかってしまう。例えば、家族数が10人程度のご家庭などは、このたらいによる取水を1日に5回以上繰り返すことになり、1世帯だけで30分から1時

¹⁷ ほとんどの村落が同じ水道料金そして同じ徴集方法ということもあり、過去にNGOなどが実施したO&M(運営・維持管理)トレーニングの効果が出ている模様である。

間取水施設を占有することになり、1日では全世帯が取水することが難しい。

- ⑤ 取水可能量の不足分は、近隣の河川で取水するか、隣村の井戸を使わせてもらう場合もある。しかし、河川の場合、乾期には枯れてしまう場合もあり、河床に人力で穴を掘って水質の悪い地下水を使用することもある。
- ⑥ HV 給水施設が故障した場合は、DTH かポンプメカニックに直接連絡する。たいてい2～3日で修理は完了するが、その間は隣村の井戸を使わせてもらうか、河川から取水する。スペアパーツは購入資金さえあればブアケ（Bouaké）のHV メーカー代理店や販売店において簡単に入手できる。
- ⑦ 各村落の規模としては500～1,000人。主要産業は農業で、キャッサバ、ライス、コーンなどを栽培し、家庭で消費するものを除き、換金作物を Bouaké の市場などで売り、現金収入を得る。

以上、本調査の現場視察に選んだパイロット事業候補地では、適切な施設の運営維持管理が実践されており、特に大きな問題は見当たらなかった。しかし、DTHによると、給水に関する問題を抱え、Gbéké州の平均からすると貧困度の高い村落に入るとのことである。したがって、そのことから推測すると、Gbéké州の村落給水は、近隣の西アフリカ諸国の地方給水と比較すると、相対的に進んでいる可能性が高い。

ただし、水源がない村落との給水サービス格差は顕著で、今回は訪問できなかったが、水管理委員会のマネジメントの悪さのために施設が稼働していない事例もDTHからは紹介された。今般調査においては、Gbéké州内で221ある村落の中の11カ所を確認しただけなので、パイロット事業前にはDTHより候補地リストを提出させ、各サイトの状況を詳細に確認する必要がある。

5-4-3 Gbéké州における地方給水の課題

基本的には、Gbéké州における地方給水の課題は、コートジボワール全体に共通している人材や施設の不足といったものと変わらない。

(1) Gbéké州における地方給水分野の人材能力

特に人材育成に対する課題は、施設や組織の持続性を考慮した場合、絶対的に解決していかなければならず、最優先で取り組むべき課題である。本調査に先立つ「中部北部行政機能に係る情報収集・確認調査」では、給水施設の維持管理に問題があり、給水施設の故障により揚水が不可能になり施設が利用されないまま放棄されている村落も確認された。この原因としては、村落の水管理委員会を軸とした維持管理体制の脆弱性に起因することも挙げられる。

また、技術的には、ポンプのダメージが給水施設の持続性を損なっている最も大きな原因と判断できる。ポンプの正常な稼働にあたって、村落内のポンプ修理人やエリアメカニックの果たす役割は極めて重要である。村落ごとにポンプ故障時に対応できるボランティアのポンプ修理人の配置がみられるが、基本的には日常点検レベルの域を出ないものである。ポンプ、シリンダーの修理、更新のように大掛かりな修理の場合はエリアメカニックに依頼するシステムとなっている。特にDTHが選定し任命したエリアメカニックはGbéké

州でも少ない人数で多くの受け持つており、村落を抱えサービスの行き届かない村落があることは容易に想像できる。また、井戸修理機材（三脚、チェーンブロック、レンチなど）や移動車両も十分配備されていないことよりサービス範囲、内容もおのずと限定的なものとなっている。90年代に世銀のプロジェクトで村落から推薦されたポンプ修理人やエリアメカニックに対して返還ローンで修理及び維持管理教育が実施されたが、その後、修理能力のリフレッシュ研修は断続的にしか実施されなかった。したがって、同研修を受講することができたエリアメカニックとできなかったメカニックとでは、技能、技術知見などに格差も生じている。

DTH 自体に関しても、現在の職員構成としては、所長とエージェント（主にエリアメカニックのスーパーバイザー。ただし、エージェント自身が技術指導することはなく管理や工程管理が主体）、そして運転手（EU から寄贈された車両を 1 台所有）、警備員の 4 名である。紛争前は 16 名の陣容だったので、実務能力の著しい低下は否めない。

また、DTH には現在、人件費（職員の給料）のみが経済インフラ省（MIE）本部より支払われており、交通費などの事業費として予算措置されている 3 百万 FCFA は、まだ支給されていない。

DTH は地方給水の核となる機関であるが、現在の状況では、水管理委員会やコミュニケーションの指導はおろか出張さえ難しく、抜本的な組織改革が必要である。現在の職員は 2 名であるが、やる気と経験、そして各村落に人脈をもっているのも、後は技術を習得すれば、将来的に DTH が人員増強した際には、この 2 名がリーダーとなって組織を牽引する存在になり得る。

(2) 給水施設の不足

ONEP から入手したデータによると、Gbéké 州では、現在、1,163 基の HV 給水施設が稼働しており、さらに 263 基の HV の新規需要が見込まれる¹⁸。市ごとの既存の HV の数及び新規需要の総数を表 5-5 に、そして郡ごとのそれを付属資料 3 に掲載する。

表 5-5 Gbéké 州における既存 HV と新規需要の総数

州	コミューン	郡	人口(推計)	現在使用中のHV	新規需要	
ベケ	ベオウミ	ANDO-KEKRENOU	10,299	16	15	
		BEOUMI	58,009	128	30	
		BODOKRO	53,587	166	30	
		KONDROBO	18,458	32	13	
	小計			140,353	342	88
	ボトロ	BOTRO	21,231	65	21	
		DIABO	19,279	38	18	
	小計			40,510	103	39
	ブアケ	BOUAKE	82,835	273	40	
		BROBO	32,970	82	20	
		DJEBONOUA	27,535	105	9	
		LANGUIBONOU	27,552	48	27	
	小計			170,892	508	96
	サカソ	SAKASSOU	78,538	179	39	
TOUMODI SAKASSOU		21,043	31	1		
小計			99,581	210	40	
ベケ州合計			451,337	1,163	263	

出典：ONEP

紛争後、Gbéké 州では電化が進んでおり、住民への安全で安定的な給水に対する意識の高まりとともに、その要求は 24 時間給水や各戸給水に向かいつつあり、その第一歩として HV 給水施設の次の段階である HVA 給水施設への更新を要請する村落は確実に増えてきている。

5-5 他ドナー、国際機関、NGO 等の動向

1990 年代までは UNICEF、AFD、AfDB、西アフリカ開発銀行 (WADB)、世銀、ベルギーなどのドナーが都市給水及び村落分野で支援し、深井戸建設などの新規給水施設の建設、既存給水施設のリハビリ及び維持管理の指導、そして衛生に関する啓蒙活動を支援してきた。しかし、政治的不安定を嫌い多くのドナーが撤退あるいは活動休止を余儀なくされ、直近の約 10 年間は実質的にはドナーからの支援は中断されたままである。したがって、他ドナー、国際機関とも、地方給水に関しては、紛争時に中断した活動を最近になり再開し始めたところである。実際、本調査実施中 (2013 年 6 月 13 日) に UNICEF 主催で紛争後初めての給水・衛生に特化したドナー会議が開催¹⁹された。今後、地方給水に関して、それぞれの意見が集約され、援助側の全体的な方向性が定まる予定である。ただし、表 5-6 から分かるように、現状では、まずは都市給水に注力している援助機関が多く、地方給水については、UNICEF と EU のみが衛生プロジェクトと並行して積極的に支援を実施している。

¹⁸ この資料は実際には 2001 年の調査結果を基に作成されている。ONEP は、紛争があったため逆に数字は変わっていないと主張するが、情報の更新は必須である。なお、人口の推計は 2012 年のもの。

¹⁹ 出席した国際機関・ドナーは、UNICEF、EU、KfW、JICA (AFD は出席予定だったが事情により欠席)。

表5-6 国際機関の給水・衛生分野プロジェクトリスト

サブセクター	プロジェクト名	金額(ユーロ)	金額(ドル)	金額(セーファーフラン)	贈与/貸付	地域	主な内容	実施期間	財務パートナー	技術パートナー	注記
給水	Initiative européenne pour l'amélioration de l'accès à l'eau potable et l'assainissement de base en milieu rural	25,000,000					農村地域における水道近代化事業。HV、HVA(井戸)の建設	2013-2016	EU		
給水	Projet d'urgence d'infrastructure urbaine		31,200,000			Abidjan, Bouake et Korhogo et autres villes secondaires	配管、排水路の建設・衛生事業。	2009 - 2014	世銀		
給水	Projet de renaissance des infrastructures	31,300,000				Abidjan, Yakro, Bouaké, Korhogo, San Pedro, Soubré, Abengourou	配管の建設・衛生事業。	2013-...	世銀		プロジェクト立案段階
給水	Projet intégré du Bassin du Gourou	27,700,000				Abidjan			アフリカ開発銀行		
給水	Programme d'Urgence et Réhabilitation 4	36,000,000				Abidjan, Daloa, San Pedro, Tabou	San Pedro, Tabou, Daloaにおける飲料水の供給。Abidjanにおける排水処理施設事業。	2009-2012	EU		
給水	Etude politique sectorielle assainissement	600,000						2011-2012	EU		
給水	Approvisionnement en eau potable de la ville d'Abidjan à partir de la nappe phréatique de Bonoua		100,000,000		貸付	Abidjan		2012-...	輸出入銀行		
給水	Volet Eau du C2D			35,000,000,000	贈与	Abidjan	Bonouaにおける浄水場建設。	2013-2015	AFD		予算見積中
給水	Volet Eau du C2D			10,000,000,000	贈与	Abidjan	Songonにおける浄水場建設。	2013-2015	AFD		予算見積中
給水	Volet Eau du C2D			500,000,000	贈与	Abidjan	給水マスタープラン	2013-2015	AFD		予算見積中
給水	Volet Eau du C2D			376,000,000	贈与	Abidjan	Aghien 環礁における水質評価事業。	2013-2015	AFD		予算見積中
給水	Volet Assainissement du C2D			1,300,000,000	贈与	Abidjan	下水道開発計画マスタープラン	2013-2015	AFD		予算見積中
給水、衛生	Programme d'Appui à l'Accélération de l'Accès Durable à l'Eau, à l'Hygiène et à l'Assainissement (PADEHA)		14,210,000		贈与	Régions du Folon, Kabadougou, Béré, Bounkani, Gontougo, Agneby-Tiassa et Sud-Comoé	飲料水、家庭用水の浄水処理の改善、農村における衛生事業。学校における手洗いの推進、衛生センターの設立、制度的支援。	2013-2017	UNICEF / Pays Bas	MIE, MCLAU, MSLS, MENET	
給水、衛生	Multi-sectoral project to respond to the urgent needs of the vulnerable population in Cote d'Ivoire		610,000		贈与	Biankouma - Région Tonkpi), Bas Sassandra,	2,500人の国内避難民を含む5,000人の帰還者に対するWASHプロジェクトのニーズを満たす。安全な水の供給、トイレと衛生の推進により、15,000人の衛生面において不安定な人々の状況を改善する。	2013	UNICEF / Japon	Caritas Man, CARE International, MAP International	

出典：UNICEF

5-5-1 国連児童基金 (UNICEF)

UNICEF はコートジボワールの給水・衛生面における国際協力においては、リーダー的存在であり、ブアケ (Bouaké) と西部に地方局を設け、それぞれに「水と衛生 (Water, Sanitation and Hygiene : WASH)」プログラムの専門家を配置している。

ベケ (Gbéké) 州においては衛生啓発のプロジェクトが現在進行中である。給水に関しては、特に予定はされていない。ただし、過去の給水プロジェクト²⁰では、6 百万ユーロの予算で約 130 の井戸を掘削しており、その際に築いた現地の NGO など、水道関係者との大きなネットワークをもっている。

給水・衛生案件としては、今後、Folon 州、Kabadougou 州、Béré 州、Boukani 州、Gontougo 州、Agneby-Tiassa 州及び Sud-Comoé 州において飲料水や生活用水の浄水処理の改善、農村における衛生事業、学校における手洗いの推進、衛生センターの設立、関連した制度的支援などを実施する予定である。また、日本の資金援助により、西部の Dix-Huit Montagnes 州と Bas-Sassandra 州で国内避難民を含む帰還者対象の WASH プログラムを実施する予定である。

UNICEF によると、コートジボワールにおける WASH プログラムの主要項目は下記のとおりである。

- ① Boreholes, Handpumps
- ② Water Management committees
- ③ Pump mechanics network
- ④ Community led total sanitation
- ⑤ Household water treatment
- ⑥ WASH in schools and health centers
- ⑦ Hygiene promotion
- ⑧ Guinea worm eradication
- ⑨ WASH emergency
- ⑩ WASH cluster lead

5-5-2 欧州共同体 (EU)

EU は主に西部地域に焦点を絞っており、最近、完了したプロジェクトは 24 百万ユーロの予算で、サンペドロ (San Pédro)、ダロア (Daloa)、そしてトゥーバ (Touba) の 3 都市に小規模な浄水ユニットを設置したものであった。今後も新規プロジェクトは西部に集中される予定で、既に 25 百万ユーロの予算が確保されており、ドイツ復興金融公庫 (KfW) を通じてプロジェクトは実施される予定である。

EU はコートジボワールの給水関連におけるドナー連合のなかでは、UNICEF の補佐的な役割を果たしている。

5-5-3 その他

世銀と AFD は既述のとおり、都市給水に特化した支援を続けている。世銀は給水に関しては、アビジャン (Abidjan) をはじめ、Bouaké を含む地方部の州都などの都市給水の改善プロジェ

²⁰ プロジェクトの内容としては、給水施設 (HV、HVA) の建設、給水施設の改修、HVA の O&M (民間セクターに依頼) などが含まれた。ベケ州のプロジェクト・サイトに関しては付属資料 4 のリストを参照。

クトのみを実施している。地方に関しては農業案件程度しか実施していないとのことである。AFDについては、首都 Abidjan の上下水道に特化している。また、UNDP がローカルの基金を通じて、サカソ（Sakassou）県で HV 給水施設を 1 基寄贈したことを確認したが、単発的な支援である。

NGO に関しては、大手 NGO の+MAP International と International Rescue Committee（IRC）に現状を聴取したが、双方とも、地方給水に関しては、UNICEF の WASH プログラムに絡んだ小規模な活動（深井戸掘削も含む）を実施している。基本的には、国際機関のプロジェクトと同様に、施設の新設や改修と水管理委員会の組織改善など、ハード・ソフト面のバランスのとれた内容のプロジェクトが多い。

なお、パイロット事業が予定されている Gbéké 州では、地方給水に関しては、NGO を含む他の国際協力との重複は前述の UNDP の件を除き、確認されなかった。

5-6 パイロット事業候補の提案

5-6-1 パイロット事業の基本方針（案）

地方給水のパイロット事業は既出のベケ（Gbéké）州の、ひいてはコートジボワール全体の課題でもある人材の能力強化と HV 給水施設の建設に焦点を絞る。

以下に地方給水におけるパイロット事業の基本方針（案）を示す。

- ① 本パイロット事業の実施により平和の回復が目に見える成果として得られることが政権、民政の安定化に寄与するものと考えられ、給水計画もこの目標に資することを基本とする。
- ② 地方給水分野では迅速にプロジェクト効果が期待でき、その成果の持続性にも優先度を置く必要がある。換言すれば、社会サービスの推進には給水施設の新設／改修及び施設の持続性を担保するための人材育成を重視する。
- ③ 今後コートジボワール政府が推進する地方分権化が進行し、地方給水に関して地方自治体の責任が増してくると見込まれる。この推移を念頭に置き、セクター戦略計画の指針にある施設運営の効率化、井戸施設再整備計画（PRSHV）で提議された運営維持管理の地方分権化に沿った支援を行う。
- ④ コートジボワールでは都市給水と地方給水の小規模管路系給水施設（HVA）は官民連携により総括的な運営維持管理をコートジボワール水道供給株式会社（SODECI）や民間サービスプロバイダーが複数年契約で請け負っている。運営にあたっては各社が十分なノウハウを蓄積し、自社で技術者育成を実施できる能力すらある。また、施設改修には既に主要ドナーからの援助・技術支援を受けており、本パイロット事業の対象項目に加える妥当性は低い。一方、人口 100～1,000 人程度の人力ポンプ付き深井戸ポイント給水施設（HV）設置対象村落では、
 - －給水施設の未整備
 - －施設の老朽化
 - －水管理委員会の低い設立率（全国で約 32%）及び運営、維持管理の課題（水利費徴収、水利費の透明性など）
 - －エリアメカニックの配置の地域格差（＝エリアメカニック 1 人当たりの担当施設数の格差）

など、問題が多い。また、地方給水支援に注力している国際機関や他ドナー諸国も少なく、本パイロット事業が地方給水支援の起点となり、牽引する意味もある。

- ⑤ 計画の根幹は村落給水施設整備、村落給水にかかわる組織強化、人材の育成支援に置き、地域の人材による社会サービス提供が可能な体制を模索する。
- ⑥ パイロット事業は裨益村落数、裨益住民は広範な地域から精度の高いダイアグノシスに基づいて、可能な限り多数の村落、人口を対象とし、プロジェクト成果を多くの地域住民、ひいては国民が納得できる内容であることが肝要である。さらに、プロジェクト成果が他州や他地域に波及効果を及ぼすことが期待できる内容とする。
- ⑦ 能力強化の研修は受講者のモチベーションを醸成し、個々の業務が拡大発展する可能性を含んだ計画を構築する必要がある。
- ⑧ コートジボワールを含めたアフリカ地域の村落給水分野においては、JICA が数多くの技術協力プロジェクト（ハード、ソフト、キャパシティ・ビルディングなど）を実施している。その実績、経験、知見に基づくノウハウをパイロット事業に有効に生かすこととする。

5-6-2 パイロット事業の内容

(1) 能力強化

地方給水における能力強化は、水管理委員会対象のものと、地域レベルで HV 給水施設の修理を請け負うエリアメカニック対象のもの2つが考えられる。それぞれの内容と実地体制を表5-7に記す。

表5-7 能力強化パイロット事業の内容

対象者	内容	実施体制
1. 水管理委員会	運営維持管理のノウハウ： - 委員会設立の意義 - 民主的な運営 - 定款や細則の作成 - 委員会幹部の役割分担及び責任範囲 - 水利費の設定と徴収 - 透明性の高い会計制度と処理 - HV 給水施設故障時の対応 - 簡単な HV 給水施設の修理手法 ほか スケジュール： 1日の講習と実務研修1日、その後、モニタリングを行い指導	地方水利局（DTH）及びコミューンのスーパーバイズの下に、再委託業者が実施する。再委託業者に関しては、ローカル NGO やコンサルタントを想定。

対象者	内容	実施体制
2. エリアメカニク、村落内のポンプ修理人	<p>数種類のメーカーの構造説明と頻繁に発生する故障に対する対処法の習得：</p> <ul style="list-style-type: none"> －地下水の知識 －井戸の仕組み －故障頻度の高いパーツ交換 －発生する確率が高い故障に対する対処法 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>(※ポンプのメーカー選定に関しては、既に倒産しスペアパーツの入手も困難な ABI ポンプは対象から外し、Vergnet、SOVEMA、Mark II/III だけでよいと思われる。)</p> <p>スケジュール： 1日の座学と1日の現地実習</p>	<p>DTH のスーパーバイズの下に、再委託業者が実施する。再委託業者に関しては、井戸掘削業者、ポンプメーカー、サービスプロバイダー、資機材販売業者などを想定。</p>

出典：調査団

なお、研修に必要な教材や資材（1. 水管理委員会対象の研修であれば文房具、2. エリアメカニク、村落内のポンプ修理人対象の研修に関しては修理用工具など）を提供する必要がある。2に関しては、ポンプメーカーや業者とタイアップすることで経費の削減を試みる。

研修の開催場所については、DTH やコミューンと相談のうえ、ブアケ (Bouaké) 市にするのか、または、サカソ (Sakassou) やブロボ (Brobo) などの市に巡回して開催するのかを決定する。しかし、参加者のほとんどが専業または兼業の農業従事者であるということとを考慮すると、彼らの利便性を考慮し、なるべく参加者に近い場所で開催するのが望ましい。

また、この能力強化パイロット事業では、持続性を考慮し、DTH 及びコミューン担当者の研修実施能力を向上することも目的とする。したがって、それぞれの研修の前には、コンサルタントが DTH 及びコミューン担当者に対して、彼ら自身が講師を務められるレベルまで達すること目標とし、十分なトレーナー研修 (ToT) を実施する。具体的には、表 5-7 に掲げた能力強化パイロット事業の内容はもちろんのこと、研修場所の決定、参加者の招聘など、研修を開催するためのプロセスを協働することで習得させる。

(2) HV 給水施設の改修・新設

上記 (1) のソフト面のパイロット事業と並行して、ハード面では HV 給水施設の新設または改修工事を提案する。

DTH Bouaké 支部は、HV 給水施設改修についてはコートジボワール水道供給株式会社

(SODECI) が既に実施中であるので、新設のみでよいとの見解である。他方、実施者の SODECI によると、契約上、改修予定の 5,000 基のうち Gbéké 州とアムボル (Hambol) 州については合わせて 350 基の修理が必要であるとしている。この SODECI が委託されている HV 給水施設改修プロジェクトは 4-3-2 で述べたとおり 2013 年の 12 月で契約が終了する予定であるが、具体的な修理箇所、修理内容のデータは整理されておらず、また現地調査中に行われたドナー会合に参加した際にも、他ドナーからは確実に修理が実施されているかは疑問であるとの声も聞かれた。実際、SODECI の Bouaké 支局も、Gbéké 州で実施されているはずの同プロジェクトに関して、一切把握しておらず、改修事業は SODECI に任せることで足りると言い切れる状況ではないと考えられる。

しかしながら、他方、コートジボワールでは 1 井当たりの最大給水人口は 500 人という基準を設けているが、現地調査で訪問した多くの村落は 400 人から 900 人程度の人口を有している。一般的には、HV 給水施設の揚水能力を考慮すると、1 井当たりの給水人口が 400 人を超える場合は、給水状況が悪化すると考えられる。実際、現場のインタビュー調査では、村落に HV 給水施設が 1 カ所しかなく、また、使用時間も制限されているため、全世帯が満足に取水できないということが問題点として指摘された。

さらに、5-4-2 で述べたとおり、現地視察では、村落に揚水水源が全く存在せず、住民は水因性疾病のリスクを負いながら河川から取水しているというケースも 3 カ所確認している。これらの現況から判断すると、HV 給水施設の改修の可能性は残しつつも、井戸の新設を改修よりも優先する妥当性はあると考えられる。

また、現地踏査では水源や給水施設がない 3 カ所を除く 8 カ所の村落では、5-4-2 の②で指摘したとおり、水管理委員会の運営はどの村でもおおむね適切に行われている。また、井戸から取水した水は安全で飲料水に使用し、河川から取水した水は直接体内に摂取することは危険なため生活用水に使用するなど、住民の給水や衛生観念に対する意識は高い。そして、ある程度の現金収入があることも確認された。無論、ベースライン調査により、各村落の状況を詳細に把握する必要はあるが、DTH によると、今回、現地調査の対象に選んだ村落は、給水に問題があり、社会経済レベルも Gbéké 州平均より低いサイトということである。したがって、現地調査の結果から判断する限りは、パイロット事業で井戸を新設した場合、水管理委員会を新規に設置しても、表 5-7 の 1. 水管理委員会の能力強化の研修を組み合わせれば、HV が適切に運営維持管理される可能性は高いと考えられる。

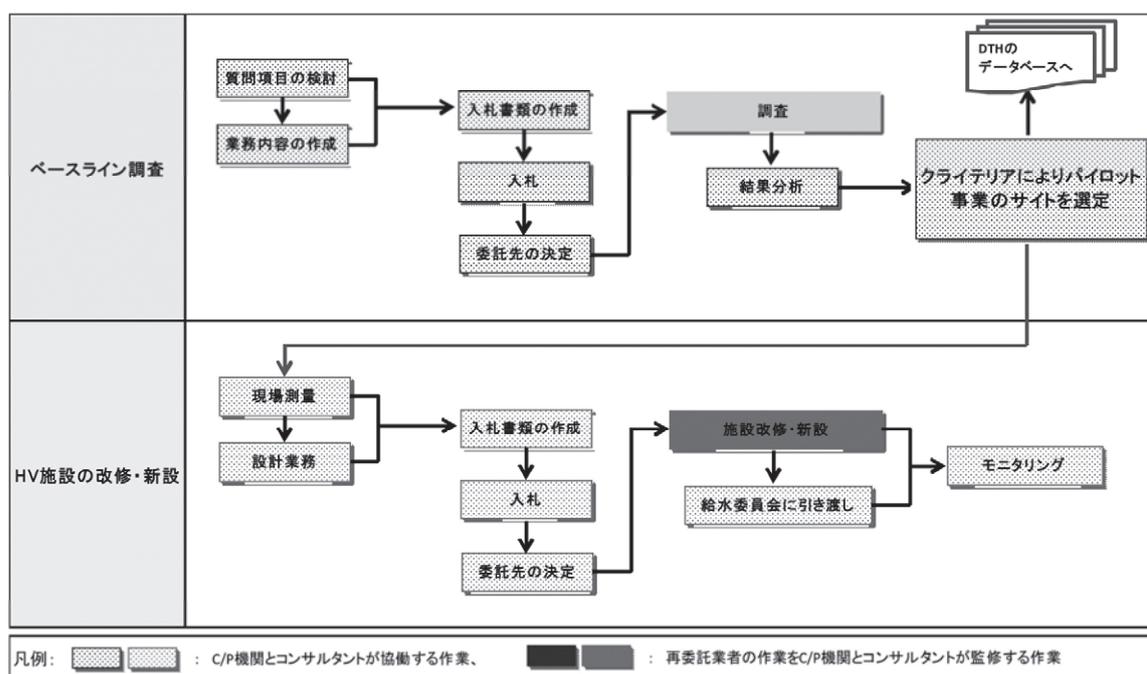
実際の施工に関しては、DTH が主体となり、再委託業者の入札を実施し、極力コートジボワールの公共事業建設のプロセスを踏み、施工を開始する。全工程を通じて、工事完了まで DTH が必要な局面でトレーナー研修 (ToT) を実施する。能力研修と同じく、入札、施工などの各作業が始まる前に DTH に事前研修を実施し、常に協働するという形をとり、改修・新設工事の実施するための知識を習得させる。

今回の調査では、^{さくせい}鑿井業務に対応可能な掘削会社 (外国籍も含む) がアビジャン (Abidjan) に 6 社あることを確認している。保有リグは複合機 (エアハンマー+ロータリー) 1~8 基/社で、その他の支援車両や資機材の入手にも問題はないとしている。なお、コートジボワールでは一般的な掘削深 70m で、ケーシング口径 5 インチの概略掘削費用は日本円換算で 120 万円、給水施設込みでは 200~240 万円程度との概算見積を得た。

また、国内の主要人力ポンプ販売業者（Vergnet、SOVEMA、Mark II/III）は販売、設置のほか、アフターケア、技術指導、パーツ販売なども行っている。各社とも国内主要都市に拠点があり、サプライチェーンは充実している。各拠点にはスペアパーツの在庫も置いており、地方部であっても、不意の事故などにも対応できる体制を整えている。

5-6-3 パイロット事業（ハード面：HV 給水施設の改修・建設）のプロセス

前項5-6-2（2）で説明したハード面におけるパイロット事業としてのHV 給水施設の改修・建設に関しては、図5-7のようなプロセスを踏むことを提案する。



出典：調査団

図5-7 パイロット事業（ハード面）のプロセス

ベースライン調査、HV 給水施設の改修・新設ともに、現地再委託することになるが、各業務には常にDTH担当者を協働という形で同行させ、施工管理能力の向上を図る。

以下にベースライン調査とHV 給水施設の改修・新設に関する提案を記す。

(1) ベースライン調査

ベースライン調査は各候補地の一定の世帯数を対象とする。サンプル抽出は有意抽出とし、可能な限り、候補地内の地理的位置、家屋の外見、さらに少数民族や貧困層などの社会的弱者への配慮を有意抽出の判断基準として策定する。

調査票内容は、プロジェクト・チーム監修を経て、現地委託業者、C/P 機関が十分協議したうえで、最終的に確定・作成する。同調査では研修・訓練を受けた委託業者が各家庭を訪問しインタビュー形式で行う。調査の時間帯が平日の昼間ということを想定すると、対象は家庭の主婦になることが想定される。委託業者は可能な限り対象者に、調査票の各設問を口頭にて丁寧に分かりやすく説明し、的確な回答を引き出す。

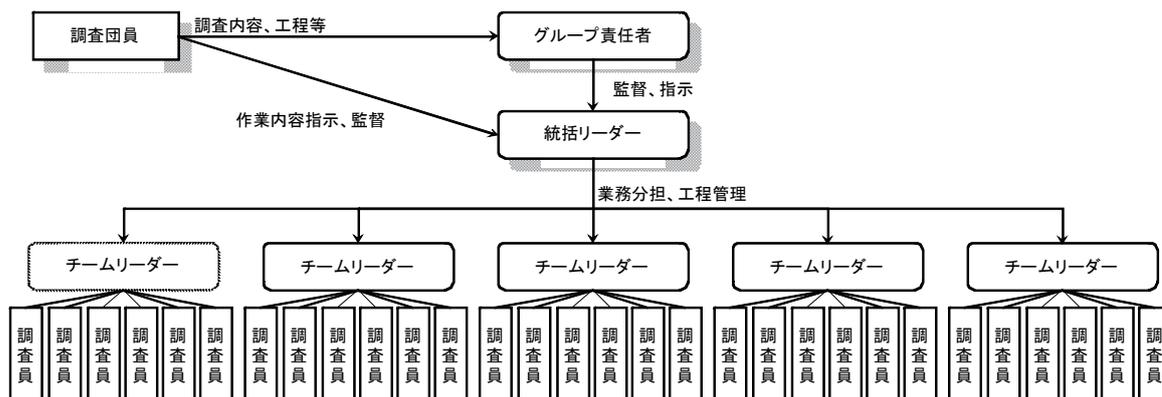
表5－8に質問票の内容のサンプルを掲載する。

表5－8 ベースライン調査の質問票の項目（サンプル）

A. 世帯基礎情報・家計費など	
1	居住期間（いつ頃から住んでいるか）
2	近隣関係（相互扶助組織の有無、女性組織の有無）
3	世帯構成
4	夫の職業、妻の職業（農業の場合）農地の所有者か否か
5	家計収入及び支出（水利費、電気料金、食費、学費、薬代など）
6	収入は主に誰が稼いでいるか、誰が家計を管理しているか
7	妻の1日当たり平均労働時間数（家庭の内外合わせて）
8	小中学校への就学年齢の子どもの数、学校への出席率、1日当たり平均手伝い作業時間数
B. 水利用実態	
1	水源の種類と水源までの距離
2	（家庭用水に関して）水源の水質は良いか、水量は十分か
3	（家庭用水に関して）用途別の使用水量（飲料、炊事、洗濯、水浴、掃除、トイレなど）
4	飲料水としての水処理
5	水汲み労力の担い手、水汲みに要する時間、運搬方法
6	汲み置き水の担当者、保管方法、水量、利用状況
7	水の使い方や使う量について、妻から夫に対する要望
8	家畜用の水源、使用水量、家庭菜園の水源、使用水量
9	民間業者から家庭用水を購入しているか、（購入している場合）単価、月当たり購入水量
10	家庭用水、家畜、菜園など、全使用水にかかる費用
C. 保健衛生	
1	（家庭内にトイレがない、または近隣に公共トイレがない場合）大小便処理の状況
2	家庭の生ごみ・その他廃棄物処理の状況
3	家畜の種類、頭数、飼育場所（台所に近接か）
4	生活廃水及び雨水の排水方法
5	家族がよく罹る病気、特に水因性疾病（下痢、腹痛、コレラなど）
6	家族が病気に罹った場合の対応（常備薬、診療所、病院）
D. 住民意識・改善サービスへの価値づけ（Valuation）	
1	日常生活に必要な水を十分使えるか、もっと水が必要か
2	もっと豊富に水があれば何に使うか
3	（現在の給水サービスに関して）満足度、問題意識、要求
4	（給水サービスの改善に関して）期待及び要望（便益）
5	給水サービスに対する支払い可能額及び支払い意志額
6	衛生に関する知識（トイレ、手洗い、水浴、食器洗い、食糧洗い、衣服洗濯、清掃など）
7	（家庭内での衛生観念に関して）妻から夫に対する要望
8	衛生的なトイレを設置したいか、トイレ設置の費用としていくら出せるか

出典：調査団

委託業者による調査グループは図5－8のような体制を想定している。調査員は前述のとおり、家庭の主婦との対話から回答を引き出す機会が多いと仮定すると女性が望ましい。



出典：調査団

図 5 - 8 ベースライン調査の実施体制

また、ベースライン調査は社会経済面だけではなく、HV 給水施設の改修の場合であれば HV 給水施設の現況調査、新設の場合であれば物理探査などの実施が必要となるケースもあり、ソフト・ハード両面での調査を考慮する。

最終的には、ベースライン調査の結果を、クライテリアによる分析を経て数値化し、パイロット事業のサイトを決定するのが妥当である。クライテリアについては、C/P 機関と十分協議し、客観的な視点で評価項目を選択すべきである。ただし、基本的には給水施設の改修・新設ということもあり、候補地は水源が確保されるという水理地質条件が最重要項目に含まれる。その他、一般の水道案件では、

- ① 生活水の入手困窮度
- ② 貧困削減効果
- ③ 住民のプロジェクトへの参加意識
- ④ 水系疾病の罹患率

などがクライテリアに含まれることが多い。しかし、今回はあくまでパイロット事業であり、C/P 機関の人材育成を目的としていることから、円滑なプロジェクトの実施が可能なサイトが望ましい。具体的には、C/P 事務所からのアクセスが極めて悪かったり、対象村落の貧困度があまり高いようであれば、水利費を基盤とした水道事業の実施は困難である。C/P と協議の下、そのような要素を考慮したクライテリアを作成することが肝要である。

なお、ベースライン調査の結果は、DTH が所有する PC にデータベースとして保管され、今後の DTH の活動の参考となり、将来的には今回のベースライン調査で対象となった村落以外の情報も DTH が独自で収集し、Gbéké 州の地方給水をすべて網羅するデータベースが構築することを目標に置く。

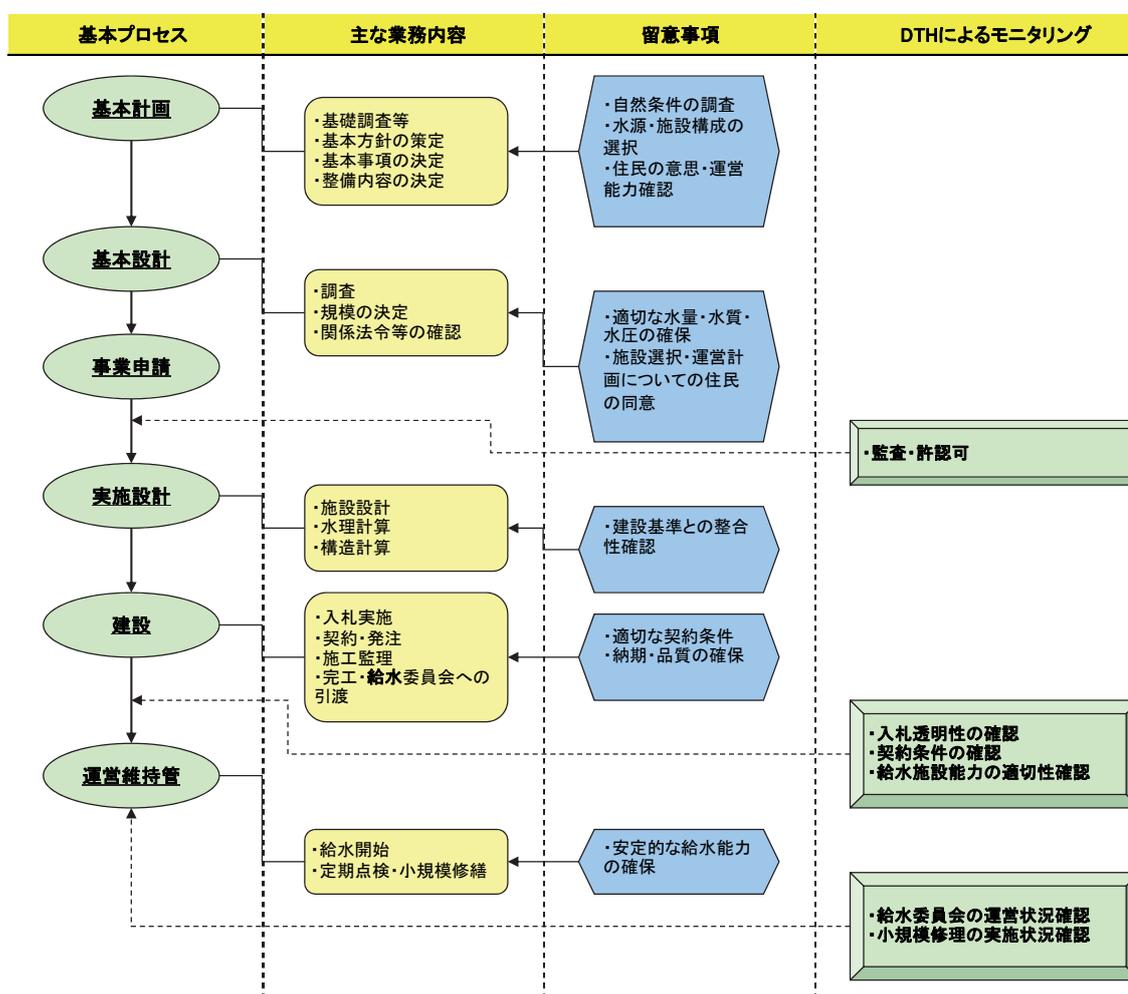
(2) HV 給水施設の改修・新設工事

HV 給水施設の計画、設計、施設建設・運営維持管理などのプロセスは図 5 - 9 に示すとおりである。このパイロット事業では、図中の各プロセスにおける、関連組織、特に DTH の業務能力向上を図るものとする。給水施設の安定的な運営を確保する計画を立案するためには、計画から建設・運営開始の各プロセスにおいて、利用者の意思、C/P や水管理委

員会の運営維持管理（O&M）能力を段階的に確認していくことが必要になる。また、今後の普及活動やプロジェクト成果の持続性を考慮すれば、これらの作業をマニュアルとして残す必要がある。

特に HV 給水施設の新設にあたっては、周囲の環境や地域社会に与える影響について環境影響評価等を行いつつ適切な環境社会配慮を行う²¹。また、水源の水質検査、サイトの選定方法（土地取得）、水利権などについて、国家制度や各種法規、建設基準などを事前に把握しておく必要がある。

なお、業者選定に関しては、過去 10 年間の類似業務の経験を有することを条件とし、最低でも過去 5 年間の第三者が監査した財務諸表の提出を義務づけ、さらに公平性を期すため入札は、多少時間がかかってもツーエンベロープ方式を採用することが望ましい。



出典：調査団

図 5-9 HV 給水施設改修・新設工事のプロセス

²¹ ただし、国家給水委員会（ONEP）によると、現在の環境関係の法規では、HV 給水施設程度の小規模な建設には、初期環境調査（IEE）などの環境影響評価は必要ないとのことである。

5-6-4 パイロット事業の留意点

- ① 現存する地方給水に係る情報やデータは、紛争前の 2001 年時点のものからアップデートされていない。したがって、パイロット事業候補地においてベースライン調査を実施し、各村落の現状とニーズを的確に把握する必要がある。そのうえで調査結果を分析し、パイロット事業の対象村落を決定する。
- ② DTH Bouaké 支部は Gbéké 州の地方給水を管轄する責務を負うが、紛争後、職員数が 16 名から 2 名に減っており、現状では交通費などの活動予算もなく、プロジェクトの実施能力どころか日常業務の遂行にも疑問符が付く。ONEP は、パイロット事業実施時には他州 DTH から職員を派遣することを口頭では約束しているが、確約されていないので、プロジェクト開始時には ONEP 及び DTH との十分な協議が必要となる。
- ③ 前述のとおり、現状では DTH とコミューンなどの地方行政との地方給水における役割分担が不明確である。両組織の実施能力を事前に把握（キャパシティ・アセスメント）したうえで、パイロット事業の内容に照らし、それぞれの責任範囲を明確にする。また、現在、行政機構は分権化及び分散化が進む過渡期であるため、先方においてパイロット事業の局面における承認事項等の決定が困難な場合は、パイロット事業において実験的にでも業務を両者に振り分けて従事させる。

近年、既存の井戸の地下水位が低下し、井戸が枯れてしまうケースがプロジェクト対象地域でも複数報告されている。現在、対象地域では、地域的な水理地質調査が実施されておらず関連資料も少ない。HV 給水施設の新規建設の場合は、信頼できる業者による物理探査等を通じて地下水開発可能地点の同定に努める必要がある。

第6章 教育

教育セクター全体の概況については、「コートジボワール共和国 教育分野基礎情報収集・確認調査報告書」を参照。

6-1 ベケ（Gbéké）州の教育課題・ニーズ

教育のアクセスに関しては、全国平均でも小学校の就学率でさえ高くないが、北東部のそれは全国平均より非常に低く、Gbéké州においても、教室のリハビリなどのニーズが高い。前回の「教育支援に係る情報収集・確認調査」でも記載したが、今回視察した学校では、教室の躯体自体は内戦による破壊も少なく、元の施工の質が一定程度はあることから老朽化しても質はそれほど劣化していないが、屋根・天井の雨漏り、トイレ、給食調理場のリハビリニーズがみられた。教育の質に関しては、Gbéké州の初等教育修了試験合格率は全国と同試験合格率と比較して低い水準にとどまっていること、州内サカソ（Sakkasou）県及びブロボ（Brobo）県のそれは更に低く、州内でも地域格差があることが分かった。さらに、Sakkasou県内でも学校間の格差が大きく、地域格差のほかに、学校格差、男女格差もある。また、今回視察した各学校のうち、成績が上位のランクされている学校は、校長の能力、モチベーションが高く、地域住民との関係は良好であることが確認された。逆に、試験の成績が悪い学校は、校長、教員のモチベーションが低い場合が多く、地域住民との関係性も希薄であった。さらに、ブアケ（Bouaké）の教員は元ボランティア教員がほとんどであった。

6-2 ベケ（Gbéké）州行政機構と現在の取り組み

6-2-1 Gbéké州の教育行政機構

Gbéké州は人口が多いため、教育省の州レベル出先機関である州教育局（DREN）が2つあり、概要は以下のとおりである。

表6-1 Gbéké州の教育行政概要

	DREN 1	DREN 2	合計
対象地域	Bouaké 東部	Bouaké 西部及び他県 (Beoumi、Boto、Sakkasou)	
DREN 人員数	88	122	210
初等教育視学官事務所（IEP）数	3	7	10
対象学校数（うち私立）	156（22）	463（51）	619
学校運営委員会（COGES）数			387
COGES 担当官数	4	12	16
生徒数（うち女子）	32,000（14,000）	96,000	129,000

注）県教育局（DDEN）はDRENに統合中であり、全国的にも今は数カ所しか残っておらず、最終的にすべてなくなる予定。

DREN は、教育省の出先機関として、州の就学前・初等・中等前期教育機関の教育の質や学校運営に関する事項を統括している。初等教育に関しては、傘下にある教育視学官事務所（Inspection de l'Enseignement Primaire : IEP）を通し、教員、生徒、学校インフラなどの状況を、各学校から上がってくる年度末の報告書で把握し、中央に報告する。しかし、教員の配置数や教科書の配布数に関する決定権限は、中央がもっている。毎年 9 月にその学校年度の年間活動計画を策定し、9 月終わりまでに教育省に提出するが、この活動計画には特に予算はつかない（会計年度は、1 月から 12 月）。今年の DREN 1 の予算は約 370 万 FCFA、DREN 2 は 1,000 万 FCFA である（DREN 2 は新設のためオフィス機器などを購入する必要があることから予算額が大きくなっている）。しかし現金が供与されるわけではなく、教育省により認められた範囲で DREN の管理運営のための物品やサービスを注文し、中央が支払う。なお、予算不足などにより、行政官は十分に学校を巡回指導できていない。

小学校の建設／修復に関してはコミューンに移譲されており、中学校のインフラに関しては県議会が担当することになる。

6-2-2 学校運営の現状

学校レベルに関しては、1995 年 1 月の政令のより学校運営委員会（COGES）が現在までにほぼすべての学校に約 8,000 の COGES が設立されたとされている（本段落記載の詳細は同国「教育支援に係る情報収集・確認調査」報告書参照）。また、2011 年に行われた COGES の外部評価では、JICA の住民主体型学校運営委員会支援プロジェクト（通称「みんなの学校」）も実施しているセネガルの事例などもレビューし、2012 年 11 月には政令が改訂された。その内容は「みんなの学校」のアプローチに類似しているが、コートジボワールには住民総会の開催や情報共有など住民参加を促進する能力強化のノウハウも資金もないため、現在は政令や政令を配布して、機会があればその説明をする程度となっており、COGES の活性化は十分ではない。また、COGES に学校運営経費を補助金として支給する計画は、内戦の影響により世銀が支援を行わないことに決めたため、2002 年から 3,000 の COGES にしか供与されず、中・北・西部の学校に供与されたのは 2007 年のことであった。類似・近隣国で実施されている JICA「みんなの学校」の経験からいえば、COGES の機能化に必要なのは、補助金供与ではなく、COGES の情報共有や透明性であることを示している。さらに、補助金の供与は必ずしも COGES の機能化に資するものではなく、逆に透明性や情報共有がない場合には供与の形態や情報の独占は横領などの不正を生み、COGES と住民との不信を増す結果を招くことも明示している。そのため、コートジボワールの COGES は、透明性や情報共有を強化するための COGES への能力強化や、補助金の管理運営やその有効な使用方法に関する能力強化、その能力強化を支えるモニタリング体制や中央の政策実施体制を強化しない限り、期待する効果を得ることはできないと予想される。また、例えば、学校改善計画や予算案の議決は住民に公開された集会で行われるのではなく、住民から選出された 30 名程度の委員による総会で行われるため、公開されたものより透明性や情報共有、住民の参加度が低くなることが懸念される。

視察した Sakkasou 県の COGES は 2 年前に新たに事務局メンバーが改選されて、事務局は数度研修を受けていることが確認された。COGES 担当の行政官も、任命は 2002 年だが、実際の仕事開始は 2 年ほど前である。1 名が 56 の学校を担当していたが、去年新たに、もう 1 名の担当官が任命された。COGES モニタリングの移動手段は供与されていないが、視学官事務所の

中でやりくりをして移動手段を確保している COGES 担当官もいる。また、本県も他県と同じように補助金供与先が一部の COGES のみに固定しており、補助金を受けていない学校に不公平感があることが確認された。Brobo 県で視察を行った学校では予算の 6 割が国からの補助金、4 割が児童の親から納められたものとのことである。

内戦当時から働いている COGES 担当官からの聞き取りによると Sakkasou 県では、2002 年以降の内戦期間は、公的な教育システムが崩壊の危機に瀕した。すべての公的機関の給与の支払いが停止し、教員にも給与が支払われなくなり、多くの教員が任地を離れ、住民が学校教育を支えた。住民は、ボランティア教員を雇用し、校長を支援し、視学官事務所も、管轄下の学校の保護者／住民にお金を出させ合って機能させた。しかし、現在は新政権が打ち出した教育無料化政策の影響を受けて住民参加度が下がっているほか、一部の学校／COGES には、文房具などを購入するための補助金が供与されており、それも住民動員を阻む心理的なバリアとなりつつある（補助金が供与されていない学校では、ノート、筆記具などは保護者が購入する）。

Bouaké、Sakassou、Brobo 各県の COGES 担当行政官から、同行政官に対する能力強化は行われていることが確認された。また、今年になってからは、計画能力（学校計画）、及び、会計技術に係る説明程度が行われている。さらに、インタビューした担当官によると、これらの能力に関する COGES のメンバーへの説明も既に行っていることのことであった。なお、研修に関する交通費、日当などは支払われておらず、COGES のメンバーは自費で参加していることであった。また、行政官 1 人当たりの平均 COGES 担当数は 25 であるが、モニタリングの費用は自分持ちであり、COGES に直接巡回できる回数は限られている。しかしながら、4 人程度のインタビューではあったが、各 COGES 担当行政官の意識は比較的高かった。

6-3 教育分野における JICA のパイロット活動案

全体的には基礎的サービスが不十分といった共通課題がみられるものの、細かくみれば村や市ごとに課題・ニーズは必ずしも一律ではなく、きめ細かい対応が必要と考えられること、プロジェクトの目標である“(行政による) サービス・デリバリー・システムの強化”や、成果として掲げている“(行政側) サービス提供者の能力改善”“住民と行政の協働関係の構築”をめざすこと、さらに行政の予算・能力が十分でないことを考えると、住民に最も近い行政組織／サービス提供者である学校において住民資源も動員できる住民参加型 COGES を活性化して各学校の状況に応じて行政・住民が協働できるボトムアップ型のアプローチが最適であると思われる。他方、地域によっては緊急の学校リハビリニーズも確認され、より目に見えやすい形で成果をみせていく観点から、最終的に以下の 2 つの活動が想定できる。

1. 小学校における COGES 活性化

1 つ目の活動は、地方行政官の能力改善を中心として、それを通じた保護者・住民の学校運営への参加、教育改善促進を行い、学校学習環境（アクセスや学習時間確保など）改善を促進することを目的とする²²。この活動では、まず、①対象地域の学校の学校運営、COGES に関する調査を行った後、地方行政の学校運営を担当している行政官（視学官などを含む）

²² 類似国の COGES 活性化では、JICA が実施している「みんなの学校」アプローチ（「情報共有」を鍵とした、委員の民主的選挙による選出、全体住民集会による学校活動計画の立案・実施・モニタリング、行政によるモニタリング・支援）が成功例であり、コートジボワール政府も「みんなの学校」を実施しているセネガルなどの例を評価している。

に対して COGES の運営や教育改善活動を活性化させるための研修を実施する。②研修実施後に研修を行った行政官が、担当する地域の学校運営状況などを、会合を中心にモニタリングする。③モニタリング、評価の結果をまとめ、学校運営改善/COGES 活性化モデルとして提言する。

また、コートジボワール側が要望し、かつ、予算的に可能であれば、近隣国での JICA の取り組みを紹介するセミナーへの参加や現場視察の機会を設けることも検討する。

対象パイロット・コミュニティとしては、学校/COGES/コミュニティの状況がさまざまであり、さまざまな状況に対応して COGES 活動が行われることから一定規模の情報がないと COGES 活性化は一般化しにくく、また州レベルのマネジメント強化も必要であり、さらに JICA 介入コストはそれほど高くないことから、Gbéké 州全体を対象とする。

2. 小学校施設リハビリ

2 つ目の活動は、小学校施設のリハビリを直接実施することでリハビリ自体によるクイックインパクトの発現をめざすとともに、それを実地研修 (OJT) 的に扱い、地方行政組織であるコミュニティや教育省の出先機関である州教育局 (DREN)、初等教育視学官事務所 (IEP) の教育インフラに係るサービスデリバリーの体制・能力の強化も一定程度行うものである。この活動に関しては、①対象州におけるリハビリ事業の実施プロセスに関する調査の後、②関係行政官に対するニーズ調査やモニタリング計画策定や入札、モニタリング (施工監理) などについての能力強化を行いつつ、③能力強化された行政官と共にパイロット活動としてリハビリ事業を行う。最終的には、これらの活動を評価し標準化したうえで、他地域に紹介する。なお、本活動は、コミュニティの財政基盤が非常に脆弱であることやコミュニティへの権限移譲が不透明である状況から、パイロット活動の結果を普及することは容易ではないことに留意する必要がある。

主な活動予算については、1 校当たりのリハビリ費用は、状況・ニーズによって異なるが、情報を得たドナーは 1 校当たり 200 万円を上限として設定していたため、1 校当たり概算で 100~150 万円としても対象校が 40 校²³でも 4~6 千万円が上限となる見込みである。また、その施工を監理する本邦コンサルタント経費と施工監理のローカルコンサルタント経費、事務経費などが想定される。

対象パイロット・コミュニティとしては、基本的にはその選定から協働を通して C/P の能力強化を図るべきだが、選定基準としては、ニーズが深刻な地域を中心に C/P 能力強化も考えてニーズの多様性がある地域、州局・本邦施工監理団員が巡回しやすい地域が想定される。パイロット・コミュニティの数は、公平性を考えると 4 つのコミュニティのすべてを対象とすることもあり得るが、詳細についてはプロジェクト開始後協議して決定することが望ましい。

²³ 現地施工業者は中小規模のため、1 業者 1 ロット 2~5 校。4 校/ロットとすれば、40 校・10 ロット程度が日本人コンサルタント 1 名が一度にモニタリングできる限界 (1~1.5 週間に一度巡回)。施工期間は JICA の同国「紛争影響コミュニティ緊急支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書によると、リハビリに係る施工期間は 1 校平均 2~3 カ月と想定されるため、ずらし着工で 8 カ月程度。あるいは雨期を分けて 2 フェーズとすることも考えられる。なお、リハビリニーズはほとんどの学校にあるが、実施体制確立・ニーズ調査・現地施工業者入札図書作成・行政官能力強化、完工後の瑕疵検査、マニュアルの修正や先方政府への研修の半年を考えると、施工期間は最大でも 16~18 カ月程度。

第7章 平和構築

7-1 紛争の背景

本プロジェクトの対象地域である北部・中部は、2002年に勃発した紛争により旧反政府勢力の支配下に置かれ、その後約10年弱、実質的には南部と国土分断された行政の不在状態が続いた。

この紛争の背景として、①1980年代以降のココア価格急落による経済危機とそれに起因する生活水準の悪化、及び社会的緊張の高まり、②冷戦後のフランスの政策変更による民主化、政治的不確実性の高まり、③1990年代以降のポスト初代大統領の座をめぐる権力闘争の激化、政界対立が社会的対立に波及していったことが挙げられる。経済発展の原動力であった独立以来の移民受け入れ政策による社会の多元性が、初代大統領没後の政権闘争の中で政治利用され、国家運営は「生粋のイボアール人」（北部系の諸民族はイボアール人ではないとする考え）が担うべきであるとのキャンペーンが繰り返された。1990年代末からこうした政権闘争が社会的対立に波及、経済危機で既に緊張が高まっていた国民の間に、北部出身者や移民を標的とした暴力事件が頻発した。こうして独立以来の経済発展と政治的安定を支えてきた国家形成のモデルが崩壊した。

こうした背景の下で台頭した軍事政権による政治的混乱の深刻化と騒乱の発生が、内戦につながる不安定な政治環境をつくり出すことになる。2002年の紛争の直接の引き金となったのは軍の内部分裂であった。北部出身者や移民に対する差別は、反政府勢力の武力蜂起の直接の動機ではなかったが、ワタラ氏への弾圧を繰り返す政権に対峙する反政府勢力は、北部出身者への差別を解消し北部が放置されてきた状況を改善してくれるかも知れない希望的存在として、一般住民から一定の支持を得ていたとみられている。

2003年以降の和平プロセスでは、ワタラ氏の政治的復権、民族差別の解消、国民和解が最重要課題として取り上げられた。しかしながら、2011年和平プロセスのマイルストーンとして注目された選挙は、選挙結果をめぐる内戦にまで発展した。この内戦は、最終的には政治的合意ではなく武力によって終結を迎えた。しかも皮肉なことにワタラ大統領就任を可能ならしめたのは、北部の旧反政府勢力の武力的支援によるものであった。

7-2 2002年に勃発した紛争の特徴とそれによるベケ（Gbéké）州への影響

他の紛争影響地域と比較して、北部・中部の紛争形態には以下の特徴が挙げられる。

一つは、実際の戦闘期間は比較的短かったことである。旧反政府勢力が武力蜂起から約2週間という速さでブアケ（Bouaké）、コロゴ（Korhogo）を占拠し北部・中部地区一帯を支配下に収め、1カ月後には停戦合意が、そして4カ月後には和平合意が締結された（その後、政府によるBouaké奪還に向けた軍事作戦はあった）。

二つ目に、約10年弱、実質的に国土分断及び行政の不在状態が続いたことである。具体的には、和平合意の履行の遅延、停戦合意によって設置された緩衝地帯及び国土の分断状態が長期化、さらに国土分断解消後も公務員の本格復帰に時間がかかった。その間、旧反政府勢力は独自の統治体制を構築し、Bouakéを拠点として北部・中部の広範囲を実効支配した。以下で述べるように、戦闘による直接の影響（物理的ダメージ）以上に、10年弱の反政府勢力の支配（行政の不在）が長期化によりさまざまな影響を及ぼしたことが特徴的である。

(1) 公共サービス・公的機関の機能停止

州・県・市レベルの行政官、教員及び保健人材、法曹人材、警察官を含む公務員ほぼ全員が避難したことから、公共サービス機能が停止、公的な司法制度や治安維持体制も機能停止した。教育・保健医療分野に関しては、コミュニティのイニシアティブによって、または反政府勢力の動員により、ボランティア教員・保健人材による初歩的な基礎教育・保健医療サービスは続けられた。しかし教育分野に関しては、教育の質の低下、就学年齢に通学できなかった児童（現在は若年層）の創出といった今後の平和構築及び開発に影響を与える負の遺産を残したことが特記すべきことである。併せて、国土分断により経済活動が著しく低下した。2002年から2008年にかけて、中北部の主要都市である **Bouaké**、**Korhogo** ではそれぞれの貧困率が 32%→57% (25%上昇)、40%→77% (37%上昇) と著しく悪化している。また、この数値は国内の他のどの地域と比較しても著しく高い。国連コートジボワール活動 (ONUCI) によると紛争勃発以前、**Bouaké** には大手の民間企業 (綿：従業員 4,000 人規模、植物性油：従業員 500~1,500 人規模、カッシューナッツなど) も存在したが、それらの会社は **Bouaké** を去り、復帰のめどが立っていない会社が多いといわれている。

(2) 旧反政府勢力独自の統治体制構築、長期化に伴う旧反政府勢力の肥大化

政府に代わって旧反政府勢力が独自に大臣等を任命し、財務省を含む省庁を設置、**Bouaké**、**Korhogo** などの各地域に司令官 (コムゾン) を配置し、独自の警察組織や徴税体制を構築した。コムゾンは知事のような立場を担っていたとされている。当初 1,000 人程度の集団であった旧反政府勢力は、支配の長期化により国土分断解消時には、35,000 人近く (旧反政府勢力発表) にまで膨れ上がった。志願の動機には支配下地域の住民の生活ニーズとともに、北部住民に対する差別を放置及び扇動してきた前政権への反感もあったと考えられている。

旧反政府勢力及びその統治に関する評価をめぐっては、今次調査で面談した現地関係者の間でも見方が分かれる。手段に問題があったかも知れないが、旧反政府勢力統治下では犯罪率が低かったなど治安維持面で評価する意見も聞かれた。一方、地元住民 (バウレ族) の間では、旧反政府勢力に正当な扱いをされていなかったという理由から支持しないとする住民や、自分たちに危害を加えた旧反政府勢力に対して恐怖感を抱いており過去については多くを語らない住民も多い、との指摘もあった。実際 ONUCI からも、拘置所には司法手続きを経ずに罪人が収容されていたなど、無法状態は極めて深刻な問題であったとの指摘もある。近い将来裁判が開始されれば、住民が閉ざされた口を開き過去の犯罪が表面化するであろうとみられる (現在、裁判所で扱われているのは軽犯罪のみ)。

(3) 行政不在の長期化による地域住民の習慣・意識の変化

市民社会・NGO 関係者が揃って指摘しているのが、約 10 年弱にわたり政府不在の旧反政府勢力支配下で暮らしていた地域住民の習慣・意識の変化である。国が 1 つに統合され、中央政府派遣の行政官が再配置されたものの、住民の意識が追い付いていないという。公共サービスに対する支払いに抵抗感を示すことなどがひとつの例として挙げられている。約 10 年間続いた習慣意識を変えるのは非常に時間のかかる話であると認識しつつも、地域住民のマインドセットや意識改革の必要性を強調する意見が多々聞かれた。

(4) 旧反政府勢力統治下における地域住民間の関係の変化（連帯感の低下）

従来から、Gbéké 州は地元住民（バウレ族）、北部出身者（マリンケ族など）、周辺諸国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）出身者などが混住する多民族地域であった。長年にわたり農民と北部・周辺諸国出身が多い牧畜民間との争議、地元の漁民と北部・周辺諸国出身の漁民間との争議などが存在したものの、昔からの「つながり」で共存体制が成り立っていたといわれている。しかしながら、紛争中の旧反政府勢力の支配下で彼らから不当な扱いを受けたとして、地元住民（バウレ族）の旧反政府勢力の多数を構成する県外出身者（北部出身者を含む）に対する不信感や嫌悪感が増幅し、紛争勃発以前は存在していた「連帯感」や「つながり」が断絶してしまっただとの声が複数のコミュニティ関係者から聞かれた。ONUCI 現地スタッフからは、紛争は人々の間にさまざまな確執を生んでしまったとの声も聞かれた。サカソ（Sakassou）知事からは、国土分断解消時は住民間のテンションが高かったものの現時点では安定しているとの説明があったが、一方で市民社会関係者からは以前は存在した「連帯感」「結束力」が希薄になり、昔から存在した住民間の揉め事も拡大傾向にあるとの声もあった。こうした変化は戦闘による直接の影響というより、長期化した反政府勢力の支配がもたらした影響である。現地では今後の開発のためには「連帯感」「結束力」「信頼関係」を取り戻す重要性が強調されている。なお、内戦中に敵対していた双方の元戦闘員や武装した民間人を、それぞれコミュニン内に抱えているアビジャン（Abidjan）とは事情が異なるといえよう。

(5) 国内避難民の流出

公務員がほぼ全員避難したのに対し、地域住民はその一部が Abidjan、ヤムスクロ（Yamoussoukro）に避難した（正確な数字は把握されていない）。避難民のうち、地元出身者の大多数は 2010 年の選挙後に帰還した。避難した住民のうち仕事で Gbéké 州に住んでいた人に関しては、まだ帰還していない人が多いといわれている。2010 年当時、都市部では帰還民の住居が政府勢力によって占拠されているなどの問題が発生していたが、市民社会関係者によると現段階では住居問題も落ち着いたようである。

7-3 現状

(1) 国全体の状況

ワタラ政権発足から 2 年経過した現在、新政権による国家建設に向けた取り組み、具体的には、①国民和解を強く打ち出した国家開発計画の策定、②旧反政府勢力による支配構造解体に向けた取り組み、③本年のおおむね平和的な地方選挙の実施は、国際社会からも一定の評価を得ている。一方で、上記のとおり諸々の背景が影響を及ぼす中で、国家建設はいくつかの難題に直面している。

一つ目の課題は、与党とバクボ前大統領支持派との関係である。大統領選で敗北したとはいえ 45.9% の得票率を得たバクボ前大統領の支持者の声を国政に取り込むことが国民和解のために重要であるが、今日に至るまで政治的協議は難航している。バクボ前大統領の所属政党であるイボワール人民戦線（FPI）党は、国際刑事裁判所（ICC）に拘束されているバクボ前大統領の釈放を政治参加の条件としており、本年に実施された地方選挙にも参加しなかった。これまで行われてきた司法的な責任追及に関して、国際社会からもワタラ大統領派勢力

の不処罰が懸念されており、一部では「勝者による正義」との批判も出ている。

二つ目の課題は、二度にわたる内戦によって肥大化した、遅々として進まない治安セクターの再編、及び武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）である。西部においては国境管理の機能不全の問題も存在する。

（2）ベケ（Gbéké）州の現状と課題

現在、北部・中部に行政官が再配置され始めてから約6年、実際に多くの公務員が再配置されてから約3年、国内避難民の本格的帰還からは約2年が経つ。しかしながら、紛争以前と比較すると公共サービスの格差は依然として大きい。社会セクターを中心に公務員の再配置及び予算配分がなされるようになってきているが、その他のセクターにおいては公務員の多くが再配置されておらず、また開発予算が配分されていない分野もある。一方、旧反政府勢力が構築した独自の統治体制が、アビジャン（Abidjan）では解体途上であるとする見解（内務省技術顧問）や、国境地帯などでは必ずしも財務は再統合されていないとの声〔国連コートジボワール活動（ONUCI）Abidjan〕も聞かれた。しかしながら今次調査で面談したブアケ（Bouaké）のコミュニティや ONUCI 関係者は、元司令官（コムゾン）は依然として存在するものの、指揮命令系統は解体されたとみているようである。また国土分断後、多くの住居（持ち主が国内避難民として避難）やビルが、旧反政府勢力によって占拠されるか破壊の対象となるかしたが、現在は徐々に所有者に返還されつつあるとのことである。こうした現在のステージを現地関係者は「正常化への途上」とみている。

新政権成立後の北部・中部の政治情勢は、国内の他地域と比較すると安定している。また中部・北部は与党、共和連合（RDR）党とコートジボワール民主党（PDCI 党）の支持基盤が強い地域であり、国民和解プロセスに参加していない FPI 党も不在である。治安状況に関しても、ONUCI はワタラ大統領就任以来、北部の治安は正常な状態に戻ったと評価している。

現時点での新たな危機や社会的緊張の再発につながりかねない不安定要因として、以下が挙げられる。

① 「基本的人権の尊重」、「社会的正義」としての公共サービスへのアクセス

まず、北部の有識者や市民社会代表者が不満としている点、過去の紛争の背景のひとつであり、かつ紛争再発予防のために重視している点は、「基本的人権の尊重」及び「社会的不正義の是正」である。具体的には、教育、水、保健医療を含む「基礎的サービスへのアクセス拡充」である。2002年に勃発した紛争の背景のひとつとして北部が放置（neglect）されていたことが挙げられるため、北部の開発を重視せねばならないというのが、ONUCI の見解である。

また今次調査では、「行政は住民のニーズを汲み取っておらず、こうした状況が新たな紛争を生みかねない」との声も市民社会代表者から聞かれた。住民のニーズに合ったサービスを拡充する中で、行政とコミュニティとの関係を構築していくことが重要である。なお、北部においては、南部出身の州・県知事と現地コミュニティとの間の関係や意思疎通が問題となっている可能性を、ONUCI Abidjan は懸念している。セヌフォ族、マリンケ族が住民の大半を占める地域ではその可能性もあり得ると考えられる。

② 戦闘に参加しなかった若年層、戦闘に参加した若年層

戦闘に参加しなかった若年層、戦闘に参加した若年層をいかに社会に組み入れるかが、

社会安定の鍵のひとつである。前述のとおり、約 10 年間の学校閉鎖は、該当年齢に教育を受けられなかった大多数の若年層を創出した。こうした状況を懸念する意見が多い。また、紛争による若年層のトラウマを心配する声もある。政府・市民社会関係者からは、こうした若年層を対象とした短期間の基礎的教育、識字教育の必要性が強調されている。一方で、北部・中部から多数の若年層が旧反政府勢力に加わった。DDR 当局によると DDR 対象は 64,777 人、このうち北部・中部出身者は約 3 分の 1 弱の 19,870 人であり、現在その多くがもともとの地元である北部・中部の村々に戻っている。もっとも武装解除がまだ本格化しておらず、武器を用いた土地略奪、強盗事件など治安上の問題があることも指摘されている。元戦闘員の一部は、税関、刑務所、森林局に配置される予定である。

③ コミュニティの連帯感

社会の安定のためには、既述のとおり紛争勃発及び旧反政府勢力の支配前には存在していたといわれているコミュニティの「連帯感」や「結束力」の回復が重視されている。

④ 現政権及び現政権を支持してきた旧反政府勢力に対する評価

旧反政府勢力を支持した人たちが、ワタラ政権発足後もさまざまな恩恵に浴していないとして現政権に対して不満を抱いているとの指摘や、Bouaké 市内においてはワタラ大統領に対して失望している人が多いという話も ONUCI から聞かれた。今まさに本格的復興・開発に向けた具体的な成果が求められているといえる。

7-4 プロジェクト実施上の留意点

① 行政-コミュニティ間の協力関係の構築

本プロジェクトでは、まずは行政側が住民のニーズに合った行政サービスの提供及びそのための仕組みをつくることにより、約 10 年弱不在であった行政とコミュニティとの関係再構築を図ることが鍵となる。その際、行政不在状態に慣れてしまった住民側の意識変革が必要であるとの指摘を念頭に置く必要性に留意する。こうした中、昨今の市長選により地域住民の市役所に対する期待・希望が高いと指摘されており、パイロット活動を通じて、住民が陳情を持ち込んでいるコミュニケーションと技術官庁間の調整の仕組みづくりは重要な側面となり得る。さらに行政側は紛争前の人員体制に戻っていないが、住民は自分たちだけでサービス維持管理に工夫してきたこともあり、女性・青年組織などの住民組織が多数存在する。コミュニティプロフィールで各地域における住民組織の役割や実状について確認するとともに、パイロット活動に関する現状・ニーズ確認を行う計画段階で、さらには井戸維持管理体制づくりや学校改修作業などのパイロット活動の実施段階において、こうした既存組織と政府の協力関係の構築も北部・中部のモデルづくりにおいて重要となる。

② 中央政府が果たすべき役割に向けた働きかけ

国家統合及び国の安定の観点から、北部・中部・西部を含む地方が抱えている問題への対応は現政権にとって極めて重要である。中部・北部の本格復興のために、中央から地方に対する予算配分や人員配置の地域による偏在の是正及び再配置が不可欠である。本プロジェクトではプロジェクトと先方政府の合同現場視察や中央・地方関係者の合同協議の場を積極的につくり出し、中央政府実務者が地方の現状・ニーズをよりの確に把握する機会をつくることが重要となる。中央政府関係者が中部・北部の実情を把握したうえで、予算、人材配置を含め果たすべき役割を推進していく必要がある。

③ 地域住民同士の関係再形成や互助意識の再構築（中部特有の課題）

地域の復興・開発が軌道に乗るためには、地域住民同士の関係再形成や互助意識の再構築が不可欠である。上記のとおり、地元住民と旧反政府勢力の多数を占めた北部出身者（マリンケ族、セヌフォ族）が混在する中部においては、地元住民から北部出身者（特に元戦闘員）に対する不信感や嫌悪感があると指摘されている。本プロジェクトでは、プロジェクト活動を通じてコミュニティとしての連帯感や協力関係を再構築するという視点も必要である。特に新たに水管理委員会の設置や地元住民による協働活動の推進、雇用動員の際は関係再形成の視点が必要である。コミュニティプロフィールで住民の構成を含むコミュニティの属性を把握しておくことが望ましい。

なお、これはバウレ族と北部出身住民が混在する中部特有の課題であり、北部地域には該当しないと考えられる。

④ 若年層

対象村落では職をもたない若年層が大部分である。教育を十分に受けていない人も多い状況を現地の政府・市民社会関係者が懸念していることは既述のとおりである。学校修復や井戸整備では動員する労働力は限られていると考えられるが、地元の若年層が地域の開発に貢献できるような方策を最大限盛り込むことが望ましい。教育分野では、学校運営委員会（COGES）側の自発的イニシアティブ次第では、COGES の活動支援として学校単位で識字教育をサポートすることも一案である。

⑤ ブロボ（Brobo）コミュニティの特殊性

ニーズ把握やパイロットサイト選定の際に留意すべき点として、ベケ（Gbéké）州の 8 つのコミュニティのうち、Brobo は唯一旧反政府勢力の攻撃を受けなかったことである。その背景には若年層による自警団の設立という説（Brobo の市民社会代表）から、サカソ（Sakassou）郡の King（王）と旧反政府勢力との間で「Brobo を攻撃しない」との裏取引があったとの説（国連コートジボワール活動関係者）があるが真相は不明である。いずれにせよ Brobo コミュニティは、旧反政府勢力支配地域でも政府支配地域でもなく緩衝地帯であった。県・市役所職員は避難したが、市中心部では学校教員や病院・保健所の職員は残留したため、学校・病院・保健所などは機能し続けた。一部の学校では隣接するコミュニティから避難してきた児童を受け入れたようである。しかしながら郊外においては学校や保健所が閉鎖された地域も多く、本現地調査で訪問した学校では、教員数が紛争中には約 3 分の 1 まで減少したなどという話も聞かれた。紛争の影響度が低いということ、さらには反政府勢力による長期支配に伴い希薄になった住民同士の関係の再構築、若年層及び元戦闘員の教育・雇用問題といった中部・北部特有の課題を視野に入れた場合、モデルとしての汎用性が低いことから、Brobo コミュニティにおけるパイロット実施の優先度は比較的低いと考える。

第8章 協力概要

8-1 プロジェクトの概要

本プロジェクトは、コートジボワール中部・北部の紛争影響地域において、より住民のニーズに合致した基礎的な公共サービスの回復と改善を図るための実施体制を強化し、もって同地域における地方行政機関の公共サービス提供能力の強化及び行政とコミュニティの協力関係の構築に資することをめざす。

8-1-1 プロジェクト枠組みの特徴

本プロジェクトのねらいは、内戦の影響により約10年弱のあいだ公共サービスが停止していた中部・北部地域において、公共サービス提供に係る実施体制を回復・強化することにより、住民と行政の信頼関係を構築し、同地域の中長期的な安定を図ることである。ただし、地方における公共サービスの実施体制が移行期にあり、地方自治体（地方分権）と政府出先機関（地方分散）の役割も明確に決まっていないことを踏まえ、本プロジェクトの枠組みを構築する際、下記の点に配慮しており、またそれが本プロジェクトの特徴となっている。

- ① 特定セクターへの取り組みを通じた公共サービス提供モデルの構築
- ② 短期的ニーズと中長期的ニーズ双方への同時対応
- ③ 実施プロセスを通じた効果的な調整メカニズムの構築、行政と住民の協働・信頼関係の構築
- ④ 中部・北部全体への裨益

(1) 特定セクターへの取り組みを通じた公共サービス提供モデルの構築

本プロジェクトでは、公共サービスのなかでも特に紛争の影響を受けており、また住民組織との協働関係による施設維持管理を通じて公共サービス改善が期待できる、教育分野と地方給水分野を選定した。

教育分野においては、既にコートジボワール政府が学校運営委員会（COGES）の設置を奨励し、対象地域においても既に委員会が存在することから、これを活用した公共サービスの質向上を支援する。具体的には、JICAがコートジボワール周辺諸国で実施してきた「みんなの学校」アプローチにより、COGES機能強化を図り、行政と住民の協働による公共サービス強化のための実施体制やアプローチを模索する。なお、「みんなの学校」については、既に他国（ニジェール、マリ、セネガルなど）で成功事例があり、コートジボワール政府も同モデルの適用を要望していることから、内容・アプローチについてはコートジボワールの事情を踏まえて修正をしつつも、既存の成功事例を活用することとする。

地方給水分野においては、住民組織を活用した公共サービスの改善のあり方として、住民組織である水管理委員会の強化が鍵となる。水管理委員会を指導・モニタリングすべき立場にある地方水利局（DTH）やコミューンの役割分担を明確にし、それらの能力強化を行いつつ、水管理委員会の機能強化を行うことで、住民と行政の協働体制による公共サービス改善のあり方を提示することとする。

(2) 短期的ニーズと中長期的ニーズ双方への同時対応

小学校の改修や井戸の新設及び改修は急務となっている。他方、公共サービスの質的な強化として COGES や水管理委員会の機能強化を行い、サービスの質強化のための効果的な地方行政機関の役割分担・連携のあり方を検討することも重要となる。

詳細計画策定時点では、どの分野にどれだけパイロット事業を配分／配置するか、またコミュニティ間で事業規模をどのように按排するかは未定であり、プロジェクト活動の中でパイロット事業対象を選定していくが、短期的な施設改修や人材育成だけでなく、中長期的な地方公共サービス実施体制構築に対応しつつ、地方自治体（地方分権）と政府出先機関（地方分散）の役割を明確化していく。

(3) 実施プロセスを通じた効果的な調整メカニズムの構築、行政と住民の協働・信頼関係の構築

住民への公共サービス提供改善のためには、行政機関やサービス実施者による効果的な調整・モニタリングのプロセスや仕組みの構築が重要となる。本プロジェクトでは、パイロット事業実施を通じ、州/県/郡知事、州教育局（DREN）や水利局（DTH）に加え、地方分権化により新設された州/コミュニティ自治体の役割分担や効率的なサービス実施の流れを検討し、より良い公共サービス提供のためのモデルを構築することをめざす。パイロット事業実施においては、モデル構築のために、場所や行政機構など、複数のパターンを選択することとする。

また、内戦の影響により約 10 年間公共サービスが停止していた中部・北部地域においては、政府と住民の信頼関係を構築することが重要であり、住民に一番近い公共サービス提供主体となる地方自治体の役割を明確化するなかで、住民との協働のあり方を模索していく。

(4) 中部・北部全体への裨益

本プロジェクトは中部・北部全体を視野に入れつつも、パイロット事業については、中部・北部のエントリーポイントであり、混乱期に対抗勢力の拠点であったブアケ（Bouaké）市が位置するベケ（Gbéké）州を対象とする。同州を選定した理由は、紛争影響の大きさ、中部・北部の中心都市であるという重要性、及び拠点となるヤムスクロ（Yamoussoukro）市からのアクセスの利便性である。

ただし、プロジェクトで構築したモデルはコートジボワール政府によって、中部・北部 5 ディストリクト全体に展開されることが必要であり、中部・北部 5 ディストリクト及び中央政府との経験共有ワークショップの開催や、国際機関や NGO などの巻き込みを通じた展開など、プロジェクトの成果を広く共有していくように工夫していく。

8-1-2 プロジェクトサイト（プロジェクト対象地）

コートジボワール中部・北部 5 ディストリクト（中部：Vallée du Bandama、Woroba、Zanzan／北部：Denguele、Savanes）

ただし、パイロット事業は Vallée du Bandama ディストリクト・Gbéké 州を対象とする。

8-1-3 プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

（1）直接受益者

本事業の直接裨益者は以下のように分類される。

- ① Gbéké 州の州・県・郡事務所行政官、州・コミューン自治体職員、DREN・DTH の行政官
- ② Gbéké 州内でパイロット事業に参画する住民

具体的人数はパイロット事業のセクター間の配分や内容によって決定される。

（2）最終裨益者

Gbéké 州の住民全体

8-1-4 協力期間

2013 年度下半期に開始し、36 カ月間を予定している。

8-2 プロジェクトの内容

8-2-1 上位目標

中部・北部の紛争影響地域における基礎的公共サービス提供能力が強化される。

指標 1 ベケ州のパイロット事業対象地域において、「行政機関が情報を開示し、公平な開発を行っている」とアンケートに答える住民が●割以上になる。

指標 2 中部・北部において、プロジェクトで作成したガイドライン／ハンドブックを活用しているコミューンの数が●以上になる。

*●はプロジェクト開始後ベースライン調査により決定。

8-2-2 プロジェクト目標

中部・北部の紛争影響地域における基礎的公共サービス実施体制モデルが構築される。

指標 1 ベケ州において、住民と行政機関の協働で実施する事業の割合が増加する。

（地方給水：プロジェクトで作成したガイドライン／ハンドブックに沿って運営維持管理されている村落給水施設の割合：●%→●%へ増加）

教育：対象校のうち学校運営委員会が活動計画を策定・実施している割合：●%→●%へ増加）

指標 2 プロジェクトで作成したガイドライン／ハンドブック導入を希望するとアンケートに回答する中部・北部の地方自治体の数が●以上になる。

8-2-3 成果及び活動

（1）成果 1

ベケ州の公共サービスを担う人材（教育：視学官及び学校運営委員会担当行政官、給水：水利局職員及びエリアメカニック）の技能・知識が改善され、その手法が中部・北部 5 デイストリクトに共有される。

- 指標 1-1 ワークショップ／アンケートで抽出された知識・技術のニーズリスト
- 指標 1-2 プロジェクト期間中の研修全体計画
- 指標 1-3 研修に参加した公共サービスを担う人材の数
- 指標 1-4 経験共有ワークショップ実施報告書

- 活動 1-1 各分野において中央及びベケ州への出先機関を集めたワークショップ開催／アンケート実施等により、公共サービス実施のための課題を特定する。
- 活動 1-2 特定された課題に係る研修計画を策定する。
- 活動 1-3 ベケ州給水・教育セクターの公共サービスを担う人材への研修を実施する。
- 活動 1-4 内務省関係者及びベケ州行政官に対する公共サービス改善のための第三国研修・本邦研修を実施する。
- 活動 1-5 ベケ州でのパイロット事業の教訓を中央、中部・北部の行政官に対しセミナーを開催し、共有する。

(2) 成果2

ベケ州において、パイロット事業実施を通じ、住民と行政（州・コミューン、州知事・県知事、州教育局・水利地方局等）の効果的な協働関係が構築される。

- 指標 2-1 合意されたパイロット事業対象となる地方自治体のリスト
- 指標 2-2 住民説明会での合意をもって決定されたパイロット事業リスト
- 指標 2-3 パイロット事業により新設・改修された施設の数
- 指標 2-4 パイロット事業が実施されたサイトにおいて、機能する学校運営委員会及び水管理委員会の数（構成メンバーのリスト、学校運営活動計画／水料金徴収記録のある委員会の数）。

- 活動 2-1 ベケ州の現況調査（各コミューン及び県の行政機構、人口・貧困状況等の基礎情報等）を行う。
- 活動 2-2 詳細計画策定調査で決定した選定基準に基づき、ベケ州のパイロット対象地について絞り込むとともに、施設・サービスの現状を含めたベースライン調査を実施する。
- 活動 2-3 パイロット事業を選定し住民説明会を実施する。
- 活動 2-4 住民を活用したパイロット事業実施計画を策定する。
- 活動 2-5 パイロット事業及び、公共サービスを担う行政機関や住民に対する研修（水管理委員会、ポンプ修理人、学校運営委員会）を実施する。
- 活動 2-6 パイロット事業実施の教訓を取りまとめる。

(3) 成果3

ベケ州において、公共サービス実施体制改善のための調整メカニズムが構築される。

- 指標 3-1 ベケ州において、州・コミューン、州知事・県知事、州教育局・水利地方局の

職員が参加する調整・モニタリングのための会合が各セクター年 2 回以上開催される。

指標 3-2 プロジェクトを通じて開発されたガイドライン・ハンドブック等が、ベケ州関係機関及び内務省地方分権化総局長の承認を得る。

活動 3-1 ベケ州において、州/県/郡知事、州教育局、水利局、州・コミューン自治体等によるパイロット事業のモニタリング体制を整理し、モニタリングを実施する。

活動 3-2 公共サービスの計画から実施・モニタリングのプロセスと役割分担を明確にする。

活動 3-3 ベケ州における公共サービス実施改善のためのガイドライン/ハンドブックを作成する。

8-3 投入

8-3-1 日本側

(1) 専門家

以下の 11 分野が想定される。

- ① 総括/地方行政強化
- ② コミュニティ強化/公共サービス
- ③ 地方給水/運営維持管理
- ④ 学校運営/住民参加
- ⑤ 社会調査/紛争予防・ジェンダー配慮
- ⑥ 給水施設設計/調達事情/積算
- ⑦ 建築計画/調達事情/積算
- ⑧ 調達監理
- ⑨ 施工計画・監理 (学校)
- ⑩ 施工計画・監理 (給水施設)
- ⑪ 業務調整/地方行政強化補助

(2) 供与機材

- ・車両 4 台
- ・オフィス機器：PC、コピー機、プリンター

(3) 研修員受入れ

本邦研修 6~7 名 1 回

(4) 在外事業強化費

- ・パイロット事業経費
- ・研修資機材費

8-3-2 コートジボワール側

(1) カウンターパート (C/P) 人材

プロジェクト実施責任者：内務省地方分権化総局長

*プロジェクト・コーディネーター等は省令によりプロジェクト開始後決定予定。

(2) 執務スペース及び機材の提供

- ・プロジェクト車両

(3) プロジェクト活動実施に要する便宜供与

- ・必要な情報へのアクセス、プロジェクト活動実施許可、治安・安全の保障
- ・医療サービスを受けるための情報と支援
- ・JICA 専門家に対する身元保証あるいは ID カード

(4) プロジェクト運営費

- ・C/P 人件費
- ・コートジボワール側から提供される機材・施設の運営維持管理費
- ・プロジェクト配置人員への手当（詳細はプロジェクト開始後要協議）

8-4 前提条件及び外部条件

8-4-1 前提条件

対象地域において治安状況が急激に悪化しない。

プロジェクト対象地域の治安は改善傾向にあるものの、政治的対立の影響を受けた不安定化などが想定される。援助要員の安全が保障されることが必要最低限の前提条件となる。

8-4-2 外部条件

(1) 成果達成のための外部条件

ディストリクト・州・県・コミューンといった地方分散・地方分権の制度・それぞれの所掌範囲が急激に変化しない。

現在、コートジボワールでは地方分権化が進められている。地方においても、中央省庁の出先機関の権限・機能が市（コミューン）などの地方行政に移譲されつつあり、地方行政・地方自治制度が策定途上である。プロジェクト期間中、急激に現行の枠組みが変化しないことが必要である。

(2) プロジェクト目標達成のための外部条件

対象コミューンの社会政治状況が悪化しない。

既述のように、本プロジェクトは 2010 年の騒乱の影響を多分に抱えた地域において、現存のコミューン間あるいは住民間の緊張関係の緩和をめざしている。表立った治安状況は

変化せずとも、何らかの要因でコミュニケーション間あるいは住民間に新たな緊張関係が発生する可能性が認められることから、現在と同程度の社会政治状況が維持されること、悪化しないことが必要である。

併せて、本事業で実施するパイロット事業の対象／対象外となることによって、コミュニケーションの社会政治状況が悪化しないよう、パイロット事業の選定プロセスへの配慮が不可欠である。

(3) 上位目標達成のための外部条件

対象地域の社会・政治状況が大きく悪化しない。

付 属 資 料

1. M/M/R/D (仏語署名版・英語版)
2. 議事録
3. ベケ州新規給水施設需要サイト情報
4. UNICEF 給水プロジェクト・サイト
5. 収集資料リスト

PROCES-VERBAL DES DISCUSSIONS

SUR

**LE PROJET DE DEVELOPPEMENT DES RESSOURCES
HUMAINES POUR LE
RENFORCEMENT DE L'ADMINISTRATION LOCALE
DANS LES ZONES CENTRE ET NORD DE LA COTE D'IVOIRE**

EN

REPUBLIQUE DE COTE D'IVOIRE

CONVENU ENTRE

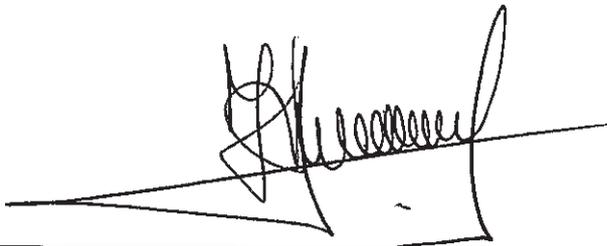
**LE MINISTERE D'ETAT, MINISTERE DE L'INTERIEUR ET
DE LA SECURITE**

ET

L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE

Abidjan, le 29 août 2013


Eiro YONEZAKI
Représentant Résident
JICA en Côte d'Ivoire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale, JICA


Mr. HAMED BAKAYOKO
Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur
et de la Sécurité
République de Côte d'Ivoire

Documents Principaux

En réponse à la requête officielle soumise par le Gouvernement de la République de Côte d'Ivoire (ci-après dénommé "GRCI") au Gouvernement du Japon (ci-après dénommé "GDJ"), l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée "JICA") a tenu une série de discussions avec le Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur et de la Sécurité (ci-après dénommé "MEMIS") et les organisations concernées afin de développer un plan détaillé du Projet de développement des ressources humaines pour le renforcement de l'administration locale dans les zones Centre et Nord de la Côte d'Ivoire (ci-après dénommé "Projet").

Les deux parties ont convenu sur les détails du Projet et des principaux points discutés comme décrits dans l'Appendice 1 et de demander à leur gouvernement respectif de poursuivre les procédures nécessaires pour l'exécution du Projet.

Les deux parties ont également convenu que le MEMIS, homologue de la JICA, sera responsable pour l'exécution du Projet en coopération avec la JICA, coordonnera avec les autres organisations concernées et assurera que l'opération autonome du Projet sera durable pendant et après la période de l'exécution afin de contribuer au développement social et économique de la République de Côte d'Ivoire.

Le Projet sera mis en oeuvre dans le cadre des Notes Verbales qui seront l'objet d'échange entre le GDJ et le GRCI.

La validité du procès-verbal des Discussions est soumise à l'approbation de la JICA.

Appendice 1: Description du Projet



DESCRIPTION DU PROJET

I. CONTEXTE

La Côte d'Ivoire a connu un retour progressif à la stabilité dans plusieurs parties du pays, y compris les parties Nord et Centre après la crise post-électorale qui a pris fin en avril 2011. Dans les parties Nord et Centre, la partition du pays après la crise de 2002 a eu un impact significatif sur la région en termes de détérioration des conditions socio-économiques, l'état de droit et de la sécurité. En effet, la région a enregistré une augmentation considérable de la pauvreté durant ces dix dernières années. La comparaison du taux de pauvreté en 2002 et 2008 par district montre ce qui suit : Centre-Nord : 32%/57%, Nord : 40%/77%, Nord-Ouest : 52%/58%, Nord-Est : 45%/54%.

Le retour du gouvernement aux régions réanime progressivement les services fondamentaux tels que les secteurs de l'éducation et de l'eau. Cependant, les autorités locales font face à un grand nombre de défis, notamment la restauration de la fourniture des services fondamentaux, la reconstruction des infrastructures de base, la reconstitution judiciaire et le maintien de la sécurité, et surtout elles sont confrontées au sous-développement dans les régions.

Afin d'accélérer la reconstruction et la réconciliation nationales post-conflit, le Gouvernement de Côte d'Ivoire a établi le Programme National de Cohésion Sociale (2012-2015) et le Plan National de Développement (2012-2015).

Le Projet vise à apporter un appui aux gouvernements central et local dans la restauration et l'amélioration des services de base dans les régions touchées par le conflit à travers le développement des ressources humaines, ayant comme cible les parties du nord et du centre du pays, vu que ces régions sont en transition de la phase d'urgence à la phase de développement. A travers la restauration des services de base dans ces régions, le Projet vise à renforcer le développement global et la cohésion sociale.

II. APERÇU DU PROJET

Les détails du Projet sont décrits dans le Cadre Logique du Projet (Project Design Matrix : PDM) (Annexe 1) et le Plan d'Opération Provisoire (Annexe 2).

1. Structure d'Exécution

Le Schéma d'Organisation du Projet est donné dans l'Annexe 3. Les rôles et missions assignés aux organisations concernées sont les suivants:

MEMIS

(1) Le Directeur du Projet sera responsable de l'ensemble de l'administration et de l'exécution du Projet. Il sera nommé par arrêté du Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur et de la Sécurité.

(2) Experts de la JICA

Les experts de la JICA donneront des avis, conseils et recommandations techniques nécessaires au MEMIS ainsi qu'à la région du Gbèkè sur toute matière relative à l'exécution du Projet.

(3) Comité Conjoint de Coordination

Le Comité Conjoint de Coordination (ci-après dénommé "CCC") sera mis en place afin de faciliter la coordination inter-organisationnelle. Le CCC se réunira chaque fois que cela s'avère nécessaire. Une liste des membres proposés du CCC est présentée dans l'Annexe 4 .

Les membres de la Coordination conjointe, pour la partie ivoirienne, seront nommés par arrêté du Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur et de la Sécurité.

(4) Groupe de Travail Technique

Le Groupe de Travail Technique (ci-après dénommé "GTT") sera formé et ses réunions se tiendront dans la région du Gbèkè de préférence avant le CCC sur les questions pratiques pour une bonne marche du Projet. Une liste des membres proposés du GTT est présentée dans l'Annexe 4 .

2. Site(s) du Projet et ses bénéficiaires

Les zones du Projet couvrent 5 Districts (Vallé du Bandama, Denguélé, Savanes, Woroba, Zanzan). Toutefois, des projets pilotes seront mis en œuvre seulement dans la région du Gbèkè et leurs localités précises seront décidées après le début du Projet.

3. Durée

La durée du Projet est approximativement trois (3) ans à compter du premier envoi des experts de la JICA.

4. Considérations environnementales et sociales

Le MEMIS a convenu de respecter 'les lignes directrices relatives aux Considérations environnementales et sociales de la JICA' afin de garantir que les considérations appropriées seront prises en compte pour les impacts environnementaux et sociaux du Projet.

III. ENGAGEMENTS DU MEMIS

1. Le GRCl prendra des mesures nécessaires pour:

- (1) S'assurer que les technologies et connaissances acquises par les nationaux de la République de Côte d'Ivoire comme résultat de la coopération technique japonaise contribueront au développement économique et social de la République de Côte d'Ivoire, et que les connaissances et expériences acquises par le personnel de la République

de Côte d'Ivoire à travers la formation technique ainsi que les équipements fournis par la JICA seront utilisés de manière efficace dans la mise en œuvre du Projet; et

- (2) Accorder les privilèges, les exemptions et les avantages aux experts de la JICA précités et à leurs familles, qui ne sont pas moins favorables que ceux accordés aux experts et aux membres des missions et à leurs familles des pays tiers ou des organisations internationales accomplissant des missions similaires dans la République de Côte d'Ivoire

2. Le MEMIS et le GRCI prendront des mesures nécessaires pour:

- (1) Fournir des informations relatives à la sécurité ainsi que des mesures pour assurer la sécurité des membres des missions de la JICA;
 - (2) Permettre aux membres des missions de la JICA d'entrer, de quitter et de séjourner en République de Côte d'Ivoire pendant la durée de leur affectation dans le territoire, et de les exempter des exigences d'inscription des étrangers et des frais consulaires.
 - (3) Exempter les membres des missions de la JICA d'impôts et d'autres charges sur les équipements, machines et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet. A cet effet, la JICA soumettra au Ministère auprès du Premier Ministre, chargé de l'Economie et des Finances, pour exemption, la liste des équipements, machines et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet.
 - (4) Exempter les membres des missions de la JICA de l'impôt sur le revenu et des charges de toute nature imposés ou en rapport avec les honoraires ou indemnités payés aux membres et / ou remis à eux de l'étranger pour leurs services dans le cadre de la mise en œuvre du Projet; et
 - (5) Payer des taxes et autres charges sur les équipements, machines et autres matériels, mentionnés au II-1 ci-dessus, nécessaires à la mise en œuvre du Projet.
3. Le GRCI prendra en charge des plaintes éventuelles à l'encontre des membres des missions de la JICA, résultant de, survenant au cours de, ou autrement liées à l'exercice de leurs fonctions dans la mise en œuvre du Projet, sauf si ces réclamations surgissent d'une négligence grave ou d'une faute délibérée de la part des membres des missions de la JICA.

IV. EVALUATION

La JICA et le MEMIS procéderont ensemble aux évaluations et revues suivantes.

1. L'évaluation finale au cours des six (6) derniers mois de période de la coopération.

La JICA procèdera aux évaluations et études suivantes en vue de vérifier principalement la validité et l'impact du Projet et de tirer les enseignements. Le MEMIS est tenu d'apporter son soutien à l'équipe de mission de la JICA.



1. Evaluation ex-post trois (03) ans après l'achèvement du Projet, en principe ;
2. Etudes de suivi selon les besoins

V. PROMOTION DU SOUTIEN PUBLIC

Pour promouvoir son soutien au Projet, le MEMIS prendra des mesures appropriées pour que le Projet soit largement connu au peuple de la République de Côte d'Ivoire.

VI. CONSULTATION MUTUELLE

La JICA et le MEMIS se consulteront mutuellement chaque fois que des questions importantes se posent pendant la réalisation du Projet.

VII. AMENDEMENTS

Le présent procès-verbal de discussions pourrait être amendé par les comptes rendus des réunions entre la JICA et le MEMIS.

Les comptes rendus des réunions seront signés par les personnes autorisées de chaque partie qui pourraient être différentes des signataires du présent procès-verbal de discussions.

- Annexe 1 Cadre Logique du Projet (Project Design Matrix : PDM)
(Identique en tout point à la version annexée au Compte-rendu du 14 juin 2013)
- Annexe 2 Plan d'Opération Provisoire
(Identique en tout point à la version annexée au Compte-rendu du 14 juin 2013)
- Annexe 3 Schéma d'Organisation du Projet
(Identique en tout point à la version annexée au Compte-rendu du 14 juin 2013)
- Annexe 4 Liste des membres proposés du Comité Conjoint de Coordination et du Groupe de Travail Technique
(Version amendée soumise à paraphe)



Annexe IV

Fonctionnement et la structure du Comité Conjoint de Coordination (CCC) et du Groupe de Travail Technique (GTT) (Provisoire)

(1) Fonctionnement et la structure du CCC (Provisoire)

Le CCC sera formé, et ses réunions se tiendront au moins une fois par an pour une bonne marche du Projet. Le fonctionnement et les membres du CCC sont prévus comme suit:

1) Fonctionnement

- (a) Approuver le plan annuel d'opération qui sera élaboré conformément au P/V.
- (b) Passer en revue l'avancement en général et l'achèvement du Projet.
- (c) Examiner les problèmes majeurs résultant du Projet ou liés au Projet.
- (d) Effectuer la modification de la matrice du cadre logique du projet et le plan d'opération selon la nécessité.
- (e) Recommander et demander des actions nécessaires auprès des organisations concernées.

2) Membres

Le Directeur du Projet ainsi que les membres de la Coordination conjointe, pour la partie ivoirienne, seront nommés par arrêté du Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur et de la Sécurité.

<Partie japonaise>

- Représentant(s) du bureau de la JICA en Cote d'Ivoire
- Experts japonais

* Le Directeur du Projet et la JICA pourront inviter d'autres personnels selon la nécessité.

(2) Fonctionnement et la structure du Groupe de Travail Technique (GTT) (Provisoire)

Le GTT sera formé, et ses réunions se tiendront dans la région du Gbèkè au moins deux fois par an, et ce, de préférence avant le CCC sur les questions techniques pour la bonne marche du Projet. Le fonctionnement et les membres du GTT sont prévus comme suit:

1) Fonctionnement

- (a) Approuver le plan annuel d'opération qui sera élaboré conformément au P/V, préalablement à l'approbation du CCC.
- (b) Passer en revue l'avancement en général et l'achèvement du Projet.
- (c) Examiner les problèmes majeurs résultant du Projet ou liés au Projet.
- (d) Effectuer la modification de la matrice du cadre logique du projet et le plan

- d'opération selon la nécessité, avant l'approbation du CCC.
- (e) Recommander et demander des actions nécessaires auprès des organisations concernées.

2) Membres

a) Président:

Préfet de la région du Gbèkè, en tant que Coordinateur du Projet

b) Membres:

<Partie ivoirienne>

- Leaders du Projet (DREN 1/2, DTH)
- Représentant de la Direction Régionale du Plan et du Développement
- Conseil Régional
- Sous-Préfets départementaux
- Maires de la Commune

<Partie japonaise>

- Représentant(s) du bureau de la JICA en Cote d'Ivoire
- Experts japonais

* Le président et la JICA pourront inviter d'autres personnels selon la nécessité.



COMPTES RENDUS DES REUNIONS
ENTRE
L'EQUIPE JAPONAISE DE L'ETUDE DE PLAN DETAILLE
ET
LE MINISTERE D'ETAT, MINISTERE DE L'INTERIEUR ET
DE LA SECURITE
SUR
LE PROJET DE DEVELOPPEMENT DES RESSOURCES HUMAINES DANS
LES ZONES AFFECTEES PAR LA CRISE, NOTAMMENT
DANS LES ZONES CENTRE ET NORD DE LA COTE D'IVOIRE

En réponse à la requête soumise par le Gouvernement de la République de Côte d'Ivoire, l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée "JICA") a envoyé une équipe de l' Etude de plan détaillé (ci-après dénommée "Equipe") dirigée par Mr. Kenichi Konya du 28 mai au 14 juin 2013, afin de discuter sur le cadre du projet sollicité de coopération technique, intitulé le "Projet de développement des ressources humaines dans les zones affectées par la crise, notamment dans les zones Centre et Nord de la Côte d'Ivoire".

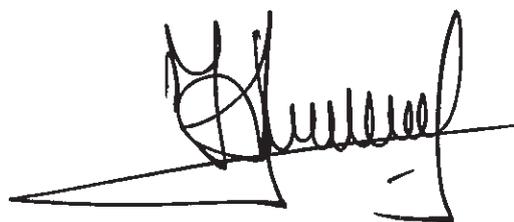
Pendant son séjour en Côte d'Ivoire, l' Equipe a tenu une série de discussions avec les autorités concernées, y compris les parties prenantes clés dans la région du Gbèkè.

Comme résultat des discussions, les deux parties ont convenu que le titre du projet devrait être le "Projet de développement des ressources humaines pour le renforcement de l'administration locale dans les zones Centre et Nord de la Côte d'Ivoire (ci-après dénommé "Projet"). Les deux parties ont travaillé sur les détails du Projet et convenu sur les questions mentionnées dans le document en annexe.

Abidjan, le 14 Juin, 2013



Mr. KENICHI KONYA
Chef d'équipe
Equipe chargée de l' étude de plan détaillé
Agence Japonaise de Coopération
Internationale
Japon



Mr. HAMED BAKAYOKO
Ministre d'Etat, Ministre de l'Intérieur
et de la Sécurité
République de Côte d'Ivoire

DOCUMENT EN ANNEXE

1. CONTEXTE

La Côte d'Ivoire a connu un retour progressif à la stabilité dans plusieurs parties du pays, y compris les parties Nord et Centre après la crise post-électorale qui a pris fin en avril 2011. Dans les parties Nord et Centre, la partition du pays après la crise de 2002 a eu un impact significatif sur la région en termes de détérioration des conditions socio-économiques, l'état de droit et de la sécurité. En effet, la région a enregistré une augmentation considérable de la pauvreté durant ces dix dernières années. La comparaison du taux de pauvreté en 2002 et 2008 par district montre ce qui suit : Centre-Nord : 32%/57%, Nord : 40%/77%, Nord-Ouest : 52%/58%, Nord-Est : 45%/54%..

Le retour du gouvernement aux régions réanime progressivement les services fondamentaux tels que les secteurs de l'éducation et de la santé. Cependant, les autorités régionales font face à un grand nombre de défis, entre autres la restauration de la fourniture des services fondamentaux, la reconstruction des infrastructures de base, la reconstitution judiciaire et le maintien de la sécurité, et surtout elles sont confrontées au sous-développement dans les régions.

Afin d'accélérer la reconstruction et la réconciliation nationales post-conflit, le Gouvernement de Côte d'Ivoire a établi le Programme National de Cohésion Sociale (2012-2015) et le Plan National de Développement (2012-2015).

Le Projet vise à apporter un appui aux gouvernements central et local lors de la restauration et de l'amélioration des services de base dans les régions touchées par les conflits à travers le développement des ressources humaines, ayant comme cible les parties du nord et du centre du pays, vu que ces régions sont en transition de la phase d'urgence à la phase de développement. A travers la restauration des services de base dans ces régions, le Projet vise à renforcer le développement inclusif et la cohésion sociale.

2. RESUME DES DISCUSSIONS

Les questions suivantes ont été discutées aux réunions tenues entre le Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur et de la Sécurité (ci-après dénommé "MEMIS") et l'Equipe pendant la période de l'Etude. Les deux parties ont convenu sur les points suivants.

(1) Etablissement de la confiance entre le gouvernement et la communauté

Les deux parties se sont mises d'accord sur l'importance de l'établissement de la confiance entre le gouvernement et la communauté, en particulier dans les zones centre et nord, en constituant et renforçant des mécanismes de coopération à travers la mise en œuvre des activités dans le cadre du Projet, pour de meilleurs services de base à l'égard de la communauté.

(2) Développement d'un mécanisme de coordination efficace et fonctionnel

Pour une meilleur fourniture de services de base à la communauté, il est important de développer un processus et un mécanisme de coordination et de suivi au sein des fonctionnaires de l'Etat et des fournisseurs de services tels que le préfet, le département, la DREN (Direction Régionale de l'Education Nationale), la DTH(Direction Territoriale de

km

ct

l'hydraulique), le conseil régional, les communes, le sous-préfet. A travers la mise en œuvre du Projet, les deux parties travailleront ensemble afin de développer des modèles fonctionnels comprenant la répartition des rôles et des processus efficaces, pour une meilleure fourniture de services.

(3) Proposition des critères de sélection du site pilote

Les critères de sélection du site pilote du Projet feront l'objet d'une concertation soignée dans le processus de mise en œuvre du Projet, et les points suivants devront être des critères majeurs pour la sélection.

- Standard de vie
- Degré d'influence des effets du conflit
- Appropriation en tant que site pilote (localité, administration etc)
- Eviter le double emploi avec l'assistance d'autres bailleurs de fonds

(4) Secteurs des projets pilotes et des formations

Les projets pilotes et les formations devraient être sélectionnés dans les secteurs ci-dessous :

- Réhabilitation de bâtiments et d'équipements d'écoles
- Construction et réhabilitation de forages
- Renforcement du fonctionnement des COGES, des Comités de gestion d'eau et autres activités concernées.

(5) Partage entre les 5 districts des leçons apprises et des méthodologies et modèles de fourniture de services, à partir de la région du Gbèkè

Le Projet vise à établir un modèle de fourniture de services dans la région de Gbèkè, et le concept du modèle est à partager entre les 5 districts cibles. (les districts de la Vallée du Bandama, du Denguélé, des Savanes, du Woroba et du Zanzan) pendant la mise en œuvre du Projet. Après l'achèvement du Projet, ce modèle est attendu à être appliqué dans les autres districts par le gouvernement de la Côte d'Ivoire.

(6) Contrat des projets pilotes

Les projets pilotes seront sélectionnés sur la base des critères établis dans le cadre du Projet. Les deux parties travailleront ensemble pour la mise en œuvre des projets pilotes. Toutefois, le contrat des projets pilotes devrait être signé par la JICA, suivant les Directives de l'Approvisionnement de la JICA. La partie ivoirienne a pris connaissance de cette situation.

(7) Sécurité des experts

Les deux parties ont convenu que, pour la mise en œuvre du Projet, la partie ivoirienne fournirait des informations et prendrait des mesures nécessaires afin d'assurer la sécurité des experts.

3. Cadre du Projet

Le concept de base du Projet est montré dans l'avant-projet de la matrice du cadre logique et du plan d'opération en Annexes I et II, qui sont formulés et accordés au travers des discussions approfondies et par la compréhension mutuelle.

Le cadre du Projet sera examiné davantage et revu par les deux gouvernements avant la signature du Procès-verbal des discussions (ci-après désigné "P/V").

(1) Titre du Projet

Les deux parties ont convenu que le titre du projet initialement indiqué dans la requête "Projet de développement des ressources humaines dans les zones affectées par la crise, notamment dans les zones centre et nord de la Côte d'Ivoire" devrait être modifié en "Projet de développement des ressources humaines pour le renforcement de l'administration locale dans les zones Centre et Nord de la Côte d'Ivoire", afin d'y refléter le but du Projet.

Une fois que la modification du titre proposée aura été approuvée par les autorités concernées des deux gouvernements, le titre sera changé officiellement par le biais d'une procédure diplomatique.

(2) Durée du Projet

La durée du Projet sera de trois (3) ans à partir du premier envoi d'expert japonais.

(3) Objectif global du Projet

Les capacités du gouvernement local dans la fourniture des services de base sont renforcées dans les zones centre et nord affectées par le conflit.

(4) Objectif du Projet

Le système de fourniture des services de base est renforcé dans les 5 districts cibles.

(5) Résultats attendus

- 1) Les compétences et les connaissances des fournisseurs de services, pour l'éducation (DREN, inspecteurs et conseillers de COGES), et pour l'alimentation en eau (DTH, artisans réparateurs), sont améliorées dans les 5 districts cibles.
- 2) Un mécanisme de coopération et de coordination efficace est établi entre les communautés et les communes à travers la réalisation des projets pilotes, dans la région du Gbèkè.
- 3) Des méthodologies et des modèles pour la fourniture de services de base efficaces sont développés dans la région du Gbèkè

(6) Activités

- 1-1. Identifier les besoins et les défis à résoudre pour la fourniture des services de base, à travers les ateliers de travail au niveau central et au niveau des districts
- 1-2. Elaborer des programmes de formation répondant aux besoins et aux défis identifiés dans le cadre du 1-1 ci-dessus.



- 1-3. Réaliser des formations pour les fournisseurs de services et les fonctionnaires concernés dans les 5 districts cibles.
- 1-4. Mener des études de suivi afin de voir des impacts des formations.
- 2-1. Mener des études sociale et administrative dans la région du Gbèkè
- 2-2. Sélectionner des sites pilotes et mener des études de base incluant l'étude de la situation de prestation et de fourniture de services sur la base des critères de sélections convenus dans le P/V.
- 2-3. Sélectionner des projets pilotes et tenir des réunions publiques de concertation.
- 2-4. Elaborer des plans pour la gestion des projets pilotes et des formations y afférentes.
- 2-5. Mener des projets pilotes et des formations avec la participation du préfet, de la DREN, de la DTH, du conseil régional, des communes, du sous-préfet etc.
- 2-6. Développer le mécanisme de coopération entre les fonctionnaires concernés et la communauté dans la région du Gbèkè
- 3-1. Développer un mécanisme de coordination et de suivi, entre différentes parties prenantes, pour la fourniture de meilleurs services de base dans la région du Gbèkè.
- 3-2. Classifier des leçons tirées de la mise en œuvre des projets pilotes, et partager les acquis entre les fonctionnaires des 5 districts cibles et le gouvernement central.
- 3-3. Elaborer des directives / manuels pour le système de fourniture des services de base dans la région du Gbèkè

(8) Sites du Projet

La zone du Projet couvre 5 districts (les districts de la Vallée du Bandama, du Denguélé, des Savanes, du Woroba et du Zanzan). Toutefois, les projets pilotes ne seront mis en œuvre que dans la région du Gbèkè, qui seront décidés après le démarrage du projet.

4. Administration du Projet

(1) Comité Conjoint de Coordination (CCC)

Le Comité Conjoint de Coordination (ci-après dénommé "CCC") sera mis en place afin de faciliter la coordination inter-organisationnelle. Le CCC se réunira chaque fois que cela s'avère nécessaire. Une liste des membres proposés du CCC est montrée en annexe IV.

(2) Groupe de Travail Technique (GTT)

Le Groupe de Travail Technique (ci-après dénommé "GTT") sera formé et ses réunions se tiendront dans la région du Gbèkè, et ce, préférablement avant le CCC sur les questions techniques pour une bonne marche du Projet. Une liste des membres proposés du GTT est montrée en annexe IV.

(3) Structure d'exécution

Un schéma d'organisation du Projet est montré en Annexe 3. Les rôles et l'affectation des organisations concernées sont les suivants:

1) MSMIS

(a) Directeur du Projet

Directeur Général de la Décentralisation et du Développement Local sera responsable pour l'ensemble de l'administration et de la mise en œuvre du Projet.

2) Région du Gbèkè

(a) Coordinateur du Projet

Le Préfet de la région du Gbèkè sera responsable de la gestion administrative et des aspects techniques du Projet.

(b) Leaders du Projet pour chaque secteur

Education : Chef du SNAPS-COGES

Directeurs des DREN 1et2, Région du Gbèkè

Eau : Directeur de l'Hydraulique Rurale et Péri-urbaine, ONEP

Directeur de la DTH, Région du Gbèkè

seront responsables de l'opération du Projet dans chaque secteur respectif.

(3) Experts de la JICA

Les experts de la JICA donneront des avis, conseils et recommandations techniques nécessaires au MEMIS ainsi qu'à la région de Gbèkè sur toute matière relative à l'exécution du Projet.

5. MARCHE A SUIVRE

(1) Le P/V sera signé entre le MEMIS et le bureau de la JICA en Côte d'Ivoire après la procédure interne d'autorisation en matière de sécurité de la JICA. Un avant projet du P/V est joint en Annexe V.

(2) Il est prévu que la JICA envoie l'Equipe du Projet pour le démarrage du Projet dans les 2 à 3 mois suivant la signature du P/V.

LISTE DES ANNEXES

Annexe I Matrice du cadre logique du Projet (Provisoire)

Annex II Plan d'opération (Provisoire)

Annex III Shéma d'organisation (Provisoire)

Annex IV Fonctionnement et Structure du Comité Conjoint de Coordination et du Groupe de Travail Technique (Provisoire)

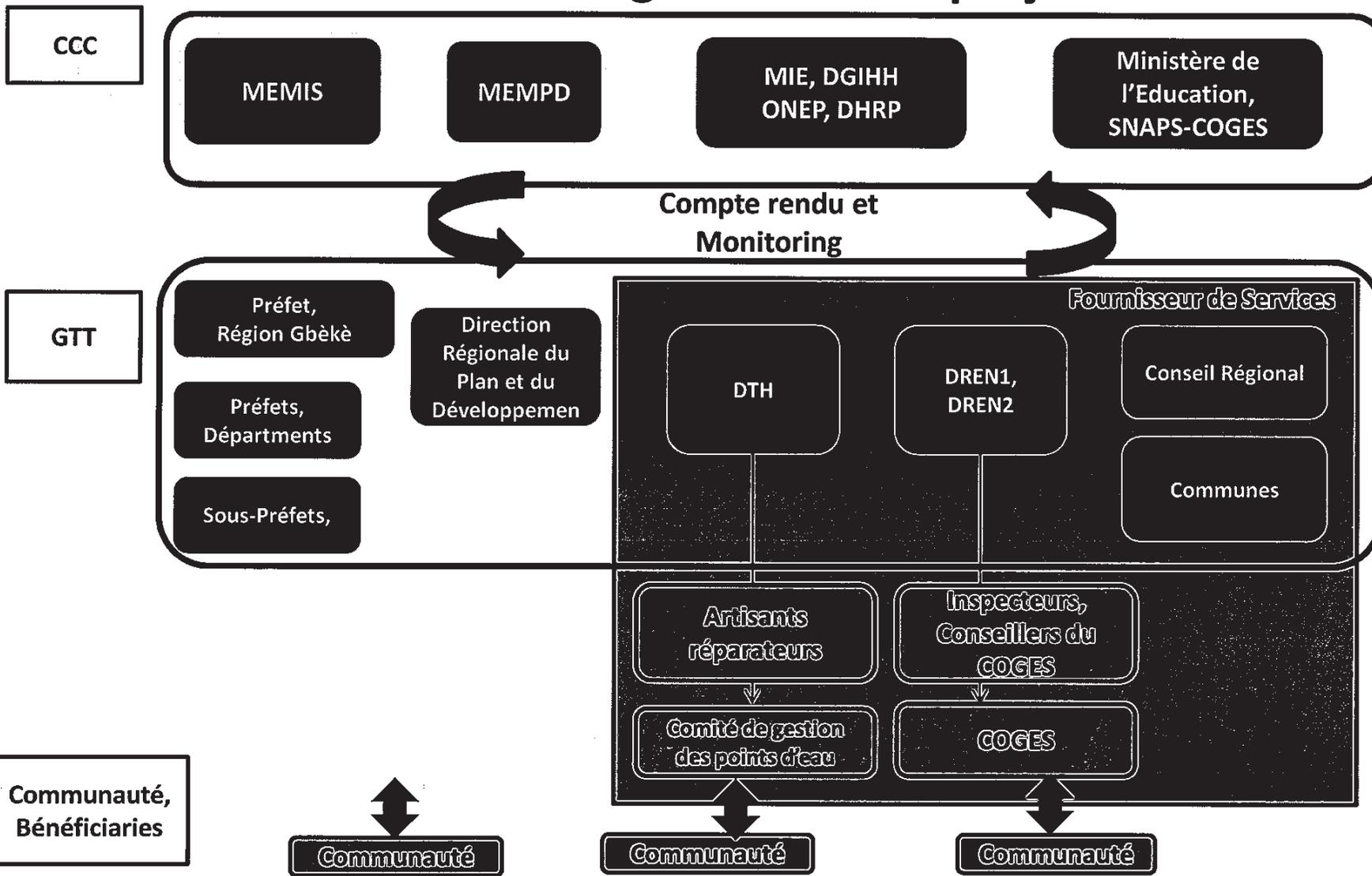
Annex V Avant projet du Procès-verbal des discussions (P/V)

Matrice du cadre logique du projet

Titre: Projet de développement des ressources humaines pour le renforcement de l'administration locale dans les zones centre et nord de la Côte d'Ivoire		Durée: 2013-2016 (trois ans)	
Bénéficiaires directs : Fournisseurs de services et fonctionnaires concernés dans les zones cibles, et population de la région du Gbêké participant aux projets pilotes		Zones cibles : Districts de la Vallée du Bandama, du Denguélé, des Savanes, du Woroba et du Zanzan	
Bénéficiaires indirects : Population dans les districts de la Vallée du Bandama, du Denguélé, des Savanes, du Woroba et du Zanzan		PDM: Ver.0	
		Le 14/Jan/2013	
Objectif global	Indicateurs objectivement vérifiables	Moyens de vérification	Hypothèses importantes
Les capacités du gouvernement local dans la fourniture des services de base sont renforcées dans les zones centre et nord affectées par le conflit.	<ol style="list-style-type: none"> Dans les 5 districts cibles, le nombre d'habitants qui pensent que la fourniture de services de base dans les secteurs de l'éducation et de l'approvisionnement en eau devient mieux augmenté. Dans les communes / villages cibles, le nombre d'habitants qui pensent que le gouvernement local commence à publier des informations et à entreprendre des activités de développement équitables augmente. Dans les communes / villages cibles, le ratio des puits fonctionnels et des écoles primaires augmente. 	<ol style="list-style-type: none"> Les résultats du questionnaire et de l'interview effectués auprès des leaders de communauté, des habitants et des bureaux du gouvernement local. Les résultats du questionnaire et de l'interview effectués auprès des leaders de communauté, des habitants et des bureaux du gouvernement local. Les résultats du questionnaire et de l'interview effectués auprès des leaders de communauté, des habitants et des bureaux du gouvernement local. 	
Objectif de projet	Indicateurs objectivement vérifiables	Moyens de vérification	Hypothèses importantes
Le système de fourniture des services de base est renforcé dans les 5 districts cibles.	<ol style="list-style-type: none"> Dans les 5 districts cibles, le nombre de fournisseurs de services et de fonctionnaires concernés qui montrent une meilleure performance dans la fourniture de services augmente. Dans la région du Gbêké, le nombre et les types d'activités collectives engagées par les habitants et entre les communes sont développés. Dans la région du Gbêké, le processus de planification et d'exécution ainsi que le mécanisme de la mise en œuvre de la fourniture des services de base sont établis. 	<ol style="list-style-type: none"> Les rapports d'études de suivi élaborés par le Projet Les résultats du questionnaire et de l'interview effectués auprès des leaders de communauté, des habitants et des bureaux du gouvernement local. Les résultats de l'interview effectués auprès des bureaux de région / commune, du préfet, des DREN 1/2, et de la DTH. 	- La situation socio-politique dans les zones cibles n'est pas détériorée.
Résultats attendus	Indicateurs objectivement vérifiables	Moyens de vérification	Hypothèses importantes
<ol style="list-style-type: none"> Les compétences et les connaissances des fournisseurs de services pour l'éducation (inspecteurs et agents du COGES) et pour l'alimentation en eau (DTH, mécaniciens locaux) sont améliorées dans les 5 districts cibles. Un mécanisme de coopération et de coordination efficace est établi entre les communautés et les communes à travers la réalisation des projets pilotes dans la région du Gbêké. Des méthodologies et des modèles pour la fourniture des services de base efficaces sont développés dans la région du Gbêké 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. Les connaissances et les compétences essentielles pour améliorer la fourniture de services sont identifiées. 1-2. Les formations se déroulent conformément aux programmes de formation développés. 1-3. Le nombre de participants aux formations (fournisseurs de services, y compris les fonctionnaires concernés). 2-1. Les besoins spécifiques et les obstacles qui entravent la fourniture de services sont identifiés. 2-2. Les résultats des études sociales et administratives sur les communes / villages cibles sont reflétés sur les critères de sélection du site du projet pilote. 2-3. Les critères de sélection des projets pilotes sont décidés de manière appropriée (la concertation publique et autres). 2-4. Les habitants comprennent le but et le contenu des projets pilotes sélectionnés. 2-5. Le COGES et les comités de gestion de l'eau pour les sites où le projet pilote a été mené deviennent fonctionnels. 3-1. Tous les homologues, y compris les bureaux de région / commune, le préfet, les DREN 1/2, la DTH comprennent les leçons tirées de la mise en œuvre des projets pilotes. 3-2. Les directives et les manuels développés par le Projet sont reconnus par les institutions compétentes. 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. Les rapports sur les ateliers de travail qui identifient les besoins de formation et les rapports d'achèvement de formation 1-2. Les rapports d'achèvement de formation 2-1. Les rapports sur les résultats de l'étude et les critères de sélection 2-2. Les rapports sur les résultats de l'étude et les critères de sélection 2-3. Les résultats des interviews effectués auprès des bureaux communaux, des leaders communautaires et des habitants, et le rapport d'entretien 2-4. Les résultats de l'interview effectués auprès des bureaux communaux, des leaders communautaires et des habitants 2-5. Les résultats de l'interview effectués auprès des bureaux communaux, des leaders communautaires et des habitants 3-1. Les résultats du questionnaire et de l'interview effectués auprès des homologues, y compris les bureaux de région / commune, le préfet, les DREN 1/2, et de la DTH. 3-2. Les rapports du CCC et du GTT, les rapports d'avancement du Projet 	- Les attributions du district, de la région, du préfet et de la commune ne sont pas radicalement altérées.
Activités	Appuis		
<ol style="list-style-type: none"> 1-1. Identifier les besoins et les défis à résoudre pour la fourniture des services de base, à travers les ateliers de travail au niveau central et au niveau des districts. 1-2. Elaborer des programmes de formation répondant aux besoins et aux défis identifiés dans le cadre du 1-1 ci-dessus. 1-3. Réaliser des formations pour les fournisseurs de services et les fonctionnaires concernés dans les 5 districts cibles. 1-4. Mener des études de suivi afin de voir des impacts des formations. 2-1. Mener des études sociales et administratives dans la région du Gbêké. 2-2. Sélectionner des sites pilotes et mener des études de base, incluant l'étude de la situation actuelle de la fourniture de services sur la base des critères de sélections convenus dans le procès-verbal (R/D). 2-3. Sélectionner des projets pilotes et tenir des réunions de concertation publique. 2-4. Elaborer des plans pour la gestion des projets pilotes et des formations concernées. 2-5. Mener des projets pilotes et des formations avec la participation du préfet, de la DREN, de la DTH, du conseil régional, des communes, du sous-préfet, etc. 2-6. Développer un mécanisme de coopération entre les fonctionnaires concernés et la communauté dans la région de Gbêké. 3-1. Développer un mécanisme de coordination et de suivi pour la fourniture de meilleurs services de base dans la région du Gbêké entre les différentes parties prenantes (préfet, DREN, DTH, conseil régional, communes, sous-préfet, etc) 3-2. Classer des leçons tirées de la mise en œuvre des projets pilotes et partager les acquis entre les fonctionnaires dans les 5 districts cibles et le gouvernement central. 3-3. Elaborer des directives / manuels pour le système de fourniture de services de base dans la région du Gbêké. 	<ol style="list-style-type: none"> <Partie japonaise> <ol style="list-style-type: none"> 1) Experts <ul style="list-style-type: none"> -Chef/Administration locale -Développement communautaire -Éducation / Développement communautaire 2 -Alimentation en eau -Ingénierie de construction de bâtiment / Estimation de coût -Supervision de l'approvisionnement -Gestion de la formation -Coordinateur 2) Fourniture de machines et d'équipements <ul style="list-style-type: none"> -Véhicules -Équipement de bureau 3) Formation <ul style="list-style-type: none"> -Formation au Japon et/ou dans des pays tiers 4) Autres <ul style="list-style-type: none"> -Dépenses pour les projets pilotes -Équipement et matériel pour la formation 	<ol style="list-style-type: none"> <Partie ivoirienne> <ol style="list-style-type: none"> 1) Affectation du personnel <ul style="list-style-type: none"> -Directeur du Projet -Managers du Projet -Leaders du Projet -Homologues 2) Mise à disposition de locaux et d'équipements <ul style="list-style-type: none"> - Bureau approprié avec équipements et installations nécessaires (Electricité, eau, internet, climatiseur etc.) - Véhicules 3) Dispositions <ul style="list-style-type: none"> -Accès aux informations nécessaires, autorisations pour entreprendre des activités du projet, garantie de sécurité - Information ainsi qu'appui pour obtenir des services médicaux - Pièces justificatives ou cartes d'identité 4) Allocation de budgets <ul style="list-style-type: none"> - Allocation du budget des homologues - Frais de fonctionnement et d'entretien d'équipements fournis et d'installations mises en place dans le cadre du Projet - Prise en charge financière du personnel affecté 	- La sécurité dans les districts cibles n'est pas détériorée brusquement.

Schéma d'organisation du projet

Annexe III



Projets pilotes (ex. réhabilitation d'écoles primaires, réhabilitation et/ou nouvelle construction de forages, renforcement du fonctionnement du Comité de gestion d'eau, COGES, etc.)

CA

[Handwritten signature]

Annexe IV

Fonctionnement et la structure du Comité Conjoint de Coordination (CCC) et du Groupe de Travail Technique (GTT) (Provisoire)

(1) Fonctionnement et la structure du CCC (Provisoire)

Le CCC sera formé, et ses réunions se tiendront au moins une fois par an pour une bonne marche du Projet. Le fonctionnement et les membres du CCC sont prévus comme suit:

1) Fonctionnement

- (a) Approuver le plan annuel d'opération qui sera élaboré conformément au P/V.
- (b) Passer en revue l'avancement en général et l'achèvement du Projet.
- (c) Examiner les problèmes majeurs résultant du Projet ou liés au Projet.
- (d) Effectuer la modification de la matrice du cadre logique du projet et le plan d'opération selon la nécessité.
- (e) Recommander et demander des actions nécessaires auprès des organisations concernées.

2) Membres

a) Président :

Directeur Général de la Décentralisation et du Développement Local, en tant que Directeur du Projet

b) Membres:

<Partie ivoirienne>

- Représentant du Ministère de l'Education Nationale
- Représentant du Ministère des Infrastructures Economiques
- Représentant du Ministère du Plan et du Développement

<Partie japonaise>

- Représentant(s) du bureau de la JICA en Cote d'Ivoire
- Experts japonais

* Le Directeur du Projet et la JICA pourront inviter d'autres personnels selon la nécessité.

(2) Fonctionnement et la structure du Groupe de Travail Technique (GTT) (Provisoire)

Le GTT sera formé, et ses réunions se tiendront dans la région du Gbèkè au moins deux fois par an, et ce, de préférence avant le CCC sur les questions techniques pour la bonne marche du Projet. Le fonctionnement et les membres du GTT sont prévus comme suit:



CG

1) Fonctionnement

- (a) Approuver le plan annuel d'opération qui sera élaboré conformément au P/V, préalablement à l'approbation du CCC.
- (b) Passer en revue l'avancement en général et l'achèvement du Projet.
- (c) Examiner les problèmes majeurs résultant du Projet ou liés au Projet.
- (d) Effectuer la modification de la matrice du cadre logique du projet et le plan d'opération selon la nécessité, avant l'approbation du CCC.
- (e) Recommander et demander des actions nécessaires auprès des organisations concernées.

2) Membres

a) Président:

Préfet de la région du Gbèkè, en tant que Coordinateur du Projet

b) Membres:

<Partie ivoirienne>

- Leaders du Projet (DREN 1/2, DTH)
- Directeur Régionale du Plan et du Développement
- Conseil Régional
- Sous-Préfets départementaux
- Maires de la Commune

<Partie japonaise>

- Représentant(s) du bureau de la JICA en Cote d'Ivoire
- Experts japonais

* Le président et la JICA pourront inviter d'autres personnels selon la nécessité.

h# m

(AVANT-PROJET)
PROCES-VERBAL DES DISCUSSIONS
SUR
LE PROJET DE DEVELOPPEMENT DES RESSOURCES
HUMAINES POUR LE
RENFORCEMENT DE L'ADMINISTRATION LOCALE
DANS LES ZONES CENTRE ET NORD DE LA COTE D'IVOIRE
EN
REPUBLIQUE DE COTE D'IVOIRE
CONVENU ENTRE
LE MINISTERE D'ETAT, MINISTERE DE L'INTERIEUR ET
DE LA SECURITE
ET
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE

Abidjan, le _____, 2013

Eiro YONEZAKI
Représentant Résident
JICA en Côte d'Ivoire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale, JICA

Ministrère d'Etat, Ministère de
l'Intérieur et de la Sécurité



Documents Principaux

En réponse à la requête officielle soumise par le Gouvernement de la République de Côte d'Ivoire (ci-après dénommé "GRCI") au Gouvernement du Japon (ci-après dénommé "GDJ"), l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée "JICA") a tenu une série de discussions avec le Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur et de la Sécurité (ci-après dénommé "MEMIS") et les organisations concernées afin de développer un plan détaillé du Projet de développement des ressources humaines pour le renforcement de l'administration locale dans les zones Centre et Nord de la Côte d'Ivoire (ci-après dénommé "Projet").

Les deux parties ont convenu sur les détails du Projet et des principaux points discutés comme décrits dans l'Appendice 1 et de demander à leur gouvernement respectif de poursuivre les procédures nécessaires pour l'exécution du Projet.

Les deux parties ont également convenu que le MEMIS, homologue de la JICA, sera responsable pour l'exécution du Projet en coopération avec la JICA, coordonnera avec les autres organisations concernées et assurera que l'opération autonome du Projet sera durable pendant et après la période de l'exécution afin de contribuer au développement social et économique de la République de Côte d'Ivoire.

Le Projet sera mis en oeuvre dans le cadre des Notes Verbales qui seront l'objet d'échange entre le GDJ et le GRCI.

Faits en deux versions en français et en anglais, les deux sont tout aussi authentiques. En cas de divergence d'interprétation, le texte en anglais prévaudra.

Appendice 1: Description du Projet

DESCRIPTION DU PROJET

I. CONTEXTE

La Côte d'Ivoire a connu un retour progressif à la stabilité dans plusieurs parties du pays, y compris les parties Nord et Centre après la crise post-électorale qui a pris fin en avril 2011. Dans les parties Nord et Centre, la partition du pays après la crise de 2002 a eu un impact significatif sur la région en termes de détérioration des conditions socio-économiques, l'état de droit et de la sécurité. En effet, la région a enregistré une augmentation considérable de la pauvreté durant ces dix dernières années. La comparaison du taux de pauvreté en 2002 et 2008 par district montre ce qui suit : Centre-Nord : 32%/57%, Nord : 40%/77%, Nord-Ouest : 52%/58%, Nord-Est : 45%/54%.

Le retour du gouvernement aux régions réanime progressivement les services fondamentaux tels que les secteurs de l'éducation et de l'eau. Cependant, les autorités locales font face à un grand nombre de défis, notamment la restauration de la fourniture des services fondamentaux, la reconstruction des infrastructures de base, la reconstitution judiciaire et le maintien de la sécurité, et surtout elles sont confrontées au sous-développement dans les régions.

Afin d'accélérer la reconstruction et la réconciliation nationales post-conflit, le Gouvernement de Côte d'Ivoire a établi le Programme National de Cohésion Sociale (2012-2015) et le Plan National de Développement (2012-2015).

Le Projet vise à apporter un appui aux gouvernements central et local dans la restauration et l'amélioration des services de base dans les régions touchées par le conflit à travers le développement des ressources humaines, ayant comme cible les parties du nord et du centre du pays, vu que ces régions sont en transition de la phase d'urgence à la phase de développement. A travers la restauration des services de base dans ces régions, le Projet vise à renforcer le développement global et la cohésion sociale.

II. APERÇU DU PROJET

Les détails du Projet sont décrits dans le Cadre Logique du Projet (Project Design Matrix : PDM) (Annexe 1) et le Plan d'Opération Provisoire (Annexe 2).

1. Structure d'Exécution

Le Schéma d'Organisation du Projet est donné dans l'Annexe 3. Les rôles et missions assignés aux organisations concernées sont les suivants:

(1) MEMIS

(a) Directeur du Projet

Le Directeur Général de la Décentralisation et du Développement Local sera responsable sur l'ensemble de l'administration et de l'exécution du Projet.

(2) Région du Gbèkè

(a) Manager du Projet

Le Préfet de la région du Gbèkè sera responsable de la gestion administrative et des aspects techniques du Projet.

(b) Leaders du Project

Education : Chef du SNAPS-COGES

Directeurs des DREN1 et 2, Région du Gbèkè

Eau : Directeur de l'Hydraulique Rurale et Péri-urbaine, ONEP

Directeur de la DTH, Région du Gbèkè

Ils seront responsables de l'opération du Projet dans chaque secteur respectif.

(3) Experts de la JICA

Les experts de la JICA donneront des avis, conseils et recommandations techniques nécessaires au MEMIS ainsi qu'à la région du Gbèkè sur toute matière relative à l'exécution du Projet.

(4) Comité Conjoint de Coordination

Le Comité Conjoint de Coordination (ci-après dénommé "CCC") sera mis en place afin de faciliter la coordination inter-organisationnelle. Le CCC se réunira chaque fois que cela s'avère nécessaire. Une liste des membres proposés du CCC est présentée dans l'Annexe 4 .

(5) Groupe de Travail Technique

Le Groupe de Travail Technique (ci-après dénommé "GTT") sera formé et ses réunions se tiendront dans la région du Gbèkè de préférence avant le CCC sur les questions pratiques pour une bonne marche du Projet. Une liste des membres proposés du GTT est présentée dans l'Annexe 4 .

2. Site(s) du Projet et ses bénéficiaires

Les zones du Projet couvrent 5 Districts (Vallé du Bandama, Denguélé, Savanes, Woroba, Zanzan). Toutefois, des projets pilotes seront mis en œuvre seulement dans la région du Gbèkè et leur localités précises seront décidées après le début du Projet.

3. Durée

La durée du Projet est approximativement trois (3) ans à compter du premier envoi des experts de la JICA.

4. Considérations environnementales et sociales

Le MEMIS a convenu de respecter 'les lignes directrices relatives aux Considérations environnementales et sociales de la JICA' afin de garantir que les considérations appropriées seront prises en compte pour les impacts environnementaux et sociaux du Projet.

III. ENGAGEMENTS DU MEMIS

1. Le GRCI prendra des mesures nécessaires pour:

- (1) S'assurer que les technologies et connaissances acquises par les nationaux de la République de Côte d'Ivoire comme résultat de la coopération technique japonaise contribueront au développement économique et social de la République de Côte d'Ivoire, et que les connaissances et expériences acquises par le personnel de la République de Côte d'Ivoire à travers la formation technique ainsi que les équipements fournis par la JICA seront utilisés de manière efficace dans la mise en oeuvre du Projet; et
- (2) Accorder les privilèges, les exemptions et les avantages aux experts de la JICA précités et à leurs familles, qui ne sont pas moins favorables que ceux accordés aux experts et aux membres des missions et à leurs familles des pays tiers ou des organisations internationales accomplissant des missions similaires dans la République de Côte d'Ivoire

2. Le MEMIS et le GRCI prendront des mesures nécessaires pour:

- (1) Fournir des informations relatives à la sécurité ainsi que des mesures pour assurer la sécurité des membres des missions de la JICA;
- (2) Permettre aux membres des missions de la JICA d'entrer, de quitter et de séjourner en République de Côte d'Ivoire pendant la durée de leur affectation dans le territoire, et de les exempter des exigences d'inscription des étrangers et des frais consulaires.
- (3) Exempter les membres des missions de la JICA d'impôts et d'autres charges sur les équipements, machines et autres matériels nécessaires à la mise en oeuvre du Projet. A cet effet, la JICA soumettra au Ministère auprès du Premier Ministre, chargé de l'Economie et des Finances, pour exemption, la liste des équipements, machines et autres matériels nécessaires à la mise en oeuvre du Projet.
- (4) Exempter les membres des missions de la JICA de l'impôt sur le revenu et des charges de toute nature imposés ou en rapport avec les honoraires ou indemnités payés aux membres et / ou remis à eux de l'étranger pour leurs services dans le cadre de la mise en oeuvre du Projet; et
- (5) Payer des taxes et autres charges sur les équipements, machines et autres matériels, mentionnés au II-1 ci-dessus, nécessaires à la mise en oeuvre du Projet.

3. Le GRCI prendra en charge des plaintes éventuelles à l'encontre des membres des missions de la JICA, résultant de, survenant au cours de, ou autrement liées à l'exercice de leurs fonctions dans la mise en oeuvre du Projet, sauf si ces réclamations surgissent d'une négligence grave ou d'une faute délibérée de la part des membres des missions de la JICA.

IV. EVALUATION



La JICA et le MEMIS procéderont ensemble aux évaluations et revues suivantes.

1. L'évaluation finale au cours des six (6) derniers mois de période de la coopération.

La JICA procèdera aux évaluations et études suivantes en vue de vérifier principalement la validité et l'impact du Projet et de tirer les enseignements. Le MEMIS est tenu d'apporter son soutien à l'équipe de mission de la JICA.

1. Evaluation ex-post trois (03) ans après l'achèvement du Projet, en principe ;
2. Etudes de suivi selon les besoins

V. PROMOTION DU SOUTIEN PUBLIC

Pour promouvoir son soutien au Projet, le MEMIS prendra des mesures appropriées pour que le Projet soit largement connu au peuple de la République de Côte d'Ivoire.

VI. CONSULTATION MUTUELLE

La JICA et le MEMIS se consulteront mutuellement chaque fois que des questions importantes se posent pendant la réalisation du Projet.

VII. AMENDEMENTS

Le présent procès-verbal de discussions pourrait être amendé par les comptes rendus des réunions entre la JICA et le MEMIS.

Les comptes rendus des réunions seront signés par les personnes autorisées de chaque partie qui pourraient être différentes des signataires du présent procès-verbal de discussions.

- Annexe 1 Cadre Logique du Projet (Project Design Matrix : PDM)
- Annexe 2 Plan d'Opération Provisoire
- Annexe 3 Schéma d'Organisation du Projet
- Annexe 4 Liste des membres proposés du Comité Conjoint de Coordination et du Groupe de Travail Technique



(DRAFT)

RECORD OF DISCUSSIONS

ON

**THE PROJECT ON HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT FOR
STRENGTHENING LOCAL ADMINISTRATION IN CENTRAL AND
NORTHERN AREAS OF COTE D'IVOIRE**

IN

THE REPUBLIC OF COTE D'IVOIRE

AGREED UPON BETWEEN

MINISTRY OF STATE, MINISTRY OF INTERIOR AND SECURITY

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Abidjan, _____, 2013

Eiro YONEZAKI
Resident Representative
JICA Cote d'Ivoire Office
Japan International Cooperation
Agency, JICA

Ministry of State, Ministry of Interior
and Security

Main Documents

In response to the official request of the Government of the Republic of Cote d'Ivoire (hereinafter referred to as "GRCI") to the Government of Japan, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") held a series of discussions with Ministry of State, Ministry of Interior and Security (hereinafter referred to as "MSMIS"), and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project on Human Resource Development for Strengthening Local Administration in Central and Northern Areas of Cote d'Ivoire (hereinafter referred to as "the Project").

Both parties agreed the details of the Project and main points discussed as described in the Appendix 1 and to request their respective governments to proceed with the necessary procedures for implementation of the Project.

Both parties also agreed that MSMIS, counterparts to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of the Republic of Cote d'Ivoire.

The Project will be implemented within the framework of the Note Verbales to be exchanged between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and GRCI.

Done in duplicate in French and English languages, both equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Appendix 1: Project Description

PROJECT DESCRIPTION

I. BACKGROUND

Cote d'Ivoire has seen a gradual return to stability in many parts of the country, including the Northern and central part following the post-electoral violence that ended in April 2011. In the Northern and Central part of the country, the partition after the crisis in 2002 had a significant impact on the region in terms of deterioration of social-economic conditions, rule of law, and security. Indeed, the region had experienced a drastic increase in poverty during the last 10 years. The comparison of poverty rate in 2002 and 2008 by District shows the following. Center-North: 32%/57%, North: 40%/77%, North-West: 52%/58%, North-East: 45%/54%.

The return of the government to the regions is gradually reviving the essential services, including education and health sectors. However, the state authority in the region faces immense challenges, including restoring essential service delivery, re-building basic infrastructure, re-constituting judiciary, maintaining security, and above all confronting underdevelopment in the regions.

In order to accelerate the post-crisis national reconstruction and reconciliation, the Government of Cote d'Ivoire prepared Social Cohesion Program (2012-2015), and National Development Plan (2012-2015).

The project aims to support both the central government and local government in restoring and ameliorating the basic services in the conflict affected regions through human resource development, targeting the northern and central part of the country, as these regions are in transition from emergency to development phase. Through reinstating the basic services in these regions, the project aims to enhance inclusive development and social cohesion.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix :PDM) (Annex 1) and the tentative Plan of Operation (Annex 2).

1. Implementation Structure

The Project organization chart is given in the Annex 3. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) MSMIS

(a) Project Director

Director General, Department of Decentralization and Local Department will be responsible for overall administration and implementation of the Project.

(2) Gbeke Region

(a) Project Manager

The Prefet of Gbeke Region is responsible for managerial and technical

matters of the Project.

(b) Project Leaders

Education : SNAPS-COGES

Director of DREN1/2, Gbeke Region

Water : Director of Rural and Periurban Hydraulics, ONEP

Director of DTH, Gbeke Region

They will be responsible for the operation of the Project in each respective sectors.

(3) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to MSMIS and Gbeke Region on any matters pertaining to the implementation of the Project.

(4) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as “JCC”) will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held whenever deems it necessary. A list of proposed members of JCC is shown in the Annex 4.

(5) Technical Working Group

Technical Working Group (hereinafter referred to as “TWG”) will be formed and its meetings will be held in Gbeke Region preferably prior to the JCC on practical issues for the smooth implementation of the Project. A list of proposed members of TWG is shown in the Annex 4.

2. Project Site(s) and Beneficiaries

The Project area covers 5 Districts (Valle Du Bandama, Denguele, Savanes, Woroba, Zanzan District). However, pilot projects will be implemented only in Gbeke Region. The pilot project sites will be decided after commencement of the Project.

3. Duration

The Project duration is approximately three (3) years from the first dispatch of JICA experts.

4. Environmental and Social Considerations

MSMIS agreed to abide by ‘JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations’ in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project.

III. UNDERTAKINGS OF MSMIS

1. GRCI will take necessary measures to:

- (1) ensure that the technologies and knowledge acquired by the Republic of Cote d'Ivoire nationals as a result of Japanese technical cooperation contributes to the economic and social development of the Republic of Cote d'Ivoire, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of the Republic of Cote d'Ivoire from technical training as well as the equipment provided by JICA will be utilized effectively in the implementation of the Project; and
- (2) grant privileges, exemptions and benefits to the JICA experts above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in the Republic of Cote d'Ivoire.

2. MSMIS and GRCI will take necessary measures to:

- (1) provide security-related information as well as measures to ensure the safety of members of the JICA missions;
- (2) permit members of the JICA missions to enter, leave and sojourn in the Republic of Cote d'Ivoire for the duration of their assignments therein and exempt them from foreign registration requirements and consular fees.
- (3) exempt members of the JICA missions from taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material necessary for the implementation of the Project;
- (4) exempt members of the JICA missions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to them and/or remitted to them from abroad for their services in connection with the implementation of the Project; and
- (5) meet taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material, referred to in II-1 above, necessary for the implementation of the Project.

3. GRCI will bear claims, if any arises, against members of the JICA missions resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in the implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of members of the JICA missions.

IV. EVALUATION

JICA and the MSMIS will jointly conduct the following evaluations and reviews.

1. Terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term

JICA will conduct the following evaluations and mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. MSMIS is required to provide necessary support for them.

2. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle
3. Follow-up surveys on necessity basis

V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, MSMIS will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Republic of Cote d'Ivoire.

VI. MUTUAL CONSULTATION

JICA and MSMIS will consult each other whenever any major issues arise in the course of Project implementation.

VII. AMENDMENTS

The record of discussions may be amended by the minutes of meetings between JICA and MSMIS.

The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the record of discussions.

- Annex 1 Logical Framework (Project Design Matrix: PDM)
- Annex 2 Tentative Plan of Operation
- Annex 3 Project Organization Chart
- Annex 4 A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee and Technical Working Group

**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM
AND
MINISTRY OF STATE, MINISTRY OF INTERIOR AND SECURITY
ON
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT IN THE AREAS
AFFECTED BY THE CRISIS, ESPECIALLY IN THE CENTRAL AND
NORTHERN AREAS OF COTE D’IVOIRE**

In response to the request from the Government of the Republic of Cote d’Ivoire, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) dispatched the Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by Mr. Kenichi Konya from 28th May to 14th June 2013, for the purpose of discussing the framework of the requested technical cooperation project entitled “the Project for Human Resource Development in the Areas Affected by the Crisis, especially in the Central and Northern Areas of Cote d’Ivoire”.

During its stay in Cote d’Ivoire, the Team had series of discussions with the authorities concerned including key stakeholders in Gbeke Region.

As a result of the discussions, both sides agreed that the title of the project should be “the Project on Human Resource Development for Strengthening Local Administration in Central and Northern Areas of Cote d’Ivoire” (hereinafter referred to as “the Project”). Both sides worked out details of the Project and agreed to the matters referred to in the document attached hereto.

Abidjan, 14 June, 2013

Mr. KENICHI KONYA
Leader
Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

Mr. HAMED BAKAYOKO
Minister of State, Ministry of Interior and
Security
The Republic of Cote d’Ivoire

THE ATTACHED DOCUMENT

1. BACKGROUND

Cote d'Ivoire has seen a gradual return to stability in many parts of the country, including the Northern and Central part following the post-electoral violence that ended in April 2011. In the Northern and Central part of the country, the partition after the crisis in 2002 had a significant impact on the region in terms of deterioration of social-economic conditions, rule of law, and security. Indeed, the region had experienced a drastic increase in poverty during the last 10 years. The comparison of poverty rate in 2002 and 2008 by District shows the following. Center-North: 32%/57%, North: 40%/77%, North-West: 52%/58%, North-East: 45%/54%.

The return of the government to the regions is gradually reviving the essential services, including education and health sectors. However, the state authority in the region faces immense challenges, including restoring essential service delivery, re-building basic infrastructure, re-constituting judiciary, maintaining security, and above all confronting underdevelopment in the regions.

In order to accelerate the post-crisis national reconstruction and reconciliation, the Government of Cote d'Ivoire prepared Social Cohesion Program (2012-2015), and National Development Plan (2012-2015).

The project aims to support both the central government and local government in restoring and ameliorating the basic services in the conflict affected regions through human resource development, targeting the northern and central part of the country, as these regions are in transition from emergency to development phase. Through reinstating the basic services in these regions, the project aims to enhance inclusive development and social cohesion.

2. SUMMARY OF DISCUSSIONS

The following issues were discussed during meetings held with Ministry of State, Ministry of Interior and Security (hereinafter referred to as "MSMIS") and the Team within the Survey period. Both parties agreed to the following points.

(1) Confidence building between government and community

Both parties agreed on the importance of confidence building between government and community, particularly in the Northern and Central Areas, by establishing and strengthening cooperation mechanisms through implementation of activities in the Project for better basic services to community.

(2) Developing effective and functional coordination mechanism

For better basic service delivery to community, it is important to develop effective coordination/monitoring process and mechanism among government officers and service providers such as Prefet, Department, DREN (Direction Régionale de l'Éducation Nationale), DTH (Directeur Territoriale de l'hydraulique), Conseil Regional, Communes, Sous-Prefet. Through the implementation of the Project, both parties would work together

to develop functional models including division of roles, efficient process, for better service delivery.

(3) Proposed selection criteria of the pilot site

The selection criteria of the pilot project site would be carefully consulted in the implementation process of the Project, and the items below would be the major criteria for the selection in principle.

- Living Standard
- Degree of conflict affectedness
- Appropriate as pilot (location, administration, etc.)
- Avoid duplication of assistance by other donors

(4) Sector of pilot projects and trainings

The pilot projects and trainings should be selected from the following sectors.

- Rehabilitation of school buildings and equipment
- Construction and rehabilitation of wells
- Strengthening function of COGES (Comité de Gestion des Etablissements Scolaires, Publiques), water management committees and other related activities

(5) Sharing lessons learnt and the service delivery methodologies and models from Gbeke Region among 5 districts

The Project aims at establishing the service delivery model in Gbeke Region and concepts of the model is to be shared among 5 target districts (Valle Du Bandama, Denguele, Savanes, Woroba, Zanzan District) during the implementation of the Project. After the end of the Project, this model is expected to be applied to other districts by the Government of Cote d'Ivoire.

(6) Contract of the pilot projects

The pilot projects will be selected based on the developed criteria in the Project. Both parties will work together for the implementation of the pilot projects. However, the contract agreements of the pilot projects would be signed by JICA under the JICA procurement guidelines. Ivorian side understood this situation.

(7) Security of the Experts

Both parties agreed that Ivorian side would provide necessary security information and measures for the experts to conduct the project.

3. FRAMEWORK OF THE PROJECT

The basic design of the Project is as shown in a tentative PDM (Project Design Matrix) and PO (Plan of Operation) as per attached Annex I and II, which were formulated and agreed upon through extensive discussions and mutual understanding. The framework of the Project will be further examined and reviewed by both governments before signing of

the Record of Discussions (hereinafter referred to as “R/D”).

(1) Title of the Project

Both sides agreed that project title should be modified from the original one indicated in the application, “the Project for Human Resource Development in the Areas Affected by the Crisis, especially in the Central and Northern Areas of Cote d'Ivoire” to “the Project on Human Resource Development for Strengthening Local Administration in Central and Northern Areas of Cote d'Ivoire” in order to reflect the purpose of the Project.

Upon approval of the proposed title modification by the authorities concerned in both governments, the title will be changed officially through diplomatic procedure.

(2) Duration of the Project

The duration of the Project will be three (3) years from the initial dispatch of Japanese expert.

(3) Overall Goal of the Project

Capacity of Local Government in basic service delivery is enhanced in conflict-affected areas in Central and Northern Areas

(4) Purpose of the Project

Basic service delivery systems are strengthened in the target 5 district.

(5) Outputs

- 1) Skills and knowledge of service providers for education (DREN, inspectors and advisors of COGES) and water supplies (DTH, area mechanics) in the target 5 district are improved.
- 2) Effective cooperation and coordination mechanism between community and communes are established through implementation of pilot projects in Gbeke Region.
- 3) Methodologies and models for providing effective basic services are developed in Gbeke Region.

(6) Activities

- 1-1. To identify needs and issues to be solved for basic service delivery through workshops at central and district level.
- 1-2. To develop training programs for addressing needs and issues identified through 1-1.
- 1-3. To implement trainings for service providers and related officers in the target 5 districts.
- 1-4. To conduct follow-up surveys to see the impacts of trainings.

- 2-1. To conduct social and administrative surveys in Gbeke Region.
- 2-2. To select pilot sites and conduct baseline surveys including current situation on service provision/delivery based on the selection criteria which were agreed on the R/D.
- 2-3. To select pilot projects and conduct public consultation meetings.
- 2-4. To develop plans for management of pilot projects and related trainings

- 2-5. To conduct pilot projects and trainings with participation of Prefet, DREN, DTH, Conseil Regional, Communes, Sous-Prefet, etc.
- 2-6. To develop cooperation mechanism between related officers and community in Gbeke Region
- 3-1. To develop coordination and monitoring mechanism for providing better basic service among stakeholders in Gbeke Region (Prefet, DREN, DTH, Conseil Regional, Communes, Sous-Prefet, etc.)
- 3-2. To compile lessons from implementation of the pilot projects, and share the findings among officers in the target 5 districts and central government.
- 3-3. To develop guidelines/handbooks for basic service delivery system in Gbeke Region.

(8) Project Sites

The Project area covers 5 Districts (Valle Du Bandama, Denguele, Savanes, Woroba, Zanzan District). However, pilot projects will be implemented only in Gbeke Region. The pilot project sites will be decided after commencement of the Project.

4. Administration of the Project

(1) Joint Coordinating Committee (JCC)

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as “JCC”) will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held whenever deems it necessary. A list of proposed members of JCC is shown in the Annex IV.

(2) Technical Working Group (TWG)

Technical Working Group (hereinafter referred to as “TWG”) will be formed and its meetings will be held in Gbeke Region preferably prior to the JCC on practical issues for the smooth implementation of the Project. A list of proposed members of TWG is shown in the Annex IV.

(3) Implementation Structure

The Project organization chart is given in the Annex III. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

1) MSMIS

(a) Project Director

Director General, Department of Decentralization and Local Development will be responsible for overall administration and implementation of the Project.

2) Gbeke Region

(a) Project Coordinator

The Prefet of Gbeke Region is responsible for managerial and technical matters of the Project.

(b) Project Leaders for each sector

Education: SNAPS-COGES (Service National d'Animation, de Promotion et de Suivi des
Comités de Gestion des Etablissements Scolaires Publiques)
Director of DREN1/2, Gbeke Region

Water: Director of Rural and Periurban Hydraulics, ONEP
Director of DTH, Gbeke Region

will be responsible for the operation of the Project in each respective sectors.

(3) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to MSMIS and Gbeke Region on any matters pertaining to the implementation of the Project.

5. WAY FORWARD

- (1) R/D will be signed between MSMIS and JICA Cote d'Ivoire Office after JICA's internal procedure of security clearance. Draft R/D is attached in Annex V.
- (2) JICA is expected to dispatch the Project Team for starting the Project within 2-3 months after signing of the R/D.

LIST OF ANNEX

Annex I	Tentative Project Design Matrix
Annex II	Tentative Plan of Operation
Annex III	Tentative Project Organization Chart
Annex IV	Tentative Function and Structure of Joint Coordination Committee and Technical Working Group
Annex V	Draft of the Record of Discussion (R/D)

Project Design Matrix

Title: Project on Human Resource Development for Strengthening Local Administration in Central and Northern Areas of Cote d'Ivoire

Duration: 2013~2016 (three years)

Direct Beneficiary: Service providers and related officers in target area , people of Gbeke Region participating in the pilot projects

Target Area: Valle Du Bandama, Denguele, Savanes, Woroba, Zanzan District

Indirect Beneficiary: People in Valle Du Bandama, Denguele, Savanes, Woroba, Zanzan District

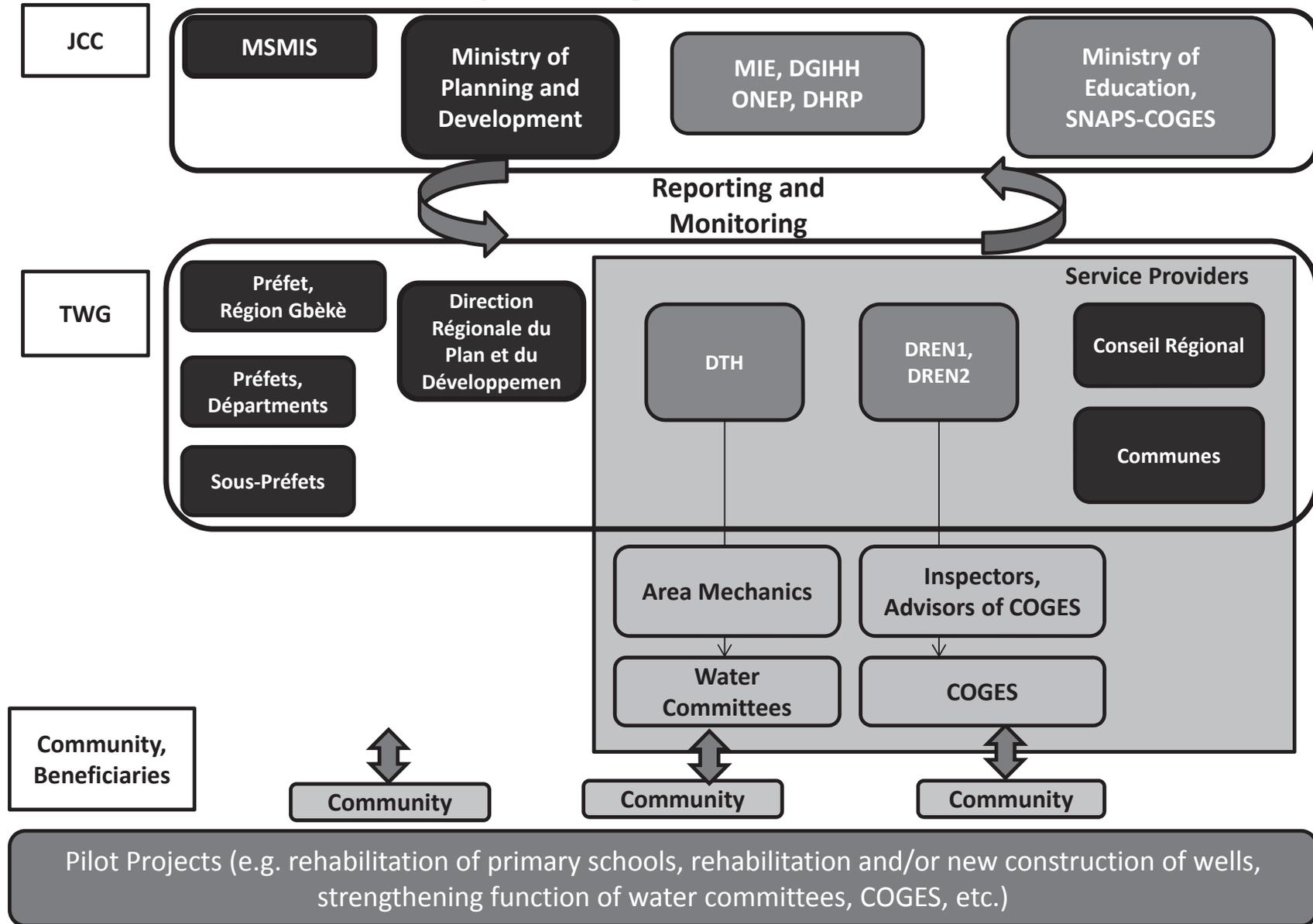
PDM: Ver.0

2013/June/14

Overall goal	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
Capacity of Local Government in basic service delivery is enhanced in conflict-affected areas in Central and Northern Areas.	1. In target 5 districts, the number of residents who think that the basic service delivery in education and water supply sectors become better is increased. 2. In target communes/villages, the number of residents who think local government become to disclose information and undertake fair development activities is increased. 3. In target communes/villages, ratio of functional wells and primary schools are increased.	1. Questionnaire and interview results from community leaders, the residents and the local government offices. 2. Questionnaire and interview results from community leaders, the residents and the local government offices. 3. Questionnaire and interview results from community leaders, the residents and the local government offices.	
Project purpose	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
Basic service delivery system are strengthened in the target 5 district.	1. In target 5 districts, the number of service providers and related officers who show better performance in providing services are increased. 2. In Gbeke Region, the number and types of collective activities by the residents and between communes are expanded. 3. In Gbeke Region, the planning and implementation process/mechanism of conducting basic service delivery are established.	1.The follow-up survey reports by the Project 2. Questionnaire and interview results from community leaders, the residents and the local government offices. 3. Interview results from the region/commune offices, Prefet, DREN 1/2, DTH	-Socio-political situation in the target areas are not deteriorated.
Outputs	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
1. Skills and knowledge of service providers for education (inspectors and COGES officers) and water supplies (DTH, area mechanics)in the target 5 district are improved.	1-1. The essential knowledge and skills for improving service delivery are identified. 1-2. The trainings are conducted in accordance with the developed training programs. 1-3. Number of participants (service providers including related officers)for trainings	1-1. Reports on workshops which identify training needs and the training completion reports 1-2. The training completion reports.	- Jurisdiction of the district, region, prefet, commune are not altered drastically.
2. Effective cooperation and coordination mechanism between community and communes are established through implementation of pilot projects in Gbeke Region.	2-1. Specific needs and barriers which inhibiting service delivery are identified. 2-2. Results of social and administrative surveys on targeted communes /villages are reflected to the selection criteria for the pilot project site. 2-3. The selection criteria for the pilot projects are decided in appropriate manner (such as public consultation) 2-4. The residents comprehend purpose and contents of the selected pilot projects. 2-5. COGES and water management committees for the sites where pilot project was conducted become functional.	2-1. The reports on survey results and the selection criteria 2-2. The reports on survey results and the selection criteria 2-3. Interviews results from the commune offices, community leaders and the residents, and the briefing records 2-4. Interview results from the commune offices, community leaders and the residents 2-5. Interview results from the commune offices, community leaders and the residents	
3. Methodologies and models for providing effective basic services are developed in Gbeke Region.	3-1. All counterparts including the region/commune offices, Prefet, DREN 1/2, DTH, comprehend lessons learned from implementation of the pilot projects. 3-2.Guidelines and handbooks developed by the Project are acknowledged by relevant institutions.	3-1. Questionnaire and interview results from the counterparts including the region/commune offices, Prefet, DREN 1/2, DTH. 3-2. JCC /TWG reports, progress reports of the Project	
Activities	Inputs		
1-1. To identify needs and issues to be solved for basic service delivery through workshops at central and district level. 1-2. To develop training programs for addressing needs and issues identified through 1-1. 1-3. To implement trainings for service providers and related officers in the target 5 districts. 1-4. To conduct follow-up surveys to see the impacts of trainings.	<Japanese side> 1) Experts -Chief/Local Administration -Community Development -Education/Community Development 2 -Water Supply -Building Construction Engineering/Cost Estimation -Procurement Supervision -Training Management -Coordinator	<Ivoirian Side> 1) Assignment of personnel -Project Director -Project Coordinator -Project Leaders -Counterparts 2) Provision of facility and equipment - Suitable office space with necessary equipment and utilities (Electricity, water, internet, air conditioners etc.) - Vehicle 3) Arrangements - Access to the necessary information, permission to under take project activities, and securing safety - Information as well as support for obtaining medical services - Credentials or identification cards 4) Budget Allocation - Allocation of counterpart budget - Operation and maintenance cost of provided equipment and developed facilities in the Project - Financial support for the project-assigned personnel	
2-1. To conduct social and administrative surveys in Gbeke Region. 2-2. To select pilot sites and conduct baseline surveys including current situation on service provision/delivery based on the selection criteria which were agreed on the R/D. 2-3. To select pilot projects and conduct public consultation meetings. 2-4. To develop plans for management of pilot projects and related trainings 2-5. To conduct pilot projects and trainings with participation of Prefet, DREN, DTH, Conseil Regional, Communes, Sous-Prefet, etc. 2-6. To develop cooperation mechanism between related officers and community in Gbeke Region	2) Provision of machinery and equipment -Vehicles -Office equipment 3) Training -Training in Japan and/or in third countries 4) Others -Expense for pilot projects -Training equipment and materials		Pre-Conditions
3-1. To develop coordination and monitoring mechanism for providing better basic service among stakeholders in Gbeke Region (Prefet, DREN, DTH, Conseil Regional, Communes, Sous-Prefet, etc.) 3-2. To compile lessons from implementation of the pilot projects, and share the findings among officers in the target 5 districts and central government. 3-3. To develop guidelines/handbooks for basic service delivery system in Gbeke Region			-Security in the target districts is not deteriorated abruptly.

Project Organization Chart

Annex III



Annex IV

Tentative Function and Structure of Joint Coordination Committee (JCC) and Technical Working Group (TWG)

(1) Tentative Function and Structure of JCC

The JCC will be formed and its meetings will be held at least once a year for the smooth implementation of the Project. The prospective function and members of the JCC are as follows.

1) Function

- (a) To approve the Annual Plan of Operation to be formulated in accordance with the R/D
- (b) To review overall progress and achievement of the Project
- (c) To examine major issues arising from or in connection with the Project
- (d) To work out the modification of the PDM and the PO as necessary.
- (e) To recommend and request for necessary actions to the organizations concerned.

2) Members

a) Chairperson:

Director General, Department of Decentralization and Local Development as Project Director

b) Members:

<Ivoirian Side>

- Representative from Ministry of National Education
- Representative from Ministry of Economic Infrastructure
- Representative from Ministry of Planning and Development

<Japanese Side>

- Representative(s) of JICA Cote d'Ivoire Office
- Japanese experts

* Project Director and JICA can invite other personnel as necessary.

(2) Tentative function and structure of Technical Working Group (TWG)

The TWG will be formed and its meetings will be held in Gbeke Region at least twice a year, preferably prior to the JCC on practical issues for the smooth implementation of the Project. The prospective function and members of the TWG are as follows.

1) Function

- (a) To approve the Annual Plan of Operation to be formulated in accordance with the R/D prior to JCC's approval
- (b) To review overall progress and achievement of the Project

- (c) To examine major issues arising from or in connection with the Project
- (d) To work out the modification of the PDM and the PO as necessary before approval by JCC.
- (e) To recommend and request for necessary actions to the organizations concerned.

2) Members

a) Chairperson:

Prefet of Gbeke Region as Project Manager

b) Members:

<Ivoirian Side>

- Project Leaders (DREN 1/2, DTH)
- Director of Regional Direction of Planning and Development
- Conseil Regional
- Prefets, Department
- Sous-Prefets
- Commune Mayors

<Japanese Side>

- Representative(s) of JICA Cote d'Ivoire Office
- Japanese experts

* Chairperson and JICA can invite other personnel as necessary.

2. 議事録

協議メモ

日時： 2013年5月29日（水）11:00～12:30			
件名： ONEP(国家給水委員会)との協議			
	所属	役職	氏名
先方	ONEP	Directeur Général Director of Rural & Periurban Hydraulics Chef du Service et Suivi du Patrimoine	Mr. BERTE Ibrahiman Mr. IDO Adama(地方給水担当) Mr. KONE Oumar(都市給水担当)
当方	JICA Team	地方給水1 地方給水2	吉田 克人 杉谷 健一郎(記)
場所 往訪・来訪・会議(場所: ONEP 本部会議室)			

経済インフラ省(MIE)水総局(DGIHH)の傘下で、コートジボワールの給水の実務分野を担う国家給水委員会(ONEP)を訪問し、情報収集する。冒頭、吉田団員よりプロジェクトの紹介があり、質疑応答に入る。但し、Director Generalの部屋で会議が行われたため、半分表敬訪問的なものになってしまった。後日、地方給水担当者と更に実務的な打合せをする。

(先方発言概要)

- ONEPはDGIHHより分離し、2009年に設立された新しい組織である。現在、職員は113名、6つの部門(Direction)に分かれている。
- 基本的にはMIE/DGIHHはStrategyやPolicy作成を管轄し、ONEPはそれらにそった実務を実行するという職責の分けがある。
- 全国の給水事業を管轄しなければならないONEPであるが、現在、予算不足のため地方に出先や支所はない。そのため、都市給水の運営をConcession契約(Affermage)しているSODECIの現地職員や、DGIHHの出先の職員を協力者(collaborator)として業務を委託することがある。
- 5か年給水計画は完成しているので、渡すことが出来る。また、1974年に策定された「全国村落給水計画」はまだ“生きており”、1987年の改訂(「井戸施設再整備計画(PRSHV)」のことか?)の際に、都市給水は既出のSODECI、地方給水は住民主体の運営をするという方針を立てた。
- 現在、国内には6つの井戸掘削業者(その内、一社はブルキナファソの業者)があるので紹介出来る。以前のJICA無償案件で使っていた2社(Forex社、Faraco社)の内、Forex社は既に倒産している。
- 井戸一井当たり(深さ70m)の概算見積としては、大体8.5百万CFA程度。
- 地方給水は2種類のシステムがある。一つはハンドポンプによる給水(いわゆるレベル1)と、電化されている集落に関しては、ポンプなどの機器を使った給水(いわゆるレベル2)である。
- 給水サービスプロバイダー(SP)に関しては、徴収した水道料金の内、50%はSPに、30%は維持管理費用、10%は村人の予備費、10%はスペアパーツ等に配分される(⇒現地で確認する必要あり)。

(収集資料)

- 1) ONEPの紹介パンフレット

協議メモ

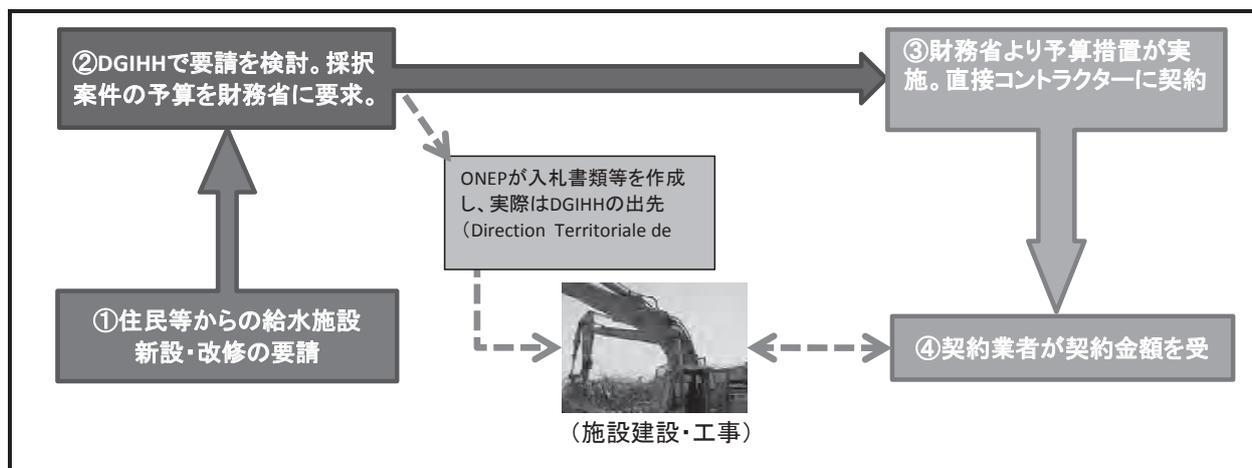
日時： 2013年5月29日（水）15:00～16:00			
件名： 経済インフラ省(MIE)水総局(DGIHH)との協議			
	所属	役職	氏名

先方	DGIHH	Directeur Central de la Programmation et de la Supervision Hydraugist Dupity Director Dupity Director	Ms. ABE Thérèze Mr. Wattara Edouard Mr. FEH Mamadou Mr. Assoua Nda
当方	JICA (コ事務所) JICA Team	地方給水1 地方給水2	小川 穰 吉田 克人 杉谷 健一郎 (記)
場所：往訪・来訪・会議 (場所：DGIHH 本部会議室)			

国家給水委員会 (ONEP) の上部機関であり、「コ」国の給水を中央政府レベルで管轄する経済インフラ省 (MIE) 水総局 (DGIHH) を表敬し、情報収集する。小川氏より調査概要の説明後、質疑応答に入る。

(先方発言概要)

- DGIHH は給水を管轄する Hydraulic 部を含め、3つの部門からなる。
- DGIHH の主業務としては、給水計画やポリシーの策定、そして、それらを実行する部隊が ONEP となる。2006年までは、ONEP の業務も DGIHH で管轄していた。
- 「コ」国の典型的な、案件要請から契約業者への代金支払いの金の流れは下記の通りで、ONEP は入札書類等の作成を担当するということであるが、実際は現地に職員がいないということもあり、DGIHH の出先機関 (Direction Territoriale de L'hydraulique) が全てをこなす。



地方給水の施設の所有権は DGIHH にあり、DGIHH は施設の維持管理を住民に委託するという形になる。委託時には、契約書を交わす。

- (Bouaké には、内戦前には 30 名ほど出先に職員がいたが、現在は 2 名。増員する計画は?) ⇒政策的な部分であるし、今は何とも言えない。但し、増員しなければならないし、可能であると思っている。
- (計画などを立てる際に、Priority を置いている県や地域はあるか?) ⇒ONEP が業務計画を策定する際に決めている (※ONEP は実施部隊で、DGIHH がポリシーメーカーではないのか?とのこちらの指摘に対して、DGIHH が決めていると言い直す)。
- 将来的には地方分権を進めていきたいが、現状としては難しく、当面の間は中央政府が主導でやっていくしかない。

協議メモ

日時： 2013年5月29日（水）16：30～17：30			
件名： 欧州連合（EU）との協議			
	所属	役職	氏名
先方	European Union	Chef de Section Infrastructures	Mr. Fabio DI STEFANO
当方	JICA（コ事務所）		小川 穰
	JICA Team	地方給水1	吉田 克人
		地方給水2	杉谷 健一郎（記）
場所 <u>往訪</u> ・来訪・会議（場所：EUコートジボワール事務所）			

「コ」国西部で地方給水案件を実施しているEUを訪問。情報交換する。

（先方発言概要）

- 水分野のドナーではUNICEFがリーダーとなっている。
- EUのプロジェクトは、最近完了したばかりで「コ」国西部にあるSan Pedro、ダルワ（?）、タブ（?）の3都市にコンパクト浄水施設を設置するもので、予算は€24百万（無償援助）。O&Mに関しては、プロジェクトに含まれているが、十分なものではなく、今は、施設が新しいので問題はないが、将来的には危惧するものがある。
- 新規プロジェクトに関しても、対象地域は「コ」国西部。総予算は€25百万（無償援助）。今回はKfWを通じてのプロジェクト実施になる。KfWのミッションが来週「コ」国に来るので、是非協議したい。本プロジェクトはUNICEFとオランダも参加する。
- 地方給水に関しては、1000人以下ではハンドポンプ（レベル1）、4000人以下ではレベル2という区分をしている。EUのプロジェクトは基本的レベル2を対象にしているので、JICAプロジェクトがレベル1であれば重複することはないが、レベル2も含むのであればコーディネーションが必要となる。
- Decentralizationだが、給水に関しては、地方政府にキャパシティがなく、施設の運営等は、民間業者に頼らざるを得ない（レベル2のことか）。また、ONEPがプロジェクトのC/Pになるが、不安を感じている。組織強化のサポートはローカルレベルだけではなく、中央政府レベルでも必要と思う。プロジェクトを進行させるにあたり不安を感じることが多い。
- プライベート・セクターに委託する場合は、現在のように1施設1社ということではなく、Region単位で統合してmanageさせた方が効率的ではないかと思う。
- 地方部では給水に対するプライオリティが最も高い。
- 昨年、EUが実施した経済・社会回復緊急プロジェクトの評価調査の結果を共有したい。

（収集資料）

- 1) la Convention de Financement du nouveau projet PHAM financé par l'Union européenne et dont la cérémonie de lancement aura lieu le 13 juin 2013 資料（電子ファイル）
- 2) le rapport d'évaluation de la composante "rurale" du programme d'urgence PUR4 資料（電子ファイル）

協議メモ

日時： 2013年5月30日（木）10:00～12:30, 16:00～17:00			
件名： 内務省表敬訪問、続けて、コートジボワールの地方自治制度に関するヒヤリング			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	General Director	Mr. Parfait Gohourou
		Deputy General Director	Mr. Houndje Luc
		Technical Advisor to General Director, in charge of JICA Project	Mr. Gbala Gnato Raphael
		Advisor	Mr. Dogbo Nahounon
		Charge d'Etudes	Mr. Allali Stephanos
		Charge d'Etudes	Mr. Memlin Abel Jose
		Charge d'Etudes, Service Communication	Mr. Saih Evoriste Anthony
当方		JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa, Ms. Chantal
		調査団	Mr. Yoshida, Mr. Sugiya, Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
場所： General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior			

地方自治制度に関するヒヤリング

地方分権の歴史

- コートジボワールの地方分権は古い。独立前から検討されてきた。
- 1980年代には、コミューンが、新しい地方自治システムとして開始した。
- アビジャンは、いくつかのコミューンを統合した Town of Abidjan になった。
- 1998年には、地方自治体としての Region ができた。
- 2000年～2011年には、主権を市民とし、Commune、Town、Department、District、Region の5つの階層による地方自治が始まった。
- 2011年、地方自治の新しい制度が導入され、5つの階層は Region、Commune の2つに単純化された。

地方分権の目指す方向

- 地方分権の目的は、地方自治体が、国民のニーズを反映し、地方自治体ごとの独自のシステムで地方開発を促進していくことである。地方自治体は、教育、保健、給水、電気、道路などに対する地元住民のニーズを把握して、開発を実施する。
- 将来的には、地方自治体が財政面で強化されること、行政能力を強化していくことを目指している。
- 地方自治体がよいサービスを提供できるよう、職員のトレーニングが必要である。
- また、地方分権を進めていくには、国民や民間セクターの意識向上も重要である。

地方分権・地方自治体について

- Region には、選挙で選ばれた President of Local Government (President of Regional Conseillers) と、政府に任命された Prefet がいる。Prefet の方が立場は上にある。
- 地方自治体の職員は、全国で 13,000 人。Commune の数 :197、Region の数 :31。
- 地方自治体の財源は、①中央からの交付金、②地方税、③援助機関によるプロジェクトである。
- 地方自治体は、計画を策定し、事業を実施する。省庁出先機関は、各セクターの政策に基づき、地方レベルで政策実施を監理する。予算は持っていない。(水分野は例外。中央 ONEP が予算を持っている。Commune、Region は ONEP に給水事業の実施をリクエストする。)

地方自治体の計画策定・予算化プロセス

- Commune と Region は、開発計画を策定する。地方の開発計画は、中央政府の開発計画を反映する。
- 地方自治体は、中央省庁出先機関の支援を得て、優先事業を決定する。
- 地方自治体は、3カ年開発計画を策定する。3カ年計画に従い、年次計画・予算を確定する。
- 年度始まりは1月。内務省は、7月までに、各地方自治体から上がってきた年次計画を承認する。7月～9月の期間に、各地方自治体は予算案を内務省に提出し、内務省、計画省、財務省、その他省庁を含む委員会で予算の承認を行う。12月までに、財務省は、地方自治体に、確定した年次予算を交付する。

保健・教育

- 地方自治体は、学校、病院などの施設を建設する。施設の維持管理も地方自治体が行う。
- 医者、教師などの職員は中央政府が派遣する。地方自治体は、職員給与の予算は持っていない。
- 将来的には、地方自治体が医者、教師などの派遣・管理も責任を持つようになる。

給水

- 給水については、建設も中央政府（ONEP）が実施する。Commune は、給水事業を実施する技術を持っていない。
- ONEP は、2009年に設立された。DGIHHの政策に従って、プロジェクトを実施する機関である。
- 給水施設は政府が建設し、所有する。維持管理は、住民組織、もしくは、民間業者が行う。

General Direction of Decentralization and Local Development の組織について

- General Manager の下に、5つの局がある。
 - Administration : 法制度
 - Economic and Finance : 地方自治体の予算
 - Personnel and Local Government : 人事、人材育成
 - Decentralization Cooperation :
 - Local Development : 調査、計画策定
- 地方自治体の能力開発は、Personnel and Local Government Department が担当する。
 - * 能力開発プログラムの内容を確認するため、別のミーティングを要請した。

(収集資料)

- General Direction of Decentralization and Local Development の組織に関するパンフレット（ミッション、各局の役割）
- 各地方自治体の2013年の予算

協議メモ

日時： 2013年5月30日（木）13:00 ~14:00			
件名： 地方自治体の人材育成について			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	Sous-Prefet, Director, Direction de la Tutelle Administrative, Conseiller in charge of JICA Project Conseiller	Mr. Gogone-Bi Botty Maxime Mr. Gbala Gnato Mr. Dogbo Nahounou
当方		JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa

	調査団（地方行政）	Ms. Okamoto
	通訳	Mr. Joseph
場所：General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior		

- 地方自治体の Regional Government は、新しい組織である。Commune は以前からある。
- 中央政府は、地方自治体の能力強化に力を入れてきた。1990 年代、最初の能力強化プログラムがドナーの支援により始まった。このプログラムでは、地方自治体のスタッフ、選挙で選ばれた議員を対象とした研修を実施した。
- 能力強化プログラムは、1990 年代の終わりまで実施していた。
- 能力強化は、地方自治体のみならず、市民組織や一般の住民に対しても必要である。
- 地方自治体に対して、以下の能力強化が重要であると考えている。
 - Administrative Procedure
 - Financial Procedure (Revenue and Expenditure Management)
 - Technical Procedure (Urban Development, Solid Waste Management, etc.)
 - Staff Management
 - Local Planning
 - Registration of civil status (出生、結婚、死亡登録)
- 地方自治体の業務に関するマニュアルがある。2013 年、法制度が改正されたため、マニュアルをアップデートする必要がある。
- 去年、地方自治体を対象とした Training Plan を作成した。現在、大臣の承認を待っている。この Training Plan は、Region と Commune の両方を対象としている。
- Training Plan を実施するには、資金が足りない。
- 研修実施機関としては、University of Collectivity がある。UNDP、世銀の支援で 2004 年に設立された。民間の研修機関で、Region、Commune 向けの通信教育を実施している。Region、Commune はお金を払って研修を受講する。
- JICA プロジェクトで地方自治体を対象とした研修を実施する場合には、内務省の General Direction of Decentralization and Local Development の職員が講師をすることができる。

(収集資料) 以下のデータをリクエストした。

- ① Commune および Region の人口、職員の数のデータ（メールで入手済み）
- ② Training Plan およびマニュアル

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 30 日（木）16:00 ~17:00			
件名： 地方自治体の開発計画策定について			
	所属	役職	氏名
先方	Ministry of Plan and Development	Deputy Chief of Staff (Directeur de Cabinet Adjoint)	Mr.Kouame Kouakou Lacina
		Manager of Planning Dept. (Disecfeeu de la Planification?)	Mr.Moustapha Sylla
		Conseiller Technique	Mr. Gueu Gaston
		Sous-Directrice, Chargee des:	Ms. Eveline Taly

	conferences et Missions Assistant Directeur Cabinet Adjonit Research Officer, Qualiticien and Environmental Expert, Sustainable Development Specialist	Mr.Kociadio Kouakou Benjamin Eng. Jean Claude Natoueu KOYA
当方	JICA コートジボワール事務所 調査団（地方行政） 通訳	Mr. Ogawa Ms. Okamoto Mr. Joseph
場所：Ministry of Plan and Development		

- Ministry of Plan and Development の地方出先機関は、州レベルの Regional Direction、および、県レベルの Department Direction である。
- 国家開発計画は、2012-2015 を対象に策定した。これに基づき、Regional Working Plan (地方実施計画) が策定されている。
- Gbeke 州の Regional Working Plan には、Gbeke 州に関わる優先プロジェクトが示されている。今週、担当者が不在であるため、来週、Gbeke 州の計画を渡せる。社会サービスのリハビリテーションが必要である。
- 地方自治体である州とコミューンは、3ヶ年開発計画を策定することになっている。地方自治体の開発計画は、Regional Prefet (地方出先機関の州知事)、および、各セクターの Regional Directions の General Directors に提出することになっている。
- 提出された開発計画は、Working Commission (州レベルの委員会、メンバーは、Regional Prefet、議員他) で協議する。Working Commission の承認後、内務省に提出する。
- 現時点で、州開発計画を策定した州はない。選挙が終わったばかりで、まだ、体制が整っていない。
- 地方自治体の開発計画策定プロセスについては、2004 年、UNDP の支援で、Participatory Local Planning Guideline を作成した。UNDP が持っている可能性がある。(現在、活用されていない)
- 2012 年までに、19 の州で、国家開発計画に基づいた州開発計画を策定している。
- 来年から、州・コミューンの開発計画の策定プロセスを本格的に始めていきたい。
- PRSP (2009-2015) は、全省庁、Regional Directions、Local Government が参加して策定した。PRSP に加え、PPU (Emergency Program) を大統領が策定した。PRSP と PPU を踏まえて、国家開発計画が策定された。
- (地方自治体の県が廃止され、州が広範囲をカバーした開発計画を策定し、実施することになったが、地元ニーズを把握するのは難しいのではないかと、という質問に対して) 州は、村 (村長)、Sub-Prefecture を通じて、情報を入手することができる。

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 30 日 (木) 9:00 ~10:00			
件名： 世銀のプロジェクト、および地方自治体への支援について			
	所属	役職	氏名
先方	Ministry of Plan and Development	Coordinateur Sectoriel, Departement du Developpement Durable	Mr.Nabil M. Chaherli
当方		JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa

	調査団（地方行政）	Ms. Okamoto
	通訳	Mr. Joseph
場所：World Bank		

（先方発言概要）

- 世銀のコートジボワールでの援助分野は以下の通り。
 - Finance and Private Sector development
 - Poverty Reduction and Economic Development
 - Sustainable Development
 - ◇ Agriculture
 - ◇ Energy
 - ◇ Environment
 - ◇ Social Development
 - ◇ Disaster Risk Management
 - ◇ Water and Natural Resource Management
 - ✓ Urban development
 - ✓ Rural development
- 地方分権に直接的に関わるプロジェクトは実施していない。インフラ開発プロジェクトは、間接的には、地方自治体（コミューン）の能力強化につながっている。
- 3週間前に、中央レベルの Public Expenditure Review の調査を開始した。この調査は、教育セクターの公共支出も対象としている。調査の結果、および、提言は9月にとりまとめる。
- 公共支出のアセスメントは地方自治体レベルでも実施するべきだと考えている。
- コートジボワールの地方自治に関わる法制度は、整備されている。2012年には、地方自治に関する新しい法律ができた。問題は、法制度の実施である。
- 16の分野のサービスデリバリーを地方自治体の責任と定めているが、実際には、できていない。人材面、財政面でリソースを地方自治体に Transfer する必要がある。開発予算が足りていない。技術的には、廃棄物管理・交通分野に課題があると考えている。
- 現在は、National Level のプロジェクトを実施しているが、今後は、地方自治体を対象としたガバナンス分野のプロジェクトを実施していきたい。給水、衛生、交通を対象とする。地域は北部・中部・西部であるが、具体的な対象地域はまだ決めていない。現在作成中の Country Assistant Strategy は、2014年7月1日から実施するため、プロジェクト開始は2014年7月以降になる。

（以下、主に給水分野）

- 基本的に世銀は都市開発にフォーカスを当てており、地方部では農業案件ぐらいしかない。従って、プロジェクトサイトとしては、Abidjan、Yamoussoukro、San Pedro、Bouake、Korhogo。
- 注力している分野としては、給水、衛生、道路、固形廃棄物、街灯などで、現在、2つのプロジェクト（“Project de renaissance des infrastructures” “Project d’urgence d’infrastructure urbaine”）が進行中。
- 給水案件の場合、メイン C/P（implementing agency）は ONEP になる。ONEP に関しては、C/P として特に問題は感じておらず、案件を実施するキャパシティはあると思っている（⇒WB プロジェクトの場合は都市給水で SODECI が実際の施設運営を行う。従って、ONEP がコントロールし易いことから評価が高いのか？EU 担当者の ONEP に対する考えと異なる）。

- ONEP の義務の一つは都市給水の開発 (Development) である。
- 基本的にアフリカのフランス語圏の国は中央政府の一機関が全国の給水を管轄する。また、英語圏の国は Municipality などの地方行政が管轄する。(⇒Mr. FALL の出身地であるセネガルはそういう形態のようであるが、これは少し思い違いの可能性あり)
- SODECI は地方給水にも携わっている。(⇒少なくとも、今までこういう話は出てきていないが、現地で確認する必要あり)

(収集資料)

- 1) EMERGENCY PROJECT PAPER ON A PROPOSED EMERGENCY RECOVERY GRANT (電子ファイル)
- 2) Project Paper CI (電子ファイル)

協議メモ

日時： 2013年5月30日(水) 14:30 ~ 16:00			
件名： UNICEF との協議			
	所属	役職	氏名
先方	UNICEF	WASH Manager	Mr. Daniel SPALTHOFF
		WASH Specialist	Mr. KADJO Yao
		WASH Specialist	Ms. Amlette Yepdjuo
当方	JICA Team	地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎 (記)
	JICA コ事務所	Program Officer	N. M. Chantal Kouakou espe BONI
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： UNICEF コートジボワール事務所)			

Donor の中でも比較的活発に地方給水に注力している UNICEF の動向や情報を聴取することを目的として訪問。

(先方発言概要)

- (プレゼンテーションより) 「コ」国における WASH の主な活動内容
 - 1) Boreholes, Handpumps
 - 2) Water Management committees
 - 3) Pump mechanics network
 - 4) Community led total sanitation
 - 5) Household water treatment
 - 6) WASH in schools and health centers
 - 7) Hygiene promotion
 - 8) Guinea worm eradication
 - 9) WASH emergency
 - 10) WASH cluster lead
- EU 説明があったと思うが、UNICEF は水分野のドナーコミュニティのリーダーとなる予定。実際はまだ始まっていないが、今後、AfDB、AFD、WB、UNICEF、EU がメンバーになるが、勿論、日本にも参加して欲しい。
- UNICEF は地方支局を、西部と Bouake に設けている。Bouake には WASH 専門家を配置しているので、

是非コンタクトを取って欲しい。

- Bouake 県内ということであれば、過去にプロジェクトは実施したが、現在は何も実施していないので、JICA との重複はない。過去のプロジェクトの内容は€6 百万の予算で約 130 の井戸を掘削した (2008-11)。EU 資金で実施は UNICEF というコンビネーション。プロジェクトサイトの情報等はまた連絡する。
- (その案件の Sustainability は?との問いに対して) フォローはしているが、内戦が途中であったので、状況が一変してしまったので、今後もフォローが必要と考えている。
- 「コ」国の地方給水については下記の通りいくつか問題が発生している。
 - 1) 内戦後、全国で約 8,000 カ所のハンドポンプが破壊された。大統領がこの状況を憂慮し、これらのポンプの修理を SODECI に依頼した (1年の契約)。従って、ポンプの修理は、SODECI の仕事という認識が出来てしまい、NGO などがポンプ修理などの類似した活動を控える結果となった。
 - 2) 大統領は地方では水道料金は無料であるべきだという考えを表明している。
 - 3) 地方給水は地方政府が管轄すべきであるが、現状では難しい。また、MIE の出先 (Direction Territoriale de L'hydraulique) には優秀な人材もいるが、予算や車もなく、業務を実施することは不可能である。また、地方給水を中央レベルで管轄するはずの ONEP も、結局、地方に支局もなく、職員は全員アビジャンにいる。現状からすると、ONEP は MIE の出先とオフィシャルな協力関係を構築するしかないのでは。
- 衛生 (Sanitation) に関しては、Bouake で 200 の集落で衛生啓発を実施し、結果的には成功した。この結果を他地域にも拡張したい (⇒JICA のプロジェクトに含められないかと言いたかったようなので、衛生は今の所、プロジェクトには含まれていないと回答)。DHS (Demographic Health Service) の報告書があるので、共有したい。

(収集資料)

- 1) プレゼンテーション PPT 資料
- 2) 国際機関のプロジェクトリスト

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 31 日 (金) 11:00 ~12:00			
件名： 教育省の地方出先機関と地方自治体の役割りについて			
	所属	役職	氏名
先方	Ministry of Education	Sous-Directeur de Lyceir er Collejer	Mr. Zebo Pokou Ernesi
		Sous-Directeur des Ecoles Mreferreles ??	Mr. Gulsson Kreaukun Froustris
当方		JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		調査団 (地方行政)	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
場所： Ministry of Education			

アポを入れていた小学校担当者がお葬式に行ってしまったため、急遽、別の方と面談を行った。

- 教育省の出先機関は、州レベルの DREN (Regional Direction of National Education)、および、県レベルの DDEN (Departmental Direction of National Education) であるが、DDEN は廃止が決まっており、現在は、数か所しか残っていない。その下に、小学校を管理する IEP (初等教育視学官) がある。

- Gbeke 州の DREN は、州東部を管轄する Bouake 1 と、州西部を管轄する Bouake 2 の 2 つがある。
- DREN は教育セクターのサービスを管理する。地方自治体は、政治的な機関である。
- COGES は、1995 年に始まった。教育省内には、COGES を管理するセクションがある。州レベルには、Regional Direction of COGES がある。COGES に関わる活動は、Direction of COGES が担当する。
- 小学校建設は、コミューン（市長）が実施する。
- 中学校の建設、および、コミューン外の小学校の建設は、州が実施する。
- 教育省内に、DPES (Planning, Assessment and Statistics Direction) がある。DPES は、統計とスクールマッピングの二つのセクションから成る。
- DREN は、学校ニーズを把握し、スクールマップを作成する。まず、IEP レベル（郡レベルという発言もあったが、IEP と郡の関係が不明）で地元ニーズを把握する Preparatory Meeting を開催する。この結果を DREN が取りまとめ、Prefet に提出し、承認される。承認された School Mapping は、財務省および計画開発省の承認を得て、予算化される。
- School Map は、Prefet（州知事）が承認する。DREN は技術的なサポートをする役割があるが、承認は Prefet である。
- 優先順位を決定し、事業を実施するのは、地方自治体、コミューンである。（上記のプロセスとの関連が不明であるため要確認）

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 30 日（水）14：30 ～ 16:00			
件名： NGO +MAP International との協議			
	所属	役職	氏名
先方	+MAP International	Program Director	Mr. YAO Koffi Aubin
		Finance Manager	Mr. Charles Goabou
		Medicine Coordinator	Ms. Ndiamoi Evelyne
		Administration and HR Manager	Ms. Kouassi Luciene
当方	JICA コ事務所 JICA Team		小川 穰
		地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎（記）
		地方行政	岡本 順子
場所： 往訪・来訪・会議（場所： +MAP International コートジボワール事務所）			

+MAP International (以下、MAP) は米キリスト系の NGO で、「コ」国では、医療や給水プロジェクトに多くの実績を持つ。MAP の活動内容の確認と、地方給水の現状に関する情報収集を目的に訪問。小川氏よりプロジェクトの紹介、そして、MAP 側より活動内容のプレゼンがあり、その後、質疑応答に入る。

（先方発言概要）

- 活動の基本コンセプトは、Promotion、Prevention、Provision という 3 つの P があり、給水に係る部分では Prevention において、WASH プログラムを 2002 年よりギニア・ウォームを根絶するというフレームワークで実施している。ギニア・ウォームに関しては、「コ」国では 2006 年に最後の患者が出て以来、3 年間患者が出なかったため、2010 年には WHO よりギニア・ウォームの根絶証明が発行されるはずであったが、内戦の影響で中止。今年中には証明書が発行される予定である。
- 給水に関する問題点は下記の通り。

- 1) ハンドポンプの数が少ない
 - 2) 壊れているハンドポンプが多い
 - 3) コミュニティは施設を維持管理する財源がない
 - 4) スペアパーツのサプライチェーンが確立していない
 - 5) トイレなどの基礎的な衛生施設へのアクセスが限られている
- MAP の地方給水に関する活動は下記の通り。
 - 1) Provision of new wells (3)
 - 2) Rehabilitaion of pumps (over 500)
 - 3) Training of 246 water-pumps management communities
 - 4) Capacity building and support to local churches in the selling of pump spare parts (北部のブナのみで実施)
 - 5) Construction of bio-sand filters (1,630)
 - 6) Training of women water management in household

※この他に Hygine 及び Sanitation へのアクセスという活動も地方給水も合わせ 3 つの主活動の柱となっている。

- 井戸の価格は、込み込みで約 8 百万 CFA。但し、MPA は NGO なので免税されているが、Tax は民間企業がやると 18% の Tax が掛かってしまう。
- UNICEF が診断した 200 のハンドポンプを 102 台改修した際は、MAP がコミュニティ Mobilization を並行して実施し協働した。
- 不正行為などを避けるために、基本的に水委員会は村のコミュニティからは独立すべきと考えている。水道料金は平均的にバケツ一杯が 35CFA 程度。維持管理は村によって格差がある。
- 政府が地方給水に関して、“誰も水道料金を払うべきでない” という政策を掲げているが、MAP としてはこれまで通り、維持管理を鑑み、水道料金は取るという方向性は曲げない。また、その政策の一環で、SODECI が 2,000 箇所のハンドポンプを改修し、100 箇所の新設を実施するということに関しては、政府の財源を考えた場合、非現実的だと思っている。
- ONEP と DTH (水利地方局 = DGIHH の出先) との関係や機能の差はよく分からない。

(収集資料)

- 1) 過去に Buake で実施したプロジェクトのサイトリスト

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 31 日 (水) 11:00 ~ 13:00			
件名： GMHD との協議			
	所属	役職	氏名
先方	GMHD	President	Mr. Meite Lassana
当方	JICA Team	地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎 (記)
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： GMHD アビジャン事務所)			

GMHD は 27 年前に Mr. Lassana によって設立。当初はポンプのスペアパーツの製造から始まり、ハンドポンプの代理店や、現在は技術者の指導等、幅広く事業を拡大している。ポンプの単価や、スペアパーツのネットワークについて情報収集した。

(先方発言概要)

- 主な事業としては下記の通り。
 - 1) ハンドポンプの製造・販売
 - 2) 修理工の養成
 - 3) ハンドポンプの維持管理と修理
- GMHD は「コ」国内に 15 か所の支店、国外ではマリに海外支店があり、本社は Bouake にある。各支店には技術者やスペアパーツ在庫があり、ネットワークは充実しており、緊急の出荷にも対応できる。GHIHH より優良業者の Certificate も受けている。
- AVI、GEMA、VENIE、SOVEMA 等の一流ハンドポンプメーカーの代理店になっている。
- 維持管理（ソフト面）の指導も業務の一つで、各村に Technician を配置して、公共水栓の料金徴収係を要請し、水道料金の徴集を確実にする。最終的には Technician が水道料金を銀行に収める。水道料金は 1m³=250~350CFA。徴収した水道料金は、60%が維持管理に回され、10%が集落の予備費、20%がリハビリ費用、10%が ONEP/デシアシの Supervison。
- 通常の契約形態では ONEP から Regional District Gov. と契約することが多い(⇒現地で確認する)。
- 70mdepth の井戸の建設金額としては、全て込み込みで 2,800,000CFA 程度。
- (掘削会社を紹介して欲しいとの問いに) SPAF という会社を推薦する。年間 1000 本以上の井戸を掘削している。

(収集資料)

- 1) SOVEMA ハンドポンプカタログ

協議メモ

日時： 2013 年 5 月 31 日 (水) 14:30 ~ 15:30			
件名： SEPHY との協議			
	所属	役職	氏名
先方	SEPHY	Director General	Mr. Albert AGOH
		D. G. A	Mr. Anoma Apollinaire
		D. Technique	Mr. Guibril Kanssoko
当方	JICA Team	地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎 (記)
場所：往訪・来訪・会議 (場所：SEPHY アビジャン事務所)			

SEPHY は 2001 年に設立。給水関連や道路関連事業が主としたフィールドである。ここも GNHD と同じく、建設業務だけではなく、技術者の指導等、維持管理のソフト面での支援も実施している。井戸建設の単価について情報収集した。

(先方発言概要)

- SEPHY は現在の所、このアビジャン本部に 8 名の管理職、そして現場サイトには約 110 人のスタッフがいます。
- 2008 年頃より、HVA (レベル 2) 施設の建設に従事する。ポンプに関しては、新設も修理も出来、O&M の指導もすることがある。政府が顧客になることもあれば、村民自らが自己資金でオーダーしてくることもある。村民はココナッツなどで、意外と現金収入がある。
- Bouake では、150 のポンプの修理と UNICEF から請け負ったことがある。また、別件では UNICEF か

らトイレ建設の仕事も受注した。

- 仕事の内容によっては、住民の啓もう活動なども行う。
- 井戸建設のコストとしては、全て込みこみで€18,900 (=12,400,000CFA)
- 最近、D'ADZOPE で実施される ONEP の案件（ファンドは KfW）を契約したばかり。
- 現在の総売り上げは、100m-150mCFA で、300m-400m になることを目標に置いている。

協議メモ

日時： 2013年5月31日（水）14:30 ~ 15:30			
件名： IRC との協議			
	所属	役職	氏名
先方	IRC	Director General	Mr. Louis Falcy
当方	JICA Team	地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎（記）
場所： 往訪・来訪・会議（場所： IRC アビジャン事務所）			

IRC(International Rescue Committee)は米系の NGO で主に紛争地域の難民の生活向上を主としたフィールドに置く。地方給水の実績もある IRC に現状や活動の内容を聴取する。

（先方発言概要）

- IRC の活動範囲としては主に西部が多い。北部に関しては、現在、ヤムスクロと Bouake の間の地域で地方給水のプロジェクトを実施している。また、3つの主要コンポーネントは、衛生教育、公衆衛生、水へのアクセスである。
- 給水に関しては、WASH プログラムを中心に実施しており、最大のパートナーは EU。これまでに 300 の井戸施設を改修し、新規の井戸を 16 建設した。
- こちらからの提案としては、まずプロジェクトは Sustainable でなければならず、包括的なものにすべき。また、ONEP の改善は必要だが、現状では難しく、デシアシの動きも良くない。
- ONEP の役割としては下記の 3 つであり、IRC は ONEP 職員の現地出張のために、交通費や日当を支給する。
 - 1) 物理探査 (?)
 - 2) 入札書類のレビュー
 - 3) 対象地区の選定
- また、ONEP は全体的なスーパーバイザーとして関与する。デシアシは DGIHH の出先機関ではあるが、立場的には ONEP の方が上部機関となる。
- 政府が地方給水は無料という政策を打ち出したのであれば従わなければならない。しばらく政策が実行されるのかどうか静観するが、政府の決断に NGO は反対出来ない。また、政府がポンプのリハビリを SODECI に Exclusive に委託したことも IRC の活動には特に影響しない。

協議メモ

日時： 2013年6月3日（月）9:30 ~11:20	
件名： Prefet (Bouake Department) への表敬訪問、Bouake Commune に関わる情報収集	

	所属	役職	氏名
先方		Prefet, Bouake Department	Mr. Konin Aka
		General Secretary, Bouake Dept.	Mr. Kassi Koua Emmanuel
		Sous Prefet	Mr. Djause Loung
		General Secretary, Bouake Commune	Mr. Ehu Tanon
		Charge of Study, ERGEC, CIIC	Mr. Siaka Firnin
		Supervisor, ERGEC, CIIC	Mr. Caffy Cislana Flora
		Director of Technical Service Dept., Bouake Commune	Mr. Asse N'Guenan
		Staff of Technical Service Dept., Bouake Commune	Mr. Kauame Yao Placide
		Chief of Technical Service, Brobo Commune	Mr. Brou Yao Yues Fulgenece
		Student	Ms. Sowagnon Chimene
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		教育	Mr. Hara
		地方給水	Mr. Yoshida
		地方給水	Mr. Sugiya
		地方行政	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
		通訳	Mr. Diarrassouba Ualy
場所：Prefet Office, Bouake Department			

Bouake 県 Prefet への表敬訪問。途中から、Bouake Commune の職員が参加。さらに遅れて、Brobo Commune の職員が参加した。

Prefet の発言

- プロジェクトに関わる関係機関を集めて、会議をするべきである。
- Prefet の役割りは関係者を調整することである。会議で関係機関の意見を聞いて、調整したい。
- 関係機関を訪問した後、アビジャンに帰る前に調査結果についての情報を共有してほしい。
- 各県・市でバラバラに調査すると、話した内容を把握できない。

→小川氏回答：今回の滞在中には時間がないため、次回、官ミッションが来た時に情報を共有するようにしたい。関係者全体の会議を持つかどうかは、検討する。

General Secretary, Bouake Commune の発言

- 給水、教育、安全、保健の4つのセクターについて、コミューンの開発計画がある。
- 幼稚園、小学校の建設・機材は Commune の管轄、中学校以上は Conceiller General の管轄である。Commune の外の幼稚園、小学校も、Conceiller General の管轄である。
- コミューンの3カ年計画に、学校リハビリのプロジェクトリストも入っている。提供することができる。
- Bouake 市の都市域は拡大しており、給水は問題である。水供給システムのサービス地域を拡大する必要がある。また、水道のステーションは2か所あるが、キャパシティが足りない。

Prefet の発言

- 地方給水は ONEP が担当している。中央政府は、都市部でも農村部でも、給水インフラを整備する責任がある。SODECI はサービスプロバイダーである。
- Prefet は、Gbeke Region の Prefet も兼務している。
- District Governor が新たに任命されることになっている。

[Bouake Commune について]

地方給水、教育担当メンバーは、それぞれ、視察に出発。

Bouake Commune 職員、Brobo Commune 職員、小川氏、岡本が残って引き続きヒヤリングを実施。

- General Secretary は、5～6年前から Bouake Commune で働いている。内務省から派遣された職員である。各局の局長も、内務省から派遣されている。
- Bouake Commune には、以下の局がある。
 - Administration
 - Finance
 - Technical
 - Social and Cultural Affairs and Human Promotion
- Technical Department は、清掃、調査、建物のリハビリ等を実施している。

協議メモ

日時： 2013年6月3日（月）11:30 ～12:30			
件名： President de Conseiller General への表敬訪問、県自治体に関わる情報収集			
	所属	役職	氏名
先方		2. President of Conseiller General, Bouake Department 3. Staff, Conseiller General, Bouake 4. Staff, Conseiller General, Bouake 5. Staff, Conseiller General, Bouake 6. Staff, Conseiller General, Bouake 7. General Secretary, Bouake Commune 8. Staff of Technical Service Dept., Bouake Commune 9. Chief of Technical Service, Brobo Commune	1. Mr. Jean Claude KOUASSI 2. Mr. Kouane N’Ari Bruno 3. Mr. N’Guessan Rouassi 4. Mr. Rouarou Maurice 5. Mr. Kouane Koffimerue 6. Mr. Ehu Tanon 7. Mr. Kauame Yao Placide 8. Mr. Brou Yao Yues Fulgenece
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所 地方行政 通訳	Mr. Ogawa Ms. Okamoto Mr. Joseph
場所： Conseiller General, Bouake Department			

President への質問に対する回答

- 地方分権のシステムでは、Commune、Town、Department、Region、District の5つのレベルがあった。これが、Commune と Region の二つのレベルにまとめられることになった。しかし、実際には

Region レベルの選挙は過去に行われていなかったため、Region は存在していない。現在、選挙が終わったばかりであり、7月1日からRegionが正式に開始する。

- Bouake Department の職員の一部は、Region の職員になる。過去の職員の経験を活用するという政府の方針である。追加で職員を雇う必要もある。
- Department の資産も Region に移管すると思われるが、法律がないため、現時点では明確でない。中央政府が決定する。
- Bouake Department には、22人の職員がいる。本来は100人の職員が必要だが、予算がない。
- 予算は、40%を経常経費、60%を開発経費に充てると決められているが、現状は、60%を経常経費、40%を開発経費に充てている。
- Conseiller General の事務所の建物は、政府の所有物ではなく、賃貸である。Region が引き続き、この事務所を使うかどうかは決まっていない。机、いす等の機材は、政府の所有物であるため、Region に引き継がれるだろう。
- 2013年～2015年の3カ年開発計画がある。アビジャンのオフィスで受け取ってほしい。
- 組織図もアビジャンのオフィスで渡すことができる。
- 開発計画は、本来は、地方自治体を作るものである。現在は、国家開発計画に基づいて、地方の開発計画が作成されている。
- 国家開発計画は、承認されている。州レベルに、州開発計画と国家開発計画の整合性を評価するユニットが設置された。
- 国家開発計画に基づいて、2013年のGbeke州Conseiller Regionalの予算が決められている。
- Conseiller RegionalのPresidentは、Gbeke州Prefetの監理下にある。
- 地方自治体(Commune, Conseiller Regional)は、17の分野の事業を実施する。給水施設も地方自治体の責任範囲である。ONEPや地方出先機関が事業を実施しているが、通常のプロセスでは、地方自治体の実施すべきである。
- 地方自治体に割り当てられている予算は、2003年から2011年の期間、非常に小さかった。2012年でも、全体予算の1.5%である。
- Bouake Communeは、2カ月間のストライキがあったため、2013年の予算策定が遅れている。
- 地方自治体は、開発計画を策定し、議会で承認する。これを中央で承認するというのが、基本的なプロセスである。

協議メモ

日時： 2013年6月3日(月) 13:45 ~14:45, 16:00~16:30 6月4日(火) 18:00~18:40 6月5日(水) 12:00~12:30			
件名： Bouake Commune に関わる情報収集			
	所属	役職	氏名
先方		10. General Secretary, Bouake Commune 11. Director of Economic and Financial Affairs	9. Mr. Ehu Tanon 10. Mr. Coulibaly Bakary
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa

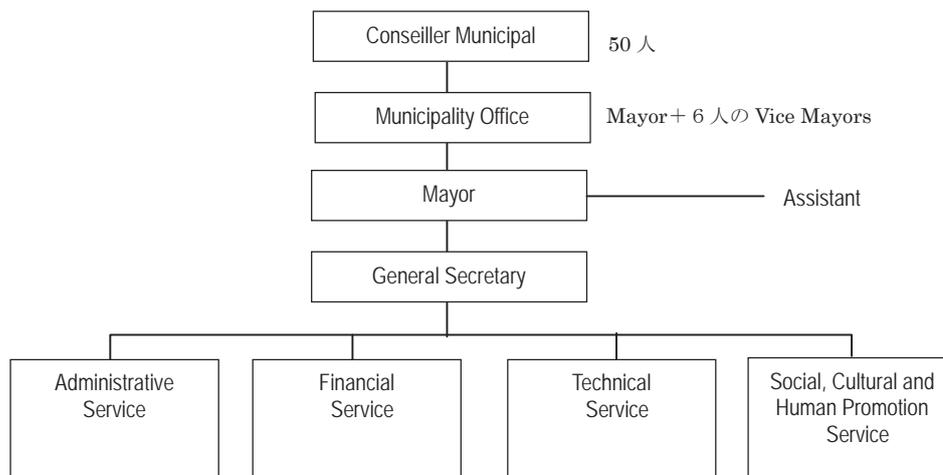
	地方行政	Ms. Okamoto
	通訳	Mr. Joseph
場所 : Bouake Commune		

以下は、午前のヒヤリングの内容

- General Secretary は、5～6年前から Bouake Commune で働いている。内務省から派遣された職員である。各局の局長も、内務省から派遣されている。
- Bouake Commune には、以下の局がある。
 - Administration
 - Finance
 - Technical
 - Social and Cultural Affairs and Human Promotion
- Technical Department は、清掃、調査、建物のリハビリ等を実施している。

午前のヒヤリング内容を踏まえて、引き続き、ヒヤリングを実施した。

- Bouake Commune の組織図は、以下の通り。議員は全員で 50 人。副市長が 6 人いる。



- 職員数は、618 人。本来は、1,200 人必要である。
- Bouake Commune は、市街地の外の 42 の村も管轄している。
- 2012 年～2014 年の開発計画がある。
- DTH、DREN 等の政府出先機関とは、調整を行う。必要に応じて、Department の Prefet が調整会議を開催する。会議には、出先機関、Commune が参加する。
- Commune の自主財源は、地方税である。店舗、タクシー事業者、バス事業者、運送業者、ホテル、バー・ナイトクラブ等から、地方税を徴収する。
- 地方税システムは、毎年、経済財務省の承認を得る。まず、市長が案を作成し、議会で承認する。その後、Prefet に提出し、地方自治体、地方出先機関が参加する委員会で協議する。Prefet は、内務省に提出し、省庁で構成する委員会で最終承認する。
- 予算は、市議会で承認した後、Prefet に提出する。Prefet は、内務省に提出し、最終承認を得る。

- 2013 年の予算は、2,414,610,000 FCFA である。ストライキがあったため、市議会での予算の承認プロセスが遅れている。
- 2012 年の歳入は、合計で 1,393,096,139 FCFA。うち、国からの交付金は 201,649,703 FCFA。
- 最も重要な職員の能力強化は、コンピュータの技能である。
- 新しい市長・議員の就任後は、法律に関する研修が必要である。

(収集資料)

- ① 3 カ年開発計画
- ② 年次予算
- ③ 組織図
- ④ 部署ごとの職員の数
- ⑤ 予算（歳入、歳出）内訳サマリー
- ⑥ 地方税リスト

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 3 日（水） 11 : 00 ~ 12:30			
件名： 水利地方局（DTH）との協議			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	Director General Agent	Mr. COULIBARY Syedou Mr. Kouakou Jules
当方	JICA Team	地方給水 1 地方給水 2	吉田 克人 杉谷 健一郎（記）
場所： 往訪・来訪・会議（場所：DTH ブアケ事務所）			

水利地方局（DTH=Directeur Territoriale de l' hydraulique）は経済インフラ省が地方に置く唯一の出先機関である。DTH の現状と地方給水の問題点などを聴取。尚、DTH は本件でパイロット事業が始まった際は、現場でのメイン C/P になると思われる。

(先方発言概要)

- 現在の職員構成としては、所長、Agent（主にポンプメカニック育成のスーパーバイザー。但し、彼自身が指導することはない）、運転手（車輛を 1 台所有）、警備員の 4 名。紛争以前は 15 名の陣容だった。
- 活動経費に関しては今までゼロであったが、今年度は 3 百万 CFA の予算があるが、まだ支給されていない。従って、出張に行くためのガソリン代などは自腹を切っている。
- ONEP の仕事をすることが多いが、プロジェクト毎に契約を結ぶ。ONEP から委託される主な仕事としては、プロジェクトのスタディ、施工管理のスーパーバイズ（工事完了の Certificationなどを発行）
- DTH は MIE ミニスターの直轄で、DGIHH の傘下ではない（関連組織関連図参照）。
- 住民からの要請の流れはケースバイケースで色々なパターンがある。
- ベケ州の問題点としては下記の通り。

- 1) 新規の井戸が必要
 - 2) 水源（井戸）はあっても量が足りない
 - 3) ポンプのリハビリテーション（=ポンプの老朽化）
- ブアケとサカスでは 74 の新規井戸の建設が必要と見ている。
 - ポンプメカニクへの研修は以前のケースでは、ABI（メーカー）から派遣された講師により実施された。DTH が講師になることはない。
 - ポンプのメーカーと指定することはないが、種類が異なるとトレーニングが複雑になるので、2 種類ぐらいにしたい。

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 3 日（月） 15:00 ～15:45			
件名： Gbeke 州・Bouake 県計画開発局についての情報収集			
	所属	役職	氏名
先方	Regional Direction of Plan and Development, Gbeke Regon	12. Director of Department, Bouake (県レベルの局長) 13. Charge of Study 14. Chief of Financial Department	11. Mr. Ouatiara Bassoulamana 12. Mr. Oyou Gnonyoran Benjamin 13. Mr. Ouatiara Nattinata
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所 地方行政 通訳	Mr. Ogawa Ms. Okamoto Mr. Joseph
場所： Regional/Departmental Direction of Plan and Development			

州計画開発局長は病気のため、県開発局長にヒヤリングを行った。

- 計画開発省の出先機関は、州レベルと県レベルがある。事務所は同じ場所にある。
- 県レベルの出先機関は、Bouake 県にしかない。他の県にはない。
- 職員数は、州、県合わせて 8 人。
- 2002 年以前は、以下の 2 つの開発基金があった。
 - 農村開発基金 (FRAR: Regional Fund for Rural Development)
 - 都市開発基金 (FIAU: Investment Fund for Urban Area)
- これらの基金を再開し、水、保健、教育等の基本的なサービス提供のための事業を実施することが決まっているが、まだ、始まっていない。
- 計画開発省の出先機関の役割りは、村・コミュニティのニーズを把握し、中央政府に報告することである。
- 各村にフォームを配布し、ニーズ調査を行った。調査の結果は、計画開発省に提出し、国家開発計画の内容に反映された。
- プロジェクトを決める際には、県の Prefet を中心に、政府出先機関、地方自治体、村長の代表者で構成する委員会で決定する。今後、Conseiller Regional が開始したら、どのような体制で調整が行われていくのかわからない。
- 現在の州開発計画は、国家開発計画を下に作成している。

- 州・県計画開発局は、コミュニケーションの開発計画策定を指導する役割りもある。セミナーなどにより、地方自治体の研修を行う。

協議メモ

日時： 2013年6月3日（水）16:00～17:30			
件名： GMHD との協議			
	所属	役職	氏名
先方	GMHD	Responsible Technico Commercial	Mr. Kanamassori Soro
		D. G. A.	Mr. Anoma Apollinaire
		D. Technique	Mr. Guibril Kenssoko
当方	JICA Team	地方給水 1	吉田 克人
		地方給水 2	杉谷 健一郎（記）
場所： 往訪・来訪・会議（場所：GMHD 本店）			

GMHD のアビジャン支店を訪問した際に、社長からは是非、ブアケ本店のワークショップやスペアパーツの在庫などを確認して欲しいということもあり、GMHD 本店を訪問。

（先方発言概要）

- 本店の6人の職員から構成される。内3人は技術者。主要な業務としては、ハンドポンプやスペアパーツの販売、技術者のトレーニング、HVAの建設やオペレーション業務など。
- トレーニングに関しては、HVは約1週間、HVAは2週間かけて行う。事務所での座学と現場での研修を混ぜて行い、通常は無料で実施する。講師は社内の技術者2名。頻度としては、年に2～4回。一回の参加者はHVはmax. 22名、HVAは12名。
- 最大の顧客はONEP。通常の施設工事などの契約はONEPと結ぶことになるが、他にも下記の通り全部で3つの契約が必要になる。
 - 1) GMHDとCounseiller General（実務内容）
 - 2) GMHDとONEP（責務）
 - 3) GMHDとVillage（水委員会との契約⇒3年間のオペレーション等）
- GHMDがオペレーションを委託された場合の水道料金の配分は下記の通り。
 - 1) 60%（GHMDの活動経費）
 - 2) 20%（メンテナンス費）
 - 3) 10%（ONEPへ）
 - 4) 10%（水委員会へ：清掃代金等）

※会社の利益が入っていない。GHMD曰く、損を覚悟でやっているとのことだが、信じがたい。
- 70m depthの井戸1セットの単価見積もりとしては、10,650,000CFA。
- GHMDがオペレーションをする場合、水委員会の構成としては6名、President、Secretary General、Technician、Accountant、衛生担当（2名=女性委員）にしている。
- インタビュー後、オフィスの裏手にある倉庫を見学し、充実したスペアパーツの在庫を確認した。倉庫は整理整頓されており、頻繁に出入り業者のトラックが出入りしていることから、商品の流通が確認出来た。GHMDは全国を3つの地区に分けて、スペアパーツのサプライチェーンを構築してい

る。

(収集資料)

1) 上記3種類の契約書コピー

協議メモ

日時： 2013年6月3日(月) 17:00 ~17:30			
件名： Prefet (Bouake Department)に関する情報収集			
	所属	役職	氏名
先方		Prefet, Bouake Department	Mr. Konin Aka
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		地方行政	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
場所： Prefet Office, Bouake Department			

- Conseiller Regional の開始は、いつになるかわからない。現在、最高裁判所で選挙に関する裁判を行っており、判決が出た後、Conseiller Regional が就任する。
- Prefet には、調整する役割がある。政府出先機関と地方自治体を調整する。Conseiller Regional が設置されたら、Conseiller Regional との調整も Prefet が行う。
- Prefet は、Conseiller Regional より立場は上である。州レベルの調整委員会を設置し、関係機関の調整を行う。
- 地方分権により、学校建設などの事業実施は、地方自治体の管轄となった。しかし、実際は、地方自治体には資金がない。中央政府が、地方自治体に開発予算を配分する必要がある。
- 開発計画を策定するのは、地方自治体である。
- 州開発計画の承認は誰の権限になるかは、わからない。

協議メモ

日時： 2013年6月4日(火) 10:00 ~ 17:00			
件名： パイロット事業候補地現場踏査			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	AGENT	Mr. Kouakou Jules (+2名のエリア担当のポンプメカニック)
当方	JICA Team	地方給水1	吉田 克人
		地方給水2	杉谷 健一郎(記)
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： Sakassou 市周辺)			

DTH が選んだパイロット事業の候補地5箇所を訪問。いずれも Sakassou 中心地より15~30分程度の場所にある。

1) ATTIAKRO (北緯7度25分57.6、西経5度24分54.7)

- 2) KAHAKRO (北緯 7 度 25 分 54.3、西経 5 度 13 分 54.3)
- 3) KPANIGOKRO (北緯 7 度 25 分 16.7、西経 5 度 13 分 3)
- 4) N' GBANDOBO (北緯 7 度 29 分 10.4、西経 5 度 17 分 6.5)
- 5) MAHOUNOU KOUAKURO (北緯 7 度 30 分 48.7、西経 5 度 17 分 16.3)

(先方発言概要)

※上記 5 箇所の Village の状況は下記の通りほとんど共通している。

- 施設は HV (足踏みポンプ) で、元々1980 年代後半に欧州開発ファンドで建設されたもの。基本的には、よく維持管理されており、改修されたものもあったが、現在も問題なく使用されている。
- 水委員会の運営も適切であり、水道料金はバケツ毎に 10CFA を徴収している。各家庭持ち回りで井戸において集金係となり、集めた水道料金は水委員会の会計係に渡す (⇒どの集落の同じパターンであるので、過去に NGO などが実施した O&M トレーニングの効果が出ている模様)。水道料金はどこも低いという認識であったが、住民集会で決定されるため値上げしにくい。
- Village が指摘する給水に係る主な問題点は水量。どの Villate も井戸は一つしかなく、500 人～1,000 人が共有しており量的に足りていない。不足分は近隣の河川等から取水している。また、乾季にはその河川も枯れることがあるので、取水が困難になる。
- KPANIGOKRO と N' GBANDOBO では子供の下痢はあるとのことであるが、それ以外の場所では水系疾病はほとんどない模様。一部、塩分濃度が濃いか、赤水が出る等のコメントもあったが、簡易水質キットで確認したが、概して水質には問題がない。
- ポンプが故障した場合は、DTH かポンプメカニックに直接連絡する。大体、2, 3 日で修理は完了するが、その間は隣村の井戸を使わせてもらうか、河川から取水する。スペアパーツは簡単に手に入る。
- 村の規模としては 500～800 人。主要産業は農業で、キャッサバ、ライス、コーンなどを栽培し、家庭で消費するものを除き、剰余作物をブアケの市場などで売り、キャッシュインカムを得る。
- KAHAKRO と MAHOUNOU KOUAKURO に関しては、政府の指導もあり、近々、別の場所に住民が移動する可能性もあるとのこと。

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 4 日 (火) 17:00 ~ 17:15			
件名： ポンプメカニックとの面談			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	Pump Mechanic	Mr. YAO Atti
当方	JICA Team	地方給水	杉谷 健一郎 (記)
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： Sakassou 現場)			

DTH が選んだパイロット事業の候補地 5 箇所を訪問時に、同行したポンプメカニックに仕事の内容等を聴取。

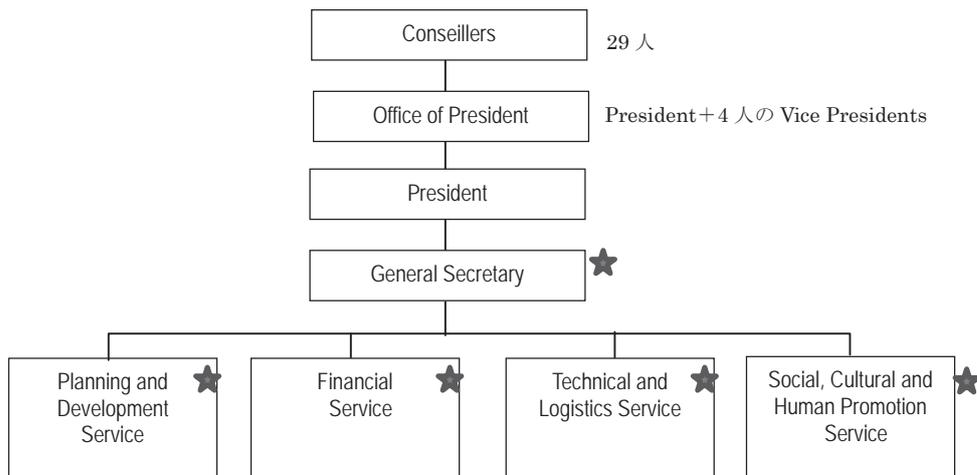
(先方発言概要)

- 担当地区のようなものではなく、DTH より修理の要請があればどこにでも行く（普段は農業に従事している）。基本的にはどの種類のポンプでも修理できる
- 1988年にDTHでベーストレーニングを受け、それ以来ポンプメカニックをしている。DTHからはトレーニング終了後、Certificateが渡され、正式にポンプメカニックとして登録される。
- 1988年以降、4回の追加トレーニングを受けた。4回の内、2回はDTHの主催で、後の2回はUNICEFが実施した。自分としては、もっとトレーニングを受けたいと思っている。

協議メモ

日時： 2013年6月5日（火）11:15 ~13:00			
件名： Sakassou 県地方自治体（Conseiller General）に関する情報収集			
	所属	役職	氏名
先方	Conseiller General	2 nd Vice President	Mr. Kouacou Brou
		4 th Vice President	Mr. Kouasie Kouagal Chitaphe
		General Secretary	Mr. Dranane Barro
		Director of Technical Department	Mr. Kassamba Idrissa
		Medical Doctor, Social Affairs	Mr. Kouane N’Guessan Bernos
		Chief of Decentralization Cooperation Department	Mr. N’Da N’GuessanLucien
		Staff of Technical Department	Mr. Brou Kouame Assabou Richel
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		地方行政	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
場所： Conseiller General, Sakassou Departments			

- 組織図は下の通り。



★ 内務省から派遣された公務員

- 内務省から派遣された職員は5人。（上図の星印）

- 職員の数は 25 人。本来は、50 人の職員が必要だが、予算がない。
- 職員の内訳は、以下の通り。
 - Technical and Logistics Service: 5 人
 - Financial Service: 7 人
 - Development and Planning Service: 2 人
 - Social, Cultural and Human Promotion Service: 2 人
 - Office of President、その他: 9 人
- 各部署の業務は、以下の通り。
 - Technical and Logistics Service:
 - ◇ 道路、学校等の建物、給水施設の建設・リハビリ
 - ◇ 車両等の資産管理、維持管理
 - Financial Service
 - ◇ 予算策定・執行
 - ◇ 調達
 - Development and Planning Service
 - ◇ 3 カ年開発計画の策定
 - ◇ 3 カ年開発計画の実施モニタリング
 - ◇ ニーズ調査（村に行ってニーズを調査する）
 - Social, Cultural and Human Promotion Service
 - ◇ 福祉。貧困世帯への生活保護
- Conseiller General は、Prefet の監理下にある。計画内容や事業実施状況について、Prefet に報告する。
- Conseiller General は、省庁の地方出先機関と協力する。例えば、DREN が作成するスクールマッピングの情報を踏まえて、事業を選定する。
- 村からのニーズ(要求)は、Conseiller General に直接、上がって来ることもあれば、Sub Prefecture (郡) を通じて上がって来ることもある。
- 事業の優先準備は、Prefet (Sakassou Department) を長とする委員会で協議して、決定する。例えば、学校建設・リハビリ事業であれば、メンバーは以下の通り。
 - ◇ Prefet (Sakassou Department)
 - ◇ DREN
 - ◇ Commune
 - ◇ Conseiller General
 - ◇ EIP
 - ◇ Sub Prefets

DREN が最終決定し、協議の結果を教育省に伝える。(岡本注：大統領の緊急プログラム実施の意思決定プロセスの話であると思われる)

- 2013-2015 の 3 カ年開発計画を策定した。開発計画は、内務省が最終的に承認する。President は、内務省で計画の内容を説明する。
- 年次予算は、承認は必要ない。承認された 3 カ年計画に沿って予算を作成しているため、毎年の予算の承認は必要ない。提出して、受領されるだけである。

- 予算は、150 million 以下であれば Prefet が承認することになっているが、実際は、100 million を超えると、中央に提出し、中央が承認している。
- コミューンは、毎年、予算の承認が必要である。
- 住民からの要望は、①Conseiller General に直接来る場合（村長からのレター）、②EIP、DREN などの出先機関を通して来る場合、③Sub Prefecture を通じて来る場合の3つがある。3つのうち最も多いのは、1つ目の村長から直接、要望が来る場合である。
- Conseiller General の独自予算はない。100%、中央からの交付金で賄っている。
- 一番の問題は、開発のための資金である。3カ年計画は承認されたが、計画を実施するのに必要な金額が交付されない。予算は紙の上だけである。2012年の予算は、472,000,000 CFA であったが、交付されたのは、20,000,000 CFA x 12ヶ月 = 240,000,000 CFA であった。
- 2013年の予算には、2つの小学校の建設がプログラムに入っている。リハビリのプロジェクトはない。リハビリのニーズもあるが、予算がないため入れられない。井戸（新設）は、1件計画している。リハビリはなし。
- ヤムスクロで実施されたポンプ修理の研修に、5人を送った。現在、研修を受けた5人がポンプ修理を行っている。スペアパーツのお金は、コミュニティ（水管理委員会）が支払う。
- 難しい修理が必要な場合は、DTHにリクエストする。
- 給水施設、学校の建設は、Conseiller General もしくは ONEP が行う。運営は、COGES や村の水管理委員会が行い、DREN や DTH が監理する。

(収集資料)

- 3年開発計画
- 年次予算
- 10年開発計画（サマリー）、および、調査レポート
- Review Document 2002-2011, Department of Sakassou (2002-2011年の活動をまとめたもの)

協議メモ

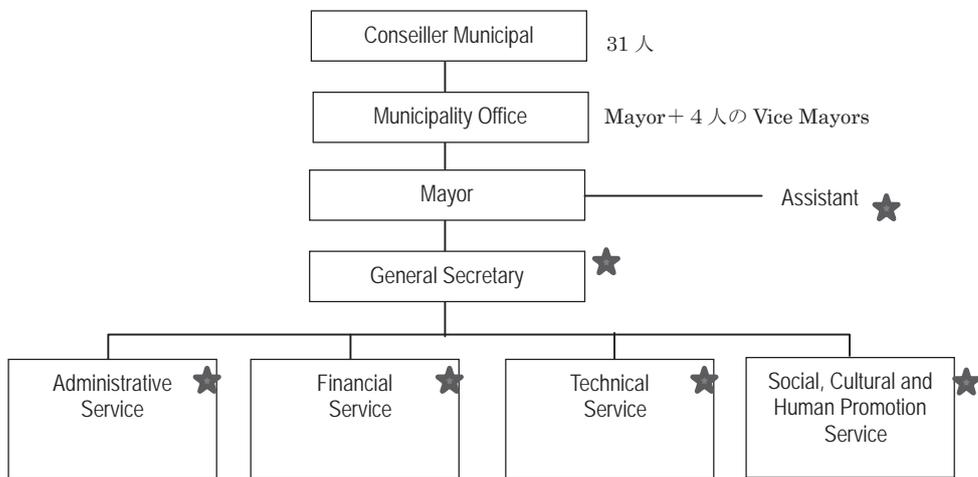
日時： 2013年6月4日（火）13:15 ~15:15			
件名： Sakassou Commune の組織、活動等			
	所属	役職	氏名
先方	Sakassou Commune	15. Mayor	14. Mr. Kouadio Kouame Eugene
		16. General Secretary	15. Mr. Dro Zegbe Bamba
		17. Staff of Administration, Assistant to Secretary General	16. Mr. Dago Tiegba Elie
当方		JICA コートジボワール事務所 調査団（地方行政） 通訳	Mr. Ogawa Ms. Okamoto Mr. Joseph
場所： Brobo Commune			

市長挨拶：

- Sakassou は、2002 年から 2010 年の内戦の影響を大きく受けた。CNO 地域は、被害が大きかったが、中部では特に、Bouake と Sakassou の被害が大きかった。
- 市庁舎、郡庁舎、農業局事務所は EU がリハビリした。財務局や郵便局の建物は、まだ修復されていない。
- 援助プロジェクトはあるが、ほとんどは他の都市に行ってしまう。Sakassou に支援が必要である。

Sakassou Commune の組織、活動について

- Sakassou は、1996 年にコミューンになった。人口は、35,000~40,000 人。うち、何人が都市人口かはわからない。
- Sakassou 県には 172 の村があり、うち、Sakassou Commune には 54 の村がある。
- 選挙後、議員は、市長と副市長 4 人を選任する。
- 組織図は下の通り。6 人の職員が内務省から派遣されている。(下図の星印)



★ 内務省から派遣された公務員

- 各部署のスタッフの数は、technical:5人, financial:8人, Administration4人, Social&Culture:1人。
- その他、秘書2人、運転手2人、ガードマン1人、アシスタント1人がいる。
- 職員数は、合計で、22人+6人(内務省)=28人である。本来は、35~40人必要だが、予算がないため、28人になっている。
- 開発計画は、2013~2015年の3ヵ年計画がある。予算が十分ないため、必要な事業すべてを含んでいない。
- 2013年の予算は69million CFA。うち、交付金が60million、自主財源が9millionである。交付金の60millionは、2008年以降、毎年同額に固定されている。
- 交付金の60million CFAのうち、30millionは開発予算と決まっている。残りの30millionと、自主財源の9millionの合計39millionが、職員の給与に充てられている。
- 予算策定プロセスは、以下の通り。
 - 市長が、予算案を策定。(技術スタッフからの情報を得て)
 - 市長および4人の副市長で構成するMunicipal Officeで協議
 - 議員がメンバーとなって構成する2つの委員会で協議 (Financial and Economic Affairs と Social and Cultural Affairs の2つの委員会がある)
 - 議会 (Conseiller Municipal) で協議←Sub Prefet, Prefet, 省庁出先機関が情報提供等の支援する。
 - Prefet (Sakassou Department)が開催する委員会 (Sub Prefet, 省庁出先機関が参加) で協議
 - 予算額が150million CFA以下であればPrefetが承認し、150million CFA以上であれば、内務省に提出する。
 - 中央で、省庁がメンバーとなる委員会で協議し、承認する。
- 予算は、変更があれば、変更予算を作成し、Prefetの承認を得る。もし、JICAプロジェクトで事業を実施することになれば、変更予算を作成する。
- Technical Service Departmentは、小学校建設、給水施設の修理を行っている。
- 給水は、基本的には、Communeの責任である。
- Sakassou Communeでは、給水施設の新設が必要だが、18million CFAかかる。予算がないため、ポンプの修理しか行っていない。
- 2012年には、2つの小学校を建設した。教師の宿舎も建設した。
- ポンプ修理は、2008年以降、合計で、50か所で修理した。うち、2012年は、10か所。
- 給水施設は、村長から、ポンプが壊れたので修理してほしいと、直接、要請が来る。
- 30million CFA以下の事業は、入札が必要ないため、Communeで入札の経験はない。

- Communeは、電気など広域的な施設については、Regional Conseillerと話し合う。

- 交付金は、州財務局に送られてくる。Communeは、直接、お金を取り扱わない。職員の給料は、職員がBouakeで受け取る。市長はサインするだけである。工事が完了したら、市長が書類にサインし、業者はブアケで財務局からお金を受け取る。

- Sakassou Communeでは、識字教育も実施している。内戦中、学校に行けなかった人たちは、今から

学校には行けない。読み書きができない人たちに対して、識字教育を行っている。

- 2002年の自主予算は、4～5million CFAであった。今は、9～10millionであるので、増えている。
- 主な財源は、マーケットで販売業者（販売人）から徴収する税金、出生届などの手数料、倉庫のレンタル料、土地使用料などである。
- 市の税金の項目と税率については、毎年、国の承認を得る。

(収集資料)

- ① 3ヵ年開発計画
- ② 年次予算

協議メモ

日時： 2013年6月5日（火）11:15 ～13:00			
件名： Sakassou 県地方自治体（Conseiller General）に関する情報収集			
	所属	役職	氏名
先方		18. Prefet of Sakassou Department	17. Mr. Kouakou Wiha Ange Tchikaya
		19. Sub Prefet of Ayaou Sran	18. Mr. Alfonso K. Slaise
		20. Inspector, Primary Inspection, National Education	19. Mr. Kouame Yao Paul
		21. Inspector, DREN Bouake	20. Mr. Konan Brou
		22. DTH Bouake	21. Mr. Kouakou Jules
		23. ??	22. Mr. Adjouman Kouaukon Fnnoces
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		教育	Mr. Hara
		地方給水	Mr. Yoshida
		地方給水	Mr. Sugiya
		地方行政	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
		通訳	Mr. Diarrassouba Ualy
場所： Prefet 事務所, Sakassou Department			

[表敬]

小川氏挨拶

団員紹介、プロジェクトの概要、調査の目的・スケジュール、Sakassou 県での視察の予定

Prefet 挨拶

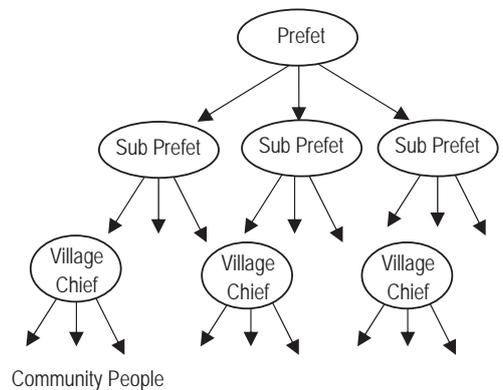
- Sakassou 県には3つの郡がある。今日は、Ayaou Sran 郡の Sub Prefet が参加しているが、Sakassou 郡、Tomodi 郡の Sub Prefet は、他の業務があり欠席している。
- 北部、中部は、内戦の影響を受け、施設が壊された。特に、Sakassou 県は内線の中心であったため、被害が大きかった。
- 学校、給水施設は大きな問題である。人口は増加しており、施設が不足している。

- 学校は、椅子と机、トイレ、建物のリハビリ・建設が必要である。PPU（大統領緊急プログラム）により多くのプロジェクトが実施されているが、必要とされるサービスを全ての住民に届けることができない。
- できるだけ早くプロジェクトを開始してほしい。

[Sakassou 県の行政について]

（各セクターのメンバーは視察に出発。小川氏、岡本が残って引き続きヒヤリングを実施）

- Prefet は国を代表している。内戦中は、地方自治体は機能しなかったが、Prefet はいた。Prefet が県を統括している。
- Prefet の下に Sub Prefet がいる。Sub Prefet の下に村長がいる。村長の下に住民がいる。
- このネットワークを通じて、中央政府の政策や決定をローカルレベルに伝える。
- 村数は、Sakassou 郡：152 村、Tomodi-Sakassou 郡：5 村、Ayaou Sran 郡：15 村である。
地方分権化により、Commune が開発計画を作成することになった。
- Commune は開発計画を Prefet (Department) に提出する。
- Prefet は、すべてのセクターの政府出先機関、および、市長がメンバーとなる委員会で、開発計画について協議し、計画を承認する。
- 予算についても、同委員会で協議する。市長がプロジェクト予算の詳細や優先順位を説明し、承認する。予算は、150 million CFA 以下であれば Prefet (Department) が承認し、150 million CFA 以上の場合は内務省に提出する。市長は、アビジャンに出向き、省庁が開催する委員会で予算の内容を説明する。予算は委員会で協議され、承認される。
- Sakassou 県にある Commune は 1 つ (Sakassou Commune) である。予算は 40-50 million であるため、Prefet が承認する。
- Conseiller General についても、開発計画策定、予算策定プロセスは Commune と同じである。
- 予算の承認後、Prefet は、計画の実施を監理する。



- 学校建設は、Commune および Region の責任である。
- 大統領緊急プログラムにより、中央直轄の小学校建設・リハビリプロジェクトが実施されているが、これは例外である。緊急にプロジェクトを実施する必要があったため、例外的な方法が採られている。
- 給水も、Commune および Region の責任である。
- Region, Commune は、調査を実施し、開発計画を策定し、実施する。中央政府出先機関は、サービスのマネジメントをする。
- 農業省の ANADER は、Sakassou 県の Conseiller General に対し、開発ニーズに関する調査と、開発計画の策定を支援した。策定した開発計画は、Conseiller General が持っているもので、入手するとよい。
- プロジェクトを実施する場合は、州レベルの調整・意思決定と、現在、行っている県レベルの調整・

意思決定の両方が必要だろう。

- Conseiller は政治的な意思決定をするが、Prefet は、関係機関の意見を踏まえて、公平な判断ができる。Prefet が委員長となるべきである。
- Region レベルでは、委員会は、Prefet (Region) が委員長、メンバーは、Conseiller General、DTH、DREN、Regional Direction of Plan and Development、Commune。

(収集資料)

Sakkasou 県内の村ごとの人口

協議メモ

日時： 2013年6月5日(火) 9:30 ~ 10:30			
件名： パイロット事業候補地現場踏査			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	AGENT	Mr. Kouakou Jules (+1名のエリア担当のポンプメカニック)
当方	JICA Team	地方給水1 地方給水2	吉田 克人 杉谷 健一郎(記)
場所： 往訪・来訪・会議 (場所：プロボ市周辺)			

DTHが選んだパイロット事業の候補地1箇所を訪問。プロボ市中心地より30分程度の場所にある。昨日のサカソ市での現場が比較的適切に運営されている所ばかりであったので、本日の現場は逆に問題があるVillageの訪問をDTHに要請した。

1) TAKIKRO (北緯7度42分17.1、西経4度43分35.4)

(先方発言概要)

- TAKIKROは人口500人。HV施設(深さ30-40m)は元々1989年に「コ」国自己資金で建設されたが、5年前に井戸が干上がり、それ以来このVillageには水源がない。
- 隣接するSARAKAKROには井戸があるが、TAKIKROの住民が使うことを拒否されており、1kmほど離れた川へ水を汲みにいっている。しかし、12月から2月の乾季には川も干上がり取水出来ないで、浅井戸を掘り、何とか生活用水を確保している。
- ポンプメカニックを通じて、DTHやCOMMUNEにも陳情したが、今に至るまでどこも何も動いてくれない。
- 井戸が枯れる前は水委員会は存在していたが、マネジメント自体に問題はなかった。

協議メモ

日時： 2013年6月5日(水) 8:20 ~11:00	
件名： 表敬訪問、その後、Brobo郡(Sub-Prefecture)に関わる情報収集	

	所属	役職	氏名
先方		24. Sub Prefet	23. Mr. Djande Lornng
		25. Assistant to Sub Prefet	24. Mr. Tiehi Sielou Paul
		26. COGES Adviser, IEP Brobo	25. Mr. Alleli Amouni Francis
		27. Inspection Advisor, IEP Brobo	26. Mr. Kouame Yao
		28. Pedagogic Advisor, IEP Brobo	27. Mr. Kouame Yao
		29. Chief of Technical Service, Brobo Commune	28. Mr. Brou Yao Yues Folginece
		30. DTH Bouake	29. Mr. Kouakou Jules
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所	Mr. Ogawa
		教育	Mr. Hara
		地方給水	Mr. Yoshida
		地方給水	Mr. Sugiyu
		地方行政	Ms. Okamoto
		通訳	Mr. Joseph
		通訳	Mr. Diarrassouba Ualy
場所 : Brobo Sub Prefecture			

Sub Prefet 挨拶

(注 : Sub Prefet は、Bouake Department の General Secretary を兼任している。新しい General Secretary が決まっているが、まだ就任していないので、それまで General Secretary の役割りを果たしている。)

- プロジェクトに対する人々の期待は大きい。調査やスピーチ（オフィシャルな形式という意味？）を早く終えて、できるだけ早く事業を開始してほしい。
- 昨年、村のニーズを把握するための調査を実施した。保健、水、道路など、すべての村で問題がある。

原氏

- PAPC（緊急プログラム）で実施したプロジェクトのリストを提供してほしい。

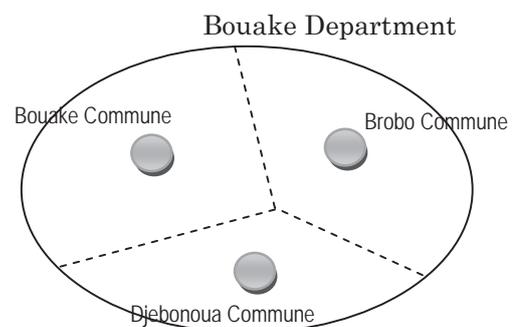
[Sub Prefecture について]

(各セクターのメンバーは視察に出発。小川氏、岡本が残って引き続きヒヤリングを実施。途中、Sub Prefet が外出したため、Assistant to Sub Prefet から話を聞いた。)

Bouake Department には、3つの Sub Prefecture があり、それぞれに1つの Commune がある。

(岡本注 : 3つの Sub Prefecture は、大統領就任後の新しい Sub Prefecture。以前は6つだったが、統合された)

- Commune は、Sub Prefecture に含まれる。(要確認!) Sub Prefecture の方が Commune より立場は上にある。
- Commune の範囲は、中心部から 10 キロの村落を含む。
- 今後、Conseiller Regional が正式に設置されたら、



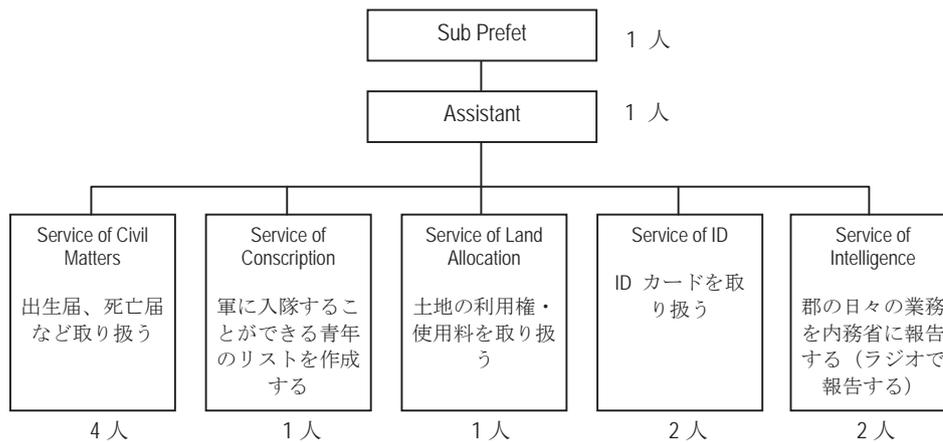
概念図

以下のようなメンバーで定期的な調整会議が行われる。(3か月、もしくは、6か月ごと)

- President de Conseiller Regional
 - Prefet (Regional)
 - Prefets (Departments)
 - Sub Prefets (Sub Prefectures)
 - Regional Directors of Ministries
 - Departmental Directors of Ministries
- 調整会議の主催者は、President de Conseiller Regional であり、Prefet は参加メンバーである。
 - Commune は、調整会議のメンバーには入らない。

(岡本注: 調整会議の主催者が自治体側 (Conseiller Regional) というのは、Sakkasou 県 Prefet、Bouake Commune 等と認識が異なっているので要確認。Commune がメンバーに入らないというのも、他の面談者と情報が異なっている。)

- Sub Prefecture の組織構成、および、職員数は、以下のようになっている。職員は、試験に合格した公務員である。



- Sub Prefecture は、すべての省庁出先機関に協力する。
- 開発計画の策定は、Commune および Conseiller General の責任範囲である。策定プロセスに Sub Prefecture は関わらない。計画策定後、Prefet に提出され、関係機関で協議する際に、Sub Prefet は参加する。

以上

協議メモ

日時: 2013年6月5日(水) 9:00 ~ 10:15			
件名: ONEP(国家給水委員会)との協議(2回目)			
	所属	役職	氏名
先方	ONEP	Section Chief of HV Coordinator	Mr. KACOU Mossoun Alcide Mr. Amon Fian Pierre

当方	JICA Team	地方給水 1 地方給水 2	吉田 克人 杉谷 健一郎（記）
場所：往訪・来訪・会議（場所：ONEP プラトールオフィス）			

前回の訪問時は表敬的なものになってしまったため、改めて国家水道計画等の資料収集のために国家給水委員会（ONEP）を訪問した。

（先方発言概要）

- （環境社会配慮について）レベル 1 の場合は IEE 等の初期環境調査は必要とされていない。レベル 2 の場合は、実施するが、義務ではない。
- （当方からパイロット事業の案を提示した所）賛同する。しかし、ポンプメカニクの研修には、水委員会などにいる Technician も含めて欲しい。
- （DTH ブアケ支局が資料の貸与を拒否したことに対して）申し訳ない。こちらからも協力するように連絡する。但し、DTH にある資料はこちらにもあるので、必要なものは送付する。
- 大統領が“地方給水は無料”と発表したのは、大統領選のキャンペーンにおいてのこと。強制力はない。但し、同様に発表した“紛争影響部における 5,000 のハンドポンプの改修”については現在、2,000 程度終了している。

（収集資料）

- 1) PLAN STRATEGIQUE 2012-2015 DU SECTEUR DE L' EAU POTABLE EN COTE D' IVOIRE (2012-2015 の国家水道計画)
- 2) GBEKE 州におけるポンプメカニクのリスト（電子ファイル）
- 3) GBEKE 州の給水状況資料（電子ファイル）

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 5 日（水）13：00 ～ 14:00			
件名： 掘削業者 SOAFH との協議			
	所属	役職	氏名
先方	ONEP	Directeur Général	Mr. BENSON KOUAME
当方	JICA Team	地方給水 1 地方給水 2	吉田 克人 杉谷 健一郎（記）
場所：往訪・来訪・会議（場所：SOAFH アビジャン事務所）			

GMHD 社長の紹介で、掘削業者の SOAFH を訪問。井戸建設の予算概算見積を聴取。

（先方発言概要）

- BENSON 社長は元々 FOREXI 社の財務部長だったが、2010 年に独立。現在、社員は 20 名。技術部がヤムスクロにあり、アビジャン事務所は管理部が主体となっている。
- 2 名の技術者と 2 台のリグ（Ingersoll Land 製）を擁し、年間 120 井ほどの掘削能力がある。
- 総売上げは、474 百万 CFA（2010 年、105 井）⇒530 百万（2011 年、75 井）⇒550 百万（2012 年、79 井）と着実に伸びている。初年度が売上げの割に、掘削数が多いのは、最初だけに単価を下げ

てしまったため。2011年以降は適正価格に戻したため、掘削数は減ったが、売り上げは伸びた。

- 1井戸当たりの建設単価は、50井として、約5百万CFA。物理探査などは400,000CFA程度で出来るが、信頼できる業者は少ない。
- Buake近辺では、最近、10箇所の掘削が終わったばかり。Tibusu、ヤムスクロ周辺は成功率がサ下がる
- 最大の顧客はONEP。
- 掘削だけではなく、周辺のフェンスや配管など全て実施出来る能力を持つ。

(収集資料)

1) 掘削証明書 (コピー)

協議メモ

日時： 2013年6月6日(水) 15:30 ~ 16:30			
件名： ポンプメーカーSAHERとの協議			
	所属	役職	氏名
先方	SAHER	Directeur	Mr. BOUARIB. L
当方	JICA Team	地方給水1 地方給水2	吉田 克人 杉谷 健一郎(記)
場所： 往訪 来訪 会議 (場所： JICA コートジボワール事務所)			

SAHERはフランスのポンプメーカーでアフリカでは高いシェアを誇る。SAHERの「コ」国支店長と面談し、ポンプやスペアパーツの価格リストを入手する。

(先方発言概要)

- 「コ」国支局は、正規社員は4名、全国に短期の契約社員が400名程いる。ポンプメーカーであるが、据え付けやアフターセールスの一環でトレーニングなども実施する。「コ」国で機能している17,000のハンドポンプの60%のシェアを持つ。ポンプは全てフランスで製造している。
- 売上は年間€1百万程度で、年間約100台のポンプを販売している。主な顧客はSODECI。「コ」国全国で30の販売店を持ち、それぞれにスペアパーツの在庫を持ちネットワークは充実している。
- トレーニングは有料だが、極めて安価(3,000CFAで昼食付)で提供している。
- ギニアと「コ」国で、JICAの仕事をしたことがある。日本のドリコ社と組んだ。

(収集資料)

1) 製品のプライスリストを入手予定

協議メモ

日時： 2013年6月7日(水) 10:00 ~ 11:30			
件名： 経済インフラ省(MIE)水総局(DGIHH)との協議(2回目)			
	所属	役職	氏名

先方	DGIHH	Director General Director Central Dupity Director Dupity Director	Mr. GOGO Dibo Frederic Ms. ABE Th�reze Mr. FEH Mamadou Mr. Assoua Nda
当方	JICA Team	総括 地方給水	紺屋 健一 杉谷 健一郎（記）
場所	往訪・来訪・会議（場所：DGIHH DG室）		

Bouake 出張の報告と、法律関係の資料収集のため、DGIHH へ 2 回目の訪問。1 回目の訪問以降、DGIHH が本パイロット事業には然程関連することはないことが判明したが、法的にどこが地方給水を管轄するのか等を聴取。DG の GOGO 氏は前は所用で欠席だったので、今回、初めての面談。最初に GOGO 氏、続いて紺屋氏の挨拶から質疑応答に移る。

（先方発言概要）

- プロジェクトに関しては、キャパシティビルディングに重きを置いて欲しい。人材の育成が施設の維持につながる。
- （地方給水の運営は誰の責務かとの問いに対して）政府の方針に従い、MIE においても地方分権化は進めなければならない。権限移譲も含めて“Competence Transfer”を Commune や Conseiller General に実施すべきだが、まだまだそれらの機関は人材・予算不足で、受け入れることが出来ない。
- Decree (⇒Madam. ABE より送付予定)により、中央政府は給水施設の建設や維持管理に責任を持つ。従って、MIE の出先である DTH は地方給水運営の主体となるべきであるが、将来の事も鑑み、Commune や Conseiller General も給水プロジェクトには何らかの形で絡ますべきである。
- （しかしながら、DTH ブアケ支部では 2 名の職員しかいないが…) プロジェクトが始まれば、DTH ブアケには、例えばヤムスクロの地方支部などから応援の職員を派遣するので、問題ない (Mr. GOGO は 5 年間ヤムスクロの Regional Office にいたということで、では同オフィスには何人の職員がいるのかとの問いには、なぜか「答えられない」とのこと)。
- そもそも、紛争前に、DTH ブアケ支部に在籍していた 30 名程の職員は、MIE を辞めたわけではなく、紛争の影響により何らかの理由で他の支部に移転したので、そういう職員達を呼び戻せば良いと思っている。
- 地方給水の施設の所有権は MIE にある。

（収集資料）

- 1) Madam. ABE より前述の Decree が JICA 「コ」事務所に、送付してくれる予定 (⇒要確認)。

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 7 日（金）10：00 ～ 11:30			
件名： 「紛争影響国におけるガバナンス研修」研修員 OB との協議			
	所属	役職	氏名
先方	内務省	大臣技術顧問（地方分権・地方開発）	Mr. Dago Djahi Lazare

当方	調査団	調査企画 平和構築 通訳	島田 具子 土肥 優子 小山 朋宏
場所：往訪・来訪・会議（場所：内務省会議室）			

（先方発言概要）

（1）北部・中部の政治・ガバナンス状況について

- 行政サービスは 10 年間停止し、行政官はほぼ全員アビジャンに避難した。一般住民の多くもアビジャン、ブルキナファソ、マリ等に避難。
- 一般住民に関しては、一部帰還していない人もいるがその多くが帰還。行政官に関しては、元の赴任地に戻ったが業務再開に至っているとは限らない。特に地元出身者でない多くの行政官は、反政府勢力が支配していた地域で仕事に就くことに対して恐怖感を抱いている。
- 内戦時は国土の分断により実質 2 か国が併存した状況であった。反政府勢力は独自に大臣を任命、各地域毎（ブアケ、コルゴ等）に司令官が配置され、市場等から徴税を行っていた。徴税された資金によってサービスが提供されていたか否かは不明である。分断時に構築された統治体制は段階的に解消されつつあるが、時間がかかるプロセスである。
- 元戦闘員の社会復帰は北部・中部にとって極めて重要な課題である。一方で、元戦闘員に支援を集中させた場合、新たに別の問題を生むことを懸念している。若年層の失業問題が深刻な状況において、紛争中武器をとった人を優遇すると、武器を持たなかった若年層の間で大きなフラストレーションを残すことになりかねない。戦闘に参加しなかった若年層の生計・雇用創出と、戦闘に参加した若年層の雇用創出を、いかにバランスするかがクリティカルなイシューである。

（2）本プロジェクトについて

- 北部・中部支援に関して、コミュニン内の道路整備が必要。またインフラを整備しても、人々の生計手段が確保されなければ人々がインフラを利用できない（農村に住む人にとって、一次病院を整備しても、一次病院に行くまでの交通費を出せない状況にあると整備されたインフラを利用できない）。
- 紛争により中央政府に対する信頼が崩壊した。したがって、中央政府への信頼醸成は重要。モラル面でのインパクトを生み出すことも重要。
- 中央政府及び出先機関より、よりコミュニティに軸足を置いたアプローチが有効と考える。

協議メモ

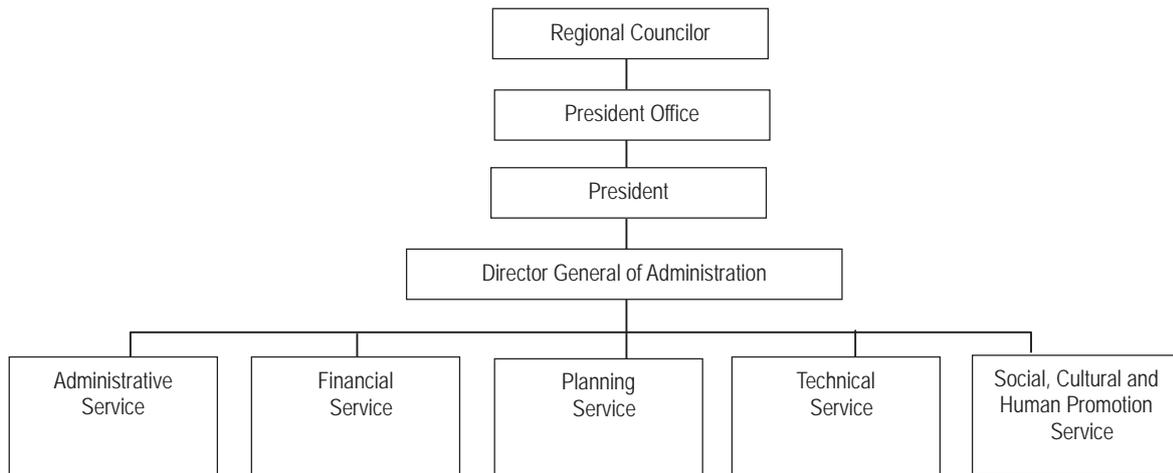
日時： 2013 年 6 月 7 日（金） 11:30 ～13:30			
件名： 地方自治体の人材育成について			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	31. Conseiller in charge of JICA Project 32. Conseiller 33. Sous-Directeur du Programme de Coopération décentralisée	30. Mr.Gbala Gnato 31. Mr. Dogbo Nahounou 32. Mr. Djonde Gnihan

当方	調査団（地方行政）	Ms. Okamoto
	通訳	Ms. Okawa
	通訳（アシスタント）	Mr. Joseph
場所：General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior		

- 現在の地方自治体（県・コミューン）の3カ年計画は、議会が地域住民の意見を反映して策定したものである。（国家開発計画 PND から策定したものではない。）
- 選挙後の新しい州自治体、コミューン自治体は、来週月曜日（6/10）から10日以内に準備し、設置する。今月中には、新しく体制である州自治体も機能し始めると考えてよい。
- 新しい州議会、コミューン議会の最初の仕事は、既存計画の見直しと2014～2016年の3カ年計画の策定、および、2014年の年次予算の策定である。州は、県自治体の既存の3カ年開発計画を基に、州開発計画を策定する。基本的には、県の計画を引き継ぐが、改善する。
- 来年度（2014年1月開始）の予算は、10月までに決定する。プロジェクトが9月に始まるとすると、ちょうど、2014年予算案ができたタイミングで始まるということになる。
- 年末までは、新体制の準備期間である。2014年1月からは完全に新体制による地方自治が始まる。
- 内務省は、各州自治体に5～6人の職員を派遣する。現在の県の職員を優先的に州に配置することにより、過去の経験を活かせるようにする方針。
- 内務省は、新しい州・コミューンの議員、および、職員を対象とした研修を実施する予定である。
- 県自治体の職員が、州に配属されるとしても、県自治体自体の能力が不足しているため、研修は重要である。県自治体は、2002年7月の地方選挙後に設置されたが、2002年9月に内戦が始まったため、職員は研修を受けておらず、経験も不十分である。コミューンは、内戦以前からあったため、基礎がある。
- 研修は、全国規模で実施する。以下の2つの構想を検討中。
 - ①人材育成機関の設立
 - 地方自治体の議員、職員を対象とした研究機関を設立する。
 - 2週間以内に、フィージビリティ調査を実施する業者の選定をする。施設建設、機材調達等の積算をする。
 - AFD から、調査を支援するとの申し出がある。
 - 施設建設、研修カリキュラム作成・実施等の資金は、まだ見つからない。
 - ②全国の地方自治体への研修実施
 - 人材育成機関の設立には時間がかかる。新地方自治体制が開始するに当たり、早急に、全国規模で研修を実施していく必要がある。
 - 研修プログラムの対象者、研修内容の概要を作成中である。具体的なカリキュラムについては、今後、検討していく。
 - 研修実施のための資金を探している。必要な研修を全て実施することはできないため、優先順位を決めて、最も重要な研修から実施していくつもりである。
 - 特に、重要なのは、コミューン、州の議員、および、内務省から派遣している技術職員である。
 - 全国の31+197の州・コミューン首長、General Director（州）、General Secretary（コミューン）、財務部長、技術サービス部長、および、州知事（Prefet）が、最初の研修対象者である。全部で715人。（岡本注：計算あわない。首長228人+GD&GS 228人+財務部長228人+

州知事 31 人=715 人。資金次第で技術サービス局長も対象に入れたいという意向か？)

- 研修は、対象者を 4 つのグループに分けて実施する。
- 研修の内容として最も重要なのは、3 カ年計画の策定の方法（必要な情報、優先付けの方法）、プロジェクトの管理（技術）、財務、アドミニストレーション（職員管理、法律、規則）。
- コミューンでは、技術サービス部が、計画策定とプロジェクト実施の両方を担当している。州は、技術サービス部と計画部を別に設置する。
- 州自治体組織は、以下のようになる。



- 2013 年時点の州・コミューンの職員数は 13,000 人。
- 内戦中は、北部の地方自治体は機能していなかった。給料が払われなかったため、地方自治体に所属する職員はいなくなった。内務省から地方自治体に派遣した職員には、内戦中も給料は支払われていた。職員は、南に避難し、給料を受け取っていた。（岡本注：ブアケ県自治体は、アビジャンにも事務所があり、内務省職員 (General Secretary 他) は、内戦中も仕事を継続していた。）
- 現在、地方自治体の職員の組合（サンディカ）と国との間で、支払われなかった給料についての裁判中である。2002～2010 年の期間、支払われなかった地方公務員（県・コミューン）給料の総額は、18billion FCFA。紛争中、公務員は、自分の責任で給料を受け取れなかったわけではないため、国に対して給料の支払いを要求している。国側は、内戦中は反乱軍が税金を徴収しており、財源がなかったため給料が支払えなかったと主張している。

(収集資料) 以下のデータをリクエストした。

- ① Commune および Region の研修計画
- ② Gbeke 州の 8 つのコミューン内の村リスト（メールで入手済み）
- ③ 全国の県・コミューンの職員の数（ベケ州のみメールで入手済み）

協議メモ

日時： 2013年6月7日（金）16:30～17:30			
件名： PSCD(Programme de Sante Communautaire et de Developement)との協議			
	所属	役職	氏名
先方	PSCD(Programme de Sante Communautaire et de Developement)注1)	代表	Mr. Sekongo Kafalo
当方	調査団	調査企画 平和構築 通訳	島田 具子 土肥 優子 小山 朋宏
場所： 往訪・来訪・会議（場所：青年・スポーツ・文化省会議室）			

注1) PSCD：Savanes州において母子保健や栄養指導分野で活動するNGO。

（先方発言概要）

（1）Savanes州における教育分野の現状について

- 紛争勃発により、教員の殆どがアビジャンに避難（一部の教員は残った）。国土が分断されていた期間、ボランティア教員が中心となって教育が継続された。しかしながら、ボランティア教員の多くは、中等教育までは受けているものの教員免許を持っていなかった。無給であったが、時には生徒の親たちが手当を支払うこともあった。
- 分断解消後、政府はこうしたボランティア教員に対し研修を実施したが十分ではない。約10年弱の間、子どもたちは無資格の教員による教育を受けていたことになる。
- 教員は全員職場に戻ったと言える。しかしながら、教育の質は依然として問題である。
- Savanes州に住む住民は、伝統的に初等教育に対する理解度が低く、両親が子供を学校に行かせたがらない傾向がある。したがって、学校建設に併せて教育の重要性に関する啓蒙活動が必要である。

（2）Savanes州における水分野の現状について

- 給水分野は深刻な課題を抱えている。井戸の数が圧倒的に不足していることに加え、良質なスペアパーツを購入することが難しい。また仮にスペアパーツを変えても1年も保たないというのが現状である。
- エリアメカニックの体制は機能しているが、その絶対数が足りていない。維持管理について村の若年層を育成する必要がある。
- こうした給水分野の問題に対応するために、大統領は「緊急プログラム」を発表した。

（3）Savanes州の市役所、住民について

- 紛争勃発により多くの住民が避難したが、残った住民もいた。コミュン行政官は全員避難した。
- 紛争及び選挙後の騒乱によって生み出された南北および民族間の壁について、段階的であるが関係は改善されつつある。

（4）コミュニティへのアプローチについて

- COGES、給水委員会以外に、コミュニティでは若年層グループ、女性グループ等が存在する。既存の組織の活用も視野に入れることが望ましい。

- ドナーが去った後も事業が継続するよう、地元人材を育成することが重要である。
- コミュニオンと住民の関係構築を促進することは重要。コミュニオンの中には、市役所と住民の間に信頼関係が再構築されつつあるコミュニオンもある。大統領主導の「緊急プログラム」の効果の1つである。こうした背景として、ワタラ大統領は首相時代から有言実行として知られていることもあげられる。

協議メモ

日時： 2013年6月7日（金）14:30～15:30			
件名： ONUCI (Civil Affairs Section) との協議			
	所属	役職	氏名
先方	ONUCI	OIC of Civil Affairs Section	Denis Boucher
当方	調査団	平和構築	土肥 優子
	事務所	企画調査員（平和構築）	藤山 真由美
場所	往訪 来訪・会議（場所：ONUCI 会議室）		

（先方発言概要）

（1）コートジボワール全体の情勢について

- ここ暫くは、目立った衝突も発生せず、治安状況は以前と比べて改善している。正常化の方向に向かっていると見える。
- 地方選挙の実施により情勢が不安定化するのを恐れていたが、そうした事態も発生せず安心している。与党 RDR の支持層が多い北部では当然 RDR 党候補者の当選者が多いものの、南部では RDR 党を含む既存政党が苦戦し、多くの無所属候補者が当選した。無所属議員台頭の背景には、政党間の政権争いのみならず、政党内の若年層と老年層の間の権力闘争があったと考えられる。
- しかしながら、この安定状態も一時的なものであると考えている人が多い。不安定要因となりかねない次のリスクは、2015年に予定されている大統領選挙である。
- 1週間程前の ICC による前バクボ大統領の裁判実施については、十分な証拠がないとして結論を11月までに先送りすると発表された。このことは、バクボ派にとっては好材料であったが、現政権派の間では反発を招いた。
- その他の 이슈として、西部を中心とした森林に居住している住民の強制撤去の問題があげられる。地元住民からは、新政権のもと北部出身の住民が森林を奪取しているとの不満が寄せられている。一方で、政府当局は森林が反政府勢力の訓練の場となっていることを恐れており、森林の「主権回復」のために住民の撤去を計画。この問題の背景として、国が安定してきたことに伴い土地の売買が活発化していることもあげられる。

（2）北部・中部の状況について

- マリから大量の難民が流入するのではないかと懸念されていたが、その数は多くない。国境を越えてきたマリからの難民に関しては、地元のコミュニティによって受け入れられている。

元戦闘員の動員解除は大きな課題である。併せて、一般の若年層の雇用対策も重要課題である。

協議メモ

日時： 2013年6月10日(月) 9:30 ~ 11:20			
件名： Gbeke州知事、関係機関との協議			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	34. General Director 35. Deputy General Director 36. Technical Advisor to General Director, in charge of JICA Project 37. Advisor 38. Charge d'Etudes	33. Mr. Parfait Gohourou 34. Mr. Houndje Luc 35. Mr. Gbala Gnato Raphael 36. Mr. DogboNahounon 37. Mr. Allali Stephanos
当方	JICA コ事務所 JICA Team	企画調査員 ナショナルスタッフ 総括 平和構築 地方行政 地方給水 協力企画／評価分析 通訳 通訳	藤山 真由美 Chantal 紺屋 健一 土肥 優子 岡本 順子 杉谷 健一郎 島田 具子 小山 朋宏 大川 京
場所： 往訪・来訪・会議（場所： Gbeke州知事執務室）			

藤山企画調査員の調査団の紹介の後、紺屋団長及び知事からお互いの出席者の紹介と挨拶。その後、島田よりプロジェクト概要について実施体制図等を使って説明した。

【実施体制図について】

（先方発言概要）

- 提示された実施体制図には異論はない。ただ、今回が4回目の来訪になるため、どこで井戸や小学校建設を行うか等、もっと具体的な話が聞けるものと思っていた。我々はスピードを求めている。
- パイロットプロジェクトの位置づけがわかりにくい。パイロットということは、その後本格プロジェクトがあるということか？
- 郡知事（Sous-Prefet）が重要なアクターであるので、TWGに入れる必要がある。
- プロジェクト開始時期と実施期間について教えてほしい。

（当方応答概要）

- これまでの調査へのご協力に感謝。本プロジェクトの緊急性は理解しているが、我々も日本の納税者に説明する責任があり、もう少し現場の状況や客観的なデータの収集を行ったうえで検討する必要があると考えている。また、パイロットプロジェクトの対象については、プロジェクトが開始されてから、日・コ双方で一緒に決めるプロセス自体が重要と考えている。
- 本プロジェクトでは中北部のサービス提供者の能力強化研修も実施するが、実際に具体的なリハビリや建設事業を行うのはGbeke州だけである。その後このモデルを中北部に広げていくのはコート

ジボワール政府と考えており、その意味で Gbeke 州での各種事業がパイロット的な位置づけになる。

- TWG への Sous-Prefet の追加については了解した。
- なお、対象地域については日本の安全上の渡航基準があるため、ブアケ以北は現時点では対象とできない事情があるのでご理解いただきたい。

【コミューンと中央省庁出先の役割分担について】

(先方発言概要)

- 事業を行う際は州・県・コミューンの各レベルで Follow-Up と評価の委員会を設けてモニタリングすることになっている。このように各レベルでプロジェクトをモニタリングする仕組みを作ってほしい。(⇒これについてはプロジェクト開始後相談することを回答。)
- (DTH とコミューンの役割について聞いたところ) コミューンはできたばかりの組織であり、十分な能力がない。以前いた Conseil General の議員も仕事がなく結局去って行ったこともあった。このプロジェクトは日本とコートジボワールの国家同士の協力プロジェクトなので、コミューンではなく州の出先と実施するものである。

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 10 日 (月) 15:00 ~17:30			
件名： Bouake Commune の技術職員に関する情報収集			
	所属	役職	氏名
先方		39. General Secretary, Bouake Commune 40. 技術サービス部部長 41. 技術サービス部都市開発課、スタッフ 42. 技術サービス部調査・戦略課、建築担当 43. その他、(確認中)	38. Mr. Ehu Tanon 39. 確認中
当方	調査団	JICA コートジボワール事務所 地方行政 通訳	Mr. Ogawa Ms. Okamoto Mr. Joseph
場所： Bouake Commune			

まず、市本庁舎で Secretary General と面談し、その後、別の場所にある市役所建物（技術部がある。その他、徴税、バス・タクシー等の登録などに関わる事務所もある）に移動し、技術部長およびスタッフにヒヤリングした。

(Secretary General の発言)

- Bouake Commune に内務省から派遣されているのは、合計 18 人。(岡本注：Sakassou Commune, Brobo Commune は、6 人。)
- 能力強化のニーズは、情報の電子化である。パソコンがないため、情報を効率的に管理できない。
- 非公式には、18 日に新しい市長が就任すると聞いている。公式には知らされていない。

(技術サービス部長、スタッフ)

- 技術サービス部の職員数は、135 人。
- 技術サービス部には、Secretariat 以外に、以下の課がある。
 - Dept. of Environmental Cleanliness
 - Dept. of Parks and Gardens
 - Dept. of Infrastructures
 - Dept. of General Means (Moyens Generaux) (日本語では一般的なツール)
 - Dept. of Study and Strategy
 - Dept. of Domain

- Dept. of Environmental Cleanliness は、ごみの収集、排水溝の掃除、清掃を行う。
- Dept. of Parks and Gardens は、職員を減らした。現在は、墓地と公園の管理をしている。
- Dept. of Infrastructures は、道路の補修 (未舗装の道路のでこぼこを平らにする)、橋の補修など。ポンプの修理も取り扱う。
- Dept. of General Means (Moyens Generaux) (日本語では一般的なツール) は、機材、道具の管理をしている。
- Dept. of Domain は、都市開発を行う。
 - 都市域の拡大は、村長の要請により行う。
 - 土地の区割りをし、道路、学校、保健施設、公園、マーケット等含めた都市計画を作る。
 - 100 ロット=10 ha に1つ、学校を作ることになっている。
 - 村を都市域に入れてほしいという要請が、村長から来る。
要請が来たら、ラジオで広報し、30 日間、住民からの意見を受け30 付ける。
住民からの意見を報告書としてまとめ、最終的に合意となれば、都市開発を行う。
- Dept. of Study and Strategy は、コミューンの事業に関する調査・計画、および、事業の実施をしている。
 - コミューンの事業に関する調査、見積りを行う。コミューンの事業すべてを含む投資計画を作成し、3年プログラムに盛り込む。
 - 工事の実施、監督も行う。
 - 学校建設は、Dept. of Study and Strategy が担当している。

Dept. of Study and Strategy の学校建設について

- 施設建設の担当者は、3人いる。建物の設計、見積り、入札、工事の監督をする。
- 市の職員には、大工、左官、石工などの職人もいる。工事は、これらの職人を使って、市が直轄で実施する場合と、業者に発注する場合がある。
- 業者に発注する場合は、支払いを一括でする必要がなく、後で払うことができるため、お金がないときは業者に発注する。
- 事業費が 30 million FCFA を超える場合は、一般競争入札、10~29 million は、指名入札と決まっている。
- 小学校のリハビリは、随意契約。
- 2011 年~2012 年に、2つの小学校のリハビリをした。額は、11 million FCFA と、12 million FCFA.

- COGES への維持管理等の指導は行っていない。COGES から要請があれば、3年プログラムの中に計上し、リハビリをする。3年プログラムに入っていないければ、事業実施できない。
- 今年は、風が強かったため（竜巻があった）、学校の屋根がとんでしまった。
- 施設建設において、技術的な問題は特にない。
- コンピュータがほしい。設計ソフトの使い方を学びたい。
- EUの支援で2008年にパソコンやオフィスの備品をもらったが、内戦でなくなってしまった。

Dept. of Infrastructures の給水施設のリハビリについて

- Bouake 市には、井戸による村落給水と、SODECI が管理する都市給水がある。
- 村落給水担当者は、1人。市の職員であり、市が給料を払っている。
- 給水担当者は、自分でポンプの修理をする。修理の技術は、OJT で習得した。
- パーツは、市が買う場合もあれば、水管理委員会が買う場合もある。
- Bouake 県には、85の村がある。各村に最低1つのポンプがある。
- ポンプは傷んでおり、故障が多い。給水担当者が1人では足りないが、もう一人雇う予算はない。
- DTHにポンプ修理を頼むと、費用が高くなる。市の職員が修理すれば、費用はパーツだけで済むが、DTHに頼むと人件費も必要になる。
- プロジェクトの実施について
 - 給水施設の建設する場合は、DTH、ONEP が実施主体となる。
 - ポンプの修理は、DTH と Commune の両方の役割りである。
 - 水管理委員会への指導は、Commune の仕事である。水管理委員会への啓発活動は、給水担当以外の他の職員も対応できる。技術部部長と職員2人が担当できる。

協議メモ

日時： 2013年6月10日（月）11:00 ~ 12:30			
件名： 水利地方局（DTH）との協議（2回目）			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	Director General	Mr. COULIBARY Syedou
		Agent	Mr. Kouakou Jules
当方	JICA Team	総括	紺屋健一
		協力企画／評価分析	島田具子
		地方行政	岡本純子
		企画調査員	藤山真由美
		通訳	大川 京
		通訳	Diarra
場所： 往訪・来訪・会議（場所：DTH ブアケ事務所）			杉谷 健一郎（記）

前回の水利地方局（DTH=Directeur Territoriale de l'hydraulique）との面談では、資料の提出を拒否された。今回はそれらの資料収集と共に、パイロット事業の内容に関し、協議する。

冒頭、Mr. Coulibary より前回の不手際の謝罪があり、今後の協力関係を確認。

(先方発言概要)

- (Commune をどうパイロット事業に絡ますかとの問いに対して) 本プロジェクトのメイン C/P は ONEP であるべきで、DTH はそれをサポートする。すなわち中央政府のプロジェクトであるので、Commune は本来絡まない。しかし、O&M 指導はあくまで DTH のスーパーバイズの元という前提であるが、Commune が実施してもいいと思うが、それは将来的な目標であり、現在は無理。Village 内にいる Technician などの研修も多分ゼロからやらないと、Commune 自体は今まで水道の経験が皆無である。
- 水委員会の政策を担っている “National Group (Cellure) of Abidjan” では、水委員会の幹部メンバーに女性を置くことを推奨している。水委員会はポジションごとの研修内容が必要となる。
- (前回、予算は付いているが、執行されていないという状態が変化したかとの問いに対して) 予算の執行は現在、プロセスを踏んでいる所。ただ、その予算はオフィスの活動経費に使用されるものなので、JICA の仕事は JICA が出すべきだろう (⇒分かっていない)。
- パイロット事業の開始後、紛争で散り散りになった元 DTH 職員をブアケに呼び戻すことは出来る。
- 世銀のプロジェクトは SODECI/1,400 百万 CFA が予算で、都市給水を推しており、本プロジェクトとバッティングすることはない。
- 前回も言ったと思うが、ベケ州の問題点を総括すると下記の通りになる。
 - 1) 井戸水源がなく、住民は河川などから取水している
 - 2) ポンプが存在しているが、壊れている。
 - 3) 既存井戸では水量的に欠乏している。
- 井戸の新設とリハビリは金額的にもほとんど変わらない (?) ので、どうせやるのであれば、新設に焦点を当ててもいいのでは?
- ベケ州では 826 本の既存の井戸がある (⇒ONEP の情報とは異なる)。
- パイロット事業には工具やバイク (Area Mechanic の移動用) などを提供して欲しい。

(収集資料)

- 1) ポンプメカニックのリスト
- 2) ベケ州の給水状況の資料
- 3) 2008 年のポンプメカニックの研修資料

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 10 日 (月) 14 : 30 ~ 17:00			
件名： パイロット事業候補地現場踏査(プロボ市周辺 : 2 回目)			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	Director General	Mr. COULIBARY Syedou
		Agent	Mr. Kouakou Jules
		Area Mechanic	Mr. MOMINI AMADOU

当方	JICA Team	総括 協力企画／評価分析 企画調査員 通訳 地方給水	紺屋健一 島田具子 藤山真由美 Diarra 杉谷 健一郎（記）
場所：往訪・来訪・会議（場所：プロボ市周辺）			

DTH が選んだパイロット事業の候補地 2 箇所を訪問。プロボ市中心地より 15 分程度の場所にある。当方のリクエストとしては、施設運営がスムーズに行っている所ではなく、例えば、施設が故障している等、問題を抱えている Village の訪問を DTH に要請した。結局、下記の 2 か所を視察。

- 1) BANGANSSOU（北緯 7 度 39 分 22.3、西経 4 度 49 分 47.1）
- 2) AKROUBANGBOKRO（北緯 7 度 39 分 55.3、西経 4 度 49 分 38.9）

1) BANGANSSOU

（先方発言概要）

- BANGANSSOU は人口 432 人（1998 年の Census）。元々、Village 内に水源はなく、住民は約 3km 離れたプロボの井戸まで汲みに行っている。
- 今まで市長には水源開発の要請をしたが、何の返答もない（⇒DTH より、政府は以前より、BANGANSSOU 住民には、プロボ市周辺の土地へ移動するように促しているが、住民側は拒否し続けている。1975 年には政府は移動予定地に井戸掘削まで行ったが、やはり住民側は移動を拒否。）
- プロボの水源はハンドポンプで、管理している地元の水委員会に 10CFA/バケツを払っている。水汲みは女性の仕事で、家族数（＝使用量）によっても異なるが、一人が数回、家と水源を往復することもある。
- Village 周辺に代替水源としては、池があるが、雨季のみ使用可能で、乾季には干上がる。

2) AKROUBANGBOKRO

（先方発言概要）

- AKROUBANGBOKRO は人口 850 名。既出の BANGANSSOU から数百 M 離れただけの隣村である。
- 水委員会は 4 名で構成（男：2 名、女：2 名）され、その運営に問題はない。水道料金は 10CFA/バケツ。井戸の運営時間は 6-12 時、15 時-18 時。
- 井戸（ABI ハンドポンプ）は「コ」国政府資金により 1979 年に合計 3 基建設されたが、1 基は 10 年位前に井戸が干上がり、使用されていない。残った 2 基も同時に使うと水位が低下するため 1 基ずつ順番に使用している。特に#2 の井戸は 2 月に地下水位が低下する。
- 問題点としては、ダムがない（＝溜池のようなものが欲しいと言う意味か？）、ポンプが一基故障している、2 基のポンプも水量が足りない。これらの問題点はコミュニケーションに相談しているが、今の所何の返答もない。
- 水系疾病に関しては、昔はギニアウォームの被害者も出たが、井戸が出来てからはなくなった。
- ポンプの故障の頻度については、#1 が 2006 年から今に至るまで 2 回、#2 は昨年に 2 回故障した。故障した場合は近隣（プロボ市）にエリアメカニックが住んでいるので直接修理を依頼する。

- BANGANSSOU の住民には、井戸を使うことを了承している（⇒BANGANSSOU の話と整合性がない）

協議メモ

日時： 2013年6月11日（火）9：00～10：00			
件名： ブロボ州知事表敬、協議			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	44. General Director	40. Mr. Parfait Gohourou
		45. Deputy General Director	41. Mr. Houndje Luc
		46. Technical Advisor to General Director, in charge of JICA Project	42. Mr. Gbala Gnato Raphael
		47. Advisor	43. Mr. DogboNahounon
		48. Charge d'Etudes	44. Mr. Allali Stephanos
当方	JICA コ事務所	企画調査員	藤山 真由美
		ナショナルスタッフ	Chantal
	JICA Team	総括	紺屋 健一
		平和構築	土肥 優子
		地方行政	岡本 純子
		地方給水	杉谷 健一郎
		協力企画／評価分析	島田 具子
		通訳	小山 朋宏
		通訳	大川 京
場所： 往訪・来訪・会議（場所：ブロボ郡庁）			

ブロボ郡知事はベケ州知事訪問の際に既に面会したため、挨拶や紹介は省いて本題に入った。

（先方発言概要）

- 昨日も伝えたが、これまで何度も調査を受け入れ、現場も案内したため、ブロボ郡の状況は十分把握しているはずだと考える。現段階でわかっていないことがあるのか？
- 我々はほかのドナーからも支援のオファーを受けており、調整のためにも早く具体的な支援対象を明示してもらいたい。
- 日本側から選定のクライテリアを提示してもらい、それに沿ってコートジボワール側で選定していきたいと考える。
- 日本側の安全基準でブアケ以北は慎重にならざるを得ないことは理解した。ただ、ブアケとサカソの2県だけに限られるとはいえ、その中でも複数の郡があるため、特定の郡だけを支援するというのはできれば避けてもらいたい。
- 給水分野では、既存の井戸の深さ等に係るデータが紛争中になくなってしまったため、リハビリは難しく、新設のみとしてほしい。

（当方応答概要）

- これまでの調査へのご協力に感謝している。ただ、統計等のデータや客観的に判断するための根拠

はまだ不足しており、十分わかっているとは言えないと考えている。例えば、昨日村を訪問したが、人口も1998年以来アップデートされていないので正確なところはわからなかった。

- 既存井戸についてのデータがないため新設が望ましい、といったことも、現場に来て初めてわかったことである。ほかのセクターでもまだ把握できていない事実があると考えるので、しっかり調査して進めたいと考える。
- その他、いただいたご意見を踏まえて調査を進めたいと考える。

日時： 2013年6月11日（火）10:00～11:00			
件名： ブロボコミュン長表敬、協議			
	所属	役職	氏名
先方	General Direction of Decentralization and Local Development, Ministry of Interior	49. General Director	45. Mr. Parfait Gohourou
		50. Deputy General Director	46. Mr. Houndje Luc
		51. Technical Advisor to General Director, in charge of JICA Project	47. Mr. Gbala Gnato Raphael
		52. Advisor	48. Mr. Dogbo Nahounon
		53. Charge d'Etudes	49. Mr. Allali Stephanos
当方	JICA コ事務所	企画調査員 ナショナルスタッフ	藤山 真由美 Chantal
	JICA Team	総括 平和構築 地方行政 協力企画／評価分析 通訳 通訳	紺屋 健一 土肥 優子 岡本 純子 島田 具子 小山 朋宏 大川 京
場所： 往訪・来訪・会議（場所：ブロボコミュン事務所）			

出席者の紹介の後、先週に引き続いてのJICAの調査団であることを説明、調査の目的を簡単に説明した。

（先方発言概要）

- 前日も指摘したが、調査団来訪について事前に通達がなかったことが遺憾。コミュンは開発の実施主体であり、我々への連絡なしに進めることは今後避けてほしい。実務レベルでは郡知事ではなくコミュンが相手であることをよく理解していただきたい（注：後ほど確認したところ、ブロボ郡知事からコミュンの事務局長にはきちんと連絡が行っていたことが判明。市長が間もなく交代のため、郡知事・事務局長が敢えて市長には知らせなかったということである）。
- 現場の調査の後報告書を作成されると思うが、それを見ていろいろ提案も行いたいので、報告書を共有してほしい。
- 水・教育分野のニーズは膨大にある。井戸がなく枯れ川で水を汲むコミュニティも多い。学校についても、かなり遠くから通っている生徒もあり、リハビリだけでなく新設もぜひお願いしたい。

(当方発言概要)

- 連絡が上手くいかなかったことは申し訳ない。私自身も今回初めてのコートジボワール調査であり、行政機構や連絡体制等も含めて調査するために来ている。コミュニケーションの巻き込みの重要性については理解したので今後は連絡ミスがないよう留意したい。
- 具体的なプロジェクトの内容や対象についてはプロジェクト開始後柔軟に調整したい。大きな方向性について現時点で何かあれば、JICA コートジボワール事務所へ伝えてほしい。
- 現場を見たうえで、ニーズを正確に把握し、プロジェクトを進めていきたい。

以上

協議メモ

日時： 2013年6月11日(火) 14:30 ~ 15:00			
件名： 水利地方局(DTH)との協議(2回目)			
	所属	役職	氏名
先方	DTH	Director General Agent	Mr. COULIBARY Syedou Mr. Kouakou Jules
当方	JICA Team	通訳 地方給水	Diarra 杉谷 健一郎(記)
場所： 往訪・来訪・会議(場所：DTH プアケ事務所)			

水利地方局(DTH=Directeur Territoriale de l'hydraulique)において最後の資料収集と方向性の協議。

(先方発言概要)

- パイロット事業を円滑にするためにも、先に候補地を絞るべきではないか？当方ではクライテリアとしては下記のようなものを考えている。
 - 1) 井戸施設の有無
 - 2) 人口(⇒DTHは井戸当たりの使用人数の基準を500人としている)
 - 3) 水系疾病の有無
 - 4) 生活水準(⇒特に明確な指標があるわけではなく、主観的な判断であると思われる)
⇒場所については、セキュリティ上の問題もあり、現状では限定されているので、団内で話して、結論が出たら、杉谷またはJICA コートジボワール事務所より連絡すると回答。
- 今回、理解していただけたように、DTHには活動予算がない。パイロット事業が開始されたら、JICAより支援があることを期待する。
⇒通常、JICAが公的機関に金銭的な支援をすることはない。ただ、DTHの現状は理解しているので、ONEPなどを相談し打開策を考えたい。
- (Mr. Coulibaryは以前のJICA無償案件を経験しているので)また、日本の人達と一緒に働けることを楽しみにしている。プロジェクトの開始が少しでも早まることを期待している。

(収集資料)

ベケ州の給水状況の資料（別バージョン。2001年作成のものであるが、各 village の給水状況が把握できる）

協議メモ

日時： 2013年6月11日（火） 15:20 ~ 16:30			
件名： サカソ県知事・サカソコミュン市長表敬、協議			
	所属	役職	氏名
先方		PREFET DU DEPARTEMENT DU SAKASSOU 県知事	Mr. KOUAKOU WIKE ANGE TCHIKAYE
		SOUS-PREFET DE TOUMODI 郡知事	Mr. TAYORO DOGO BRUNO
		MAIRE DE LA COMMUNE DE SAKKASOU 市長	Mr.KOUADIO KOUAME EUGENE
当方	JICA コ事務所	企画調査員	藤山 真由美
		ナショナルスタッフ	Chantal
	JICA Team	総括	紺屋 健一
		平和構築	土肥 優子
		協力企画／評価分析	島田 具子
通訳		小山 朋宏	
場所	往訪 来訪・会議（場所：サカソ県知事執務室）		

冒頭に団長から調査の目的を説明した後、島田からプロジェクト実施体制図に基づいてプロジェクト内容を説明した。

（先方発言概要）

- 日本の協力に感謝する。サカス県は10年間内戦の影響を強く受けており、地方行政機関が住民のためにすべきことが多くある。プロジェクト実施のために我々もサポートするし、住民も期待を裏切らないであろう。
- 2002年からの危機はサカスに大きな影響を与えた。ブアケが衝突の前線であったため、政府軍がサカスを通過してブアケを攻撃した。また、反政府勢力がサカス周辺の学校、民家の屋根をはがして持って行ってしまった。住民は賠償を求めているが、現在に至るまで対応がなされていない。
- 教育・給水ともに重要な課題である。ポンプは数の不足という課題もあれば、故障して修理が必要なものも多い。教育施設についても、小学校の修復を行いたくても資金が不足してできない状況である。また、2002年から小学校入学予定だった子供たちの多くが教育を受けられず、2007年に初等教育が再開されたのちも十分なフォローがなされていない。そのため、識字教育のニーズも高い。
- 我々行政官は内戦中、南部に逃げていたが、2007年末にサカスに戻った。そのとき現状調査を行いながら、ひどい状況に涙をこらえられなかったことを覚えている。市庁舎は木工所のような状況となり、市長室はトイレにされていた。
- まず重要なことは県として住民を安心させ、外へ逃げた行政官や教員を戻ってこさせることであった。また、住民間の対立も課題であった。サカソの主要民族であるパウレ族の中で、北から来たマレンケ族が戦争を引き起こしたという意識があり、行政として両者を和解させることが重要であった。

- こうした取り組みが我々行政官の使命であるが、実施するための資金源がなく、今回の支援がともありがたい。
- (各村の貧困度のデータはあるかという問いに対し)、貧困度を測るデータはないが、村の貧困度の違いは一目瞭然である。例えば電化の有無、水道(井戸)の有無等がある。

協議メモ

日時： 2013年6月11日(火) 15:30 ~ 16:30			
件名： UNICEF との協議			
	所属	役職	氏名
先方	UNICEF	WASH Administrateur	Ms. MAHAN Virginie
当方	JICA Team	地方給水 通訳	杉谷 健一郎(記) Diarra
場所： 往訪・来訪・会議(場所：UNICEF コートジボワール事務所)			

UNICEF 本部の紹介により、WASH プログラムを北部・中部で担当する Ms. MAHAN Virginie と意見交換する。

(先方発言概要)

- UNICEF が GBEKE 州内で実施しているのは、Sanitation の啓もう活動のみ。給水 PJ. は最近完了したが、GBEKE 州、HAMBOL 州、BERE 州で HV や HVA の施設を建設した。
- 給水 PJ. に関しては、UNICEF は ONEP と agreement を結び、ONEP を通じて DTH がスーパーバイズを実施した。UNICEF は ONEP に対し、交通費、ガソリン代、日当のみを支払った。ONEP はそれを DTH に transfer したと思われるが、ONEP と DTH の関係は良く把握していない。
- 給水 PJ. は EU 資金を使っており、内容としては下記の通り。
 - 1) 施設(HV、HVA)建設
 - 2) ポンプ修理の研修
 - 3) HVA の O&M (プライベートセクターに依頼)
- また、施設建設に関しては、ONEP が入札書類を準備して、業者を決めるが、UNICEF が業者と直接契約を結び支払も行う。
- DTH は給水 PJ. に関しては、全般的なスーパーバイズ(施工管理等)を行ったが、その働きには満足している。2人という人数ではあるが、結果的には何の問題もなかった。
- ONEP は「半官半民」という認識を持っている。ONEP は MIE の一般会計の枠からは外れ、特別会計である。もし、JICA が DTH に活動資金を提供できないのであれば、ONEP にその旨を伝えておいた方が良い。DTH 自体は予算がないので、活動資金を与えなければなにも出来ないと思う。
- GBEKE 州では地下水源が取れにくいので、プロジェクト実施前に専門家チームによる物理探査等を実施した方が良い。
- 大統領の“地方給水は無料”という方針には従っていない。UNICEF としては非現実的なものとして見ている。

(収集資料)

- 1) 過去に実施した Bouake 県の給水プロジェクトの資料(特にプロジェクトサイトの詳細)

協議メモ

日時： 2013年6月13日（木）11:00～12:00			
件名：AFDの援助内容、今後の方針について（地方給水の協議内容は、杉谷氏議事録を参照）			
	所属	役職	氏名
先方	AFD	Charge de Projets（上下水道、地方分権担当）	Mr. Ouman SYLLA
当方	JICA Team	地方行政 地方給水 通訳 通訳	岡本 純子（記） 杉谷 健一郎 大川 京 Jarrar
場所：Sakassou Commune			

- 債務救済開発計画(CDD)により、今後20年間に30億ユーロの投資する。
- CDD第1フェーズの契約は、2012年～2015年の3年間の契約で、2012年12月1日に締結した。
- 支援の分野は、司法、運輸・インフラ、都市開発（給水・排水含む）、農業・農村開発、保健、教育・雇用である。
- 給水・排水のみの援助額は、7,100万ユーロ。（内容は、地方給水の議事録参照）
- 都市給水のみ。村落給水は扱っていない。CDD第1フェーズでは、アビジャンに支援を集中してほしいと政府から要請があったためである。CDD第2フェーズ（2016年開始）で村落給水を取り扱うかどうかは、決まっていない。
- 村落給水は、EU、世銀（小規模）、UNICEFが支援している。
- 地方分権については、内務省に対して、10億FCFAの支援（調査）をする予定である。
 - 地方自治体の能力強化のための研修センターのフィージビリティ調査を実施する。
 - 地方自治体の金融機関からの借入と監査のしくみについても支援する。
 - 詳細は決まっておらず、現在、TORを作成中である。
- 研修センターの建設や、研修プログラムの作成・実施に対してどのような支援をするかは、フィージビリティ調査実施後、検討する。
- 現時点では、選挙が行われたばかりであり、州政府の開始もこれからであるため、中央に対する支援を考えている。地方でのプロジェクトは、考えていない。現在、実施しているプロジェクトのうち、運輸インフラプロジェクトは地方も入ってくるが、経済インフラ省がカウンターパートである。直接的には中央省庁を相手にしており、地方自治体を対象としたプロジェクトはない。
- 将来、ほぼ確実に、地方自治体の能力強化という枠組みで、内務省を支援していくつもりである。
- 地方分権は、2011年9月のオルドナンスにより、州・コミューンの二つのレベルによる地方自治制度に改正された。2012年5月には、このオルドナンスを補完する法律が閣議決定された。選挙が終わり、今月・来月には、新しいコミューン・州の地方自治体制が始まる。今後、地方分権は進んでいくとみている。
- アビジャンでは、コミューン（Abobo、Yopougon、Koumassi）で雇用、教育、能力強化プロジェクトを実施している。この支援は、継続していくつもりである。

- CDD 第1フェーズでは、区画分譲した土地を対象にしている。第2フェーズでは、区画分譲していない土地も対象にする。
 - 区画分譲とは、土地を区割りし、国が住民に土地の権利を認める制度（土地登記？）。1998年の土地に関する法律に基づく。
 - 区画分譲した土地は、インフラを整備し、生活環境を整備していくことになっている。
 - アビジャンの中にも村がある。村の土地は、コミュニティに属する。
 - 土地の権利は、村が与える場合、建設省が与える場合など制度が様々にあり、一つの土地に対して複数が所有権を主張することもある。
 - 農業プロジェクトでは、土地問題を取り扱っている。

協議メモ

日時： 2013年6月13日（木）15：20～16：20			
件名：UNDPの援助内容、今後の方針について			
	所属	役職	氏名
先方	UNDP	Conseiller au Programme Gouvernance, Point focal Genre Programme Specialist	Ms. Madeleine Oka-Balima Dr. Joseph S. Ezoua
当方		JICA Team	地方行政 通訳 岡本 純子 大川 京
場所：Sakassou Commune			

- Ms. Oka-Balimaは、ガバナンス、貧困対策、組織制度を担当している。Dr. Joseph S. Ezouaは、地方開発プロジェクトを担当している。
- ガバナンスプログラム（2009-2013）は以下の分野を含む。
 - 汚職対策
 - 地方分権・地方行政
 - ジェンダー
 - 行政改革
 - 司法
 - 議会
 - セキュリティ
 - Social cohesion
- 2014年以降も、プログラムを再構築して継続していく。年末までには内容を決める。
- 選挙が4月に実施され、197人の市長と、31人の州が誕生した。法制度も整備された。
- 今後、地方自治体や知事（Prefet）の役割りを明確にしていくことが必要。地方開発計画の策定についても支援が必要。
- Prefetは、地方分権を理解していない。地方自治体の首長・議員は、政治的である。危機後の新しいコンテキストにおいて、地方自治体の首長、知事、技術チームの能力強化が重要である。新しい地方行政のフレームワークを運用できるようにしていくべき。
- 内務省から、地方自治体職員の研修に対する支援要請が来ている。来週金曜日までには内容を決定

する予定。UNDP だけではできないので、もし、JICA が興味があるのであれば、協力して実施していきたい。

- 地方開発プロジェクトでは、2009 年から、MDG の達成、環境、マイクロファイナンスなどの支援を行っている。
- 南部、中部、北部で地方開発プロジェクトをやっている。内容は、農業、小規模ビジネス、地方サービス、教育、保健、インフラなど。
- Sub Prefecture レベルで地方開発計画を策定している。Sous Prefet を中心に、村長、市長、青年組織、市民組織などが参加する。

以上

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 13 日（木）9：30 ～ 10:30			
件名： SODECI（HV 改修プロジェクト）との協議			
	所属	役職	氏名
先方	SODECI	Project Director	Mr. KPENAH I Paul
当方	JICA Team	地方給水 通訳	杉谷 健一郎（記） Jarrar
場所： 往訪・来訪・会議（場所：SODECI アビジャン事務所）			

SODECI は本業の都市給水に加えて、昨年度に「コ」国政府と全国で 5,000 のポンプリハビリ工事を請け負った。本事業で実施するパイロット事業対象地域でのサイトの重複を避けるため、プロジェクトの責任者に情報を聴取した。

（先方発言概要）

- KPENAH I 氏（Project Director）は既に引退していたが、DTH の経験が長く、地方給水に精通していることから、SODECI と囑託契約を結び、プロジェクト・チームを率いている。
- ハンドポンプ（HV）改修プロジェクトの内容は 2 つに下記の通り、二つに分かれている。
 - 1) 全国で 5,000 の HV の改修
 - 2) 全国にある 17,000（1）の 5,000 を含む）の HV のメンテナンス*
（*メンテナンス=実際はエリアメカニックが各 HV のコンディションを確認して、簡単に直せるものについては修理方法などをアドバイスしている）
全体予算は教えることが出来ない。契約期間は 2012 年の 8 月から今年の 12 月まで。1) は現在までに 5,000 中、3,700 のポンプを改修済。
- KPENAH I 氏（Project Director）の下に 4 人のスーパーバイザー（SV）がおり、それぞれの SV が 2Directions（国の行政区分とは異なり、SODECI の地域区分）を担当しており、また、Direction 毎に 2 つのプロジェクトチーム（2 名のスタッフで構成）が活動している。例えば、Bouake Direction では、Gbeke 州と Hambol 州を管轄している。ちなみに Bouake Direction は SODECI Bouake 支所内にプロジェクトオフィスを構えている。
- 1) のプロジェクト・プロセスとしては下記の通り。
 - 1) 選抜されたエリアメカニックが、担当地域を周り、各 village の HV の状態をプロジェクト・チームに報告
 - 2) プロジェクト・チームは情報からプロジェクト実施の可否を判断し、アビジャンの本部へ報告

し、スペアパーツ等の支給を要請

3) プロジェクト・チームは届けられたスペアパーツをエリアメカニックに渡し、修理を要請する。

- プロジェクトでは全国で合計 100 名のエリアメカニックを採用。エリアメカニックは DTH の情報を基に、優秀な人材を選出、また選ばれたエリアメカニックにはバイクを支給している。従って、2) については、一人 170 の HV を確認している。
- Bouake Direction では前述の 2 州合わせて 350 のポンプを改修予定（⇒現在まで何基改修を完了したのかの問いに対しては、まだ資料をまとめていないので分からないとのこと）
- 本プロジェクトに関しては、エリアメカニックの選出時に資料をもらった以外に関連はない。

(収集資料)

プロジェクトの組織図

協議メモ

日時： 2013 年 6 月 13 日 (木) 11 : 00 ~ 12:00			
件名： AFD との協議 (地方給水ポーションのみ)			
	所属	役職	氏名
先方	AFD	Charge de Projets (上下水道、地方分 権担当)	Mr. Ouman SYLLA
当方	JICA Team	地方行政 地方給水 通訳 通訳	岡本 純子 杉谷 健一郎 (記) 大川 京 Jarrar
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： AFD コートジボワール事務所)			

AFD の活動内容を確認し、本件プロジェクトとの重複がないことを確認する (⇒確認済)。

(先方発言概要)

- AFD の「コ」国に対する今後 20 年に亘るフレームワークとしては、“債務軽減開発契約 (CCD)” である。総額€30 億の投資になり、CCD1 期 (2012-2015) には€6 億 3,000 万の投資される予定。
- 上下水に関しては、€7,100 万が投資 (無償援助) される予定。
- AFD が予定している上下水案件は下記の通り。現在の所、支援はアビジャンに集中している。
 - 1) 下水
 - CCD1 期では、アビジャン市内の下水のマスタープラン (12 カ月) を予定している。今月から来月にはコンサルタント選定の入札を実施する。予算は€200 万。現在、下水処理場は市内にはなく、生活排水や汚水は直接ラグーンに流れている。
 - CCD2 期 (2016 年~) から実際の建設 (?) をスタートする予定。
 - 2) 上水
 - アビジャン市内 2 カ所 (ボノア、ソング) に浄水場を建設する。
 - アビジャン市内の給水マスタープラン
 - 地方給水に関しては、CCD1 期時には、「コ」国政府側より、アビジャンを優先して欲しいとの要請があり、省いた。CCD2 にどうするかは未定。

(収集資料)
CCD パンフレット

協議メモ

日時： 2013年6月13日(木) 15:00 ~ 16:30			
件名： 水分野ドナー会議			
	所属	役職	氏名
先方	UNICEF	WASH Manager	Mr. Daniel SPALTHOFF
	EU	Chef de Section Infrastructures	Mr. Fabio DI STEFANO
	KfW	Project Manager	Ms. Patricia Castellarnau
当方	JICA Team	地方給水	杉谷 健一郎 (記)
		通訳	Jarrar
場所： 往訪・来訪・会議 (場所：UNICEF コートジボワール事務所)			

UNICEF が音頭を取り、「コ」国で上下水道に深く関連するドナーが集まり第一回目の会合を開いた。本日は最初ということもあり、雑談形式でそれぞれの現状とこれからのドナー会議をどうするか話し合った。尚、KfW の Ms. Castellarnau と杉谷以外は駐在者。他に AFD からの参加を予定していたが、渋滞により欠席。

(先方発言概要)

- それぞれの進行中のプロジェクトを紹介。KfW は、
 - 1) 村落給水 (西部中心)
 - 2) HVA を中心として配水管網建設 PJ.
 - 3) 衛生プログラム
 などを実施中。(※UNICEF、EU については、過去の議事録参照)
- 各ドナーの進行中及び予定しているプロジェクトを一つのリストに纏め、例えば今回の JICA ミッションのように、各ドナーを回らなくてもそれ1枚で状況が理解できるようなものがあれば良い。
- 現状では、まだまだ「コ」国政府関係者は、レベルが低く、様々な問題を抱えている。彼らを説得するには、ドナーが個々で動くより、一つになった方が動かしやすい。但し、そのためには事前にドナー同士の Consensus が必要。
- Co-Finance Project も今後、推奨されるべき。
- 今後の大きな課題としては、
 - 1) HVA のマネジメント
 - 2) アビジャンの下水問題
 - 3) 地方給水
 などが挙げられる。
- ドナー会議の TOR やメーリングリストを作る。

協議メモ

日時： 2013年6月14日(金) 10:00 ~ 11:00

件名： ONEP (国家給水委員会) との協議 (3 回目)			
	所属	役職	氏名
先方	ONEP	Section Chief of HV	Mr. KACOU Mossoun Alcide
当方	JICA Team	地方給水 2 通訳	杉谷 健一郎 (記) Jarrar
場所： 往訪・来訪・会議 (場所： ONEP プラトーオフィス)			

入手した資料の疑問点等を質問することを目的に国家給水委員会 (ONEP) と最終の協議。

(先方発言概要)

- ONEP は 100%公営企業であり、プライベートの資本は一切入っていない。主な財源としては、
 - 1) 飲料水開発基金 (Fonds de Développement de l' Eau potable)
 - 2) 国家水基金 (Fonds National de l' Eau)
 共に水道料金の一部が国家投資銀行 (BNI) により徴収され、財務省、MIE を通じて ONEP に分配される。また、別途、MIE からの来る予算もある。1) は主に負債に、2) は建設資金などに使用される。
- DTH と ONEP は直接的なつながりはない。ONEP が DTH に仕事を依頼する際は、MIE 内の DAAF (Direction of Administration and Finance) を通じて、お互いが政府機関という事で Contract という形ではなく、Convention (協定?) という形を取る。
- (DTH ブアケ支局が紛争前に 16 名いたのが 2 名に減ったのは、ONEP に移ったという噂を聞いたが) 職員が減った理由は様々、紛争がきっかけの人もいれば、自発的に民間会社や国際機関に移った人もいる。全員が紛争によって退職・転職したわけではない。

(SODECI が委託している 5,000 のポンプ改修計画について、例えば、5,000 という数は全国の壊れたポンプの総数で、全部修理すればこの国には壊れたポンプはないということなのか?) 紛争後の 2011 年に行われた政府の調査では、全国で壊れたポンプは 8,000 と推計している。このうち、2,500 を emergency project (大統領令) で、500 をコーヒー、ココナッツ産業組合が、そして、SODECI が 5,000 やることで計算上は壊れたポンプがなくなることになる。しかし、ポンプは修理してもまたすぐに別の部分が壊れるので、補修作業は永遠に続く。

3. ベケ州新規給水施設需要サイト情報

州	市	サブプリフェクチャー	村落	人口(推計)	新規需要
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	AGONANKAN	153	1
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	DEKRETA	951	2
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	KEKRENOU	2,121	3
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	KENEFUJET	1,000	2
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	LENGUEBO	1,254	3
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	MANGREDAN	815	1
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	SOKPA-KPALEBO	1,080	2
GBEKE	BEOUMI	ANDO-KEKRENOU	TISSOU DEHIMAKRO	729	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ABOUAKRO	1,258	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ASSEKRO	747	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ASSENGOU-N'GOTRAN	2,885	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	BELAKRO	1,673	3
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	DJAMALAZUE	381	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	GOLIKRO	2,862	3
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	GOUAREBO	253	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	KONGOBO	1,888	2
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	KONGOSSOU	1,470	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	KONSOU	2,571	2
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	KOUEBODAN	1,340	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	KPANGUI SOUAFUJE DAN	1,016	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	MANDANOU	1,532	2
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	N'DORI SAKASSOU	274	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	N'ZUEDA	1,004	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	SAHOUNTY	1,060	2
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	SOLO	694	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	YOBOUET N'ZUE	1,355	2
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ZEDE BOSSI	738	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ZEDE KAABO	1,036	1
GBEKE	BEOUMI	BEOUMI	ZEDE N'DREBO	938	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	ADIOKRO	649	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AGBA KOUASSIKRO	446	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AGBANOU	971	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AHOULIKRO	632	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AHOUNZE	1,376	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AKOUMIAKRO	977	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	AKPOBINOU	579	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	ALLEKRO	2,898	4
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	ASSAKRO	1,048	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	BENDEKRO	2,771	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	Camp. DONAN	182	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	DIBIEKRO	159	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	KONGODJAN	1,631	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	MESSOUKRO	1,051	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	MIANGOKRO	1,641	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	N'DAKRO	389	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	N'GUESSANKRO	1,274	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	PLI AKAKRO	1,307	2
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	PLIBO	702	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	SAMOHKRO	280	1
GBEKE	BEOUMI	BODOKRO	TIONAN KANSI	469	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	AGBAHOU	923	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	BLIKRO	151	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	BOUREBO	2,093	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	FOUTOUNOU	1,018	2
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	GOZANAVOGO	166	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	KENDE DAN	1,062	2
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	KOKOFLE	1,399	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	KONDROBO	2,112	1
GBEKE	BEOUMI	KONDROBO	KOYARABO	1,621	3
GBEKE	BOTRO	BOTRO	AHOUGNANOU	227	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	AMANIKAHA	227	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	GBALESSIAKPO	151	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	GBAMELEKRO	151	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	GBEDRA	151	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	KOMO	487	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	KOUAKOU KLEMEKRO	265	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	KOUAMEKRO	154	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	KOUMABO	507	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	KROUKROUTIE	1,145	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	ME BOSSOU	-	-
GBEKE	BOTRO	BOTRO	N'GATTA KONGOUJEKRO	180	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	N'GORANKRO	280	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	POKOU YAOKRO	604	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	SOLIBANOU	166	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	TAKRA ADIEKRO	908	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	TAKRA MANGOUAKRO	708	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	TIEVISSOU	154	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	TIONANKRO	411	1
GBEKE	BOTRO	BOTRO	ZANIKRO	1,319	2
GBEKE	BOTRO	DIABO	ADIEKRO	2,009	2
GBEKE	BOTRO	DIABO	AGBAKRO	1,502	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	ASSEKRO	436	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	GROH	328	1

州	市	サブプリフェクチャー	村落	人口(推計)	新規需要
GBEKE	BOTRO	DIABO	KAABO	154	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KITIKPO	151	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KOFFIKRO	151	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KONAN KPINKRO	224	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KONDOUBO	1,019	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KOUASSI OUSSOUKRO	182	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	KPOTOBOUEKRO	227	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	N'GATTA KOFFIKRO	1,190	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	N'GATTAKRO	336	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	OUSSOU KONANKRO	151	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	SENZEKRO	1,069	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	SOUSSOUBO	407	1
GBEKE	BOTRO	DIABO	TELEBODAN	1,178	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	ABOLE KOUASSIKRO	962	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	AHOUGNAFOUTOU	1,697	3
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	AKABO	151	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	ANDOKRO KOUAKOU	923	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	ASSAN KOUASSIKRO	157	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	ASSIEBLENOU	303	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	BOUKEBO	1,553	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	Camp KLEMEKRO	151	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	Camp KONDEHINO	156	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	GBABGAOULI	718	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	GBANGAOUKAN	912	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	GBOHOUKRO	151	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	KATOKOSSOU	368	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	KOFFI KRAKRO	157	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	KONDEHINO	1,464	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	KOUAME YAOKRO	523	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	LANGUIBONOU	954	2
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	LANGUIKRO	303	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	LOKANOUAN	1,013	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	OUESSEZUE	520	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	SANGROBO	1,051	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	SAOUNDI	1,770	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	YAO KOKOREKRO	166	1
GBEKE	BOTRO	LANGUIBONOU	YRASSUENO	1,035	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ABOU ANGANKRO	163	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ADI SAKASSOU	227	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ADIAMPRI KOFFIKRO	145	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	AGOUA KONGOKRO	942	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	AHOUGNANO	151	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	AKPOKRO	203	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ALLOKOKRO	2,531	3
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ALLOMANOU	1,001	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ANGAN N'GUESSANKRO	182	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ANGANKRO	498	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ANGOUAKRO	378	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ASSANKRO	156	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	ASSUMAN DJEKRO	659	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	BAMORO	1,134	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	BOBO	920	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	DIABO SOKOURA	467	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	GODOKRO	523	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KOLONGONOUAN	1,311	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KONANKRO	1,510	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KOUADIOKANKRO	151	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KOUAKOU MIANKRO	275	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KOUAME ASSEKRO	245	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KOUASSIKRO	328	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	KPANGBAMBO	2,186	2
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	LOKANOUA BROUKRO	151	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	N'DRIKRO	241	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	N'GATTA SAKASSOU	974	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	OKO N'DRANOAN	1,134	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	OUATTARAKRO	156	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	SESSENOUAN	1,104	2
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	TANOKRO	172	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	TIEPLE	1,065	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	TONGBAKRO	237	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	TOTIMBO	439	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	TROMABO	245	1
GBEKE	BOUAKE	BOUAKE	YAOKRO-KOFFIKRO	182	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	ABOUAKRO	974	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	ADIKRO	954	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	AHUEBO	151	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	AKROUGBANGBOKRO	650	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	ATTROKRO	926	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	BADJO KOUAMEKRO	672	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	BOBOKRO	968	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	BONGRABO	557	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	BOUAKRO	1,048	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	DJAMALAKRO	912	1

州	市	サブプリフェクチャー	村落	人口(推計)	新規需要
GBEKE	BOUAKE	BROBO	DJEMEKRO	153	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	FRONDOBO	151	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	KAKAHABO	144	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	KONANGOKRO	154	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	KOUAKRO	1,180	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	LANGBABO KOHOU	626	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	LANGUIRA	182	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	MAMINI	744	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	PINDIKRO	1,010	1
GBEKE	BOUAKE	BROBO	TAKIKRO	322	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	BOUAKRO	222	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	GBADAHOU KOFFIKRO	744	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	KAHAN KONOU	287	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	KANOUAN	387	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	KATIENOU	927	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	KOUADIO AKAKRO	135	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	KOUASSIBLEDJEKRO	383	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	MEBO	210	1
GBEKE	BOUAKE	DJEBONOUA	PANANGO	478	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AHELE PLI	433	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AHOUE BROUKRO	1,255	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AHOUE N'ZISSIESSOU	322	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AHUI NIAMIENKRO	153	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AKANZAKRO-LOMO	277	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	AKPOKRO	322	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ALLOUBOTI	289	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ANDOFUOE BONOU	1,739	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ANGAN KOUADIOKRO	183	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ANOUGBLEKRO	153	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	APPIAKRO	534	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ASSABOU KPANGUI	163	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	BEUGRENOU	159	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	BONDOUNKOU PLI	720	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	DIACOHOU	637	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	DILA	425	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	DJEHOUE	-	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	DJONGONOUAN	398	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	GBANI KOKORENOU	762	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	GNAMIENKRO	197	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	GOLIBLENOU	1,033	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	KANOUAN M'BRADO	151	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	KONDROBO	1,100	2
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	KOUAMEKRO	174	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	KOUEKRO	-	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	LATANI LOMO	260	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	MAHOUNOU KONGODJAN	611	2
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	NANGLAIS	1,626	2
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	N'GBEDJO KANOUAN	352	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	N'GEDJO KONGODJAN	596	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	ODIAYE	2,826	2
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	SANDO	932	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	SOLA AHOUGNANOU	260	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	SOLA BONIBROUKRO	669	1
GBEKE	SAKASSOU	SAKASSOU	YA KOUAKOUKRO	-	1
GBEKE	SAKASSOU	TOUMODI SAKASSOU	TOUMODI SAKASSOU	2,599	1
総計				164,078	263

4. UNICEF 給水プロジェクト・サイト

1-Localités initiales bénéficiaires de la mise en œuvre du 4^{ème} Programme d'Urgence de Réhabilitation post-crise (PUR 4)

N°	Département	Sous-Préfecture	Village	Population	Forage HV	HVA	Rehabilitation HVA	Latrine VIP école	Latrine VIP centre santé	Latrine SANPLAT familiale	Fosse à ordures
1	BEOUMI	Ando Kékéréno	Mandanou	2 107	1			1		7	2
2	BEOUMI	Ando Kékéréno	Tléssou Amonkro	628	0					8	6
3	BEOUMI	Ando Kékéréno	Tléssou Déhimakro	670	1					6	3
4	BEOUMI	Béoumi	Afotobo	1 852	1			1	2	11	1
5	BEOUMI	Béoumi	Assékro	604	0			1		14	9
6	BEOUMI	Béoumi	Assengou	1 976				2		26	1
7	BEOUMI	Béoumi	Bélakro	1 000	0			1		13	1
8	BEOUMI	Béoumi	Diéviéssou		1					0	0
9	BEOUMI	Béoumi	Fari - N'Gbabo	1 545	1					14	8
10	BEOUMI	Béoumi	Golikro	2 313		1				23	0
11	BEOUMI	Béoumi	Sahounty	1 210	1					7	10
12	BEOUMI	Béoumi	Souafoué Dan	1 200	1			1		27	4
13	BEOUMI	Bodokro	Agbanou	770	1					22	2
14	BEOUMI	Bodokro	Assakro	927	1					42	9
15	BEOUMI	Bodokro	Kongoti	707	1					7	1
16	BEOUMI	Bodokro	N'Dakro		1					0	0
17	BEOUMI	Bodokro	N'Guessankro					1			
18	BEOUMI	Bodokro	N'Guessankro Ahoulakro		1						
19	BEOUMI	Bodokro	Pili Akakro	1 756				1		36	7
20	BEOUMI	Kondrobo	Bourébo	1 723	1			1	2	26	4
21	BEOUMI	Kondrobo	Foutounou	600				1		2	2
22	BEOUMI	Kondrobo	Kakoflé	585				1		16	5
23	BEOUMI	Kondrobo	Kondrobo	1 900	0				2	6	0
24	BEOUMI	Kondrobo	Kouassi Kouamékro	1 697	1			1		4	1
Sous-Total BEOUMI		BEOUMI	24	25 770	14	1		13	6	317	76
25	BOUAKE	Botro	Bodouakro	226	1					10	5
26	BOUAKE	Botro	Lougbonou	852				1		7	7
27	BOUAKE	Botro	Pilikétotokro	1 100	1					11	10
28	BOUAKE	Botro	Takra adiéékro	1 008	1			1	2	6	6
29	BOUAKE	Bouaké	Assandrè	552				1		10	0
30	BOUAKE	Bouaké	Bendè kouassikro	234					2	4	0
31	BOUAKE	Bouaké	Kolongonoua	784	1			1		7	1
32	BOUAKE	Bouaké	Nedenou		1						
33	BOUAKE	Bouaké	Tiéplé	2 400	1					2	0
34	BOUAKE	Brobo	Ahouébo	324	1					5	13
35	BOUAKE	Brobo	Bobokro		1						
36	BOUAKE	Brobo	Bouakro	552	1					8	5
37	BOUAKE	Brobo	Konnassoukro	234	1					6	7
38	BOUAKE	Brobo	Mamini	784	1					5	1
39	BOUAKE	Diabo	Agbakro	1 062	1			1		8	11
40	BOUAKE	Diabo	Kahabo	262	1					7	5
41	BOUAKE	Diabo	Kanan Yaokro	240	1					8	7

N°	Département	Sous-Préfecture	Village	Population	Forage HV	HVA	Rehabilitation HVA	Latrine VIP école	Latrine VIP centre santé	Latrine SANPLAT familiale	Fosse à ordures
42	BOUAKE	Diabo	Kitikpo	101	1					5	7
43	BOUAKE	Diabo	koffikro (Kahabo)	210	1					6	6
44	BOUAKE	Diabo	Soussoubou	280	1					6	8
45	BOUAKE	Djébonoua	Kanouan	902	1					7	5
46	BOUAKE	Djébonoua	Katlénou	1 397	1			1		6	6
47	BOUAKE	Djébonoua	Konzo	1 500		1		1		7	10
48	BOUAKE	Djébonoua	Kouadio Prikro	864	1					7	7
49	BOUAKE	Languibonou	Abolikro	2 763	1			2		18	2
50	BOUAKE	Languibonou	Akabo	408	1					5	9
51	BOUAKE	Languibonou	Languibonou	2 000				2		7	4
52	BOUAKE	Languibonou	Lossinkro	520	1					15	7
53	BOUAKE	Languibonou	Ouèssé N'zué	684	1					5	4
54	BOUAKE	Languibonou	Sangrobo	792	1					6	4
55	BOUAKE	Languibonou	Saoundi	1 557				2		5	11
Sous-Total BOUAKE		BOUAKE	31	24 592	25	1		7	10	209	168
56	DABAKALA	BASSAWA	Namahounondougou	791	1			1		3	0
57	DABAKALA	Boniérédougou	Bokala Niampondougou	704				1	2		1
58	DABAKALA	Boniérédougou	Karpélé	928	1			1		3	3
59	DABAKALA	Boniérédougou	Niéméné	1 202		1		1	2	4	6
60	DABAKALA	Boniérédougou	Tindikan Sofana	710	1			1		2	3
61	DABAKALA	DABAKALA	Darala	1 063	1			1			0
62	DABAKALA	DABAKALA	Diédana Sokoura	605	0			1		5	5
63	DABAKALA	DABAKALA	Finessedougou	306	1			1	2	3	1
64	DABAKALA	DABAKALA	Kawolo Sobara	466	1			1			0
65	DABAKALA	DABAKALA	Sokala Sobara	1 468				1		5	3
66	DABAKALA	FOUMBOLO	Kapelé Sokoro	166	0					3	0
67	DABAKALA	FOUMBOLO	Kassemble	289	1					4	2
68	DABAKALA	SATAMA SOKORO	Diarradougou	984	1					6	1
Sous-Total DABAKALA		DABAKALA	13	9 682	8	1		10	6	38	25
69	KATIOLA	FRONAN	Aboukaha	115	1					7	7
70	KATIOLA	FRONAN	Gnamagnabou	556	1					7	9
71	KATIOLA	FRONAN	Kanangonon	3 006				2		5	
72	KATIOLA	FRONAN	Lofféni	151	1					6	4
73	KATIOLA	FRONAN	Tiengala	717	1			1		8	1
74	KATIOLA	KATIOLA	Kignelmakaha	223	1					5	4
75	KATIOLA	KATIOLA	Midafékaha	301	0					8	4
76	KATIOLA	KATIOLA	N'Klokaha	132	1					5	4
77	KATIOLA	KATIOLA	Touro	1 031	1					13	2
78	KATIOLA	NIAKARA	Arikokaha	874			1	1		11	3
79	KATIOLA	NIAKARA	Foiofonkaha	226	1					5	1
80	KATIOLA	NIAKARA	Kolokaha	502	1					5	2
81	KATIOLA	NIAKARA	Nadanakaha	207	1						
82	KATIOLA	NIAKARA	Namongonkaha	160	1					7	2
83	KATIOLA	NIAKARA	Niangbo	678	1			1		6	2
84	KATIOLA	NIAKARA	Niédiékaha	1 240			1			5	1

N°	Département	Sous-Préfecture	Village	Population	Forage HV	HVA	Rehabilitation HVA	Latrine VIP école	Latrine VIP centre santé	Latrine SANPLAT familiale	Fosse à ordures
85	KATIOLA	NIAKARA	Nierétinkaha	247	1					4	1
86	KATIOLA	NIAKARA	Ouéréguékaha	829			1			5	2
87	KATIOLA	NIAKARA	Péttonara	1 490	1				2		
88	KATIOLA	TAFIRE	Kouroukouna Gare	203	1					8	2
89	KATIOLA	TAFIRE	Nayolvogo	337	1					4	1
90	KATIOLA	TAFIRE	Tchègbo	165	1					8	1
91	KATIOLA	TIMBE	Kafigué	284	0					9	2
92	KATIOLA	TIMBE	Koffssiokaha	1 286	1			1		5	2
93	KATIOLA	TIMBE	Timbé	1 419			1	1		3	0
94	KATIOLA	TORTIYA	Zouhayéri	127	1					5	1
Sous-Total KATIOLA		KATIOLA	26	16 506	19		4	5	4	154	58
95	MANKONO	KONGASSO	Gbéma	616	1					10	0
96	MANKONO	KONGASSO	Zonvoakaha	132	1					7	2
97	MANKONO	Kounahiri	Dorodepla	440				1		5	0
98	MANKONO	Kounahiri	Trafesso	1 400						6	0
99	MANKONO	MANKONO	Borohouelema	329	1					6	4
100	MANKONO	MANKONO	Dantogo	737				1		10	0
101	MANKONO	MANKONO	Djenedjan	834	1			1		8	0
102	MANKONO	MANKONO	Doho Kabako Campement	1 050	1					12	6
103	MANKONO	MANKONO	Heremankono	241				1		7	4
104	MANKONO	MANKONO	Karamokola	2 965				1		6	0
105	MANKONO	MANKONO	Yankadi	383	1					8	0
106	MANKONO	MARANDALLAH	Dandougou	2 039				1		14	1
107	MANKONO	MARANDALLAH	Sanankoro	1 064	1			1		11	0
108	MANKONO	MARANDALLAH	Téguépé	1 884				1		15	0
109	MANKONO	SARHALA	Adamakaha	584	1					12	0
110	MANKONO	SARHALA	Biélou Carrefour	2 700		1				14	4
111	MANKONO	SARHALA	Paniko1	1 367	1			1		7	0
112	MANKONO	Tiéningboué	Bada	1 500				1		15	0
113	MANKONO	Tiéningboué	Bagao	1 800	1					7	0
114	MANKONO	Tiéningboué	Diallakoro					1	2		
115	MANKONO	Tiéningboué	Fouroughankoro	984	1					9	16
116	MANKONO	Tiéningboué	Kobadalla	1 372				1		11	3
117	MANKONO	Tiéningboué	Ouedallah					1	2		
118	MANKONO	Tiéningboué	Tiéningboué					1			
Sous-Total MANKONO		MANKONO	24	24 421	11	1		14	4	201	40
119	SAKASSOU	Ayaou-Sran	Ayaou - Sokpa	5 951	1			3	2	20	1
120	SAKASSOU	Ayaou-Sran	Sran - Béiakro (Bolongo)	6 040	1			2		6	0
121	SAKASSOU	Ayaou-Sran	Sran - Bondossou	2 072	1			1		8	3
122	SAKASSOU	Sakassou	Ahouè Broukro	672	1			1		6	3
123	SAKASSOU	Sakassou	Appiakro	887	1					4	2
124	SAKASSOU	Sakassou	Kangrè	1 189	0					8	6
125	SAKASSOU	Sakassou	Nanglais	836	0			1		4	1
126	SAKASSOU	Sakassou	Sando	576	1			1		10	3
127	SAKASSOU	Sakassou	Sokobo	2 323		1		1		18	4

N°	Département	Sous-Préfecture	Village	Population	Forage HV	HVA	Rehabilitation HVA	Latrine VIP école	Latrine VIP centre santé	Latrine SANPLAT familiale	Fosse à ordures
128	SAKASSOU	Sakassou	Souafoué Djan	712	1			1		1	0
129	SAKASSOU	Toumodi Sakassou	Kongo	852	0					2	5
130	SAKASSOU	Toumodi Sakassou	Toumodi Sakassou	2 183	1			2		15	4
Sous-Total SAKASSOU		SAKASSOU	12	24 293	8	1		13	2	102	32
TOTAL GENERAL				125 264	85	5	4	62	32	1021	399

5. 収集資料リスト

番号	資料の名称	形態/内容	発行機関/入手機関
GOV-01	La Décentralisation Ivoirienne, Partie législative, Volume 1	図書	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-02	La Décentralisation Ivoirienne, Partie réglementaire, Volume 2	図書	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-03	Loi de Finances Portant Budget de l'Etat Pour l'Annee 2013	冊子	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-04	DGDDL Direction Generale de la Decentralisation et du developpement Local, Ministere d'Etat, Ministere de l'Interieur et de la Securite	パンフレット	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-05	LOI N° 2012-1128 DU 13 DECEMBRE 2012 PORTANT ORGANISATION DES COLLECTIVITES TERRITORIALES (目次のみ日本語翻訳あり。英語全文翻訳あり)	Word PDF Word (翻訳)	JICA コートジボワール事務所 内務省地方分権・地方開発総局 翻訳 (JICA コートジボワール事務所)
GOV-06	Ordonnance n° 2011-262 du 28 septembre 2011 d'orientation sur l'organisation générale de l'administration territoriale de l'Etat (日本語翻訳あり：国の地方行政の全般的組織の方針に係る2011年9月付行政命令)	コピー・PDF Word (翻訳)	内務省地方分権・地方開発総局 翻訳 (大川氏)
GOV-07	COMPOSITION DES CONSEILS REGIONAUX 12 12 2012	Excel	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-08	COMPOSITION DES CONSEILS MUNICIPAUX 12 12 2012	Excel	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-09	Ressort territorial des Communes du District de la Vallée du Bandama	Excel	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-10	PERSONNEL DES COLLECTIVITES TERRITORIALES DE COTE D'IVOIRE (BILAN 2012)	Word	内務省地方分権・地方開発総局
GOV-11	DECRET N°2011-263 du 28 SEPTEMBRE 2011	PDF	JICA経済基盤開発部
GOV-12	国から地方自治体への管轄権の委譲および配分に関する2003年7月7日の法律第2003-208号	Word	JICA経済基盤開発部
GOV-13	地方分権化にかかる現状	Word	JICA経済基盤開発部
GOV-14	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région du Worodougou	Word	Institut National de la Statistique
GOV-15	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région des Savanes	Word	Institut National de la Statistique
GOV-16	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région du Zanzan	Word	Institut National de la Statistique
GOV-17	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région de Denguélé	Word	Institut National de la Statistique
GOV-18	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région du Bafing	Word	Institut National de la Statistique
GOV-19	VOLUME V: SITUATION DEMOGRAPHIQUE NATIONALE, RECENSEMENT GÉNÉRAL DE LA POPULATION ET DE L'HABITATION DE 1998, RGPH-98 Région de la Vallée du Bandama	Word	Institut National de la Statistique
GOV-20	北部6ディストリクト 郡面積	Excel	Institut National de la Statistique
GOV-21	ACTIONS PRIORITAIRES DU PND 2012-2015 DE LA REGION DU GBEKE	Excel	Ministère du Plan et du Développement
GOV-22	Rapport de Reunion	コピー	Direction Regionale du Gbeke et du Hambol, Ministère d'Etat, Ministère du Plan et du Développement
GOV-23	Programme Triennal 2013-2014-2015 du Département de Bouaké	Word	Conseil Général de Bouaké
GOV-24	Reglement Interieur, Conseil Général de Bouaké	冊子	Conseil Général de Bouaké
GOV-25	Mise en Place d'un Systeme de construction et de gestion des Infrastructures Sociales Dans le Cadre de la Realisation des Objectifs du Millenaire Pour le Developpement (OMD) dans le Departement de Bouake, Rapport Final, Fevrier 2012	コピー	Conseil Général de Bouaké
GOV-26	Tableau recapitulatif du Personnel, Récapitulatif des Effectifs	コピー	Conseil Général de Bouaké
GOV-27	Situation des Depenses de la Commune 2013 Situation des Recettes de la Commune 2012	コピー	Commune de Bouake
GOV-28	Programme Triennal 2012-2014 de la Commune de Bouake	コピー	Commune de Bouake
GOV-29	Budget Primitif de l'Exercice 2013 de la Commune de Bouake	コピー	Commune de Bouake
GOV-30	Organigramme de la Mairie de Bouake	コピー	Commune de Bouake
GOV-31	Cadre Organique des Emplois, Exercice 2011	コピー	Commune de Bouake
GOV-32	A l'Attention de JICA, Cote d'Ivoire	コピー	Prefecture de Bouake
GOV-33	Situation des l'Electrification Rurale dans le Departement de Sakassou	コピー	Prefecture de Bouake
GOV-34	Deliberation du Conseil Municipal No 2012/02CBKE/SG DU 03 Mars 2012 Instituant Les Taxes Municipales de l'Exercice 2012	コピー	Prefecture de Bouake
GOV-35	Budget Primitif de l'Exercice 2013 de la Commune de Brobo	コピー	Commune de Brobo
GOV-36	Programme Triennal 2013-2015 de la Commune de Brobo	コピー	Commune de Brobo
GOV-37	Programme Triennal 2013-2014-2015 du Département de Sakassou	コピー	Conseil Général de Sakassou
GOV-38	Budget Primitif de l'Exercice 2012, Conseil Général de Sakassou	コピー	Conseil Général de Sakassou
GOV-39	Plan Strategique de Developpement, Post-Crise de Sakassou, 2010-2020	図書	Conseil Général de Sakassou
GOV-40	Rapport de l'Atelier du Diagnostic Global Participatif de l'Espace de Concertation Ouest, Elaboration du Plan Strategique de Developpement, Post-Crise du Departement de Sakassou	図書	Conseil Général de Sakassou
GOV-41	Rapport de l'Atelier du Diagnostic Global Participatif de l'Espace de Concertation Sud, Elaboration du Plan Strategique de Developpement, Post-Crise du Departement de Sakassou	図書	Conseil Général de Sakassou
GOV-42	Rapport de l'Atelier du Diagnostic Global Participatif de l'Espace de Concertation Est, Elaboration du Plan Strategique de Developpement, Post-Crise du Departement de Sakassou	図書	Conseil Général de Sakassou
GOV-43	Rapport de l'Atelier du Diagnostic Global Participatif de l'Espace de Concertation Nord, Elaboration du Plan Strategique de Developpement, Post-Crise du Departement de Sakassou	図書	Conseil Général de Sakassou
GOV-44	Document Bilan 2002-2011, Departement de Sakassou	冊子	Conseil Général de Sakassou
GOV-45	Programme Triennal 2013-2015 de la Commune de Sakassou	コピー	Commune de Sakassou
GOV-46	Budget Primitif de l'Exercice 2013, Commune de Sakassou	コピー	Commune de Sakassou
GOV-47	Deliberation de Taxes Municipales de la Commune de Sakassou, Exercice 2013	コピー	Commune de Sakassou
GOV-48	Hydrauliques Villageoises non Fonctionnelles a Rehabiliter dans la Commune de Sakassou	コピー	Commune de Sakassou
GOV-49	Municipales 2013, PDCI-RDA, Amour - Paix - Developpement, Sakassou, Kouadio Kouamé Eugène	パンフレット	サカソ市長
GOV-50	Plan de Developpement Local 2012-2015, Région du LOH Djiboua, Sous-Prefecture de Hiré	図書	UNDP
GOV-51	Guide pratique de l'élu, Plan d'Urbanisme Directeur	冊子	UNDP
GOV-52	Guide pratique de l'élu, Institutions locales	冊子	UNDP
GOV-53	Les Perspectives pour le Renforcement de Systemes de Gouvernance Inclusifs et Efficients en Cote d'Ivoire	コピー	UNDP
GOV-54	L'AFD et la Cote d'Ivoire	パンフレット	AFD : Agence Française de Développement
GOV-55	Rapport General, Atelier de Validation du Bilan de la Decentralisation en Cote d'Ivoire (2001-2012)	コピー	World Bank
Wat-1	PLAN STRATEGIQUE 2012-2015 DU SECTEUR DE L'EAU POTABLE EN COTE D'IVOIRE	コピー	水道セクターのマスタープラン要約
Wat-2	les echos	コピー	フアケのHV寄贈の記事
Wat-3	L'AFD ET LA COTE D'IVOIRE	コピー	AFDのコートジボワールにおける活動のパンフレット
Wat-4	Project Paper CI May 3 2010	電子	都市給水プロジェクトの要約
Wat-5	WB P124715 Project Paper	電子	同上
Wat-6	PHAM - CF N° 024-147	電子	EUの給水プロジェクトのConvention
Wat-7	PURIV RapEval versFin 0412	EUの給水プロジェクトのFinal Report	EU
Wat-8	EDS_WASH	WASH プロジェクトのデータ集	UNICEF
Wat-9	Fiche WASH Draft 15 Mai 2013	WASH プロジェクトのデータ集	UNICEF
Wat-10	Matrice Projets WASH 20130515	国際機関、他ドナーのプロジェクトリスト	UNICEF
Wat-11	PUR 4 Hydraulique rurale - Liste villages bénéficiaires UNICEF	Gbeke州内におけるUNICEF給水プロジェクトのサイトリスト	UNICEF
Wat-12	T201A_Wash	WASH プロジェクトのデータ集 (給水)	UNICEF
Wat-13	T202A_Wash_toilet	WASH プロジェクトのデータ集 (衛生)	UNICEF
Wat-14	Decret No. 2011-392 du 16 novembre 2011 (portant organisation du Ministere des infrastructures Economiques)	MIEの組織に対するDecree	ONEP
Wat-15	PLAN STRATEGIQUE 2012-2015 DU SECTEUR DE L'EAU POTABLE EN COTE D'IVOIRE	水道セクターのマスタープラン要約	ONEP

Wat-16	Situation HV_GBEKE	Gbeke州のHVの状況調査の結果	ONEP
Wat-17	BESOINS HV & HVA	Gbeke州のHV及びHVAの状況調査の結果	DTH
Wat-18	各villageの現状	各VillageのHVの状況が詳細に記載（但し、情報のupdateは必要）	DTH
Wat-19	BQUAKE県パイロット事業候補地リスト	2001年の情報なので、updateは必要	DTH
Wat-20	FORMES EN 2008	エリアメカニックの名簿	DTH
Wat-21	GMHD HVA契約書	GMHDとConseil General間の契約書	GMHD
Wat-22	GMHD villageとの契約書	GMHDとvillage間の契約書	GMHD
Wat-23	MAPが過去に実施した給水プロジェクトのサイト in Gbeke	MAPが過去にGbeke州内で実施した給水プロジェクトのサイトリスト	+MAP I.
Wat-24	HPV60_2000_A	HVカタログ	VERGNET
Wat-25	HPV100_A	HVカタログ	VERGNET

